

令和2年第2回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号(6月9日)(火曜日)	
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2 会期の決定	5
1. 日程第 3 諸般の報告	5
1. 日程第 4 行政報告	6
1. 日程第 5 常任委員の選任について	6
1. 日程第 6 議会運営委員の選任について	7
1. 日程第 7 一般質問	8
是 枝 孝太郎 議員	8
徳之島町単独の給付金・支援について	
新型コロナウイルス感染対策として介護者支援について	
教育振興について	
(秋丸地域営業課長、高岡町長、政田企画課長、 保久介護福祉課長、尚学校教育課長、福教育長)	
富 田 良 一 議員	21
新型コロナウイルスについて	
児童公園の遊具設置について	
(尚学校教育課長、福教育長、安田健康増進課長、 向井総務課長、幸野副町長)	
広 田 勉 議員	28
SDGsについて	
年金について	
地震対策について	
薬物防止について	
教育について	
新生活について	
(政田企画課長、新田住民生活課長、向井総務課長、 尚学校教育課長、福教育長、高岡町長)	

竹山成浩議員	55
災害対策について	
教育振興について	
産業振興について	
(向井総務課長、亀澤建設課長、保久介護福祉課長、 高岡町長、尚学校教育課長、福教育長、 秋丸地域営業課長、政田企画課長、安田健康増進課長)	
1. 散会	75
第2号(6月10日)(水曜日)	
1. 開議	79
1. 日程第1 一般質問	79
宮之原順子議員	79
予防ワクチンについて	
新型コロナウイルス感染防止対策について	
補助金について	
(安田健康増進課長、向井総務課長、茂岡社会教育課長)	
木原良治議員	86
行事予定について(緊急事態宣言解除後)	
熱中症対策について	
緊急救命出動について	
(向井総務課長、茂岡社会教育課長、尚学校教育課長、 秋丸地域営業課長、高城農林水産課長、福教育長、 高岡町長)	
植木厚吉議員	94
島スタイルの観光産業のあり方について	
闘牛文化の継承について	
新しい生活様式の構築について	
(秋丸地域営業課長、高城農林水産課長、高岡町長、 茂岡社会教育課長、幸野副町長、向井総務課長、 保久介護福祉課長、安田健康増進課長、)	
幸千恵子議員	107
新型コロナウイルスについて	

農業委員会について

防災対策について

家畜排泄物について

(政田企画課長、向井総務課長、福教育長、高岡町長、
秋丸地域営業課長、安田健康増進課長、
福田農業委員会事務局長、高城農林水産課長、
亀澤建設課長、福耕地課長)

1. 散 会	143
--------	-----

第3号(6月11日)(木曜日)

1. 開 議	147
--------	-----

1. 日程第 1 一般質問	147
---------------	-----

勇 元 勝 雄 議員	147
-------------------	-----

子ども医療費について

庁舎建設について

農政について

畑総事業について

町財産の管理状況について

コロナ対策について

(保久介護福祉課長、安田健康増進課長、高岡町長、
向井総務課長、幸野副町長、高城農林水産課長、
福耕地課長、尚学校教育課長)

松 田 太 志 議員	176
-------------------	-----

畜産振興について

保育環境について

(高城農林水産課長、高岡町長、尚学校教育課長、
保久介護福祉課長、福教育長)

1. 散 会	190
--------	-----

第4号(6月12日)(金曜日)

1. 開 議	194
--------	-----

1. 日程第 1 議案第32号 専決処分について承認を求める件	194
---------------------------------	-----

1. 日程第 2 議案第33号 専決処分について承認を求める件	195
---------------------------------	-----

1. 日程第 3	議案第 34号	専決処分について承認を求める件	197
1. 日程第 4	議案第 35号	専決処分について承認を求める件	198
1. 日程第 5	議案第 36号	専決処分について承認を求める件	199
1. 日程第 6	議案第 37号	徳之島町税条例の一部を改正する条例について	202
1. 日程第 7	議案第 38号	徳之島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	203
1. 日程第 8	議案第 39号	徳之島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	204
1. 日程第 9	議案第 40号	徳之島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	205
1. 日程第 10	議案第 41号	徳之島町介護保険条例の一部を改正する条例について	206
1. 日程第 11	議案第 42号	総合整備計画の一部変更について	207
1. 日程第 12	議案第 43号	工事請負変更契約（徳之島町浄化センター前処理施設機械設備工事）について	208
1. 日程第 13	議案第 44号	工事請負変更契約（徳之島町浄化センター前処理施設電気設備工事）について	210
1. 日程第 14	議案第 45号	監査委員の選任について	211
1. 日程第 15	議案第 46号	令和2年度一般会計補正予算（第2号）について	212
1. 日程第 16	議案第 47号	令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	215
1. 日程第 17	議案第 48号	令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	218
1. 日程第 18	議案第 49号	令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	219
1. 日程第 19	議案第 50号	令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）について	220
1. 日程第 20	報告第 1号	繰越明許費について	221
1. 日程第 21	報告第 2号	事故繰越費について	223
1. 日程第 22	報告第 3号	町営住宅未払賃料請求に関する調停の申立について	224

1. 日程第 2 3	選挙管理委員及び同補充員の選挙	225
1. 日程第 2 4	陳情第 4 号 徳之島地区の県港湾工事発注における特定 J V の結成について	226
1. 日程第 2 5	陳情第 6 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分 の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予 算に係る意見書採択の陳情について	227
1. 日程第 2 6	発議第 1 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度 拡充に係る意見書について	228
1. 日程第 2 7	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	230
1. 閉 会		230

令和2年第2回徳之島町議会定例会

会期日程

令和2年第2回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和2年6月9日開会～令和2年6月12日閉会 会期4日間

月	日	曜日	会議別	日程
6	9	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○常任委員の選任について ○議会運営委員の選任について ○一般質問（是枝・富田・広田・竹山）4名
	10	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問（宮之原・木原・植木・幸）4名
	11	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問（勇元・松田）2名 ○各常任委員会
	12	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○議案（条例・補正予算等）審議、採決 ○報告 ○委員長報告 ○発議 ○閉会

令和2年第2回徳之島町議会定例会

第1日

令和2年6月9日

令和2年第2回徳之島町議会定例会会議録
令和2年6月9日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 常任委員の選任について

○日程第 6 議会運営委員の選任について

○日程第 7 一般質問

是枝孝太郎 議員

富田 良一 議員

広田 勉 議員

竹山 成浩 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	向井久貴君
企画課長	政田正武君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	保久幸仁君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	幸田智子君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

ただいまから令和2年第2回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池山富良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番勇元勝雄議員、7番徳田進議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（池山富良君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月12日までの4日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（池山富良君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

この際、特に報告いたしますことは、監査委員から令和元年度の例月現金出納検査、3月、4月、5月分と令和2年度4月、5月分の結果報告がありました。

なお、関係書類等は事務局に常備してありますので、御覧いただきたいと思います。

そのほか、総務課から徳之島町教育大綱と徳之島町立幼稚園・小学校・中学校再編に関する答申書の報告がありました。

また、今期定例会におきまして、本日までに受理した陳情、請願は、会議規則第92条の規定により、陳情書、請願書の写しの配付とともに、所管の常任委員会に付託することにしたので、御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（池山富良君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

詳細につきましては、お手元に配付してある資料のとおりであります。主なものを申し上げます。

3月の22日から3月の24日、鹿児島県町村会の3月の理事会に出席しております。

この際、各町村の要望等を加味しながら、コロナ対策について本町と現場との連携を深めるよう要望をしたところであります。

そして3月26日から3月の27日、鹿児島県の町村会の理事会に出席しておりますが、これは県の副知事、そして県の知事にコロナ対策についてしっかりと要望をしたところであります。

4月7日、新型コロナウイルス感染症対策会議に出席。

5月の19日から5月の21日、鹿児島県の町村会理事会の開催に出席しておりますが、この際にも、奄美につきましては、空港、そしてまた、飛行場等のサーモグラフィーないし検温の継続と島外からの感染予防についての対策を、県のほうに要望をするべくというところでまとめたところであります。

さらには、奄美につきましては、島外からの観光を重視する政策を取っているところで、このコロナにおいて島外からの来客に対してどのような予防策を取るのかということで、県のほうに要望したところであります。

以上で、行政報告を終わりたいと思います。

○議長（池山富良君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 常任委員の選任について

○議長（池山富良君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

各常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員長及び副委員長の互選の結果が報告されましたので、これを朗読します。

総務文教厚生常任委員長、行沢弘栄議員、副委員長、富田良一議員。経済建設常任委員会委員長、徳田進議員、副委員長、松田太志議員。以上のとおり決定しました。

△ 日程第6 議会運営委員の選任について

○議長（池山富良君）

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条4項の規定によって、是枝孝太郎議員、行沢弘栄議員、徳田進議員、富田良一議員、松田太志議員、以上5名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、是枝孝太郎議員、行沢弘栄議員、徳田進議員、富田良一議員、松田太志議員を選任することに決定しました。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

委員長には是枝孝太郎議員、副委員長に行沢弘栄議員が決定しました。

△ 日程第7 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第7、一般質問を行います。

是枝孝太郎議員の一般質問を許可します。

○10番（是枝孝太郎君）

マスクを外して質問したいと思います。

皆様、おはようございます。

全世界が新型コロナウイルスに翻弄され、日常生活がままならない今日、新型コロナウイルスに感染され、お亡くなりになられました人々に心から御冥福をお祈りするとともに、感染され、入院中の皆様の一日も早く回復され、一日も早く社会復帰がなされることを心より願います。

令和2年第2回6月定例会におきまして、10番議員の是枝が通告の3項目について伺います。執行部並びに主管課長の明快で的確なる答弁を求めます。

質問事項の内容は、4月20日に徳之島町議会議員16名が町当局へ新型コロナウイルス対策について、徳之島町全体に関わるきめ細やかな対応を5項目について要望を提出してあります。

そして、5月8日に徳之島町内の事業者支援のため、徳之島町単独給付金の要望書を徳之島町議会議員16名が、本町の当局に要望書として提出してある内容を取り上げて質問したいと思います。

1項目め、徳之島町単独の給付金・支援について。

どういうふうな状況なのか、伺いたいと思います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

おはようございます。

お答えします。

現在、飲食業、サービス業に204件、一番影響のあった事業ということで、申請書を送付してあります。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

204件という答弁ですけども、それよりもっと増える可能性があるのか、伺いたいと思いま

す。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

飲食・サービス業のほうはこの204件より減るかと考えております。なぜかという、この件数は保健所のほうから営業許可をもらっている方のデータを県のほうから頂きまして、その方全員に申請書を送付してありますので、この中で営業をしていない方がおられるので、この件に関しては、若干減ってくるのではないかと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

分かりました。それでは、（2）の対象外についての影響を受けている事業所について、支援策を考えているのか、伺います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

先般、徳之島町といたしましては、新聞報道にありましたように、生活関連サービス業、製造業、卸売・小売業を対象に、商工業に関しても随時支援金の給付を予定しております。

○10番（是枝孝太郎君）

南海日日新聞の6月3日の新聞の中でありますけども、その中にいろいろ書いてありますけど、この内容と合致しない事業所はあるのか、どういうふうに町当局は考えているのか、伺いたいと思います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

南海日日新聞報道にありました中には、娯楽業が入ってございました。それと、飲食業、サービス業が抜けておりましたので、その旨、そこの点を新聞社のほうにもちょっと確認をして変更してもらうようにはこちらのほうから連絡をしております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

分かりました。的確に判断して的確に速やかな対応をお願いしたいと思います。我が徳之島町においても、事業所は自粛の方向で一生懸命努力されていたわけですので。

それでは、3番目の自粛延長になった4分野の事業所にさらなる給付の上乗せは実現可能なのか、伺いたいと思います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

先ほど申し上げたように、徳之島町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金ですが、飲食・サービス業は204件、これに関しまして10万円の補助となっておりますが、県のほうか

ら出ました4業種、スナック、バー、カラオケ等におきましては、10万円の上乗せ、20万ということで支給をする、上乗せをします。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

分かりました。早めの対応をしていただきたいと思います。この件に関して、6月号の広報に私たち議会も要望書として提出してありますので、しっかり対応を町としては考えていただきたいと思います。

それでは、（4）の政府も予備費で大学、短大、専門学校、日本語学校に支援を行うことを決定しているが、徳之島町単独で大学、短大、専門学校の学生に支援を考えているのか、伺いたしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

学校の関係についてですが、当初徳之島町といたしましては、5月の連休に帰省客が非常に自粛をしていただいたという感謝の意味を込めまして、企画課のほうで特産品を送るということで今考えているところで、今申込みもあるように思います。

そして、具体的な支援策につきましては、政府のほうで対策をするということですので、その状況を鑑みながら町としてできることを考えていきたいというふうに考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

広報等にご載っておられる、徳之島町帰省を自粛している町出身の学生さんを支援しますという、広報にうたわれていますけど、どういうふうな内容であるのか、伺いたしたいと思います。

○企画課長（政田正武君）

コロナウイルスの影響により帰省を自粛した徳之島町出身の学生ですね、中学生、高校生、大学生、専門学校生などを対象に、町長の意向もありまして、ふるさと応援便、帰ってこれないので、町としても何か応援できないかということで立ち上げたところでございます。

美農里館のカレーなど、徳高のみそですね、3,500円相当の応援品でございます。300個準備しておりまして、令和2年6月4日現在で188件を受け付けております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

この申請の期間は5月20日から6月15日となっておりますけど、これを延長する気はあるのか、多少なりとも、1週間とか2週間延長するつもりはあるのか、伺いたしたいと思います。

○企画課長（政田正武君）

300個に到達しなければ、延長も考えてもいいのではないかと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

中学校、高校、短大、専門学校、大学生のある程度の人数把握はなされているのか。また、

これをホームページで申請を登録してやるのか、伺いたいと思います。

○企画課長（政田正武君）

ホームページでも申請できますし、役場のほうで申請書もしております。また、この人数について、大体年間100名ほど出ていくということで数字を上げてございます。

○10番（是枝孝太郎君）

なるべく速やかに学生の方々に支給していただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

新型コロナウイルス感染対策として介護者支援について伺いたいと思います。

具体的に介護者、看護者が感染したら代替え策の確実なる提供、また現在非常に困っていることとして、マスク、消毒液の衛生用品の入手が困難であることで、精神的負担、ストレスの増大及び具体的な疲労感の増大があることを確実に解決する策は考えておられるのか、伺いたいと思います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

去る3月6日、厚生労働省による事務連絡の中で、社会福祉施設等における感染拡大のための留意点についての中で、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の当該社会福祉施設等における対応について、以下の対応が行うようありました。

保健所の指示があった場合はその指示に従うこと。具体的な対応の中身としては、1、情報の共有、報告等の実施。2、消毒、清掃等の実施。3、濃厚接触が疑われる利用者、職員の特定。4、濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施。5、濃厚接触が疑われる職員に係る対応の実施。この通知に伴い、特に訪問系サービスについての利用者に対して、4月29日、徳之島保健所において3町と保健所の担当者による新型コロナウイルス感染症対策連絡会議が開催され、情報交換が行われました。

その中で、介護者、看護者等に感染が疑われた場合は、保健所の指示に基づき行動を行うことを再確認いたしました。

マスク及び消毒液については、県から介護施設における必要数の問合せがあり、3月に6施設550枚、5月に7施設2,200枚、消毒用エタノールを4月に2施設へ合計4リットルそれぞれ県から提供がありました。

町といたしましても、町民の方から頂いたマスク等を医療機関等に配布のほうを行いました。

今後も引き続き、高齢者施設等でも院内感染が発生していたことから、感染ルートとしてサービス提供者及び利用者、面会者からの感染が上げられ、サービス提供者や利用者は手洗いや適切なマスクの着用、3密の回避など感染防止の徹底、面会者からの感染防止として、面会の一時中止や回数及び人数制限など適切な対応をすべきであると考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、介護事業所が休業や施設が深刻な状況の中、新型コロナウイルスの影響でこれまでどおりのケアが難しくなる中、自宅で家族の介護などを行っている人々が多く、衛生用品の不足や精神的負担の増大で困っていることが、介護者を支援する民間団体のアンケートで結果が出ております。

このアンケートの調査は、日本ケアラー連盟、ケアラーとは介護者、看護者のことを示します、3月下旬に高齢や病気の家族、障害のある子供を自宅などで介護したり看病している人を対象に、インターネットを通じて調査を行っております。

この中で、自分が新型コロナウイルスに感染した場合の代替え策を考えているか尋ねたところ、「まだ考えていない、どうしたらいいのか分からない」が全体の52%、「代わりの人はいない」が全体の51%と、過半数を超えていると。

こういう状況の中で、自宅で行っている方のケア、そして対策はどうするのか、伺いたいと思います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

先ほど4月29日に保健所と並びに徳之島3町の担当者の連絡会議を行いました。その会議の中で行われた内容につきましては、今、是枝議員のほうからもありましたけど、独居高齢者並びに身内の身寄りがない場合は、各町の担当者のほうでそのような方を拾い上げるといいますか、対象者の方を抽出いたしまして、有事に対応できるように各介護事業所をお願いしているところであります。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、その自宅介護をされている方々で、今非常に困っているのは、先ほど言いましたマスクとか消毒が足りない、入手されない、全体の70%の方がアンケートに答えています。そういう方々のマスク、消毒液は自宅に速やかに提供できるのか、伺いたいと思います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

その件につきましては、該当者の方が介護施設等を利用しておりますので、町のほうとしてもマスクのほうを事業所のほうから配布いたしましたので、その事業所のほうから該当の方にマスクのほうは配布されたと理解しております。

○10番（是枝孝太郎君）

確実にその方々の、在宅介護されている方々のお手元にマスク、消毒液が確実に届くようにしていただきたいと思います。介護途中で買物等がなかなか困難でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その方々は精神的な負担、ストレスが増している、全体の55%に上ります。身体的疲労感が

増している、33%、介護福祉サービスなどが足りない、頼みにくくなった、これは20%と、問題が長期化した場合にはどのような支援が必要なのか尋ねたところ、やっぱりマスク、消毒液が最優先していただきたいと、延長するときは、万が一、第2波、第3波が来たときの優先的にその方々にマスク、消毒液を配布していただきたいという希望が66%あります。

そして、緊急時の要介護者へのサービスや受皿が欲しいが全体の64%、介護福祉サービスが現状どおり供給できるようにしてほしいが全体の46%で、こういう記述もあります。現在の国や自治体の対策は、日常的支援が必要な人が、感染するなどして隔離、入院された場合のことが想定されていない、なかなか想定されていない、今現に想定されていないという、これは3月下旬の段階の意見です。

もともと介護者は孤立しやすいという上に、さらなる孤立で家族はもう疲れ果てていると、不安や疲労がある、非常に訴える声が寄せられているということで、日本ケアラー連盟は介護する人への支援がなければ生活が崩壊したり、共倒れしたりするおそれがあると。

そしてなおかつ、それに関してストレスにおいて虐待、鬱病になる人が増えてくると、命に直結する問題が非常に多いので、早急な対応を望みますというアンケート調査があります。

これを真摯に受け止めて、町独自としても対策を真剣に考えて、そしてある程度のガイドラインは町独自でも考えられると思いますので、対策をしていただきたいと思います。介護福祉課長のもう1回答弁もraitたいと思います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

今、是枝議員からもありましたけど、第2波、第3波の可能性も十分に含んでおりますので、現段階での介護福祉事業所におけるいろんな対策等も今後はまた考えていきたいと思っております。

○10番（是枝孝太郎君）

課長、よろしくお願ひします。

それでは次に、教育振興について、学校現場のICTの現状はどうなっているのか。タブレットの普及について、今現状について伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

本町では、平成27年度から遠隔授業で北部の4小学校に50台のタブレットがあります。あと昨年度、町の全小中学校にふるさと納税思いやり基金事業を活用して、123台のタブレットを導入いたしました。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、W i — F i 環境について、今後どのような対応をするのか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

W i — F i 環境につきましても、今年度のG I G Aスクール構想って事業がありまして、そこで各小中学校を高速ネットワークで結ぶ予定でW i — F i の設置を考えています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

W i — F i に関してですけど、こういう新型コロナウイルスに関して自宅待機、そして台風等の自宅待機、そういったことでやっぱり学習内容のケアが必要だと思いますけど、子供たち個々にW i — F i 環境を整った状況で自宅学習がサポートできるのか、どういう考えをしているのか、伺いたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今、W i — F i 環境につきまして、今度新型コロナウイルスの休業期間にアンケートを取りまして、各小中学校でW i — F i の自宅での環境整備状況につきましてアンケートを取ったんですけど、それによりますと、59.9%の家庭でW i — F i は一応使えるということでありました。

今後の対応としましては、今考えているのは、取りあえず学校のW i — F i をまず環境を整備して、その後、臨時的にでも家のほうはちょっと整備をしていきたいというふうに考えております、家庭のほうは。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

町長はどのようなふうな考えをしているのか、I C Tに関して非常に力を入れているわけですから、携帯でデザリングでそれを利用してもいいんですけど、なかなかギガ数がなければ学力に追いつけません。そしてデータの抽出もできませんので、町長の考えは、未来においてどのようなふうな考えをしているのか、伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

今後の全戸のW i — F i 設備につきましては、今年度前倒しで計画を立てたいというふうに考えておりまして、事業主体は民間のほうと連携を取りたいというふうに思います。

今、光ファイバーが整備されているのが、亀津と亀徳地域、そしてあとは公共施設等になるわけですが、将来の負担、そしてまたコスト面を考えますと、民間で事業主体となっただけ、そして運営、管理等についても、民間のほうでやっていただき、当初の設備投資について

町のほうで負担をする考えでございます。

時も折、今コロナ対策といたしまして、遠隔の授業でありますとか、ホームワーク等の話題で政府のほうも義務的に事業者に対して全戸にWi-Fi設備をするような法改正が進んでいくものと思われまますので、今後は臨時の交付金等を利用しながら、事業を早急に進めていきたいというふうに考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

しっかりとした対応をしていただいで、新型コロナだけじゃないんです。我が離島は台風もありますので、学校に登校できない場面も何日かありますので、そういったときに対応できる。それに関しては電気等が、設備等が必要ですけども、そういった対応をしていただきたいと思ひます。

それでは、3番目の不登校児童生徒に対するICT環境と教育指導について伺ひます。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今年新たに教育委員会としまして、指導官を配置しまして生徒の指導等に当たってもらっています。また、不登校支援室を設置して不登校児童に対する指導、相談等も今後行っていきたくて思ひております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

具体的に不登校対策として、質問の中じゃないんですけど、ある程度5項目の考え方があると思ひます。将来の社会的自立に向けた支援の視点、連携ネットワークによる支援、将来社会的自立のための学校教育の意識、役割、働きかけることや関わりを持つことなどの重要性、保護者の役割と家庭への支援と、そういった5つの項目がありますけど、それを一つのものとして、不登校に関してICTを利用した教育カリキュラムを組んでいただきたいと思ひます。

教育長先生の考えはどういうふうで思ひているのか、伺ひたいと思ひます。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。

現在、不登校対策の推進につきましては、いろいろ文科省の通知のほうも出されておりますので、総合的に推進するということでありまます。

前の議会の中でも不登校の支援につきましては、是枝議員のほうから質問がありました。本年度、先ほど申し上げましたとおり、指導官制度を入れまして、具体的に先ほど是枝議員が申し上げました、総合的に指導すると、連携するということ、新たに指導官ということ、今関係機関も含めて、そこにフリースクールも含めて、総合的に推進をしております。

それから、ICTということで高岡町長のほうからもありましたとおり、現在、そういうI

CTによって個別支援ができる。京都にある会社がございまして、その企業ともちょっと連携をして、具体的にどの程度できるのか、そういったような話も進めておりますので、今後、GIGAスクールとか1人1台のパソコンを国も前倒しして、本年度中に整備ということもありますので、不登校の子供たちに対してもそういうふうに遠隔、もし学校に行けない場合は遠隔で指導者が具体的に指導するような在り方も検討して、それをさらに学校長のほうが確かに学習したというようになれば、出席扱いも今できておりますので、そういった面も総合的に考えながら、具体的に本年度進めていくというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（是枝孝太郎君）

次に行きます、それでは、児童生徒のICT教育における学習内容のサポートについて、対策と指導について伺います。

例えば、教室内で黒板見ていただいて、なかなか学習が把握できないと、そういう方もいます。で、ICT、タブレットを利用してなかなか学習内容の把握ができない場合の学習内容の指導の在り方とか、そういったのをしっかり系統的につくり上げているのか、伺いたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

お答えをいたします。

今是枝議員の質問があったとおり、今後、これまでは教師が黒板で一斉指導、ほぼ30人の学級ですね、そういったような在り方が従来我が国では定番です。今、GIGAスクールとか1人1台コンピューターによって、ICTで教育を進めようというような文科省の考えがあります。

その中で、一番は、個別最適化ということで、子供がどの程度学習が定着しているのか、子供がどこができないのかということをやりに個に応じた指導ということで、今方向性が示されています。

これまで、ICTとかパソコンがない時代は、1人の教師では30名の子供たちがどこまでできるか、定着したというのは非常に難しいような現状で、ただ、今後は個別に子供たちがどの程度学習を達成しているかについて、例えば本町の事例を言いますと、子供たちの学習ソフト、eラーニングで子供が何問中何問できたというのを全て今記録できる状況ですので、そういったものから、今日の例えばある学校では授業の終わった後にそれ一斉にさせる。10問中、例えばこの子が7問とか8問とかちゅうのがデータが出てきていますので、理解できたか理解できないか、そこは分かるんですね。

ですので、今後、1人1台のコンピューターによって、子供たちの学習程度がよりもう見える化になる状況でありますので、そういったことで個別に対応していきたいというふうに考え

ております。

そういったような授業スタイルも今4校では進めておりますので、今後、それをまた波及させながら取り組むことができたというふうに考えているところです。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

次に行きます。新型コロナウイルス対策について伺います。

学校現場において、環境衛生についてどのような指導と助言を行っているか、伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

学校現場におきましては、今回、コロナウイルスの関係で出ました新しい生活様式にのっとり、マスクの着用、3密の回避、咳エチケット、あと身体的距離の確保等の徹底を行っております。また、現在まだコロナがありますので、対面での給食制限なども行っております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、家庭における環境衛生と学校と保護者との連携はどういうふうに指導されているのか、伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今保護者のほうには毎日の検温と、発熱があった場合には登校の自粛をお願いしています。また、この期間もし休んでも出席停止とはしないで、停止として欠席扱いとはなりません。あと、毎日の手洗い用のハンカチ及び洗顔用のタオルの持参とマスク着用をお願いして、感染予防に当たっています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、次に行きます。生活環境において、まだまだ衛生用品、マスクが足りないと思うが、児童生徒に対して適切に供給しているか、伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

マスクに関しましては、4月に文科省から児童生徒に2枚ずつの布マスクの支給がありました。これがまた今月6月にもまた支給される予定です。

あと、ふるさと納税のほうに株式会社サン様から、また太平電機様からマスクの提供があり、これもまた学校のほうに配布してあります。

また、それとは別に、奄美のアイズ・カンパニー様からスポーツマスクの御寄附があり、これも配布してあります。

あと、町としましても、マスクを購入して配布もしてあります。あと、幼稚園児に対しましては、女性連のほうから手作りマスクの提供がありまして、全園児に配ってあります。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

同時に、消毒液に関してどういうふうになっているのか、伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

消毒液につきましても、ふるさと納税のほうに株式会社サン様から消毒液の御寄附があり、また、町でも1斗缶を購入して各学校に補充・補給をしております。また、消毒ポンプも購入して、町で、配布もしてあります。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

しっかりとした衛生面、学校での衛生面を確立していただきたいと思います、安全面においては。コロナウイルスに発症したら5.2日で発熱、そしてそういう症状が出ます。

国内においては、12日間、最長で12日間の潜伏期間があって発症した人もいます。国外から帰省された方は、最大で14日間の、一番長くて14日間の潜伏期間があって発症した人もいますので、それをしっかり考えて行動をしていただきたいと思います。

それでは、学校の備品について伺います。

教育委員会において学校訪問を定期的に行っていると思うが、学校長、教頭、教務主任それぞれの備品担当教諭とのヒアリングを行い、学校とのきめ細かな対応がなされているのか、伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

学校備品につきましては、各学校から5月に優先順位が高いものからの要望を取って、それに応じて予算の範囲内で各学校に配分して今行っています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

その担当者との意見交換もされているんですか。

○学校教育課長（尚 康典君）

担当者の意見交換というか、学校に要望で結局優先順位をつけてもらって、順位の高いものを、予算の範囲内ですから、2番目になったりするんですけど、一応そういうような聞き取り

というか、連絡を取って情報交換はして行っています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

学校訪問時、各学校教室ずっと回って見ておられますか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

教育委員会といたしましても学校訪問がありますので、そのときにも校長、教頭と一緒に各学校の施設を見て回って、要望とかを聞いて、それをまた予算のほうに上げたりとか、計上とかしたりはしております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、それぞれの主任関係がおられます。主任とのコミュニケーション取られておられますか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

学校のほうから一応連絡は来るようにはなっているんですけど、そういったふうなのは、備品についての主任関係との連絡とかは特別には取っていないんですけど、連絡があればこちらからまた伺って、見に行ったりはしています。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

なぜかといいますと、しっかりとした一つの学校でいろいろな形があって、いろいろな状況があって、いろいろな備品が必要な場面場面もあるわけですから、それをしっかり踏まえて何が必要なのかということを知っていただきたいと思います。

その中で、優先順位をつけるんだったらいいんです。各学校ごとに優先順位は分かります。しっかりとした、やっぱり教科主任もいる、体育指導主任もいる、いろいろおられますので、そういった方々の意見交換をしながら予算化に努めていただきたいと思います。どう考えますでしょうか。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。

学校の現場にいた者としての、それも含めて話をします。

学校におきましては、子供たちが使う教材備品とか体育も含めていろんな備品がございます。それから、学校の安全点検も含めていろんな危険箇所とか、これは学校環境のものですが、基本的には学校のほうでそれぞれ体育なら体育主任、それから教務関係、それぞれの教科主任と

いうのがおりまして、何が足りないのか、通常学校のほうでそれを取りまとめて教育委員会のほうに出すというふうになっております。

その中で、学校としても全て、これまでの経験的に見ると、やっぱり二、三倍の予算が今超えているんですね。ですので、教育委員会としては優先的に予算の範囲内ということで学校側をお願いをしているところなんですけど、ただ今後、先日の校長会のほうでちょっと話をしたんですけど、理科備品なんかもちょっと予算の配当の在り方を従来と見直して、本当に学校に備品がないところは集中的に整備しなければいけないという、従来と配分の仕方も今回からちょっと変えておりますので、そこにつきましては是枝議員が言うように、担当が直接行って聞く場合もありますので、学校ともそういったことを再度、どこが本当に足りないの何か、そこをまた聞き取りながらこの備品のことについても、前向きに進める必要があるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、最後にフランスのウイルス学のリュック・モンタニエ教授、フランスのパスツール研究所、ウイルス研究所ですね、ここ有名な2008年ノーベル賞、医学生理学賞を受賞された教授が、「どこかの国のどこかのまちで人工生物兵器ウイルス研究所において、コロナウイルスの土台の上にSARSウイルス、エイズウイルスの断片を組み込んでウイルスが発生しております。それが、新型コロナウイルスである」と述べています。

また、昨今、香港では昨年から一国二制度の確保運動を展開し、アメリカまたは世界で人種差別に抗議するデモもあり、またWHO、韓国によるWTOの問題の中、1989年6月4日の天安門事件がちょうど今年で31年目になります。

この天安門事件を要因として引き起こしたのは、1987年6月6日、西ベルリンにおいて東ベルリンの壁に向かって、このときの世界的スーパースター、カウンターカルチャーの先駆者デヴィッド・ボウイがコンサートをしたことから、この世界情勢が自由へと発展していております。

その中で、社会主義、共産主義は崩壊しました。この中で、我が徳之島町も若き地方自治体の首長として日本全国、世界へ徳之島町の価値をアピール、PR、プレゼンテーションしていただきたいと思います。

鹿児島県全体の町村のためにも、高岡町長、今後とも頑張ってくださいと思います。

それでは、私、是枝の質問を終わります。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。11時5分から再開いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、富田良一議員の質問を許します。

○4番（富田良一君）

ういたういた、きゅーうがめら、皆さん、こんにちは。久々に島口が使えました。

まずは、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に心から哀悼の意を表したいと思えます。

また、新型コロナウイルスの影響で生活が困窮している方々、御心痛をお察しします。新型コロナウイルス、本当に大変な世の中になりました。

徳之島は今のところ感染者がいないとのことですが、行く行くは入ってくるだろうと思えます。それに向けて、ワクチン及び治療薬の早期実用化を願ってやまないところであります。

4番議員富田良一が、通告の2項目について質問します。

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の実施による学校教育への影響について伺えます。

鹿児島県への緊急事態宣言は、5月14日に解除され、新規の感染確認者もゼロが続いています。今回の感染は、一旦は収束したものと理解していますが、感染の専門家が警告するように、この後、第2波が必ずやってくるものと想定して対策を準備しておく必要があると思えます。実際に、東京都、福岡県などで第2波が起きています。

学校現場においても、この間、休校措置を取るなどして感染拡大防止に努めてきたところでもあります。休校中は児童生徒に在宅学習の教材、課題を与え、また、児童生徒の生活のリズムが乱れることのないように、先生方のきめ細かな指導がなされたことと思えますが、そこで、休校中に取りられた児童生徒の指導について伺えます。

まず、学習の面においては、様々な教材やドリルを使って在宅学習が行われたと思えますが、これらの紙ベースの教材だけではなく、タブレットを活用した家庭学習など行われたのでしょうか。

学校の授業ではタブレットを使った授業が行われていると思えますが、在宅学習においても、活用することによって学習の幅が広くなり、一層の効果も期待できると思えます。

このほか、休校中に取りられた学習上の工夫・措置があればそれも併せて教えてください。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

本町では、4月16日に全国都道府県を対象とした緊急事態宣言により、県知事より市町村長に対して学校の臨時休業要請があり、4月の27日から5月の6日まで学校を休業いたしました。

その間、プリントの課題の配布はもちろん、今年の、先ほども申しましたとおり、ふるさと納税思いやり基金で入れた123台のタブレットを小学校の5校で児童に持たせて、自宅に持ち帰らせて、内蔵されている学習ドリル等で自宅学習を取り組みました。

あと、家庭訪問や電話連絡を密として、学校と保護者との連絡を取って児童生徒の安全管理を努めました。

以上です。

○4番（富田良一君）

北部地区の小学校では、学校間をつないだ遠隔授業が行われ、効果を上げていると伺っております。今後は、学校と家庭をつないだ電子媒体を使った遠隔学習について、今後の方向として検討できないか、要望したいと思っています。

○教育長（福 宏人君）

富田議員、ありがとうございます。

新聞のほうにも幾つか、北部4校での今回の模様がICT活用で家庭学習というふうに出ておりました。今回、まず、ふるさと納税等で買っていただいたタブレットを持ち帰らせるということで、その中で学習するのが一つですね。

それからもう一つは、今Zoomとかああいったような機能を使って、休んでいるときは休校中、学校から子供たちに家庭にテレビ会議システムを通して授業をするということで、もう今、今回の休業措置で全国的にそういったような取組がなされておりました。

全ての学校ではないんですけど、本町でも従来から遠隔教育をやっていたりということで、山小と、それから手々のほうにはZoomを使った、そういったような家庭学習でもできるようなものを今準備をさせてありました。ここに11日から遠隔家庭教育実証をもというふうにな新聞に書かれておりましたが、そういうふうには準備をしておりましたが、それ以降休業措置を取らなかったですので、実際にはしなかったですが、ただ今後、そういったような家庭とのテレビ会議システムとか、そういったのを通してするという準備は進めていきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、今Wi-Fiの設置率が調べましたところ、小中学校で平均59.9%ということですので、ないことについては今後またどのようにするか、先ほど高岡町長もありましたように、今後、全ての家庭でそれができるような環境については、今後また検討しながら、こういったようなことになっても持続可能な学習の保障を今後とも考えなければいけないというふうには考えています。

ただ、子供たちに、ここもあれですけど、これは植木議員の娘さんがちょっと出ているみたいですけど、家庭で子供たちが実際に、そういうICTを使って学習をすることによっての成果とか学びの興味に関しても、確かに上がったというふうには今考えているところです。これからもそういったことについて、充実させたいというふうには考えております。

以上です。

○4番（富田良一君）

さっきの不登校問題もありますので、ぜひそういうのもどんどん進めて、お願いしたいと思っています。

次に、今回の休校措置を経験して見えてきた課題についてお伺いします。

全国的には長期休校による学習の遅れ、地域間の学力格差の問題がクローズアップされ、その解消策の一つの方法として9月新学期制の是非が議論されました。このことは、まずは国レベルの話ですが、時期尚早ということで、少なくとも来年度の導入については実施しないという結論が出されました。

それはさておき、もっと身近な問題として、今回の休校措置という初めての経験をしたことにより、次に同じような事態が発生したときに備えて、今のうちからどのような対応を取るべきか明らかになった課題があれば教えていただきたいと思います。

課題の中には、徳之島ならではのものもあり、きめ細かな早めの対応が求められるのではないかと思います。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。

今回、休業ということで、全国的に本当にかつて学校教育の中で経験したことのないということで、全国の学校関係者も含めて、その対応については非常に準備も含めてばたばたしたかなというふうに考えております。

本町においても、先ほど議員がおっしゃったとおり、この休業を通して今学校教育で足りないところ、準備しなければいけないことなどが明らかになってまいりました。

実は、先ほどWi-Fi環境を調査するとき、併せて保護者からの町教委や学校への要望ということですね、アンケートを取っております。

この中で、休業の在り方についての保護者とか学校の意見、それから登校の工夫、学校の開放の在り方、例えば1年生は例えば学校を開放して預かってほしい、それから学習の遅れに対して夏休みの在り方とか、土曜授業とかですね、オンライン授業とか様々な意見が寄せられております。

それから、部活とかスポーツ少年団の在り方も含めて、今回様々な意見が出ておりますので、これにつきまして、第2波、第3波ということもやっぱり予測しながら、今寄せられた意見を基に教育委員会といたしましても、町当局と連携しながら、その中にエアコンの設置とかいろいろありますので、予算関係についてはまた町当局といろいろ折衝しながら、今回、新型コロナウイルスの感染予防に対して出された保護者の思いとか学校の思いを、また生かしながら対応していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○4番（富田良一君）

必ず第2波、第3波が来ると思っておりますので、ぜひそれを生かして対策してもらいたいと思います。

第2波の感染発生を防止するためには、みんながしっかりと意識を持って今後も生活する必要があります。そして、もし発生した場合に備えて、今のうちから対策を検討しておくことはとても大事です。

子供は地域の宝であり、その子供たちの教育に支障が出ないようにみんなで知恵を出していきたいと思います。

次に、抗原検査、抗体検査のキットについて伺います。

新型コロナウイルス検査方法としては、PCR検査、抗原検査、抗体検査などがありますが、PCR検査の場合はその機器を取り扱う技師が少なく、結果が出るまでにも時間がかかり、また、機器は高額であるため、なかなか導入するのは難しいと聞いています。

抗原検査、抗体検査のキットは、低価格で医師、看護師が手軽に検査でき、検査の結果が出るまで30分もかからないと聞いています。国は、感染者の多い地域から検査のキットを配布しているようですが、離島にはいつ頃入るのか、また町のお考えをお聞きします。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

今富田議員がおっしゃったように、抗原検査については5月13日に承認されましたが、当初は生産量が限られるため、感染者の多い都道府県の優先供給を開始するという一方で、本町の医療機関にいつ供給されるか、現時点では把握できていません。

また、町内の病院に確認したところ、まだ供給されていないということでした。

抗体検査については、感染状況の全体像を把握するのに有効とされ、厚生労働省はPCR検査や抗原検査とも組み合わせながら実用化を進めていくことにしているとのことでした。

以上です。

○4番（富田良一君）

今朝ですが、テレビに出ていましたが、全自動PCR検査機器が開発されています。今、医療従事者の感染リスクを抑えることができ、時間も大幅に短縮できるとのことです。今フランスでは実用化はされているようです。この機器は日本のメーカーが開発しています。

早くそのような機器が離島に入ってくるのを願っております。また、皆さんも早く導入できるように努力していただきたいと思います。

次に移ります。児童公園の遊具施設について伺います。

児童公園では、毎朝、6時30分からラジオ体操をする方々が増えています。ラジオ体操が始

まる前に、ウォーキングや柔軟体操をしている方も数名います。今現在、約30人のメンバーがいます。今、皆さんが気にしているのが、児童公園に設置される予定の遊具のことです。

そこでお伺いします。公園遊具にも種類、機能、効果等様々なものがあると思いますが、まず、遊具整備の意義、基本的な考え方、どのような効果を見込んでいるのかを教えてください。

また、高齢者が多いという徳之島の特性も踏まえて、健康増進の観点も含めどんな遊具の整備を考えておられるのか、その種類と数量、大きさ、広さ、大人用、子供用の別など、具体的に伺います。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず、大体面積は縦横、縦が15メートル、横は大体65メートルの範囲をメインに遊具を設置したいと考えております。

また、トイレ横の砂場も整備を行いまして、そこにも1基滑り台を設置したいと考えています。

遊具の種類でございますが、まず、3歳児から小学生が使用可能な遊具、これが8基ございます。それから、中学生から大人までが使用できる。これは特に健康的なストレッチなどできるものです。これを4基設置いたします。

この遊具の設置目的でございますが、やはり子供が、このコロナの影響もありまして、家の中でゲーム、テレビを見ているという状況を踏まえて、子供はやはり外で遊ぶものであるということ、それから、今核家族化で高齢者、大人との交流が非常に少なくなっているという中で、こういった大人用、子供用の遊具を設置することによって、その世代間の交流を深めるということ、それと健康ですね、というような目的を持って、この遊具の設置を行っているところでございます。

以上です。

○4番（富田良一君）

子供用の遊具には砂場もあるようですが、犬猫の用を足す場にもなりかねないと思いますが、その対策は考えておられるのか、お聞きします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

一応砂のほうは抗菌を施した砂を投入する予定でございます。今現在、砂場等にふん等の確認はできておりません。また、野良犬、野良猫の確認はできておりませんが、常時児童公園につきましては、そういった衛生面は管理は徹底して、楽しく大人、子供が遊べるような公園にしたいというふうを考えております。

以上です。

○4番（富田良一君）

都会では犬猫対策で砂場を柵で囲ったりしておりますが、今後の状況を見ながら御検討していただきたいと、柵等もですね、お願いしたいと思います。

次に、公園防潮堤側の道路側溝について伺います。

この区間、蓋が設置してないため、子供たちが中に転落する危険があります。事故が発生してからでは遅いと思いますが、何か対応を取るべきだと思いますが、どのように考えられるか、お聞きします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今、防波堤側に飛び出し防止の柵を設置いたしております。側溝の件ですけれども、これにつきましては波が来ると防波堤がありますので、波を吸収するという目的で蓋の設置は難しいということも聞いております。また、駐車場設置の設置した折には、グレーチング設置によってそれを防ぐということも考えておるようでございます。

ですので、今後、その蓋につきましては、県と協議をしていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○4番（富田良一君）

今後、利用率が上がれば行く行くはグレーチング等で蓋をしていただきたいと。また、トイレもですが、障害者、一般者、分け隔てなく広くスペースを取り、母親が乳母車ごと利用できるようにトイレの改修も検討できないか、要望したいと思います。

次に、モクマオウの木について伺います。

夏になると、皆さん木陰で昼寝や休息を取っていますが、遊具の設置で伐採されるのではないかと心配しています。モクマオウの木はどれほど残すのか、お聞きします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

確かにモクマオウは木陰になって涼しいという部分もあります。ただ反面、枯れ木などは非常に危険なものもあるということで、トイレ側のモクマオウ3本、枯れているのがございますので、枯れている木のみを撤去いたしたいと考えております。

で、東区側のほうにつきましては撤去せず、危ない場合は剪定、それから整地をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○4番（富田良一君）

現在、使用している移動ベンチも少し手を加えて残していただきますよう要望したいと思い

ます。

次に、最後の質問ですが、いつ頃完成して使用できるのか。すみません、いつ頃完成して使用できるのはいつか、伺います。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

当初見込みでは、夏休みに使えればなという計画をいたしておりました。しかしながら、このコロナ禍の影響で非常に納品等が遅れているということでございます。

今納品完了が、遊具の納品完了は7月下旬と考えておりますので、8月から9月中旬まで一応かかると聞いております。9月中旬には完成予定と聞いておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○4番（富田良一君）

これは、最後までできるまでは何かこういう立入禁止か何かのあれをするんですか。そのままにしていたら皆使うおそれがあるんですけど。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

それにつきましては柵を設けて使えないように、最後の遊具を設置するまで使えないようにしたいと思います。

以上です。

○4番（富田良一君）

ちょうどラジオ体操も毎日している副町長さんがいますので、どうお考えか。今後の健康、今高齢者社会ですので、徳之島の健康づくりとしてちょっといろいろ。

○副町長（幸野善治君）

確かに今天候がいい日は30名、雨が降っているときでも、今日も雨降っておりましたが、今日は富田議員は欠席をいたしておりました。10名ぐらい来て、毎回健康的な高齢者の皆さんがラジオ体操をしております。

前からもいろいろ、そういった児童公園ですから遊具設定もあつたんですが、今回初めて設置されることになりました。それと抱き合わせて1から7割は児童用の遊具、あとの3割は高齢者のためのストレッチ等関係の遊具を入れることとなりますが、高齢者の活動にも健康づくりにも活用されますし、また見守り、先ほど総務課長がおっしゃいました見守りにも最適の場所になると思います。

あとは大事に皆さんで使っていただいて、ずっと長持ちするように、あとは衛生管理とか危険が伴わないような児童公園になることをずっと望みたいと思います。これは役場だけでは

きませんので、そこを使う高齢者の皆さん、また学校の先生やら保護者の皆さんも共に考えていきたいと思えます。

以上です。

○4番（富田良一君）

老若男女が多く集う立派な公園ができますことを期待しまして、質問を終わりたいと思えます。早いですが、終わります。

○議長（池山富良君）

次に、広田勉議員の質問を許します。

○11番（広田 勉君）

昼からとばかり思っていましたので、十分時間取れますので、ゆっくりさせていただきます。

11番広田が、6項目においてお尋ねいたします。

その前に、さきの定例議会から今回の定例議会まで、会議から行事から全て何にもなくなって暇だらけでしたので、国会やなんか見ている時間が多くなりましたけども、この間の5月30日、「第1回テンピン麻雀大会 黒川杯」というのが霞が関の検察庁の前で行われていたみたい。まあまあ、私はまだ分かりませんが、テンピンというのは1,000点が100円のレートで賭けするマージャンらしいんですけども、このほど「黒川基準」というのができて、テンピンはばくちじゃないと、適法と法務省がお墨つきを与えたことを祝っての大会だったらしい。

国家公務員法上、懲戒処分の権限は内閣だけに与えられていて、国家公務員法84条「懲戒処分は、任命権者が、これを行う。」ということであり、検察庁法第15条には、検事総長、次長検事及び各検事のいろいろあって、任免は内閣が行うとあります。

この法文からして、処分できるのは必然的に内閣の代表安倍総理であります。今回の訓告措置を出したのは法務・検察であると言って、森雅子法務大臣に判断に従ったと、本人は答弁を繰り返していますが、処分内容としても普通は公務内外に及ぼす影響が特に大きい場合は、つまり、地位の高い人はね、標準例より一段厳しい処分を受けるのが公務員の処分指針であると。今回の事案を素直に人事院の指針に従い、部下に責任をなすりつけるんじゃなく、国民としても口先だけではなく、総理自らの責任は果たしてもらいたいと思っています。

私は、保護司を法務大臣から無給の国家公務員を命ずるという辞令をもらっていますのですが、私は交通違反、もちろん選挙違反などもろもろの違法行為は御法度であります。違反があったら即罷免です。我々ペーパーがそうなのに、ずっと上のお上の人はおとがめなしというのは、非常におかしい。

最近の政府は、モリカケ事件以来、部下の者に責任を押しつける傾向が強い。やっぱりしようがないから、我々地方議会からきちっと上の者が責任取る方向でやっていきたいものだとい

うふうに思っています。

ちなみに、あるマージャン賭博で捕まった漫画家が、「自分は、保釈後は1回も賭けマージャンなんかしたことない。賭けようか」と言うたらしいけどね。

まず、第1項目のSDGsについてであります。以前お二人からも質問がありまして、去年の7月に政府より持続可能な開発目標に選定されて、今年は2年目に入ります。それで質問させていただきます。

本町は当時、3つの目標を掲げておるとのことでしたが、ICTを活用した区域外から稼ぐ産業の強化、質の高い教育確立で新しい価値創出のための人材確保・育成、そして、誰もが居場所と役割を持つ全世代が活躍する支え合いのコミュニティづくり等のこの3項目の目標を掲げていましたので、進捗状況をお伺いいたします。

○企画課長（政田正武君）

SDGsにつきましても、経済、社会、環境の3つの目標の中で、それぞれ幾つかの事業を掲げてございます。令和元年のモデル事業については、離島の地理的条件を克服する戦略であり、自然の豊かさを生かす提案は、地域資源の活用が期待できると評価されましたが、一方、全体的な連鎖の創出や各プログラムにおけるさらなる具体性や実効性の提示が望まれるとされ、未来都市には選定されましたけれども、モデル事業については選定されず、不採択となり、事業化には至っておりませんが、既に別事業でSDGsに関する幾つかの事業に町としては取り組んでいるところでございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

あんまり分からんけど、詳しく欲しいというふうにわざと詳しくというふうに質問書に書いたんだけど、この3つの目標があると。前の企画課長は答弁されているんですよね。で、それがどうなりましたかということなんですよね。

○企画課長（政田正武君）

SDGsの未来都市の中で3つの項目にうたっておりますけれども、事業として予算はつかなかったということです。なので、事業化として、事業としては現在行っていないということです。町としての目標としては、今後、地方創生の、また次のまた質問があると思いますけど、地方創生の中でこの取組を行っていくということでございます。

○議長（池山富良君）

広田議員。

○11番（広田 勉君）

今の答弁はこの2番目の答弁かな。平成30年には全国で10都市がモデル都市・未来都市に選ばれ、1自治体に大体4,000万円の補助金が国から出たが、本町も手を挙げたかというふうな

質問の回答ですか、今のは。

○企画課長（政田正武君）

現在、この3つの目標がありますけれども、SDGsの中でモデル事業として申請した分については、採択をならなかったので、この事業に特出して行っているわけではないのですが、目標として上げていますので、もう既にICTとか人材育成のものに対しては、ほかの事業でもう既に行っているところがございます。

SDGsモデル事業で補助事業としては採択はなっていないですけども、町としてはもう既に行っていると、進めているということ。

○11番（広田 勉君）

そしたら、じゃ、この2番目の大体予算がつかますよね、4,000万ほど、もし採択されたら、こういったものに手を挙げたけど、採択されていないというふうなことですよね。

○企画課長（政田正武君）

そうでございます。令和元年度はモデル事業として3,900万円、2021年度までの3年計画で合計9,000万程度の事業の提案、補助金について申請しましたけども、先ほど申しあげましたように不採択となっていますので、ほかの事業、補助金で取り組んでいくということでございます。

○11番（広田 勉君）

これは何回も手を挙げないと、選定されないとその予算がつかないということですか。

○企画課長（政田正武君）

一応3億円の10事業が大体1年度、1年間で10事業、上限3,000万ですので10事業なんですけど、申請は何回もできますが、ただ今回令和元年度の申請においては、3,900万円の中身が余りにもアバウト過ぎて、事業費の内訳がしっかりできないところから不採択になっているので、今後、再度構想を練ってまたいろいろ申請したいとは思っています。

○11番（広田 勉君）

じゃ、今年も今から申請するわけですよね。

○企画課長（政田正武君）

令和2年の3月に徳之島町まち・ひと・しごと総合戦略というものを策定しております。その中で、SDGsの要素も加えた事業を要望を取って各課がお示ししているところがございます。その中で事業に沿って申請してまいりたいと思います。

○11番（広田 勉君）

ちょっと時間がないので、次に行きますけども、エコビレッジコミュニティ事業というのは、どこでしていて、どういったメンバーがやられておるのか。

○企画課長（政田正武君）

この事業につきましても、モデル事業として不採択となっていますので、現在事業は行っておりません。

この事業につきましては、山集落に集落支援員を配置してございます。その支援員が事業の構想等を集落に説明したところでございます。しかしながら、この事業についても不採択となっていることから、事業化までは至っておりません。

事業については、集落の方のある一定の理解は得られたものの、人手不足や就労地の分散化、集落行事の運営に苦慮しているなど、早急に取り組む状況にないということもありまして、そのため多方面からの伴走、支援も必要であるとのことでした。

現在、集落支援員が民間との連携も視野に模索しているところであり、今後も集落の住民の意見を吸い上げながら合意形成して、地元の体力をつけながら集落の持続可能性のための島デザインについて描いていきたいということです。

○11番（広田 勉君）

前の企画課長の答弁をずっと見ていますと、それで、こういうことじゃないかなと思いつながら、私は前、田んぼを作って稲刈りしたり、いろいろしたんですけども、今北区では、高齢者クラブと子供会でふれあい農園というのをずっとやっております、私のときはちょっと畑がなくて畑探ししとったんですけど、前の区長のときはどうか分かりませんが、やっていない。この6年間やっていなくて、去年ぐらいから復活してやっておるんですけども、こういったことがこれに当てはまるんじゃないかなと私は思うんですけど、当てはまらない、なんでしょう。

○企画課長（政田正武君）

当てはまると思います。

○11番（広田 勉君）

当てはまるのであれば、やっぱりこういったものを引っ張り出して、補助できるんだったら補助してやっていけたらなど。今でも芋を植えたり北区はやっているんですよ。恐らくほかの集落、まあまあ最近では北部のほうは子供たちが少ないので、そういう活動はないんですけど、やっぱり田植してもらったりとか、いろいろことを考えている人がおるわけよね。

だから、そういったものをもうちょっと掘り起こすというのかな、促すというのかな、町から、そうしていかないと、これいつまでたっても選定されないと思うよ、いかがでしょう。

○企画課長（政田正武君）

そうですね、今議員がおっしゃるとおりでございますけれども、やはり町としましては、行政がこういうことをやったらどうかとか、そういうことじゃなくて、やはり集落とか町民の方から自分たちはこういうものをしたいという提案がなされたほうが、非常に長続きすると思うんですよ。

自分も何十年も前も、集落は言いませんけれども、農村振興運動とか町がこれをやってくれ

んかということで、集落民集めてやったんですけど、結局長続きしない。お金は使うんだけど、長続きしない。

であるなら、やっぱり集落、町民がもう自分たちはこれをやりたいと、その代わり一生懸命やるんで予算を下さいというのであれば、町としても一生懸命頑張って予算の確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

いろいろするにおいては、やっぱり予算が要るのよね。どうしたって金がゼロでできる行動というのは一つもないのよ。私は田んぼを作ったにしても、もうユンボを使うわ、いろいろ使うわ、種代、肥料代、そしていろいろやったんだけど、それは別に自分の趣味だから構やせんと思っていたんだけどね。

やっぱり少し役場がこうしたらどうね、ああしたらどうねと、提案してくれるのも非常にありがたいんだけど、やっぱりそれなりに予算もつきますからと。今集落の何でも使っていいお金がございませぬ。ああいったものなんかも、一律じゃなくていろいろこうしたいああしたいところにはちょっとその分の多めに差し上げるとか、まあ、差し上げるのもおかしいんだけどね、応援するとかね、そういったことをしていけば、これも少しずつ、日本で何か所しか指定されていませぬので、やっぱりやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

次に行きます。昨年来、いろんな提案があるらしいんだけど、事業化できるものもあるようなことを前の課長おっしゃっていましたが、ありましたか。

○企画課長（政田正武君）

昨年度に有識者会議が地域座談会を行っております。その中でも、集落からの要望等もいろいろ聞いております。そして、先ほど申し上げましたけれども、徳之島町の第2期の徳之島町まち・ひと・しごと創生総合戦略を3月に策定しております。

この総合戦略に位置づけられた施策について、地方再生計画と実施計画を提出し、採択されれば地方創生の交付金が活用できるとなっております。

この地方創生の交付金とかではなくて、ふるさと基金とかもありますので、ほかに事業がなければふるさと基金でも活用して、いろんな事業を行ってもいいんじゃないかと思っております。

○11番（広田 勉君）

やっぱりこの事業は、やろうと思えばもう何でもひもつきできるというふうな、非常にいい意味の特徴あるものだと私は思っておりますよね、それで、これは多摩の教育委員会から出されているSDGsの報告会なんだけど、これもずっと読みましたら本当に難しいことじゃないんですよ、簡単なことなんですよ。

ほんで、立川の小学校3年生は蛍について発表しているわけよね。それで、理科、社会の授業と関連させ、総体的な学習で成虫となった蛍を一応披露したりして、17項目のSDGsのうちの気候変動に具体的な対策などの10項目と関連させているわけ。

でまた、中学校1年生は、商店街をちょっと短縮するプロジェクトに取り組み、住み続けられるまちづくりなど15項目を関連させ、いろいろやっているわけよね。別に難しいことじゃないというふうな、ずっと見れば見るほど、本を頂いたりして読んだりしたんだけど、ほんで、そう難しいことじゃないんじゃないかなと、知恵一つなのよ。

ほんで、さきの議会で教育長は文科省より学校のほうに持続可能な社会のづくり手となることを求められていて、地域の課題が何か、その課題解決の物の見方、学び方を身につけるために、地域と連携も含めてやっていく旨の答弁がありましたけども、そこで、目標のあらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保をし、福祉を促進するというふうなものもありまして、今回のコロナ騒ぎで大きく事業も形態もいろんな考えられないことになってきて、例えば見ていると、ウーバーイーツというのも非常にはやっているみたいで、えっというふうに思ったんだけど、やっぱり宅配が注目を浴びているわけよね。

であと、生協なども物すごく注文が多くて、もう応じ切れないというふうなことらしい。ずっとあれも生協も一つ箱に入れて、みんなで送ってきますよね。それで、お店のない北部地区の集落等にもいろいろ考えると、こういうものなんか非常にできないかなと、喫緊の課題があるんじゃないかなと。解決のプロジェクトとかそういったものを一つ考えられないかなと思いますけど、いかがでしょう。

○企画課長（政田正武君）

現在、コロナ禍の状況の下においては、今後の日常生活の変化もあると思いますので、事業としてはどのような取組が集落の持続可能性のためにふさわしいか、検討することも大事だと思いますけども、昨年6月27日から移動スーパー「とくし丸」が営業を開始しているようございます。

お店のない高齢者、集落等を訪問して販売を行っておるようですが、今議員がおっしゃられたように、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金などの中にも、この移動販売についての支援等も行っていいというふうにありますので、いろいろ検討してまいりたいと思います。

○11番（広田 勉君）

いろんな出張もなくなっているんで、もう考える時間もいっぱいできていると思いますので、必死になって各課考えていただきたいというふうに思います。

○議長（池山富良君）

広田議員、しばらく休憩します。

昼は1時30分から再開します。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（広田 勉君）

次は、年金についてであります。政府は、2014年に国債等の安全確実な運用から、株式投資を増やし、ハイリスク・ハイリターン投資に運用見直しを行いました。年金積立金管理運用独立行政法人は、昨年度というより、この3月期、運用実績は8兆円を超える赤字です。さらに、今年にはいって、1月から3月だけで18兆円の損失を出したらしい。コロナで世界の景気が悪く、先の見通しができぬ今の世の中で、今のままでは赤字が増える要素はあっても、黒字に挽回する要素はないと思う。老後に2,000万円必要と試算されているのに、これだけの赤字を出していて、ここで言うのも何だけでも、年金徴収をしている現場ですのお聞きしますが、我々の年金は本当に大丈夫か、知れば知るほど心配になっていくけど、いかがでしょう。

○住民生活課長（新田良二君）

お答えいたします。

年金の積立金は、先ほどおっしゃいました年金積立金管理運用独立行政法人が、国内外の株式や債券に投資をしております。

今回、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、世界中の株価は急落し、年金の積立金の運用が大幅な損失となった可能性が高いとのこと。

しかしながら、現在の年金給付が、現役世代から徴収する年金保険料と税金で賄われております。年金積立金管理運用独立行政の運用資産が財源として使われていなくて、年金給付に直ちに影響は及ぼさないとのことでございます。

以上でございます。

○11番（広田 勉君）

もう一回、大丈夫という意味。

○住民生活課長（新田良二君）

過去にも、リーマンショック、チャイナショック等ございましたが、徐々に政治経済、立て直して、その後、順調に運用がなされているということでございます。

先ほど申し上げました現在の年金給付が、現役世代から徴収する年金保険料と税金で賄っております。直ちに影響は及ぼさないということでございます。

以上でございます。

○11番（広田 勉君）

これだけ何兆円という赤字、我々は何十万はよく見るんだけど、何兆円というのは幾らなの

かよう分かりもしない単位なんですけども、去年の実績で8兆円の赤字、さらにこの1月から3月までで18兆円と赤字出していると。もうこれ聞くだけで、もう大変やなかろうかというふうに思うんですけども、恐らく来年、税収が上がると思う人、おります。ほとんどいらっしやらんと思うけど、ほとんどの業界が、今、四苦八苦しているわけ。ですので、年金、大丈夫かなど。

そのためにあるんじゃないかなど、次のもうこの改定をしたんだけど、恐らくこの改定も、コロナのこのベースじゃなくて、別なベースを用いてしているから、これ、大変だと思うんだけど、それは、また後でお聞きします。

来週の19日には、国会が一応終える予定ではありますよね。即、ある夫婦議員は逮捕されるんじゃないかとも言われていますけども、この質問を出したのが29日で、年金制度改革関連法が参議院本会議でその日に一応可決されました。

厚生年金の始まりは昭和17年、南方戦線の雲行きが怪しくなり出した頃に、どうしても金が必要なところに来たわけ。それで、年金制度が、厚生年金が始まり出したらしいんですけど、うちのおやじなんか兵隊に行く前、外国航路の貨物船で一航海、半年間を2回乗ったもんだから、90の死ぬまで毎月1,900円の年金を頂いておったんですけども、当時の平均年齢が、大体50ぐらいじゃないかなど。60歳になったらあげますよと言ってるんだけども、当時の恐らく平均寿命50歳ぐらいだと思う。ということは、国は、年金を支払う気なんかほとんどないんじゃないかろうかというふうに、一応推察しているんですけども。

それで、今回の改定案が出てきましたけども、もしも、恐らく通達か何かあるんじゃないかと思いたかと思えますけども、もし、分かるだけちょっと言うてください。1つ、パートなど短時間労働者の厚生年金の適用拡大になっていますけど、どういうことでしょうか。

○住民生活課長（新田良二君）

お答えいたします。

5月の29日に、年金制度改革関連法案が可決されました。こちらは、主なものは、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大でございます。あともう1つは、在職中の年金受給の在り方の見直し、3つ目が受給開始時期の選択肢の拡大、4つ目が確定拠出年金の見直しでございます。

今御質問にございましたパートなど、短時間労働の厚生年金の運用拡大でございます。こちらは、短時間労働者の将来の所得保障への対応、働き方に中立的な制度とすることで、働きたいとすると希望する人が働きやすくするという社会的な要請がございまして、現在、厚生年金が適用されている短時間労働者は約46万人であります。

成立した改革法によりますと、従業員規模要件が見直されまして、適用対象は現行の常時501人の事業所から、2022年10月には、同じく101人以上の事業所へ、さらに2024年10月から、

同じく51人以上への事業所へと拡大されます。

この短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大の影響としまして、101人以上の事業所に拡大されることと、新たに約45万人、51人以上の事業所に拡大されますと、同じく65万人が対象に加わる見通しでありますということでございます。

なお、仮に従業員規模の要件が撤廃されますと、新たに125万人が厚生年金、適用される見通しであります。

雇用期間についても、現行の1年以上見込みから2か月超、2か月超えですね、見込みに短縮されます。労働時間要件や賃金要件、学生除外要件は現状維持のままでございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

非常に働く人にとってはいいような感じもします。これは、徳之島町なんかでは、こういうの、それは行く行く51人からですけども、こういう対象となる企業というかな、これ、徳之島町はあるのかな。

○住民生活課長（新田良二君）

町内の事業所関係は、ちょっと把握はしておりません。恐らく、社会保険等に加入しているだろう、厚生年金にも加入しているだろうと思います。徐々に、今申し上げました短時間労働者の運用が、拡大されていくものだと思います。

以上でございます。

○11番（広田 勉君）

小さいところの、働く人はいいんだけど、雇う人側は、やっぱり年金半分払わんといかんから、これも大変な負担になるわけよね。どっちがどっちなかと思ひもしやすんですけど、社会、税金が、法人税が下がったもんだから、いいのかなというふうにも考えもしているんですけども、私は、この12日に議会で打ち合わせあるんですけども、その追加、あれで、国民年金へ地方議会議員の加入をという要望も一応出してあるんです。もう我々は年いっているから、どうってことないんだけど、やっぱり今、若い人たち、議員の中でも、やっぱり今厚生年金がない方もいらっしゃるかも分かりませんので、この議員のほうも、このパートのほうに入らないかなというふうにも思ったりしているんですけども、厚生年金に入れてくれたら、非常に議員としても助かるというふうなことですけど、今回は入っていないですよ。

○住民生活課長（新田良二君）

すいません、議会、地方議会等の議員がどうなるかは、ちょっと把握はしておりません。これは、各事業所関係の今回の改正でございます。各地方議会等は、ちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○11番（広田 勉君）

希望として、議員も入れてくれたらなというふうに思っているだけで、あと、我々議会のほうは、この間また改定がございまして、議員のほうも供託金を払って立候補すると。その代わりに、ポスターとか車とか、いろんな経費は公費負担というふうな制度に変わっていきましたので、いろいろ選挙のほうも変わってきますので、できたらこの議員年金のほうも入れてくれたらなというふうに思っています。

次の在職老齢年金の支給停止基準の緩和というのは、どういった意味かな。

○住民生活課長（新田良二君）

お答えいたします。

一定以上の収入があるシニア世代の厚生年金を減らすに在職老齢年金制度について、就労意欲をそいでいるとの指摘を踏まえまして、見直しが実施されました。60歳から64歳の減額基準となる賃金と年金の合計額を、現行の月28万円超から月47万円超えへ引き上げられ、2022年度から実施されます。よって、60歳以上の在職老齢年金は、厚生年金額と報酬額の合計が一月47万円を超えた場合に、年金額が一部または全額が調整されます。厚生年金の受け取りと付けたのは、給与収入が基準額を超えた場合に、年金給付を減額する制度でございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今までは、年金を頂いておいて、収入があればどこかカットされるというふうなことだったと思うんですけども、28万円以上でしたら、それが47万円になったと、非常に、これぐらいあれば何とか引かれなくても済むんだったらいいと、一生懸命働く人が出てくるんじゃないかと思いはします。

それとあと、3番目の年金繰下げの年齢上限を75歳に引き上げるというのは、どういう意味なんでしょうか。

○住民生活課長（新田良二君）

お答えさせていただきます。

現在、60歳から64歳の特別支給の老齢厚生年金が一部支給されておりますが、年金の支給開始年齢は、原則として65歳でございます。ただし、60歳からの繰上げ受給と、66歳からの繰下げ受給を選択することもできます。

現在、繰下げ受給は、70歳で受給すると42%増の年金が支給されます。改正により、75歳まで拡大されます。

なお、繰上げ受給は、繰上げ1か月当たり、ただいま年金額が0.5%減額されますが、改正されますと0.4%減額になります。

一方、繰下げ受給は、繰下げ1か月当たり、年金額が0.7%増額されます。改正によりまして、

75歳から受給開始とした場合にも同様であり、最大でプラス84%の年金増でなります。

少し申し上げますと、例えば、現行繰上げですと0.5%ですので6%、年間にしますと6%掛けることの5年で、繰り上げますと30%の減額が、改正しますと、月0.4%ですので、年間で4.8%の掛ける5年ですので、24%減額になります。

繰下げ受給でございます。現行が月7%でございますので、年間12か月で8.4%の70歳になると42%でございます。これが、75歳になりますと、さらに伸びまして84%の増額になるというところでございます。

以上でございます。

○11番（広田 勉君）

パーセントはちょっと、頭がパーセントになるんだけど、いつまで寿命が大丈夫かと、自信のある人はいいんだけど、うちの母親なんか、絶対60代で死ぬと言って、60から、3万円かな、一番最低のランク、もらっとったわけよね。結局100歳まで生きて、どれぐらい、単純計算してみたら、1,500万もらっとるわけ、60歳から。これをあと5歳我慢して、65歳からもらうと2,500万、約1,100万ぐらい100歳までで違ってくるわけね、差が出てくるわけ。

だから、いつまで生きるかっていうのが、非常に微妙なところではあるんですけど、それぞれの思惑で、いつから年金もらうかというふうにしていけばいいと思いますけども、やっぱりどこで逆転するか。例えば、60歳からずっと3万円の金もらって行って、何歳で逆転するか。65まで我慢しておって、65歳からずっと、5万円かな、6万円かな、もらっていけば、たしか70歳から5年ぐらいで一緒になって、それから逆転していくような計算じゃなかったかなと思うんです。

だから、そうやって厚生年金のほうも、やっぱりそういうふうにして、大体この辺で逆転するけど、この辺まで生きれますかというふうなことをしていただけたら、非常にパーセンテージ言うよりも分かりやすいんですけどね。

とにかく、コロナの株価の急落で、将来の年金給付ベースとなる積立金をもう完全に損ない、制度改正の前提が、これつくる前の、コロナのはやる前ですので、恐らく前提はきちっと狂っているはずと私は思うんです。

そこで、やっぱり運用の方法の見直しをすべきで、これ以上の年金の損失は絶対防がなくちゃいかんと。そして、やっぱり将来の年金見直しを、修正をして、国民にもう一回きれいに改めて示すべきじゃないかなと、私はそう思っております。そうしないと、恐らく来年税収が上がると思う人は、誰もおらんと思う。税収が上がらなければ、年金も大変だというふうになると思いますので、次に参ります。

次に地震対策でありますけども、今年の5月、6月と島でもものすごく揺れのある体感の地震が感じられましたけども、ちょこっといろいろ調べてみたら、この5月4日、千葉県北東部

で震度4、マグニチュード5.6、5月6日に千葉県の北西部で震度4、マグニチュード5、5月11日に茨城県沖のほうで震度3のマグニチュード5.8、5月に入って関東地方で、わずか1週間で緊急地震速報が3回も鳴り響いたらしい。つい先日も、伊豆半島で、火山性の異臭騒ぎがありました。だんだん、だんだんと神奈川のほうへ異臭が行っていたと。

揺れに襲われているのは関東だけじゃなく、東北地方では14日に岩手県沖、震度3、同18日には宮城県沖、震度4、翌日19日には福島県沖で震度4が発生しております。

じゃあ、関東だけかというのと、中部地方でも4月22日から5月13日までの長野、岐阜の県境を震源に、小規模な地震を含めて88回起きていて、5月13日は1日で13回もの地震が起きています。

それだけじゃなく、西日本でも、5月11日に山口県東部でも発生していて、小さな揺れを含めれば、日本列島全体が1か月に1万5,000から3万回の地震が起きておると。昨年5月から今年の5月10日までの1年間でも、マグニチュード5以上の地震は74回で、5.5以上の地震は37回発生している。

政府の地震対策では、伊豆半島を境にして、東側の地震を首都圏直下型、それよりも西の四国までを南海トラフ型と呼んでいるらしいんだけど、いずれもフィリピン海プレートが震源と考えられます。つまり、沖縄トラフから南海トラフ、千葉県沖の相模トラフまでの連動する超巨大地震スーパー南海地震が起こることの懸念を今しておるんですけども、今、日本はコロナ一色になっていますけど、やっぱり日本は地震大国であるということを再認識すべきで、今後の地震の対処にどうするか。

そして、今まで集合避難所なんかは、広報等で指定してありますけども、3密とかいろいろ、今度はいろいろコロナの関連も出てきて、空間やいろんな再検討を、避難所の再検討をすべきじゃないかなと。しかも、この二、三十年内には来るんじゃないかなというふうな心配しているんですけど、どんなものでしょうか、どなたか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

確かに地震も心配でございます。また、私たち徳之島は、台風による災害、水害等も懸念されているところでございます。

そんな中で、多数の人が避難所に押しかけてくるという状況を考えますと、密を避けるような工夫が求められるとは考えております。

今現在、特に台風でございますけども、10か所を指定してございます。一昨年ですか、台風が来たときに、避難者数をちょっと見てみますと、公民館等では大体10名前後ですので、そんなに密にならないかなと。ですけども、学習センターでは約70名近くの避難者が出ました。このときは、ホールと、それから和室と分けて避難させたところでございます。

しかしながら、今回のコロナウイルスを受けて、それ以外に常時マスクの着用と、それから、言われている手洗い、消毒などは、ドアノブ、それから、トイレ等には時間を決めて行う。それから、換気の徹底を行っていきたいと考えております。

それから、まず一つ、避難所に行く前に、最近重要になっているのが、できましたら自宅で避難という選択肢、あと、ホテルだったり、民間施設での選択肢というのも考えられると。どうしてもできない場合には、公的な避難所という考えが、今、できているところがございます。

今度、台風で多分避難所開設がまたあると思いますけども、このときに、実際、実証になると思いますので、これがいかにできるかというのを実践していきたいというふうに考えているところがございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今言われたようにホテル、コロナでも一応ホテルを利用させてもらったりしているところもあるんですけども、うちの花徳の家は古いもんだから、毎年来そうだなといったときには、親をホテルのほうに連れてきておった状態でしたので、分かるんですけども、再度、やっぱり避難所の検討はもう一度練り直す、コロナの関係で練り直す必要があるんじゃないかなと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

先ほどは10か所ございましたけども、これではちょっと少ないかなと。やはり密を避けるためには、避難所を増やす必要があるかなというふうに考えております。

もちろん避難所を増やして、なおかつ衛生管理等、それから、動線等の確保もしっかりしていく。それから、世間で言われているソーシャルディスタンスの確保、こういったのをしっかりしていくということを考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

予想のつかない話ですので、これ、想定外もいっぱいあるとは思うんだけども、なるべく想定内ということで検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、薬物についてですけども、県薬物乱用対策推進本部は、生徒が薬物使用を誘われる場面を想定し、しっかり断る訓練をするよう教育現場に求めるセミナーを開いたりしておりますけれども、本町はどのような取組をなされておるのか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

本町におきましても、各学校で薬物乱用防止教育を行っています。中学校では、学級活動の

中で、長期休暇中の誘惑などがありますので、夏休み前とか冬休み前に薬物乱用防止教室を、講師を招いて行っています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

数は分らんわね、数は。

○学校教育課長（尚 康典君）

全ての学校で行っています、全学校で。

以上です。

○11番（広田 勉君）

というのは、私は、徳之島保健所地区協議会の一応副会長をしております、毎年、3町と、あと与論、永良部の薬物乱用防止ヤングキャンペーンというのがありまして、毎年行っているんですけども、あとほかに、学校からそういった乱用防止の勉強会があるからといって、保健所の方を呼んでやられるんですけども、今まで私は、もう井之川中学とか天城中学と一緒にさせてもらったことはあるんですけども、ここ二、三年、徳之島も薬物事犯がやっぱり出てきて、ものすごく身近になっておるわけですよ。直接、薬剤師の方に頼まれたりして、お話を聞いているようなことも聞いておりますので、非常にあれかなとは思いますがんですけども、今まで、私が引き受けた当時は、ちょっとよその話みたいな感じだったんです、薬物なんていうのは。

しかし、警察庁の公表で、令和元年における大麻乱用で検挙された未成年者が、この6年間で10倍に増え、609名になると。4割も増えてみたい。ただ、覚醒剤においては97名で、10年前が228名でしたので、4割強減と。覚醒剤は減っているんだけど、大麻のほうがものすごく増えているということなんです。

去年も沖縄の学校で、大分逮捕されたんですけども、大麻の誘い文句は何かということは、これは痩せられるよとか、たばこより害が少ないとか、勉強に集中できるよとか、いろんな誘い文句があって、これの薬物乱用の入り口となるのは何であるかという、やっぱりたばこ、酒なんです。小中学校のとき、たばこでいたずらしている連中が、高校へ行って大麻のほうも手は出しやすいというふうなことになっておりますので、やっぱり小学校より、小学校から発達段階に応じて、計画的に指導する必要があるんじゃないかなというふうに思っているんです。

それに、やっぱり沖永良部の先生が大麻で1回捕まって、さらに鹿児島でもう1回捕まったんです。そういったこともありますので、先生方も関係ないというふうなこともないので、先生方にも大麻や覚醒剤の恐ろしさをやっぱり理解していただきたいというふうに思うわけです。そういったことについて。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

今、議員がおっしゃったように、小学校からののが、やっぱり薬物防止の教室が大事ということで、本町におきましても、1年生からたばこの煙の害の、吸わない方法とか、成長期における飲食の害とか、あと、健康に及ぼす影響、また、誘惑に負けないとか、断る勇気とか、断り方を考えることとか、あと、アルコールとか喫煙、薬物の害のDVDやビデオを活用して、小学校のほうでも、養護教諭や関係機関と連携しながら、教室というか、勉強を行っているところであります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今、最近ものすごく3Dっていう写真が撮りやすくて、体の内部も写真も撮れるわけよね。きれいに写るんです。それで肺を見ると、たばこを吸っている人のニコチン、あの付着したニコチンはほとんど取れないと、やめても何十年もついているというふうなことで、あの写真撮ると、大体、ああ、これたばこ吸う、ようこれでたばこ吸えるなど、あの写真見たら思うんですけども、そういったものの映像を見せたりすると、非常に効果があるんじゃないかなというふうに思います。

それで、今年になって、この間ですけども、鹿児島出身の人が、東京のマンションで、カナダ、バンクーバーから冷凍エビ箱に250キロの覚醒剤を送ってもらって、逮捕されていると。所持目的で押収した量としては、過去最高、最大規模であったそうです。240キロあったそうです。ついこの間の5月29日、交際していた男女2人が、乾燥大麻を所持していた疑いで、鹿児島西署に逮捕されたと、この種のニュースはもう後を絶たないんですね。

ですので、鹿児島は、南日本の新聞、たまに出てきたのを取っておくんですけども、非常に大なり小なり、特に大麻のほうは、医療用だどうのこうの言う方がいらっちゃって、大丈夫というふうなことでする人おるんですけども、やっぱりだめなものはだめでしていただきたいなというふうに思っていますので、今後とも、学校のほうにもいろいろ御指導お願いしたいというふうに思っております。

次に、教育の……、さきの第1回定例、3月定例議会で、東天城中学校新校舎建設促進の陳情書が採択されたので、校区の方々は、すぐにでも取りかかってくれるんじゃないかなと、非常に喜んでおります。

この陳情書の書面にもあるように、老朽化が激しく、塩害、シロアリ等の被害に加え、コンクリートの劣化により、校舎の至るところで、壁面、天井の亀裂が剥離及び雨漏りが見られ、大変危険な状態でありますというふうに書いてあるんですけども、私は、やっぱりこの状況下ですので、新庁舎よりも東天城中学校、山小学校のほうが喫緊の課題であると、ずっと思っているんですけども、3月議会からこの議会まで、どのような進展が見られたでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

東中の建て替えにつきましては、教育委員会としましては、町当局と協議して、基本設計などを進めていきたいとは考えております。

あと、山小学校も、前と同じような答弁なんですけど、今年度策定完了の長寿命化計画にのっとって、大規模改修とか新築にするのかを考えていきたいと、考えているところであります。以上です。

○11番（広田 勉君）

行きたいのは分かります。やっぱりこういう答弁だけに、何回も何回もするだろうと思って、またやっているんだけど、やっぱりこれはだめなんですよ。やっぱり亀津中のときは、とりあえず基本設計するべきとお願いしたら、即720万、毎回言うんだけど、補正組んでくれて、紙代だけでいって、8万円で落とした人もおって、712万町はもうかった。もうかったかもうかっていないかは、それは分かりませんが、私はもうかったと思っているんだけど、8万円で受けてくれています。

今すぐつくってというわけじゃないのよ。これ、どういうふうなものにするかを徹底して交渉していかないと、予算がついたから、すぐ始まりましょうと、そういうことではだめなんだというふうなことを言いたいんです。

もしくは、それは天城町は何を、どういう考えされているかという、補正予算でちょっとそういうものが出る月あるらしい。それで手を挙げて、さっと造るというふうなことです。設計図ができておればいつでも造れるという状況をつくっておいてほしいと思うんです。

予算がないから造れないんじゃないかと、それまでどういうふうな準備しておくか。例えば、何回も言うんだけど、和泊町なんかは、教室の下に炭を入れとるわけね。湿気取り、炭、湿気取り入れとるわけ。だから、亀津中もそこまでしてほしいんだっただけ、そこまで言いきれなかったんだけど、やっているよとだけしか言わなかったけど、とにかく環境を、学ぶ環境というのはやっぱり大事にして、その環境づくりができるのは我々なんよ、親なんよ。そういう環境をきちっとつくるのが我々のあれであって、ただ四角いものをつくって、はい、どうぞと、それじゃあ教育現場じゃないと私は思います。

ですので、基本設計を進めていきたいと、いきたいというんじゃないかと、次の言葉をずっと望んでいるんだけどね。

○教育長（福 宏人君）

議員が、毎回、御指摘ありがとうございます。今回、町の幼小中学校再編の答申につきましては、もう町長のほうに行いまして、本日、議員の皆様方に、その内容については概要を説明したところでございます。

その中に、もう既に東天城中学校の校舎新築ということがあります。

今後につきましては、準備委員会という、先日、要望も頂きまして、今後の在り方として、教育委員会内でも、亀津中の建築までの経緯、検討委員会とか様々なものもありましたので、そういうものについて、学校の教育内容、それから環境、それからその再編の中にもございましたとおり、新たにICTも含めて東天城中学校、どういったような教育にするのか、そういったのも交えまして、準備を早急に進めたいというふうに考えています。

また、町当局とも、そこのところをまた協議しながら、総合教育会議とか教育委員会とか、様々な関係のものもありますので、新たに東中を建設するに当たってのデザインとか、そして教育内容とか、それを順次進めて、今後、検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○町長（高岡秀規君）

おさらいをしておきたいと思いますが、亀津中学校の基本設計の8万で入札された件なんです、あれは、実は設計をやり直してあります。なぜならば、基本設計当時の設計どおりやりますと、筆界未定等の土地の問題がありまして、それを解決してから設計に入りましたので、新たな設計をしております。それは、議員の皆様方の協力を得て、障害者に優しい学校づくりということで計画したわけでございます。

東天城中学校につきましては、コロナの影響で会合等が持たなくて、なかなか協議が進んでおりませんが、場所等については、せんだって要望等がございましたので、場所の選定については、今の場所での建て替えということが地域の皆様方の要望でございますので、そこへ向けてしっかりと財務と話し合いをしながら、早急に進めていきたいというふうに考えております。

○11番（広田 勉君）

ぜひ早急に、またしますので、早急にまたお願いしますと。

和泊の大城小学校なんかは、木造の校舎なんです。何で木造かなというふうに思ったら、もし合併して、その学校を閉鎖したときには、そこは今度は高齢者の施設に使うという、その後の目的まで一応考えてやってみたいなんです。

だから、東中一つだけじゃなくて、もし万が一、合併する可能性もあるわけ、そのうちに、何十年か後には。そういったことも考えながら、やっぱりしないといけないと。だから、この10年先だけじゃないんですよね、その先を、やっぱり50年先まで考えないと、学校というのはいけないんじゃないかなと私は思いますので、それで、ずっと毎回毎回言っているんですけど、またしますので、今日はこれぐらいで。

次の学校再編答申の中の施設分離型小中一貫校とはどういう形態、どういうふうな状況なのかなと。いまひとつ描けないもんだから、ちょっと詳しくお願いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

小中一貫教育とは、小学校、中学校が目指すべき子供の像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のことで、施設分離型とは、小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されていることであります。

つまり、徳之島町としましては、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みはそのまま残して、義務教育学校に準じた9年間の教育目標を設定し、9年間の系統を確保した教育課程を編成し、実施する施設分離型小中一貫学校を目指しています。

小中一貫学校の教育的なメリットとしましては、中一ギャップなどの緩和など、生徒指導上の成果を上げること、あと、学習指導上の成果を上げる、9年間を通して児童生徒を育てるといふ教職員の意識改革、それに付随した教員の指導力の向上、異学年児童生徒の交流促進、あと、特色ある学校づくりを進めるなどがあり、あくまで児童生徒の教育の充実が主な目的であります。

以上です。

○11番（広田 勉君）

ずっと思っているんですけども、小学校の場合は、別にそうでもないんだけど、中学校の場合は科目別の教師がいらっしゃいますよね。毎回言うんだけど、甲子園のあの監督、優秀な監督だろうと思うんだけど、しょっちゅう常連校があるわけだよね。つまり、生徒っていうのは、指導者によってもものすごく違ってくるんじゃないかなろうかと。野球、高校野球見ていると、いつもそう思うんです。

そうすると、専門科目で受けられる生徒と受けられない生徒のその辺はどうなっているのかということも、ちょっとお聞きしたいんですけどね。

○教育長（福 宏人君）

例えば、亀津中学校と手々中学校をイメージしたとき、例えば、亀津中学校は美術、音楽、技術家庭、専門の先生が配置されているわけです。手々中学校はどうかというと、専門の先生がいない場合は、例えば、国語の先生が臨時免許状で数学を教える、それから、技術の非常勤の先生を配置するとか、そういったことで、今現状はあるわけです。

それはなぜかということ、クラスが少ない、定数がないということで、先生方のこま数が非常に少ないですので、それ、正規の教員を置くことができないということで、従来から専門の先生がいないところは、ほかの教科を持っている先生が、専門じゃないんですけど、臨時免許を取って教えるということ、これはもう、私は山中学校でしたけど、私も数学は英語の先生に教えてもらったんです。そういうふうにして、小規模とか離島、へき地においては、なかなかそういったような学びが、結局、公平分担になっていないというのが事実なんです。

ですので、今後、例えば、学校再編のイメージでもお話をしましたとおり、例えば、小学校の高学年には中学校の数学の先生が例えば教えられると、そういったような小中一環の教育の中ではできるわけです。もし、小学校で中学校の免許を持っていた先生がいれば、また逆に中学校に行って専門を教えられるということで、小中の先生方が、小中一貫ということで、同じような学校体系になりますので、小学校と中学校の先生が複数に利用できるというようなシステムなんです。

プラス、今回、GIGAスクール等で、学校間をいわゆる遠隔で結べば、亀津中学校の技術の先生が、例えば手々の技術の時間に授業を配信すると。中学校は50分ぐらいですので、前半30分の授業はそのまま手々中学校に配信して、残りの例えば20分は、もう複名の先生がいますので、これは専門の先生じゃないですよ、この先生とまた一緒に勉強すると。

今、文科省のほうも、そういう専門教科をなっていないものは、遠隔においてそういうふうに進めようと、そういったような政策も進めておりますので、今後、本町におきましては、議員がおっしゃるとおり、専門のそういったのを、より充実させるならば、そういったのも一つの選択肢じゃないかというように考えております。

ですので、小中一貫型の教育の中で、まず、小学校と中学校の先生方を交流させる。その上に、専門のいる先生方の授業を、例えば、専門のいない先生方の学校に授業配信もできると、そういうようなシステムにすれば、少しでも子供たちのそういったような教育に資するんじゃないかというように今考えて、計画を進めているところでございます。

以上でございます。

○11番（広田 勉君）

とにかく、この一貫教育というのは、学校の先生の資質というのかな、両方の免許を持っていないといけないというふうなことがありますので、今後、教育長、人事のほう大変かと思えますけども、そういった両方持っておる先生をまた探さなきゃいけないということになってきますよね。

私がずっと前、いろいろ考えたのは、職員室が一つあって、その先生方が、専門の先生が学校をずっと回るというふうな方式なんかどんなものかなというふうな考えも、1回したことあるんです。職員室1か所で、例えば数学の先生が、今日は山の中学に行って、東天城中行ったりとか、そういうふうな感じでずっと、どうせ授業はあれですので、そういった職員室を1か所で、先生が回るというふうなことなんかどんなものかなというふうなことを考えたこともあるんですけども、今、テレビですということですので、それも一つあるだろうというふうに思っております。

時間もあまりないもんですから、以前の徳之島町ふるさと留学制度と今の留学制度と、宇検村阿室の小中学校の制度との違いは、何かの制度の違いとは思いはするんだけど、どういった。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

本町のふるさと留学制度は、留学を希望される児童生徒を地域の住民の方が里親として、またはふるさと留学センターで預かる仕組みとして行っています。

今おっしゃられた宇検村の阿室校区の留学制度は、親子山村留学といいまして、親子一緒に来ていただいて住んでもらう制度であります。

それで、児童生徒1人当たり月に3万円の特別助成金を中学卒業まで払ったり、住居として空き家をリフォームして整備したり、家賃も入居後1年間は半額助成したりして行っているそうです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

このふるさとの里親制度っていうのは、大体大和村の戸田小中学校から始まったと思うんです。なので、だいぶ前に言いましたけど、頭打ち絶対なるよというふうに当時言われていたんです。何かというと、預かる人と子どもさんの食事が違ってくると、若い人と年寄りの食事が。だから、そうやって預かれなくなると、預かる家庭が少なくなるよと。それで、戸田なんかも、戸田小中、結局やめにしたんです。なくなっただけですね。

恐らく手々もそういうものに直面しておった状況があると、私は思ったんだけど、今もう、今はちょっと形態違いますよね、今の形態。

○学校教育課長（尚 康典君）

はい、今、議員がおっしゃられたように、手々のほうで、最初里親だけの制度で、結局地元の里親になってくださる方が、やっぱり高齢化してきたということで、2年前にふるさと留学センターも立ち上げまして、そちらのほうで今預かるような仕組みにも。今年に限っては、里親の方が2名と、あと、ふるさと留学センターで2名を預かっております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

学びに来ている子供たちと、1回修学旅行に行ったことあったんだけど、非常に感心な子たちで、その後1回も会ったことないんだけど、どうされているのかなと。大きくなってから1回お会いしたいものだというふうに思っているんですけども、尾母の特任校制度というのは一応どんなものですか。

○教育長（福 宏人君）

教育委員会では、小規模校の活性化ということで、2つですね、先ほど申しあげましたとおり、手々校区、山校区がふるさと留学制度ということでもあります。

それからあと、特認校制度は、例えば、今、尾母小中学校、花徳もそうなんですけど、住所

を変えずに、例えば、亀津中学校の子供で、より大規模じゃなくて、小規模で学びたいという子ども、お子さんがいるわけです。これは、住所を変えずに、亀津にいながら尾母中学校にも通うことができる、もちろん小学校も通うことができるということでございます。

それで、尾母小中学校のほうに、過去、子供たちが十分に、例えば、亀津中学校の大規模の学校で十分に学習できない、できないちゅうか、人間関係も含めて尾母小中学校に行って、そこで学力も、それから人間関係のコミュニケーションも非常によくなったという事例も、今、あるところです。

すいません、先ほどのふるさと留学のことについて、追加をちょっとさせていただいてよろしいでしょうか。昨年度、令和元年度、手々のほうに問い合わせが40件ぐらいありました。ということは、40人、ぜひ留学したいと。ただ、留学センターの中でのそういう、キャパというか、受入れが40もできませんので、そのうちから現在は留学センターで2人、それから、手々にいる方が2人、今4人おります。

今後、先ほど議員がおっしゃった宇検の阿室の親子留学という、おっしゃいましたけど、そういうことで、もし、これはまた町長部局と反省を進めながら、もし、親子でそういうふうに親子留学もできますよと、そういったような形で少し、来たいという人はいっぱいおりますので、親子でも可能だということがもしできれば、少し間口を広げて小規模校の学習活動を活性化させるということでも、今後また少し検討する必要はあるのかな、あるのではないかとこのように考えているところです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

特認校というのは、そうことだった、校区が変わっても構わんというふうなことでしたか、分かりました。

次なんですけども、ずっと亀津小の校長先生なんか、立哨でいつもお会いするもんだから、お話ししたりするんですけど、一番うれしかったなと思ったのは、その先生から、今年は不登校がおられませんというふうなことを先生がおっしゃったもんだから、ああ、よかったなと。その前の校長先生のときは、ようやく2人になりましたというふうな報告受けたんです。今度の校長先生のときは、もうおられませんというから、ああ、よかったなと。しかし、よう考えてみたら、そういう子がいなくなったのか、卒業していなくなったのか、その辺がよう分かんなんですけども、とにかく少なくなったと、もう小学校はいらっしゃらんというだけでも、非常によかったなと思うんですけども、今のこのコロナで、今、3密がどうのこうのとかいいろいろ言いますよね。どうも学校教育には、これ逆やないかなと。子供たちというのは、やっぱりみんな集まって育っていくと、私は思うんですけど、それを、やいやい、1メートル以上離れなさいとか、そういうふうな教育がいいのかどうか、これ非常に疑問に思っておるわけよね。

校長先生も、子どもさんを受け入れるのに、非常にいろんな対策をして、もう非常に大変だということは全部お聞きしているんですけども、しかし、子供っていうのは、1人が楽しそうにしようたら、みんなわーっ行って、何ねって行って興味持っていていろいろするのが、子供の伸びるあれだと私は思うんだけど、どうも食べ物も、みんな前へ向かって一列横にならんで、なるべくお話ししないようにして食べて、さっさと終わいなさいとか。やっぱり昔は、もうみんな周りで、食べながら、話ししながらするのが非常にいい家庭だというふうに、我々教わってきたんだけど、どうもこのままいくと、これ大変な大人に育つんじゃないかなと思うんだけど、どんなものでしょう。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったように、今回は、コロナの件で学校のほうにも、児童生徒にも学習の学びの面で、だいぶ不自由をおかけしていると思いますが、やはりこれはまだコロナが、感染がまだ収束していませんので、日本としましては。これは、徳之島にもし万が一入ったら大変ということもありますし、やっぱり子供たちのまず命が大事ですので、学校としましては感染予防を徹底して、子供たちの教育を行っていきたいと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

風邪のウイルスみたいに、大体暖かくなるともうなくなるなというふうな、二、三か月で収束するとか、ほんで、1回風邪引いたら抗体ができて、次はもう大丈夫だとか、そういうふうなことが、今回はないわけよね、このコロナだけは。抗体もっていても、まだ発症する可能性があるとかいうふう。われわれは、とにかく軽いうちにうつしておくと、そして抗体つくりたかったんだけど、どうもそうじゃないみたいな感じですので、集まらない、友達と離れとれ、どうのこうのって、そういう教育の場っていうのはやっぱりおかしいと思うし、早く収束してほしいとは、それは誰も思っているかも知らんけど、もう一つおかしいのは、学校は休んでおって、学童保育はいっぱいぎゅうぎゅう詰めしていると。何で学校放棄せんといかんのというふうな考えもあったんだけど、どうもこれらも納得いかんところが多過ぎるんです。

そういったことも、やっぱりただ引き離すだけじゃなくて、やっぱり方法を考えてもらいたいなど。そうしないと、変てこりんな人間ができていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、検討を、検討というのかな、何というのかな、家に帰ったら、みんな学童保育はいっぱいおって、学校には一人もおらんとか、そういうふうな状況だと、やっぱりおかしいと思わんといかんと思うんです。

それで、やっぱり学校は災害時に、地域の避難所になり得るわけですね。だから、防災機能を図ることが、やっぱり学校の急務でもあると思うんです。

国は、今年7兆円をかけて、重要インフラの防災対策を図る予定なんです。特に学校施設を長寿命化して、転換に391億円の予算計上したみたいだけど、これ、やっぱり少しは何か来ているのかな、ちょっと徳之島町なんかにも。

○総務課長（向井久貴君）

防災の件でお答えしたいと思います。

まず、G I G Aスクール等々もございまして、各学校W i — F i は全て設置できる予定でございます。これを多分、広田議員がおっしゃるのは、防災等のときなどに、民間、避難してきた人達の携帯だったり、タブレットだったりというような活用を考えているというふうに書いていると思うんですが、実際、学校の無線L A Nにつきましては、災害時に公衆W i — F i としての活用はできないと。つまり、公務の学校のL A Nを守るために、接続できない仕組みになっているところがございます。

ですので、もし、学校に、今、学校の教室を考えていましたけども、避難所として体育館等を使用するのであれば、これは、町として体育館のほうに光を引き、無線L A N、公衆W i — F i を引くような形はできると思います。

また、その場合に、一人一人つなげると、非常に回線が遅くなる可能性がありますので、その辺は仕組みをしっかりといたしまして、例えば、時間を制限する、回数を制限するようなこともいたしまして、公衆無線として活用は可能だと考えているところがございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

広田議員、しばらく休憩します。2時50分から再開します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（広田 勉君）

和泊町の話ばかり言うけど、ごめんなさいね。和泊町は、テレビも持っておるわけやね。去年の台風時期などに行ったときに、ものすごく電線の埋設物に対し、非常に危惧をしておったんだけど、台風時に外部と連絡が取れなくなる問題解決に、公衆W i — F i を設置、開放して、安否確認等のスムーズな情報提供ができて、アクセス数が増え、台風時に現場に出向く必要なく、役場内で対応ができたらしい。導入費用は、総務省の公衆無線L A N環境整備支援事業を活用し、公園、公民館、学校、役場など町内33か所の公共施設にこれを導入したらしい。徳之島町も、どんなもんかなと思っているんだけど。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、学校内の無線LANを使うことは、非常に難しいのでございますけども、防災として、町として、先ほど、総務省、ありました高度無線環境整備推進事業というのがございます。令和2年度の第2次補正予算が出ておりまして、これを使いまして、例えば、先ほど申し上げましたように避難所、それから、今回コロナの対策で、やっぱり小学校の体育館も使用が出てくると思います。そのときに、公衆無線を使って安否確認であったりというのができるような形を整えたいと思っております。

ただ、そのときに、公衆無線の場合は、不特定多数の人が使いますので、時間等や回数等の制限をさせて使うような形は考えられると思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今、新しい話聞いたんだけど、今、防災無線がありますね、あれの代わりの話ですか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

防災無線とは別でございます。先ほど町長が申し上げましたけども、今、光ファイバーの未設置地域がございますので、その事業に併せて、例えばそういった避難所等にも光ファイバーを引くというようなことでございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

じゃあ、今、和泊が使用しているWi-Fiなんかは全然考えていない。

○町長（高岡秀規君）

今、総務課長のほうが説明しておりますが、今、それは可能であるということです。結局今、光ファイバーの未設置、轟木、山、金見、手々ですね、全て光ファイバーを使えることとなりますので、その事業によって、町のほうが体育館にWi-Fiを使いたいということであれば、当然その整備ができるということですから、この高度無線事業で設置しようと思えばできるというふうに考えております。

○11番（広田 勉君）

再度ちょっと和泊に行くので、詳しくちょっと後で聞きます。

時間がないので、次に参りますけれども、コロナウイルスで世界がほとんど一変すると、生活様式も変わっていくだろうというふうに思っています。歴史的に見ても、交流が広がればそのリスク分も増えると。奈良時代の天然痘は、総人口の25から30%の約100万から150万人が亡くなっただけ。そういう記録されているけども、じゃあ、それだけ人口が減るということは、どうということかと、作人がいなくなるわけね。その後どうなっていくか。収束した後に、農民

に土地の私有を全部認めたわけ、以前とがらっと生活が変わるわけ。

スペイン風邪が、第一次世界大戦中に、兵隊からどうもうつつたという、アメリカの兵隊からうつつたと言われているんですけども、世界で約5億人から6億人感染したんだらうと。亡くなったのが1,700万人から5,000万人亡くなっているというふうな記録があるんです。そこで、世界、第一次世界大戦真っ最中ですので、戦死者がどれぐらいだったかという、1,500万人らしい。戦死者で1,500万人なのに、風邪で約5,000万人ぐらい亡くなっていると。非常に猛威を振るったと。ちなみに日本でも38万人ぐらい亡くなっているらしいんですけども、この大戦後、何が起こったか。世界の金融センターが、ロンドンからニューヨークに移ったと。そして、世界の経済の主導権が、イギリスからアメリカに移って、今ずっと続いてきているわけ。アメリカ主導でなってきたわけよね。

この新しい生活様式をと言わしめた今回のこのコロナ騒動ですけども、これ、いつ終わるかかって聞いたって、ちょっと答えられる人は誰もいらっしゃらんと思うんです。やっぱりこれも、世界が大きく変わる前兆じゃないかと。これは、新しい時代の変化のうねりだと私は考えて、感じておるんですけども、いつまでと聞きませんが、中国で多くの製品を、中国に頼り切ったことによって、部品がなくなって仕事ができなくなった業者がいっぱいいらっしゃるわけね、日本の中で。慌てて異業種からマスク生産とか、消毒液とか、焼酎会社が消毒液作ってみたり、配達業者に新規参入したりとか、いろんな新しい業種ができて、新しい生活様式が成り立っているわけです。新規産業も生まれそうだと。

きのうおととい、日曜日の「がちりマンデー！！」というテレビがあるんですけども、セルフエステというふうなものをやっていたんです。一人一人個室に入るもんだから、3密もならない。エステですので、自分でまあまあガソリン入れに、セルフガソリンと同じようなことで、自分でエステするんですけど、もう安くていつでもできると、そういうふうな番組だったんだけど、ああ、こういう業種もできてくるんだなと。

そしてあと、パナソニックが、土壌の状態を見える化っていうのかな、この土地にはこれだけのものが必要ですよと、栽培ナビドクターみたいなやつを開発しているわけね。そうすると、土地に必要な分を入れたら物が生じる。だから、土壌の見える化、こういう機械もできてきていると。

非常に世の中変わってくると思うんです。そういった意味においては、役場としては、役場としてはって、失礼になるか分からんけど、本当に私が感じている分を感じているもんかどうか、お願いします。

○総務課長（向井久貴君）

それでは、お答えいたします。

先ほど、広田議員がおっしゃいましたようにマスク、確かに7割方、これは中国生産という

ことを聞いておりますが、それを含めて足りなくなつたということで、マスクの増産をしたり、今までマスクの生産をしていなかったところが生産を始めたりしているところは聞いております。

昔は、在庫を持たないというのが、一つのポリシーだったと思うんですけども、その後、今度はコロナを受けて、ある程度の在庫を持つ必要が出てくると。この在庫の問題もですね、持ったり持たなかったりと、二、三回繰り返すような感じはしますけども、こういったように様々に形態が変わってきていると。

それから、先ほども出ましたウーバーイーツですけども、これも私も、これは非常に高齢化社会にテイクアウト、宅配ということで、もし島で利用できるのであれば、非常にオンデマンド、要求にすぐに応えられるということで、例えば、ここから東天城に通っている通勤者等がいれば、そういった商品を運んでもらえるというのも一つの手ではないかなと思います。

それから、密を避けるという意味で、やっぱりAIであったり、テレワークだったり、いろんな産業、いろんな産業が興きているということで、新しい、今、6次産業まで来ていますけど、これが7次、8次という産業は実際興ってくるのではないかという思いはしているところでもあります。

以上です。

○11番 (広田 勉君)

とにかく、今のウーバーのあれもあるんですけども、やっぱり加計呂麻なんか行くと、昔からそうだけど、バスの運転手が新聞配達して歩いているわけ、集落ずっとこうしてね。そういったこともありますので、いろんなやり方はあると思うんです。

結局、我が国は一応2000年に自給率目標を設定して以来、一度も達成したことがないんです。2018年には、37%の過去最低の自給率を記録して、今回のコロナ騒動を迎えているわけです。もうそうすると、農業だけでなく、あらゆる分野で自給率を上げていく政策をやらない限り、これもう輸入すればいいやと、少なくともいいやというふうな政策なんかしていくと、大変なことになると。

それともう一つは、やっぱり肉が売れないと。肉が売れないということはどうなるかということ、島の牛が売れないというふうなことになっていきますので、いかに消費させるか。これをもう食べ物は、徹底して消費させる方向を一生懸命考えないといけないと思うんです。ほんで、ただ金を配ればいいやというふうなあれでは、ちょっとまずいだらうと。とにかく食わせる方法とかいろいろする工夫を、政策に持っていけない限り。

あと、会議を全部やめるというのも、何かなと思うんです。もう徹底してはやらさない方向を取って会議やなんかして、消費を促さん限り、今、このままずっと自粛、自粛、自粛でいけば、もう大変な時代になると思うんですよね。

それともう一つは、自分ところで作る方向もしていかないと、韓国が日本からの産品を全部規制したもんだから、慌てて自国で生産するというふうなことで、国が金出して頑張りなさいとやらせているような、一緒に、無駄とは思っただけど、やっぱり中小企業をはじめ、消費するとかそういったものを政策に取り入れて、金配るのも一つかも知らんけど、金配るよりもいかに消費させるかを政策に取り入れる必要があるんじゃないかと思っただけど、いかがなものでしょう。

○町長（高岡秀規君）

先ほど来の広田議員の質問の内容等を鑑みますと、私は同感であると思っただけど、新しい新生活の様式を取り入れてしまいますと、島の経済は非常に疲弊してしまうおそれがあるというふうに考えております。

確かに今、徳之島町が取っている政策は、物作りであったり、地産・地消、そして地産・地消・他消というものの政策に取り組んでおりますが、これをしっかりと今取り組んでいることを、成功事例を幾つかつくらなければいけないというふうに感じております。

そして、コロナのウイルスの対策につきましては、おっしゃるような何でも休業、何でも自粛というものでは、離島は生き残っていけないというふうに感じております。

その中で、何ができるかということなんですが、仮に価値観を少し変えていただいて、マスクの着用、予防にはしっかりと取り組む。そしてまた、今までになかったウイルスに感染しているかどうかの証明書を発行することができないか。そのための体制づくりについては、例えば検体、そしてまたPCR検査が簡単に受けられる。今、私どもがチェックした中では、町村会では観光客来られるときに、証明書が発行できないかという提案を僕のほうでしているところではありますが、今は、どうしてもすぐすぐ検査が受けられない状況にあります。それで、なかなか不可能ではありますが、今後は、入る側のチェック機能をしっかりと対策することによって、今までの離島における経済はある程度は守られていくだろうと思っただけど、守っていかなければいけないというふうに考えておりますので、今後、教育分野につきましても、40人学級から30人学級、いろいろと国に対して要望することをしっかり行いながら、今までは考えつかなかった経済対策を国のほうに訴えていきたいというふうに考えております。

○11番（広田 勉君）

イギリスからアメリカに変わったと。今度はアメリカから中国に変わる可能性もあるわけ。こういうことも考えながら、やっぱり我々は進めていかないといけないなど。生活ががらっと変わるということをやっぴり肝に銘じていかんといけないんじゃないかと思っただけど。

○議長（池山富良君）

お疲れさまです。

次に、竹山成浩議員の一般質問を許可します。

○2番（竹山成浩君）

皆さん、改めましてこんにちは。本日最後の質問者となります。もうしばらくのお付き合いをお願いいたします。

町民の皆様お一人お一人が、日常生活の中で、新しい生活様式を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、御自身のみならず、大切な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考えます。共にこの苦難のときを心を一つに頑張っていきましょう。

それでは、2番竹山成浩が、通告の3項目について質問いたします。町長をはじめ、各担当課長の明確な答弁をお願いいたします。

まず初めに、災害対策について。

先日、屋久島町や南種子町、三島村において、大雨によるレベル4の土砂災害警報が出されました。台風メッカと言われるこの徳之島においても、今後、地球温暖化にも伴い、豪雨等が起こると考えられますが、そこで大雨により水位が上がり、氾濫する可能性のある河川もあると思われます。まずは、そうした現状をどのように把握しているか伺いたいと思います。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

水害対策につきましては、平成29年度より徳之島地域の県管理河川等における水防災意識社会再構築協議会という組織が設立されました。このメンバーは、3町長、県、気象台、それから3町総務課長、建設課長、それからオブザーバーとして国交省が入っております。

その中で、現状、取組、課題、それから減災のための目標、おおむね5年間、29年ですので、来年終わりますけども、目標を定めてハード、それからソフト両面から取組を実施しているところでございます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

総務課長のほうから、大まかな指針というか、それをお聞きしました。河川自体の状況にもよると思いますが、私の住む母間地区においてのお話をちょっとさせていただきたいと思います。

地区内に9本の川があります。大小9本の川がありますが、水が豊富な集落であるがためのことだと考えて、ほかにはそのようなあんまり川は、母間は結構な川があるんじゃないかなと思っているところでございます。

昨年も、建設課のほうで、麦田川の堆積した土砂の撤去作業をしていただきました。ありがとうございました。月日がたつと、以前よりも増して、雑木や雑草が大変生い茂り、近隣住民の方々の雑草の刈り払い等、定期的に行ってはいるんですが、なかなか対処が人力では難し

ということを、住民の方もお話をされます。

以前と比べると、川に堆積した土砂の量が、非常に多く、増えているような感じがいたします。そうした原因は何かと、そういう調査もしていただきたいところですが、そういうことで川幅が縮まって、水の流れる幅がすごく狭くなっているような感じも見受けられます。

国土保全上、河川は河川管理者において、その管理は洪水や高潮などによる災害の発生を未然に防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければならないとあります。その河川は、一級河川、二級河川、普通河川、その3つに分けられると認識しておりますが、母間の全ての川が、町が管理者となる普通河川になるんじゃないかなと考えておりますが、町として、今の梅雨時期や台風シーズンを迎えるに当たり、今後非常に重要なポイントになるんじゃないかなと考えております。

再度お聞きしますが、これからの対策をどのように講じていくか伺いたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

河川の寄州の除去につきましては、毎年、河川維持のために借上料を計上しており、優先度の高い河川から年次的に除去を行っております。今後も除去の必要性のある河川がある場合は、連絡をいただければ確認後に対応したいと考えております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

やっぱり、今の体積の土砂を見たら、非常に危険なところが多く見受けられるところでございます。以前、大雨と海の満潮時が重なりと記憶しているんですけど、海水の逆流が起きて、家屋への浸水や道路の冠水等もあって、きび畑の被害が起きたところもありました。そうした河川の危険箇所、危険区域を再度確認していただいて、防災・減災へ向けて早めの対応をお願いしたいと思います。

また、そういう状況を見た場合に、こちらのほうが区長さんとかから連絡がいくような形で取りたいと思いますので、よろしくお願いします。これはもう母間地区だけではなくて、本町全ての河川にかかわることですから、スピード感を持って対応をよろしくお願いします。

次にいきます。

台風接近時、また通過後の避難施設の果たす役割はどこまでか。また、指定避難所の設備は整っているか、不便をきたすことはないか、先ほどから避難所のことも話が出ていますので、再度またお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

台風接近時等につきまして、先ほど申し上げましたとおり、10か所、発電機等の設備は整っているところがございますけれども、設定をしているところがございますけれども、整備につきまして、例えばトイレ等、それから、空調設備はまだ完全ではないところがございますので、それから、その他もろもろありますので、再度確認をしていきたいと。

ただし、これは総務課の答えとしては防災のためでございますので、もし、その公民館を使用するためございましたら、また別の事業になりますので、その辺はちょっと御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（竹山成浩君）

先ほどからほかの議員さんたちも新型コロナウイルスの関係でいろいろお話されていますが、この新型コロナウイルスの影響が続く中、台風シーズンを控え、これから大雨や台風の進路によっては直撃も考えられます。万一、災害が発生した場合は、それぞれの避難所においての、まず、感染症の対策、この感染症対策をどう行っていくか、再度またお聞きしたいと思えます。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず、基本的には、先ほど広田議員のときも申し上げましたけれども、3密を避けるという意味をまず徹底したいと。基本的なものは、まず、可能な限り多くの避難所を設けることが、今、求められています。今、10か所でございますが、先ほど申し上げましたように、公民館で2年前に大体10名ほど、そして、学習センターに70名弱でございました。小学校の体育館を例にとりますと、あそこは大体50名程度がコロナ対策を考えた場合には定員じゃないかと言われておりますので、そうすると、学習センターを考えますとやっぱり狭いのかと。和室等、分散をしてやっておりますけれども。あと、公民館も10名程度が限度ではないのかと。公民館等によっては和室等もございますので、その辺を活用しましても10名、15名程度が限度じゃないかというふうに思っておりますので、そういった多くの避難場所の開設がまず1つ。

2つ目には、やはり衛生面、マスクをするとか、消毒をする、手洗い・咳エチケットの啓発、こういったのが考えられると思えます。

3番目に、これが一番非常に大切なんですけれども、スペースの確保、大体今までですと1人畳1畳、昔から起きて半畳という言葉がございますけれども、大体寝て1畳のスペースということは今までは考えていたんですけれども、大体1坪、最低でも1坪から4平方メートル、畳2畳より若干大きいサイズが1人の領域と考えておりますので、そういったスペースを確保すること、この3つが一番非常に大事なことを考えております。

また、台風がやってきます。そのときにこれが実際にできるかどうか、実証をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

課長が言われたように、基本的にマスクの着用、それから、手指の消毒プラス発熱・咳などの健康チェック、さらには、3密を避けるための過密を防ぐための措置も考えていらっしゃるということですので、できることならば長期の避難所生活に対しては、保健師の配置も考えていただけたらと考えているところでございます。

現在、町内に、言われた指定避難所は41か所あるとお聞きしています。そのうち台風災害時の避難場所が10か所ということですよ。それは台風災害時の避難所というか、設備等がそろっていて、強固でより安全な場所ということだと認識しております。

昨年の台風時に母間の池間福祉館においては10名程度の避難者がいらっしゃったとお聞きしました。その母間地区においては池間福祉館が対象の避難所になっているようです。

そこで、仮に猛烈な、大きな台風が接近、直撃で、大勢の方が池間福祉館に身を寄せる事態となったと仮定すると、昨年は10名程度ですけど、その倍以上、その程度のたくさんの方が身を寄せるような事態になったとすると、現在の調理場が非常に手狭で窮屈な状態であると聞いています。今、課長が言われたように、衛生面とか、スペースの確保の問題とか、スペースは個人個人の、公民館内のことだと思うんですけど、今の調理場が4畳半ぐらいのスペースにおいて、洗い場やつくり込みの食器棚、それから、冷蔵庫等があり、二、三人が入るともう身動きもとりにくく、ソーシャルディスタンスには程遠い状況であると考えているところであります。それが、炊き出しとか、必要とする長期の避難所生活になった場合は、何らかの支障をきたす恐れがあると考えられます。

そこで、要望でもありますが、現在の調理場を広げることは、拡張することはできないか。ぜひ、こうしたことも鑑みて前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

一週間前のテレビを見ておもしろい話があったんですけども、コロナを考えて避難所を設置するときに3つの要素があると。

1つは、まずトイレであると。なぜかと申しますと、ダイヤモンドプリンセスもやっぱりトイレでウイルスが蔓延したとかがあるという。

それから、今、おっしゃるようにキッチン。これは日本人ですと、大体弁当とか、パンですけど、やはり炊き出しをするというのは非常に大事であるということで、これは本当にキッチンの大切さがあると思います。

それから、もう一つは、ダンボールのベッドを用意すると。ソーシャルディスタンスを確保するためにそれを48時間で設置しなきゃいかん。TとKとB、48時間でTKB48と言っていま

したけど、そういう4つを、そういった感染症対策のときには非常に有効だと言っていましたので、キッチンについても、私は非常に避難所については有効なものだと思っています。非常に不可欠だと思っておりますので、これにつきましては、ぜひ要望を出していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

池間は公民館じゃなくて池間福祉館ということで、介護福祉課のほうの担当にもなられるということで、介護福祉課長の見解もお聞きできたらと。よろしくお願いします。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

池間福祉館がその当時つくられたわけなんですけど、現在、介護福祉課のほうで管轄といいますか、そういうことで私のほうに質問のほうがきたと思っております。

また、地元のほうから池間福祉館の台所の改修について、また要望等が上がった段階で検討したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○2番（竹山成浩君）

ぜひよろしくお願したいと思っております。

災害はいつ何時起きるかわかりません。先ほどの広田議員の質問にもありましたが、ここ最近、奄美群島を含む沖縄近海での地震が数多く発生しております。先月の23日、朝方、天城町で震度4を計測した地震があり、ほとんどの方がまだ就寝中で、本町でも大きな揺れを感じたことでした。その地震の際に、伊仙町では80代の高齢の女性の方が足の骨を折るという大けがをされたと聞きました。突然の揺れで、さぞびっくりされたんでしょう。そうした地震に対する初動行動が大変重要だと考えているところでございます。

そこで、本町のホームページに防災マップがリンクされています。詳しく掲載されて、大変素晴らしいと思っております。そのマップを開いてみますと、前述した指定避難所とか、また、土砂災害対策、竜巻対策、津波対策等の掲載はあります。ひとつ残念なことに、そのマップの中に地震対策が掲載されていない。また、震度6程度の地震が万が一起きると、この庁舎も倒壊する恐れが大いにあります。職員一人一人の命を守るために庁舎建設も急ぐべきではないかと考えているところでございます。地震が起きてからの津波発生ですので、今後、マップの見直し等がある場合は、ぜひ検討していただいて、地震対策についても掲載をお願したいと思います。

それと、パソコンやスマホ上では防災マップを見ることができますが、紙媒体や広報紙等を通じて町民の皆様幅広く行動マニュアルを周知していただきたいと思っておりますが、そのところ

をまた担当課長のほうに見解を求めたいと思います。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在、行動マニュアルにつきましては、十分な周知がなされていない状況でございます。今後は、予定として、避難する際の行動を示したチラシ等を配布したいと思います。

また、現在、防災マップにつきましては更新中でありまして、ただ、指定避難場所の追加であったり、県が指定した土砂災害警戒区域等の更新でありまして、地震に特化したものはございませんので、この辺の見直しは、おっしゃられたように出てくるかと思っております。

それからもう一つ、先ほどの水害でもありましたけども、避難行動につきましては役場等で作成は可能ですが、個人個人の避難、つまり住んでいる場所、それから、家族の人数、それから、地形によってやっぱり違ってくるのかなど。川のそばであったり、海のそばであったり、山のそばであったりというのを踏まえて、今、マイタイムラインという県のほうから雑誌が出ておりまして、これは非常に有効だなと。例えば台風が来たときに、今、どういう行動をすべきかとチェックしていく、時系列にチェックしていくんです。そういうのがあります。これは、ぜひ、うちのほうで見本を作って、各家庭にお配りをして、自分がどのような時間、どういうふうに避難するのか、どういう行動をとれるかというのをやっていければ、非常に私たちも自助といいますか、自分の命は自分で守るといって行動をとれるのかというふうに考えておりますので、進めていきたいと思っております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ぜひ、そうしたところを見直しもしていただいて、新しいところは新しいところで、また、いい方向で広報をしていただきたいと思います。

先ほどのマップの件ですけど、できれば校区ごとに分けていただければ、高齢者の方とか、文字も大きく見えて大変わかりやすいと思いますので、早めの対応をお願いしたいと思います。

次に、教育振興について伺います。

まず初めに通学路の件ですが、母間の県道の拡幅工事は今後できるのか、できないのか、高岡町長に伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

竹山議員も御承知のとおり、以前より母間校区の道路の拡張、通学路等の質問はございました。なかなか今の県道沿いが筆界未定等々、土地の地籍の問題でなかなか進んでいなくて難しい状況にあります。

それで、県と調整した結果、今、道路上にある緑のラインというものは施策としてしたとこ

ろでございますが、今後、違う道路等々になりますと、しっかりと予算の確保と、あと、どういうルートを通ることが通学路として安全が確保できるかということを地域と協議しながら、どうあるべきかを進めていきたいというふうに考えております。

○2番（竹山成浩君）

教育振興についての質問でございますが、承知いたしました。確かに筆界未定や道路ぎりぎりのところで家屋が建ち並ぶところも大変多く、用地交渉や買収金額等を考えますと大変難しいのかなと理解いたしました。

それでは担当課長に伺います。先ほどの地震対策にも関連しますが、2018年6月に大阪高槻市で起きた地震で、倒れたブロック塀の下敷きになって女子児童の尊い命が奪われた事故がありました。母間の県道沿いにはブロック塀が結構あります。以前、担当課のほうでその危険性を調べてもらったと思いますが、私有地の塀に関しては調査が難しいとの見解だったと認識しております。その後も調査は難しいのか、今後もできないのか伺いたしたいと思います。お願いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今、竹山議員がおっしゃったように、大阪の事故があったときに全学校において通学路の安全点検と校区の安全マップの作成をしております。危険箇所によっては児童生徒に気をつけるように指導とかも行っているところでございます。

実際、私有地なので町としては何もできないというところであります。

あと、学校の敷地内のブロックとかは教育委員会のほうで取り壊したり、フェンスに変更したりはしていました。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

ブロック塀についてお答えします。

ブロック塀の安全対策につきましては、鹿児島県において、ブロック塀等に関する相談窓口を開設しております。徳之島町においては、鹿児島県土木事務所建設課建築担当が窓口となっております。そういった、自分でも不安だと思ったときにこの担当が対応してくれますので、また、徳之島町建設課のほうにも相談していただければ、アポを取って点検したいと思います。

そこで、私たちにできることは、お金は出せませんが、助言とか、指導はできますので、そういう理解でよろしいかと思います。

また、私たち日本におきましては、基本的な考えが、私有財産は自分で守らなければいけないと。私有財産を税金で補償することはしないということが基本的な理念になりますので、御了承をお願いいたします。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

例えば学校のPTAとかが調べてもらいたいと、危険な状態じゃないかというときは、地主さんに相談して、私有地の方が県なり、町なりの建設課の担当のほうに問い合わせるということでもよろしいでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

それでよろしいと思います。私どもも対処したいと思いますので、県のほうにアポを取り、確認にいきたいと思っております。

また、教育委員会のほうにも、通学路に関しましてはいつでもこっちが引き受けます。そして、亀津・亀徳地区におきましては、警察、うち、県、学校の先生方と点検等を行っておりますので、教育委員会がまた積極的に動いてもらえればいつでも参加いたします。また、建設課、住民からも受けつけますので、よろしく願いいたします。

○2番（竹山成浩君）

母間の県道は、先ほど話したように道幅が大変狭く、子供たちも高齢者の方も、本当に塀に寄り添った生活を送っておるような状況でございます。あまり塀に寄り添うようなことはしたくはありませんが、そういう状況でありますので、仮に歩行中に震度6クラスの地震が起きないとも限らないと思いますので、ぜひ安心安全を届けられるように、また、町のほうでも対処をお願いしたいと思います。

次に、ちょっと今日は気合を入れて紙を大きくして写真を撮ってきたんですけど、これは今現在の母間の県道なんですけど、ここに立体路面標示、先ほど町長も緑のラインというふうなのをおっしゃいましたけど、母間の県道にはこのようにほとんどかすれてきているんです。かすれてはきているんですけど、ここに1つだけはっきりわかるんですけど、この図を見たらなんか立体的に見えるんです。それで、車がここを通らないような形にする工法だと私は思っているんですけど、この立体路面表示の加工がされているイメージ頒布というのか、この工法の成す意味合いやどのような効果があるのか、もし課長のほうでわかる範囲で教えていただけますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

母間の県道拡張については、現状では先ほど町長がおっしゃいましたように、非常に難しい状況であります。そこで、歩行者と通行車両の安全確保を図るために施工されたカラー舗装です。私の認識だと、ドライバーの目と身に視覚によって認識させて安全を守るという考え方でいいのかなと思います。また、カラー舗装の目的といたしましては、歩行者の安全及びドライバーへの注意の喚起を促すこととなって、このような工法を使っておると思います。

私たち徳之島町におきましても、現在、ゾーン30といいまして、徳洲会前の緑のカラー舗装をしております。あれもこれと一緒にの工法で、側溝のふたが老朽化して、あそこも通学路になっております。歩きにくいというのを緩和しまして、今、年次的に行っているところでございます。あれによって、ドライバー、あと、また東区の区長さんほかからも見やすくなった、歩きやすくなったという好評を得ていますので、鹿児島県においても、もうどうしようもない、あらゆる苦肉の策でやって頑張っている事業だと思います。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

実際に道路幅は全く変わっていないのに、運転手の目の錯覚をねらったような工法ではないかと。これで、危険性が解決できますか。その辺はあれですけど、今言われたように、運転手の目をあれすることだと思うんですけど、その道路を初めて通る方は、ここを通ったらだめだというふうな意識は働くんだけど、毎日通勤して役場に通っているとか、亀津から通勤している、通学している人たちは、これを見ても、実際、軽の車なんかはその上を平気で通っている。平気で通っているという言葉は適切かどうかわからないんですけど、その上を通っているんです。だから、お互いに慣れがありますので、慣れたら意味合いはちょっとないんじゃないかと考えを私は持っております。

こうしたことにより、幅員が広く見え、また、道路もきれいになった感はしますが、こうした工法は母間だけなのか、それともほかにもあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

先ほども申しましたように、私が趣味でドライブしている中、徳之島では母間だけだと思います。また、徳之島町においても、先ほど私が答えましたように、ゾーン30という工法を使ってやっているのが現状だと思います。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

二、三年前か、四、五年前にかけて、母間の反川集落の県道で高齢者の死亡事故が2件発生しております。現に先ほどの写真のところなんですけど、ほかにも交通事故は多発傾向にあります。この立体路面標示があるということは、裏を返せば、事故が多い場所ということではないかと考えているところです。こういった危険な状況で子供たちは学校へ通っている。特に、製糖時期ともなれば、きび運搬の大型トラックが頻繁に通るんです。

最初に町長にお聞きしましたが、拡張はなかなか進まないような見解でありましたので、先ほど町長もおっしゃったんですけど、少しそれは置いておいて、以前、亀澤建築課長に通学路を海側の護岸沿いに変更するとしたら、川が幾つもあるので橋を架けることはできないかという相談をさせたことがありました。全部の川に橋を架けるということではありませんが、危険

を回避する意味から、まずは2つの川に橋を架けることはできないか、そうすることで、通学路の変更ができると思うんです。2つの川というのは麦田川と福川のことなんですけど、その辺をまた建設課長の見解を伺いたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

護岸管理用道路に橋を結ぶ件ということで理解してよろしいでしょうか。

まず、堤防の構造についてですが、堤防というものは一番海側の擁壁がなっております。そこに護岸管理用道路があります。そこに側溝があります。それ1つで堤防という認識をしております。それを含めて堤防といいます。

先ほど富田議員からもありましたが、堤防というものは、あの側溝になぜふたをかけられないかというのは、あそこを超えた水があつたら護岸管理用道路は水たたきという役目を行っております。そこに水が来て、側溝に流して海へ流すという工法を取っております。向こうはあくまでも道路ではなくて護岸管理用の道路であります。それを御承知の上。

堤防の橋を架けるとなると、まず、橋の橋台、橋の基礎をつくるために堤防の一部を取り壊す必要性があります。その堤防の取り壊しを行うことにより、堤防の機能が損なわれるという可能性があります。

また、概算の数字になりますが、麦田川に橋を架けるとなると約2億円、福川に橋を架けるとなると1,200万円と概算が上がっております。また、対象となる補助事業がないため、町の全額負担となり、財政的にも非常に困難かと考えられます。

また、ほかの原因といたしましては、よく考えたんですけど、台風時、海沿いを小中学生を歩かせるのか、そういった問題とか、あと、その間に小さな漁港があります。そのところは護岸がへっこんでいて通れない状況になっております。そういった面もいろいろ合わせまして、予算とか考えたら、竹山議員には本当に失礼なんですけど、非常に難しい状況だと思います。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

多分、そうだと。考えはあれなんですけど。

私の好きな言葉に、できないということと言わん、最後まで本気でやり通すという言葉があります。それは西山清良先生、母間小学校の元校長先生が作られた母間魂です。高岡町長、福教育長、よく御存じのことだと思います。

昔から母間という集落は南北に長い集落で、学校までの非常に長い距離を危険と背中合わせの状態歩いて登下校をしている子供たちなんです。できないということ言わず、今後もまた何がしか要望をしていきたいと思います。

最後に、この状況を総合的に見て、高岡町長の見解をお願いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

その言葉大好きな、当然ながら、おじいちゃんの言葉なんです。

今、建設課長のほうから話でしたが、非常に壁は高いかなというふうに予算的にも見てもですね。また、そのあとに福教育長ともいろいろと意見交換をしましたが、夜間についての安全を確保できるかとか、いろいろな子供たちの安全にとって有効な方法での考え方で、今後、検討していきたいというふうに考えておりますが、それが護岸の橋を架けることで解決するのか、またほかに方法があるのかどうか、そして今、県道がありますが、それが本当に子供たちのために道路拡張ができる場所ができないのかというのは、できないところはできないんですが、できる場所をやったときにどうなるのかとか、いろいろな方法で模索をしながら、結果的にできなかったという結論が出たときには申しわけないと思いますが、できる限り、やってみようという気持ちで議論はしてまいりたいというふうに思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

竹山議員、私たちも断っていますけど、本当はやる気はあります。しかしながら、どう考えても私ども建設課の意見で、昨日も現場へ行って写真等も撮ってあります。私たち職員で、みんな考えた上の結論です。最初からできないという結論ではありませんので、そのほどは建設課が頑張っていますのでよろしくお願いいたします。

また、町長が言いましたように、どうやったら別の策でいけるかどうか、いろいろと御提案がありましたらよろしくお願いいたします。

○2番（竹山成浩君）

力強いお言葉をいただいたとっておりますので、これをまた持ち帰りたいと思います。

ぜひ、児童一人一人の命を守るために、万全な対策を期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、この新型コロナウイルスの影響で休校を余儀なくされた児童生徒の皆さん、学校再開が大変待ち遠しく思っていたことだと思います。やはり、子供たちは学校で勉強して、給食を食べて、運動して、汗をかいて、友達と元気よく遊ぶことが一番だと私は考えております。学校が再開されて喜んでいるのは、子供たちだけではなく、保護者の皆様も本当にほっとしていることだと思います。私たちも学校で子供たちの元気な声を聞くと、本当にうれしくなるところでございます。

徳之島は感染者が1人も出なかったんですけど、鹿児島県からの要請で各学校も休校となりました。北部の小学校でしたか、休校中にタブレットを持ち帰り、先ほど富田議員の質問にもございましたけど、タブレットを持ち帰り、自宅での学習支援の強化をすすめてきたようですが、これをいち早く、遠隔システムを活用した成果を伺いたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

学校の新型コロナウイルスの感染予防について、国は特措法に基づいて県のほうに、県から本町の対策本部について、対策本部から教育委員会に休業の依頼がございまして、学校を休業ということにさせていただきました。本来、休業ですので、本町では非常に休業日数は少なく、他市町村に比べるとあれだったんですけど、全国的には、今の現状を見ると高校もまだ休業の中というところもあります。

この休業という考え方なんですけど、休業ですので本来は授業はしないんです。ただ、今回、新型コロナウイルスに関して、やはり学習が遅れるということで、文科省の学校の再開のガイドラインとか、授業のあり方については、家庭学習、家庭学習にはいろいろあります。例えば教科書とか、プリントとか、ワークシートとか、いろんな学習があります。その中で、本校では北部4校プラス亀徳小学校におきましては、学校に買っていたタブレット、ふるさと納税で買っていたタブレット等を活用して、それを活用した学習の取り組み、今回、一部実施をしたわけです。

さらに休業が伸びると、山小、手々では、家庭と学校を結んだテレビ会議システムに関して授業をしようということで準備を進めておいたところなんですけど、もう一応休業間もないということで実際にしなかったんですけど、先ほどさまざまな議員から新型コロナウイルスで学校の授業のあり方、それもオンライン授業とか、変わってきているわけですよ。今後、そういったものに対しても、やっぱり町としても、僕らも対応しなければいけないというふうに考えているわけです。

ですので、今回、北部4校プラス亀徳小学校でした、タブレットの中で学習をさせるという方向性は、かなり有効であったかというふうに考えています。先生方の負担とか、それから、子供たちのその学年に対応したものに即対応できるということです。

今後も第2波、第3波にも合わせて我々は準備しなければいけないと思う。十分な準備というのは、これから教育に必要なかというふうに思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

○2番（竹山成浩君）

北部の学校というのは、手々小、それから、山小、花徳小、母間小に亀徳小と5校で行われたということですね。タブレットの持ち帰りは非常に大変有効だったということでうれしく思っております。

タブレット等を活用したドリルや学習は、実際に大変子供たちにとって興味があり、言葉が適切かどうかわかりませんが、ゲーム感覚で楽しくできるようで好評だったということをお聞きしました。植木議員の娘さんの新聞報道での写真とかもございましたけど、やっぱりゲーム感覚で楽しくできるということは、非常に子供たちにとってもいいんじゃないかなと思います。ぜひ、全ての学校でそうした活用ができるような体制づくりをまたお願いしたいところござ

います。

それで、学校教育課長にお聞きします。今年度、それぞれの学校へのタブレットの導入はいつごろできそうか、それとも、また導入するとか、わかる範囲でお願いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

タブレットの導入の件ですけど、先ほど申しましたGIGAスクールにおいて、今年入れる予定であります。前倒しになりましたので、補正で上げてあります。

導入時期につきましては、今、県下一斉の共同調達で導入を考えていますので、時期については、ちょっとこちらでは申し上げることができません。

台数としましては、今のところ、補助事業で3分の2の650台を導入する予定ではあります。以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

今回の休校中に一部の学校で遠隔授業が行われる予定だったと、先ほども教育長がおっしゃって、富田議員の質問にも教育長がお答えされましたので、その予定だったけど実施は。されなかったということでもよろしいですねそれで、その件に関してはもう答弁は割愛させていただきたいと思います。

そこで、オンライン授業は正規の授業として認められるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

まず、遠隔教育ということで、文科省が一部オンラインの、これは家庭と結んだオンラインじゃないです。例えば遠隔ということで、高校なんかは文科省が遠隔教育ということで、オンラインで授業してももちろん授業に認めるというような法的なものが今ありますので、きちっと免許を持った先生がオンラインを通して生徒に教えるということですのできちっと授業は成立する。ただ、双方向に結びますので、こちらから授業を配信して、受け手に誰もいない、そこにも必ず免許を持った先生がいるということで成り立つということで、国の遠隔教育の中ではそういうふうに規定されています。免許を持った先生が授業をし、配信先の人もちきちっと免許を持った先生がいると。そこに誰もいなかったら授業として成り立たないということで、これが基本的に文科省が示している内容です。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

よくわかりました。実際、母間小学校とか、ICTの先頭を走っている学校で、自分らが見学してもそれが正規の授業に当たるのかとか、今初めて教育長からの説明でわかりました。あ

りがとうございました。

先ほども全協において教育大綱の説明が教育長のほうからありました。その教育大綱の中にもありますように、今後、質の高い学びを実現するために、幼児教育や家庭教育等の充実をはじめ、プログラミング教育、ICTを活用した遠隔教育と国のGIGAスクール構想を推進して、グローバルに活躍する、そして、郷土を愛し、郷土に誇りを持つ心豊かな人材育成の実現に向けて、さらに尽力していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、大学や専門学校に通う学生の学費の負担軽減を国や県に要望できないか伺いたいと思います。

先ほど是枝副議長の質問にもありましたが、今現在、新型コロナウイルスで家計が急変した世帯の学生に対し、国のほうでは授業料の減免を支援する施策等も出ております。コロナウイルスの影響でアルバイト収入が大幅に減少し、困窮する学生もたくさん出ています。しかし、離島の学生は、コロナの影響だけではないんです。以前から学費はもとより、都会でのアパートの家賃、交通費、生活費、さらには親元を離れて暮らすことで健康面と精神面での不安など負担は計り知れないんです。

そこで私は、今回の新型コロナウイルス関連の支援策とは別に、今後、大学や専門学校に在籍する学生の学費の負担軽減を国や県に要望できないか伺いたいと思います。まずは管理課ではありませんが、福教育長の見解も聞かせていただけたらと考えます。

○教育長（福 宏人君）

今後、高校、大学も含めて、かなり家計に負担があるというのは、いろんなところから調査報告が出ております。例えば私立である場合は1,200万円とか、公立でも1,000万円近く卒業までにかかるということで、さまざまな負担があるということで、日本全国を見ても世帯に関する進学にかかわる費用がかなりの割合でウエートを占めて苦しいというのが一般的です。さらに、離島・へき地の徳之島においても、親御さんがそういうような支援をするのは非常に大変かと思えます。

現在、いろんな支援策が行われています。それぞれ市町村で、本町にもありますように、大学進学とか、それについては奨学金を出すとか、県内いろいろ調べますと、いろんな形でそういったような奨学金制度があります。本町にももちろんあります。

それから、今、国のやつを調べると、今年4月から高等教育の無償化ということで、これは非課税所得並びに非課税所得に準ずる形で、高校、大学への授業料でありますとか、一部生活費を、そういったような制度もできております。

それから、一番最新のやつでありますと、総務省のほうで、これは6月1日にできていますのでまだあれなんですけど、奨学金の変革で、例えば奨学金を借りて大学を卒業したあとに、その奨学金の返金がなかなか難しいということで、新たに奨学金を活用した若者の地方促進要

綱みたいな感じで、地方に帰ってきた子供たちのそういったような奨学金をある程度減免していかうかというのが、国が今、新たに出しておりますので、いろんな形で、今、子供たちの支援をしていくという法的なものも少しずつ整備はされてきておりますが、ただ、現状から考えてみると、島の親が本当に子供たちを大学までやるのは非常に経済的な負担が大きいということを改めてまた考えなければいけないというふうに考えているところです。

ですので、もう一つ言わせてみれば、その子供たちがなぜ大学に行くのか、なぜそういったような高等教育に進むのかという根本的なキャリア教育、子供たちはしようがないからいくんじゃないくて、それだけの負担をしておりますので、そのキャリア教育のために、例えば社会教育課がやっている高校生をやって、いろんな企業とか、いろんなのを見る、それから、去年米国にも派遣しましたが、やっぱり子供たちがここにいる間に将来に何になりたいのかちゅうのをしっかりと子供たちに学習をさせながら、親も子供たちに将来どういったようになってもらいたいのか、しっかりとした上で、また、いろんな支援、支援策なんかを使いながら、やっぱり今後、子供たちの進学もやっぱりここはそれだけのお金を使うわけですから、真剣に子供たちの将来を見据えた形である必要があるのかというふうに私的には今考えているところです。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

管轄外というか、教育に携わる教育長の話が聞けてありがたく思っております。

離島のちっぽけなこの島から夢の実現へ向上心を持って進学を希望するわけでございますが、ほとんどの親は収入が都会の方と比べると相当な差がありますので、学費の違いはまた国公立、私立でいろいろあるわけでございますが、もちろん学生本人もアルバイトをしながらしないと生活ができないと。本土の学生との格差を何とかなくすことができないかということをおは訴えていきたいんですけど、親はやっぱり子供のために多額の借金を抱えて、子供の夢のために大学や専門学校へ行かせるわけでございます。こうした教育に対しての島人の気質というか、気風は昔も今も変わりはないんじゃないかと考えるところです。

1人でも大変なんですけど、それが2人、3人ともなると、大学をあきらめるような子供たちも現実いるわけです。自宅から学校へ通える都会の学生とは違ってハンデが非常に大きい。今の状態が当たり前だと思わずに、すばらしい要素を持った将来性豊かな島の子供たちのために、高岡町長の前向きなまた御見解をいただければと思います。

○町長（高岡秀規君）

まずは学士村塾を立ち上げた当初の理念というものを忘れてはいけないというふうに考えておまして、まず、保護者の負担をいかに軽くしていくかということの方法は幾つかあろうか

というふうに思います。それができるかできないかということは誤解がないようにしていただきたいんですが、1つの方法論として、やるやらないは別として考えられるのが2分の1の家賃の補助、そして、今、教育長がおっしゃっていた目的を持った大学となると、仮に徳之島でもオンラインで大学の資格を取れるようなものに対して町が助成をしようじゃないとか、そういうシステムを構築できないとか、本来、子供たちがあるべき姿、そして、夢を持てるような教育環境というものはどういったものを再度検討してみる必要がでてきたのかというふうに考えております。

議員がおっしゃるように、私の経験上、所得の低さから大学を子供たちがあきらめてしまうというケースはやはりありますので、それが恐らく奄振事業ではなかなか乗っかかりにくいんですが、条件不利な地域についての施策を国や県に対して要望することはできますので、現実的に可能な方法と、そしてまた、平等性、公平性を加味しながら、こういった要望が理にかなっているのかも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（池山富良君）

竹山議員、しばらく休憩します。4時20分から再開します。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時20分

○2番（竹山成浩君）

先ほどの町長の答弁をお聞きして、大島郡市町村会会長としても、そういった立場からも、ぜひ一丸となって要望をお願いしたいと、要望していただきたいと思っております。

次にいきます。最後の3項目めの質問です。産業振興について。

新型コロナウイルス感染防止対策として県からの休業要請や時短営業を行ってきた事業所への支援策で、まず初めに国の持続化給付金の申請状況はどの程度か、担当課長に申請状況を伺いたいと思います。お願いします。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

議員が言われました持続化給付金、国の事業なんですけども、この件に関しましてはインターネットのほうで直接国のほうへ上げる形になっております。こちらのほうを一切通さないで、どれほどの件数が上がっているのかがちょっと把握できない状態です。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

個人情報とか、いろんな面があると思います。

国の持続化給付金に加え、県独自の事業継続支援金や感染拡大防止協力金等、あらゆる手立てが行われていることがわかりますけど、その申請は個人個人全てインターネットからの申請

をしているということですよ。インターネットからの申請だということで、先ほど課長の答弁は伺いましたが、高齢者の方やパソコン等、通信機器の設備のない方もおられると思いますが、その辺は今後どういうふうな対処をしていくか伺いたいと思います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

全部がインターネットの申請ではありません。ただいま言いました持続化給付金の場合はインターネットで個人でメールを持って、メールで返信をされたのに返すような形です。

ほかの、例えば鹿児島県の新型コロナウイルス感染症対策休業等の協力金の場合は、郵便で送っているそうです。その場合、例えば各給付金と協力金等は、一番インターネットの事業所の方を、今、うちのほうにきているんですけども、確認をすると、なかなかインターネットを使えないと。その場合、一番いいのは、商工会のほうに加盟されている方は商工会のほうで申告の手続き等をしている方が何人かおられまして、その申告もそちらのほうで手続きがスムーズにいつているように伺っております。

ですので、できれば商工会のほうに加入されているほうが有利ではないかと、うちらも考えております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

そうしたインターネット等、整っていない方たちは商工会のほう窓口となってやっていただけということで認識したいと思います。相対的にスピード感を持って対応をしてほしいと要望しておきたいと思います。

先ほど是枝副議長の質問にもありましたが、私たち徳之島町議会のほうでも町独自の給付金支給について高岡町長へ要望したわけですが、実際、極端な売り上げ減少が起きた事業所は、宿泊業の方、外食・飲食業の方々だと認識していますが、そこに何がしかかかわっている業者さんがたくさんおられると認識しております。

そこで、なかなか線引きは難しいところではございますが、対象となる事業所には一律10万円はもちろんですが、対象外の事業所にもということで見解をいただきましたんですけど、先ほど副議長の質問に対しての答弁をいただいておりますので、再度の答弁はまた割愛させていただきたいと思います。ぜひこの件に関してもスピード感を持って対応をお願いしたいと、ここからの対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。

これも新型コロナウイルス関連ですが、現在、鹿児島・徳之島間の航空便が1日1便となっています。これが通常ダイヤに戻るのはいつごろと把握しているか、また、その後の水際対策について伺いたいと思います。お願ひします。

○企画課長（政田正武君）

お答えします。

現在の航空便の運航につきましては、徳之島・鹿児島間は平日1便、土日は2便の運航です。徳之島・奄美大島間については通常運航となっており、徳之島・鹿児島間につきましては、6月14日までは現状維持としています。

新しい運航につきましては、明日発表があるということでございます。

また、水際対策として把握しているのは、乗客の検温を行っています。検温は6月末まで実施し、その後は解除となる予定でございます。

その他の詳細な感染症対策につきましては、健康増進課のほうで把握しているので、そちらでお願いします。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

今のは空港でしたけども、港湾については、各事業所、運輸会社のほうが乗る人に関して検温を実施しておりまして、町としましては、降りた人に対してチラシの配布等をしていました。

水際対策としましては、今まで行ってきたのが町のホームページへの掲載、それと、役場や公共施設、公民館でのポスターの掲示、また、町長による動画での呼びかけ、また、防災無線への呼びかけなどを行っています。また、水際対策として必要なのは入れないということなので、検温の実施、チラシの配布等、また、再開する可能性があると思います。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

先ほど企画課長のほうから、通常ダイヤに戻ったあとは解除、検温等はしないという。

国の緊急事態宣言は解除ということになってはいるところですけど、鹿児島県のほうは県内離島間を含む移動はオーケーのサインを出したわけですが、やはり県外からの移動に関しては、今の時点ではまだまだ自粛をお願いしている状況であるというふうな認識をしていますが、そういう関係での今までの減便というか、今月の14日までがこの便で、この体制でいくということですね。明日また通常ダイヤのことはでるということで。わかりました。ありがとうございます。

やはり、今、1便という状況で、非常に徳之島への来島者が少ない。今の状況によると、このままの状況が長期に続きますと、宿泊業の方はもちろん大変な状況になるんじゃないかと懸念されます。観光産業、それから、飲食業はもちろん、お土産製造者、それから、農家の方も一緒です。みのり館だってそうだと思います。あらゆる産業に今にも増して影響が出てくると思います。

その答えは明日、航空会社の判断に委ねられるわけですけど、ウイルス対策を重視した上で

の経済対策も十分に講じていかなければならないと思われます。これからはウイルスと共存と
いった新しい生活環境が構築されていくのではと思われます。

そこで、向井総務課長にお聞きします。今後の新しいスタイル等があればよろしくお願
いします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えします。

非常にコロナの影響は多方面にわたり影響が出ているところでございます。今のところは、
町の対策は町が独自にしている給付金等の支給を的確に早く行うということがまず第1点で
ございます。そして、今、国のほうで補正予算等の審議が行われておりますので、それが出た時
にうちが対応が遅れないように計画を立てておきたいと。この間の一次補正では9,200万円ほ
ど国からいただいたんですけども、それでは賄いきれない業種、例えば2次産業、1次産業等
もこれから出てくると思いますので、そういったものの対策も必要になってくるのではないかと
思っております。

それから、今、これは非常におもしろい考えでありまして、大都会で非常に3密が起きてい
るということで、これはとある人が言っていたんですが、九州はあまり起きていないと。特に
福岡は起きているんですけど、それ以外の県では起きていない。要するに3密が避けられてい
る。要するに過疎地域でございます。そういうことで、大都会から人を呼びこむようなチャン
スだと思っておりますので、人を呼び込む、そして、こちらでテレワークなどの仕事をするとい
うようなことを町長も進めていますので、これを推進していきたい。

それから、観光等につきましては、通常はインバウンド、世界自然遺産を目指してインバウ
ンドを考えていたんですけども、なかなかインバウンドまではこの2年ぐらいできないんじや
ないのかと、感染を恐れるので近場のマイクロツーリズムといたしまして、最近、近いところで
観光を呼び戻す。昔はそうだったんですけども、そういったものを見直す必要があるんじや
ないか。例えば鹿児島から、鹿児島の人あまり徳之島に来たことがないんじやないかと思
うんです。鹿児島の人を呼びこむ。そうすればLCCを呼び込む必要もなく、船、飛行機1本で来
れますので、そういった発想の転換も今後は必要になってくるのではないかと。いろんなピン
チをチャンスに変える方策は考えられると思いますので、もし事業とかありましたら注視して
いきたいと思っております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

今後は世界自然遺産登録も控えておりますので、ぜひ島人のおもてなしの気持ちは忘れず
していきたいものです。

本日最後の質問になります。高岡町長に伺います。

新型コロナウイルスの影響で、新しい生活様式も含め社会が変わりつつあります。近い将来、未曾有の経済危機が起こり得る可能性も考えられます。本町として、今後やるべき課題は何か伺いたいと思います。お願いします。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

一概には言えませんが、新しい新生活様式につきましては、離島にとっては非常に危うい様式になるのではないかと危惧するところでもあります。あくまでも密にしないというのは感染上は必要なことかもしれませんが、人間の心の形成、そしてまた、壁を乗り越える力を身につけるためには、やはり人との接触というのが重要なものになるだろうというふうに思います。

そこで、施策として取るべきことは、未然に防ぐ、入口で防ぐ施策を取らなければいけないというふうに考えておきまして、ワクチンや薬等が開発できるまでは、しっかりと水際作戦を強固に進めることが必要になろうかというふうに思います。そして、テレワーク等につきましても、物の考え方として、我々がテレワークをしてしまいますと交流ができないわけで、経済がストップしてしまうということもありますので、その使い方が非常に重要になるかと。テレワークは、当然のことながら、今、総務課長のほうから話がありました、来ていただいて、そこから仕事をしていただくという交流人口の増加をすることこそが島にとっての経済というものを構築できるというふうに思っていますので、都会の目指す経済の施策と離島における経済の施策は180度私は違うというふうに思っていますから、一概に1つの制度ではなくて、我々が制度を提案していくぐらいの気構えがないと生き残っていけないというふうに、今、感じているところでもあります。

○2番（竹山成浩君）

外海離島の徳之島、他国はもちろん、他県からの入島は必ず空港と港からですので、町長が言われましたように水際対策も大変重要課題であると思っております。それはまた3町連携のもとでよろしくお願ひしたいと思ひます。

これまで国難といわれる今日、これまで数多くの被災地で私事より公のことを優先し、他人への思いやりを忘れない日本人の行動一つ一つに感謝がありました。和の伝統精神をもって、競い合うよりも心を1つに協力し合う時代に来ていると感じます。

高岡町長の熱いメッセージに期待を込めて、町民の皆様とともに力を合わせて頑張っていきたいと思ひます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

おつかれさまです。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月10日午前10時から本会議を開きます。
本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

散 会 午後 4時40分

令和2年第2回徳之島町議会定例会

第2日

令和2年6月10日

令和2年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和2年6月10日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

宮之原順子 議員

木原 良治 議員

植木 厚吉 議員

幸 千恵子 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	向井久貴君
企画課長	政田正武君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	保久幸仁君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	幸田智子君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

日程第1、一般質問を行います。

宮之原順子議員の一般質問を許可します。

○5番（宮之原順子君）

皆様おはようございます。

新型コロナウイルスに感染され亡くなられた皆様、また、仕事を失い生活に困窮されている皆様に、心からお見舞いを申し上げます。自粛が解除され、徳之島でもマスクをつける人が少なくなってきたように感じます。自分のため、周りの人の命を守るためにも、マスクの着用は必要なことですので、ぜひ皆様も心がけていただきたいと思います。

それでは、5番公明党の宮之原順子が通告の3項目について質問をいたします。

まず最初に、子宮頸がんは子宮の入り口部分、子宮頸部にできるがんで、年間1万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約3,000人も女性が亡くなっています。子育て中の女性が幼い子供を残して亡くなるケースも多いことから、マザーキラーとも呼ばれている怖い病気です。テレビでは、毎日のように、「コロナに何名が感染、何名が亡くなりました」という報道がされています。「HPVウイルスの感染が、毎日29人に感染、毎日8名の方が亡くなっています」と報道すれば、少しは皆さんもこの病気のことを理解していただけるのではないのでしょうか。

子宮頸がんの95%以上が、ヒトパピローマウイルス、HPVというウイルスの感染が原因とされ、性交経験がある80%以上が50歳までに感染を経験すると言われていています。しかし、がんの中でも、唯一予防できるがんとして、予防ワクチンが世界中で使用されるようになりました。日本でも2009年12月に承認され、2010年11月より、国の基金事業対象ワクチンとなり、接種が進みました。その後、2013年4月より、国の定期接種となり、対象者の小学6年生から高校1年生までが定期接種として無償で接種できるようになりました。1回1万6,000円程度のワクチンを、決められた期限内に3回接種できる費用を、対象者1人に対し約5万円を国が予算化しているものです。ところが、接種後、多様な症状が生じたとする報告により、国は、2か月後の2013年6月には、自治体による積極的勧奨の差し控えを行いました。一時70%あった接種率が1%未満にまで激減していますが、国は現在もこのワクチンを定期接種としております。接種を希望する小学6年生から高校1年生の女子は、定期接種として受けることが可能とされ

ております。町での、子宮頸がん予防ワクチンの接種が始まった当初から、現在までの接種者数の状況についてお伺いします。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

本町では、平成23年8月から開始し、平成23年は対象者122名、接種者は63名、平成24年は対象者124名、接種者59名、平成25年は対象者142名、接種者18名で、平成26年以降の接種者はいません。合計で140名の接種がありました。また、副作用の報告についてはないということです。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

徐々に少なくなっているようですが、厚労省はHPVワクチンに関する情報の周知を進めるために、リーフレットを作成して、自治体に使用を促していると思いますけれども、最近実施した認知度調査では、対象年齢の女性では82.5%、その母親は87.7%が、リーフレットなど見たことがないといった結果でした。

また、その同じ調査では、個別通知による通知を実施している自治体は、1742自治体中97自治体にとどまっております。つまり、定期接種として接種できる権利そのものについても、周知の不足と言わざるを得ない状況だと思えます。

また、同じ調査において41%の方が、「このHPVワクチン接種に関して分からないことが多いため決めかねている」と回答。情報不足のための接種可否を判断できない現状も明らかになったというふうにあります。

HPVワクチンは現在も予防接種法における定期接種A類として、公費で受けられる予防接種と位置づけられており、自治体は制度の周知を行う義務があると思えますが、町は国が「積極的勧奨差し控えるように」との内容を受けてから、対象者にはどのような周知をされたかお伺いします。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

通知について、定期接種を中止するものではないので、対象者のうち希望者が定期接種を受けることができるよう、市町村長は公告及び対象者等への周知等を行うとともに、接種機会の確保を図ることとなっており、町のホームページ等に掲載して周知しています。ただし、その周知方法については、個別通知を求めるものではないことから、対象者に個別には通知していません。

また、大島郡内、全市町村に確認したところ、全市町村とも個別には通知はしていないとのことでした。ホームページのほうに載せていまして、また、個別の特定健診、がん検診のお知

らせ等にも周知しているところがございます。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

町のホームページ等について、あと予防接種の一覧で載せているということですが、よほど意識を持たなければ分からない家庭がほとんどではないでしょうか。この子宮頸がん予防ワクチンの正しい情報を知っていただくのが重要だと思います。きちんと個別で周知した上で、正しい情報を知っていただき、接種する、しないはそれぞれの御家庭の判断にお任せすればよいのではないのでしょうか。自分で決めることのできる環境をつくるべきではないのでしょうか。ぜひ個別の周知をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○健康増進課長（安田 敦君）

今のところ、厚生労働省からの通知でも、個別通知については積極的にするべきではない、という通知も来ておりますので、また他市町村の動向等を踏まえながら、個別に通知した方がよいということがあれば、検討していきたいと思えます。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

現在、世界70か国以上において、HPVワクチンが国の公費助成による予防接種のプログラムが実施されています。さらに、オーストラリアなど11か国では、感染源となる男性も接種対象になっているようです。世界保健機構WHOは、国連の持続可能な開発目標、SDGsに子宮頸がんの死亡率を2030年までに30%減らすことを目標に掲げ、子宮頸がん排除への戦略として、HPVワクチン接種率90%を目標としています。日本では、子宮頸がん罹患者、死亡者数ともに、近年増えていく傾向にありますので、接種対象者や保護者への正確な情報を伝えることは自治体の責務であると思えますので、町の取り組みに期待しますのでよろしくお願ひします。

次の質問に行きます。

新型コロナウイルス感染拡大の、第2波、第3波が懸念される中、集中豪雨による土砂災害や浸水災害、本格的な台風シーズンを迎えるとともに、いつ起きてもおかしくない巨大地震など、災害発生時に備えた新型コロナウイルス感染症対策は喫緊の課題です。昨日も、災害対策や避難所対策、感染症対策などの質問があり、総務課長が答弁されていましたが、重複するかもしれませんが、またよろしくお願ひいたします。

政府は、防災基本計画に新型コロナウイルス感染症対策を入れ、修正をしました。この基本計画では、避難所の過密を抑制するための、避難先を分散させる必要を強調しています。通常時の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設が必要だと思いますが、徳之島町では何か所に開設してあるかお伺ひします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

昨日も申し上げましたけれども、現在指定している避難所は41か所ございます。

しかし、現在運用しているところは10か所。これは、台風災害時に停電等ございますので、発電機を備えたところということで、10か所ほど指定して運用しているところでございます。ちなみに、平成30年の台風24号では、10か所に56世帯、人数が126名の方が避難をしております。ただ、今回のコロナウイルスを受けまして、どういった点が重要なのかということということで、8つほどございます。一番目には、この避難所ではなく、親戚、友人等、民間施設等を検討ということを考えております。

また、可能な限り多くの避難所の開設ということで、今10か所ございますが、これを少し増やす必要があるのかなど。そのためには、発電機等も整備しなければいけません。また、可能な限り衛生用品等も設置をしていく必要があると感じます。

それから、その中では手洗いや咳エチケットの基本的な徹底。それから、衛生環境、ドアノブ等の消毒ですね。この辺を徹底したいと思います。それから、十分な換気、スペースの確保。

スペースの確保につきましては、これは従来、百年以上、日本のこの避難所は変わっていないと、前テレビで話していましたが、このスペースの確保を置きたいと。それから、発熱、咳等の症状が出た場合の専用スペースということで、実際はですね、病院であったり、その他の施設に避難していただくんですけれども、どうしても緊急の場合は、公民館とか体育館が考えられた場合に、それ以外のスペースを設けるということが、考えられるところでございます。

あと、避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合はどうするかというものは、これは医療機関、それから医療福祉施設とか、担当課と協議をして進めていきたいと思っております。

昨日の話でもありましたけれども、看護師の要請、竹山議員からありましたけれども、必要になってくるのではないかなど。それから、今、職員が2名ほど、避難所に常駐しているわけですが、それ以外、例えば、その住民の方にもお手伝いいただく場面が出てくるものと思われまます。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

避難所を増やすということで、民間の施設も必要ではないかということですけど、ホテルや旅館等の活用ということなんですよね。それで、そのホテルとかはまだ、交渉はされていないんでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

一度、民間の宿泊施設をお願いしようと思ったんですが、やはりコロナ禍後に影響が出るのではないかということで、今ちょっと控えているところでもあります。ただ、県のほうは、そういった宿泊施設を200床近く用意はしているというのは聞いてございます。基本的には、自宅、もしくは知人宅になるのかなと。それができない場合には、公共施設ということでございます。

○5番（宮之原順子君）

わかりました。そのホテルの借り上げとかは、4月の末のほうでも予算が出ていましたよね。国の予算で、ホテルの借り上げ、地方創生臨時交付金で予算がありますので利用していいですよということで、出ていたと思います。そういうのも利用する方法もあるのではないかなと思います。

あと、次に、今、課長が言われた、被災者に対して在宅避難や、親戚、友人宅への避難を検討するよう周知するのも大事、避難所の過密を防ぐためには必要なことではないかなと思います。それと、あとは、わかりやすい避難の留意事項というのですか、何と何を準備しておいてくださいと、今までとはまた違うと思うんですよ。事前の備えで、マスクであったり、除菌シートであったり、体温計であったり、そういう準備を各自でもらうということのも大事だと思いますので、そういうパンフレットなりを作って、また広報にも入れていただきたいと思います。あとは、パーテーションですか、マスク、消毒液、段ボールベッドなど、感染症対策に必要な物資の準備も必要だと思いますが、私は、段ボールベッドはぜひお願いしたいと思いますが、課長どうでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

個人的に買って寝てみたいとは思っておりますが、ただ、1万円前後するというので、今のほうでは、それを備蓄をして、例えば大規模災害が出たときに、自治体のほうに搬送するというような計画もあるらしいです。で、その段ボールベッドを設置した場合に、やっぱり非常にスペースをとるということもございますので、ともに検討課題とさせていただきたいと思っています。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

段ボールベッドは、テレビでもしてましたけれども、飛沫感染を防ぐためにも、ぜひ必要ではないかと。床に直接寝ると、皆さんが歩いたりして、スリッパに菌が、スリッパでほこりがひっついて舞ってしまうことがあるというのを言っていました。また、高齢者が寝起きしやすいのが段ボールベッドだと思いますので、ぜひ感染リスクを抑えるためにも、段ボールベッドを購入していただきたいと思います。第2次補正の予算で拡充される地方創生臨時交付金において、災害時の感染予防のためのマスクや消毒液、段ボールベッド等の資材の購入が可能とな

りましたとあります。ぜひ、交付金を活用して購入して、備蓄をしていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。避難体制。公的施設のほか、ホテルや飲食店の活用を含めた分散的な訓練ということで、いざ、避難を、もしコロナが出た場合、いざ、避難をするときというのは、とても大変な、パニックの状態になると思いますけれど、そのための避難訓練などは考えていないでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えします。

避難訓練は、今自治会レベルでは行っていますが、全体の訓練が27年頃からできていない状況ですので、今年度はぜひ行きたいと。それと、先ほどコロナ感染症対策を踏まえた啓発、それを踏まえた避難訓練とも、同様にしていきたいと考えているところでございます。

○5番（宮之原順子君）

先ほども看護師が必要ではないかという話がありましたけど、避難所では避難者の健康管理と感染予防のため、衛生環境、備蓄品また避難所の運営する側も、本当にもう役場の方たちも大変じゃないかなと思いますので、避難所運営の訓練、避難訓練じゃなくて運営する人たちの訓練も、またシミュレーションをしておくことも大事なことでないでしょうか。今回のコロナ禍を見れば、避難所における感染症対策は決して容易なものではないと思いますので、早めの対策をお願いいたします。

次に移ります。徳之島町地域女性団体連絡協議会の活動を皆様に知っていただきたいと思い、今回一般質問に取り上げました。加入数が985人、13団体で、高齢化で会員数の年齢層も高く、女性連と高齢者クラブ、この高齢者クラブというのはもう60歳以上ですので、兼ねている人がほとんどの状態です。

女性連の年間のおおまかな行事を紹介しますと、4月は新入学児童交通事故防止運動で、各地域で子供の通学時の声掛けや見守りを2週間ほどしています。地域や保護者からは大変喜ばれています。5月は母の日の運動会。今年はコロナの関係で中止になりましたが、毎年町体育センターで思いっきり体を動かし、親睦を深めています。7月は日赤奉仕団研修と防災学習会を行っています。9月10月は小学校の運動会や町民体育祭で、マスゲームで参加しています。10月、地域セミナー。毎年持ち回りで開催していて、地域の課題等についてセミナーを開催しています。11月、食と農林漁業の祭典に参加。「本はともだちチャリティーバザー」を行い、売上金は町内の小中学校に学校図書カードを贈呈しています。これは、全小中学校です。12月、飲酒運転根絶キャンペーン。1月は、出初め式に参加。また、女性連でグラウンドゴルフ大会を開催しています。2月には野球で合宿に来ている上武大学や愛工大名電高校の方に、おもてなしボランティアで炊き出しを行い、皆さんに喜んでいただきました。

女性連の現状としては、以前は女性連に22団体が加入していましたが、今年度は、13団体と

なっています。年々加入する団体が少なくなっている状況です。その背景には、リーダーのなり手がいない。中央の会合に参加するのが大変である。地域で活動しているから、女性団体連絡協議会に加入しなくてもいいのではないかなどの意見もあるそうです。女性連の会合があるときは、日当は各集落の女性連で決めた金額を出してもらっています。以前、車馬賃は町の地女連のほうから出してもらっていましたが、今では予算が足りなくて出せていない状況です。会員のためになるような研修も行いたいようですが、これも予算がなく、できていない状態です。補助金が、平成15年は90万、16年は76万、17年は60万、19年、54万。平成21年から現在までは、51万3,000と少なくなっています。主婦や仕事をしている人が、忙しい時間を割いて参加することは大変なことだと思います。参加した人が、ためになり、魅力ある有意義な会合を持てるよう、車馬賃や研修会の費用等を出せるよう、予算を増額できないでしょうか。お伺いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

今、宮之原議員がおっしゃったように、女性の活動、そして並びに活躍というものは、我々社会教育課、そして役場含め地域の方々もこのパワーというのは伝わっているとは思いますが。その中で、増額の件についてですけれども、現在、先ほどおっしゃいましたように51万3,000円。平成の初めからしますとだいぶ少なくなっています。それから、私のほうで聞いておりますのが、今会員の方から200円を頂いているということで、今その収入も現在、充ててもなかなか今の状況では非常に苦しいと。この原因として、今考えられるのが現在の女性連の状況というのは、会員数の減少、それから、各地区における活動の衰退。おっしゃるようになかなかこの活動をすべきなのかどうかというのが非常に今若い世代では悩んでいる、ということも伺っております。これにつきましては、今車馬賃の問題もございました。いろんな形でどういった施策を講ずることが女性連のこれからの活躍、そして活動ができるのか、ということについては、また財政のほうとも協議しながら新しい形を目指し、また新しい女性連という形も目指して、特に宮之原議員は役員も地区の役員もやっつけらっしゃいます。活動は私なりに承知申し上げておりますので、その点につきましては、これからも我々検討させてもらいたいと考えております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

国も女性活躍の推進をうたっています。大変な中で活動している女性の皆さんが、少しでも活動しやすい環境をつくることによって、加入をしていない地域の団体の皆様も加入をしていただき、町を盛り上げていただきたいと思います。そのためには補助金の増額をぜひ、お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（池山富良君）

次に、木原良治議員の一般質問を許可します。

○12番（木原良治君）

皆さんこんにちは。

許可を得ていますので、マスクをはずさせて質問いたします。事前に通告3項目しておりますので、担当者の方は簡潔なる答弁を求めます。

早速、質問に入ります。緊急事態宣言解除後の本町の年内の行事予定の見通しと、中止、延期、実施などの判断基準はどこにあるのか。そして課題は何なのか、伺います。あとは、1項目、詳細については、質問席のほうからさせていただきます。よろしくお願ひします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

行事予定でございますが、5月25日に緊急事態宣言の解除がありました。それを受けまして、国のほうから方針が示されてございます。5月25日から7月31日までの約2か月間を移行期間として、その間に、感染の状況を確認し、段階的に社会経済の活動レベルを上げていくこととするということになっております。ですので、町の対応につきましては、基本的にこれに沿ったものとなります。

以上でございます。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、お答えをいたします。

今、社会教育課の関連事業につきましては、ほとんどが中止または延期という状態であります。これらの行事等につきましては、現状並びに国、県、大島地区の動向を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

ただ、現在の段階におきましては、これからの行事等に関しましては実施する方向で準備は行っていきたいと考えております。

社会教育課からは以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

学校関係では、今、5月に予定されていた修学旅行は11月のほうに延期になっております。また、2学期以降の運動会、体育祭、文化祭、学習発表会などは、今のところ、計画どおり実施予定であります。今後は新型コロナの状況を確認しながら、国、県の指示に基づいて判断していきたいと思っております。

以上です。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

地域営業課に関しまして、大きい事業がありまして、どんどん祭りに関しては、6月18日に実行委員会を開催しまして、そのときに延期をするのか、中止にするのかを決定する予定です。それと、徳之島トライアスロン大会に関しましては、4月13日のトライアスロン実行委員会で8月21日に最終判断を行うということを決定しておりますので、そのトライアスロンに関しては8月21日で決定いたします。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

農林水産課につきましては、10月に群島肉用牛共進会を予定しておりましたが、その準備も町内の審査会も7月に開かなきゃいけないというふうな状況がありましたので、準備が間に合わないということで、群島の共進会は中止というふうな形でさせていただいております。

また、11月の中旬に行われる農林漁業の祭典につきましては、約2か月前準備のぎりぎりまで、準備のできる期間を待って、判断いたしたいと思っております。

以上です。

○12番（木原良治君）

学校教育課長、修学旅行が5月が11月に延期になったと、そのほかいろんなコロナの状況で変わるとは思いますけど、11月実施予定であれば、目的地は変わらずにそのまま行く予定と、その目的地が何かあれば、それでもどこか場所を変えて、行けるところに、その選択というのは考えているんですか。

○教育長（福 宏人君）

修学旅行につきましては、現在のところ、まず期日を変えるということで、もしそういったような場合になった場合は、もちろんそこに行けないわけですので、ただ全国的な状況を見ると行けない場合は身近な地域にするとか、そういったような修学旅行の行き方もあるというふうに聞いています。そのことにつきましては、またその感染状況とか加味しながら、例えば、本島内でそういったような学習ができるのかそれにつきましては、また検討しながら、学校側とも協議をしていきたいというように考えております。

以上でございます。

○12番（木原良治君）

学生時代の修学旅行というのは一生思い出に残る意味合いもありますので、目的地が変わろうともやっぱり実施を期待できるように期待しておきます。

社会教育課長、伺いますけど、大きな大会で、今年は、国体のデモンストレーションで、グラウンドゴルフが公開競技として予定されています。これが中止になった場合に予定されてい

た規模を、大都市や全国から来る、これはどのような影響があるんですか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

まずは、先にこれは中止になったものですので説明をさせていただきます。

去る5月の25日に、これは徳之島町のグラウンドゴルフ協会の役員の皆さんに来ていただき、今その段階では決定はしていなかったんですけども、国体も延期になる可能性があるということで各市町村の動向も踏まえ、5月の25日にデモンストレーションのグラウンドゴルフ競技は中止とさせていただきました。これに、議員のおっしゃるいろんな人の期待度があったんですけど、これは実際は全国を対象ではなくて、最初の募集要項は鹿児島県内のチームにお願いをしようということでした。で、6月の1日から一応、広報紙それから並びにホームページを使い、やりましたけれども、5月の25日に決定をしたものですから、ホームページのほうには県外の方たちに、鹿児島県内の島外の人たちには、6月1日をもちまして、中止の決定を報告させていただいております。それにつきましては現在のところ、そういう広報に使った媒体を使うことにより、混乱もなく今のところは支障はないものと、私どもとしては考えております。

以上です。

○12番（木原良治君）

地域営業課長、1番の夏祭りですね、どんどん祭り、中止の可能性があると。それは理解できるんですけど、今年は、花火大会というのが、大会という名前は消してもいいんですけど、花火を打ち上げることに、やっぱり、その目的というか花火を打ち上げるというのは、昔から疫病を払いのけるとか、退散、打ち払うとか、亡くなった方々の霊を慰めるとか、鎮魂の意味を込めるとか、そしてまた、花火を見ることによって沈んだ気持ちを癒やしたり、前向きに上を向いて歩こうじゃないですけど、そういう気持ちに元気づけるような花火の打ち上げの意味があろうかと思えます。これは、要望というかお願い、花火は打ち上げてもいいじゃないですか。それはどなたかの、あなたなのか町長が判断するのか。

○町長（高岡秀規君）

今、商工会と話し合いを進めているところですが、基本的に町のスタンスといたしましては、地域の理解が得られれば、花火大会は実施の方向で考えていきたいというふうに考えております。

○12番（木原良治君）

花火を打ち上げることに、大会でもいいんですけど、打ち上げることに對して、一応密集、3密を避けるという意味からも、今回だけは、東天城地区と亀津地区の同時の花火の打ち上げというのは、これから検討課題になろうかと思えますけど、それは検討されるという余地があ

ると思いますけど、どうでしょうかね。これは、どなたかの答弁いただきます。

○町長（高岡秀規君）

3密を加味して東天城地区と亀津地区で同時に上げるということも考えられますが、そのときにその町民の皆様方が花火大会をいかに楽しんでいただけるかという視点から考えたときに、こういった開催の方法があるのかは少し時間を頂きたいというふうに思いますし、屋外であるということと、その場所の提供の仕方によっては3密を避けながら開催することも可能かというふうに思いますので、同時の開催については少し時間を頂いて地域の皆さんと話し合いを進めて決めたいと思います。

○12番（木原良治君）

期待しております。次に、熱中症対策について伺います。非常に、今年は暑い夏になるだろうということを予想しますが、熱中症対策として、学校施設の、普通科教室にはエアコンが設置されていないということで、平成30年の9月の議会のほうでも取り上げさせていただきました。今回、このエアコン設置の年次計画の実施計画と課題を伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えいたします。

今、言われました各学校へのエアコン設置の年次計画につきましてですけど、この間、木原議員から質問があられたときには、年次的にエアコンを設置を計画しているというこちらのほうで答えたと思いますが、昨年度末に国の補正予算のほうで、学校施設環境改善交付金があり、前回の3月補正で1億8,045万7,000円を計上して今年度に今繰越してあります。それで、町内の幼稚園、小中学校の普通教室にクーラーの設置をする計画で、4月に設計管理業務委託をして今進めております。予定としましては、今月末に工事の入札を行い、児童生徒の授業に支障が出ないよう夏休みから工事を始めていければ、いいかなというふうに考えております。

以上です。

○12番（木原良治君）

3月補正で1億8,000万が計上され、それで、町内の幼稚園、小学校、中学校の普通教室、この1億8,000万というのは全教室に設置だと思います。全部で何室になるんですかね。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えいたします。

町内の全幼稚園、小中学校の普通教室が対象でありますので、一応80教室ぐらいを予定しています。

以上です。

○12番（木原良治君）

80教室の全ての学校のエアコンを設置すると。これはできれば本当は暑い7月ぐらいに設置

できたらよかったですけど、いろいろなコロナの事情があって、夏休みにやるということで理解するんですが、2学期から全部エアコンが使えるという具合にまた、考えてよろしいですか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えいたします。

今、夏休みから始めたいと答えていますけど、実際に今、本当に新型コロナウイルスの影響で、クーラーの資材が確保がどうなるかというのが、ちょっと今心配なことではあります。実際資材が入り次第に授業に支障がないようには進めていきたいとは思いますが、夏休み中で終わるとするのは、今の段階ではこちらのほうでは保証はできないところであります。

以上です。

○12番（木原良治君）

いろいろな事情があると思いますけど、ぜひ夏休みを利用して、9月から設置できるように頑張ってくださいと思います。この平成30年度9月議会のときには、大島郡のどこの市町村も課長会で、設置の考えはないということでした。しかし、その当時の夏が非常にあまりにも暑くて、政府としてはこれはもう災害に近い暑さだと、ということで国は予算を組むということで、そして文科省の方で500億、いろいろ、年次的に組んでいきます。

そこで一番ちゅうちょしたのが、国が政策として設置の経費は見るけど、ランニングコストがかかるので経費がかかる、そこんどこちゅうちょしてるという答弁がありました。これは解決されたとみるんですか。

○町長（高岡秀規君）

当初は、経費につきましては特別交付税という話が持ち上がった段階では特別交付税の性質上、慎重に判断をせざるを得なかったということですが、今回の政府の予算の枠組みは、財務に聞くとところによりますと、需要額での算出ができるということでしたので、設置に踏み切ったということでもあります。

○12番（木原良治君）

平成30年度9月議会を思い出しているんですけど、町長のほうからは質問した議員に対しても、財政需要額に対して町村会としては町長は声を出しています。議会も議員に対しても要望があります。声を上げてくれと。財政需要額に対して。要望もありましたけども、一言もありませんでした。これは反省を込めて、報告します。

でも、その中で、ちゃんとこの1年9か月の間に予算が組まれて夏休みまでに設置すると、これに対しては一応敬意を表します。何とか頑張ってください。教育長一言だけ。

○教育長（福 宏人君）

議員がおっしゃるとおり、文科省のほうもブロック塀と冷房対応臨時特例交付金ですかね、

平成30年度にということによって設置されて、その後議員の質問にあった、年次的にということ、ただそれに伴う例えば電気代とか、そういったことでもかなり額を要するということだったので、高岡町長、町部局ともいろいろ相談しまして設置ということで、今回新型コロナウイルスも含めて、この夏場、全国的には夏休みを短縮して学習をさせると。その中でどうしても、こういったような施設は必要だということ、本町でもそれに向けてできれば夏休みに終了ができれば、子供たちの今後の学習環境も含めて、本町としても今回そういうふうになりましたので、非常にありがたく思っているところでございます。

教育環境もこれからそういうふう整備しながら、ぜひ教育にも力を入れていきたいというふうを考えているところです。

ありがとうございました。

○12番（木原良治君）

夏休みに設置するためにも今月で入札をやられるという答弁でしたけども、そこで慌てずに、やっぱり日本製品を、メイドインジャパン。ここだけ品質のいいのをここ揺るがない品質の製品を、これから維持管理がどうのこうのと、故障がどうのこうのじゃなくて、とにかく優秀な経済対策等も考えてメイドインジャパン。これを一応、要望だけしときます。後検討してください。

次に行きます。

救急救命出動について、これも、これから8月の夏場に向けて、急患搬送、熱中症とかいろいろデータを見ますと、8月が一番救急出動が多いんですけど、これも救急車の出動と急患搬送ヘリの実情、状況と課題を伺います。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

平成31年1月1日から令和元年12月31日の徳之島町における1年間の出動状況につきまして、救急車の出動が721件。そのうちの急患搬送は693名。その中で、救急ヘリ搬送が30件となっております。

課題につきましては、近年救急出動が増えているわけですが、軽症のけがや緊急性の低い傷病者による安易な要請が増加しているということで、救急車で搬送された傷病者のうち、軽症者が全体の約3割を占めているという状況でございます。そのため、命に危険がある重症者などへの対応が遅れることが懸念されますので、この解消が課題となっているところであります。

以上です。

○12番（木原良治君）

昨年度の1年間721件、693名の急患の患者さんを運んだと。そして、緊急ヘリ輸送でドク

ターヘリを含めて自衛隊の急患搬送も含めて30件。ドクターヘリと自衛隊の30件の中で、どのような内訳で搬送されているんですか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まずは、ヘリの内訳でございます。緊急搬送の奄美のドクターヘリが21件。沖縄のドクターヘリが3件。沖縄の自衛隊ヘリが5件。民間機が1件となっております。

それぞれの地区向かった先でございますが、奄美が18件、沖縄が9件、霧島が1件、鹿児島が2件となっておりますのでございます。

以上です。

○12番（木原良治君）

ドクターヘリの件に関しては、やはり運航時間帯というのが一応、決まっていると思います。それ以外の急患の搬送は、やはり自衛隊にお願いしなければならないということがあります。これは、連絡先というんですかね。これのこういった手順でドクターヘリ、こういった手順で自衛隊の要請と。これ簡単に説明をお願いします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

基本的に病院からの急患搬送を申し上げたいと思います。

病院から病院に救急搬送したいということで、相手先の病院に受入れ先を確認いたします。その場合に、病院から消防署へ救急車の要請を行います。その後、昼間であればドクターヘリ、奄美であったり沖縄であったりという要請を行います。夜間の場合は、さきのドクターヘリの場合は直接、大島病院または病院のドクターヘリを要請、消防署まで要請いたしますが、夜間の場合につきましては消防署のほうから県知事を経由して自衛隊のヘリの要請を致しますので、若干自衛隊ヘリの時間は、ドクターヘリよりも時間がかかるということでございます。

以上です。

○12番（木原良治君）

ドクターヘリは運航時間帯が制限されて急患搬送のそういう夜間とか厳しい気象状況の下では、自衛隊ヘリのほうに要請しなければいけない。

そういう出動に対してすごい自衛隊の方々が職務としても、命を落とし、駆けてでも駆けつけると、これは平成19年3月30日の事故もありましたし、こういう自衛隊への貴重な、危険を顧みずというのが自衛隊の規則なんですけど、こういったドクターヘリも含めて声をかけて気持ちを表してください。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実はその、自衛隊ヘリの墜落のときに、私は総務課に勤務いたしております、そのときに実際そのヘリも目にもしております。夜間飛んで行ったのも覚えております。

その後、3時頃に総務課長に起こされまして、自衛隊ヘリが落ちたと、今ついこの間のように考えております。

その後に自衛隊の方とお話をしたと、それから鎮魂碑の建立やいろいろな経験をいたしまして、自衛隊の方々の御苦労、御努力に非常に感謝申し上げているところでございます。

その、ヘリポート建設につきましてもいろいろ御協力いただいたということで、島民の皆様の代わりと申しますか、本当に救急搬送、いろいろな天候災害等も含めて、感謝申し上げたいと思っておりますので、今後も町として協力していきたいと思っております。

以上です。

○12番（木原良治君）

最初に総務課長が緊急出動を721回693名の方を、そのデータの中で約3割の方が軽症の実態があると、こういう軽症の患者さんというんですか、こういう広報というんですか、啓発というんですか、難しいと思いますけど、こういう適正な救急車の要請というのか、そういうのをどのように今後課題を解決していこうと思っているんですか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

これにつきましては新聞等でも掲載しております。

それから広報でも適正な利用といいますか、救急車をタクシー代わりに利用しないでください。

それから防災無線でも、呼びかけているところでございますので、一層繰り返しこういう啓発活動、広報活動していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（木原良治君）

夏場にこれからなると熱中症とコロナの症状が似ているような症状が出るということで危惧するんですけど、万が一救急隊員の出動を抜いて、万が一感染の患者さんを運ばれたときに、そういう現場の隊員の処置というんですかね、どのように隊員の方を守っていくんですかね。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

万が一、コロナ患者を搬送するとなった場合は、隊員の今の消防署から離れたところに、隔離と申しますか、別の場所で居住してもらおうという形になると思います。その施設は一応確保してあります。

以上です。

○12番（木原良治君）

ということは、消防署の隣ということですか。車庫の2階ということですか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

一応消防拠点施設を予定しております。

以上です。

○12番（木原良治君）

医療関係者の方々も救急隊の方々も前線でコロナに対しても、すごく対応しなければならない。仕事とはいえ責務とはいえ大変だと思いますけど、今回はまた大変な時代になったので何とか本町も頑張って経済対策含めて、このコロナに打ち勝っていきましょう。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。しばらく休憩します。11時15分から再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、植木厚吉議員の一般質問を許可します。

○1番（植木厚吉君）

皆さん、こんにちは。

今議会において、多くの議員の方々が取り上げておられる新型コロナウイルスですが、世界中においてもいまだ終息の気配は見られず、我が徳之島においても発症者こそまだ出ておりませんが、日常生活や日々の経済活動に大きな支障が出ております。

人は、先が読めない状況やコントロールができない状況に陥ると、パニックを起こしやすくなるそうです。しかし、この状況をきちんと受け入れ、焦らず、恐れず、今の自分たちにできることを一生懸命取り組むべきと考えます。一日も早い事態の収束を願いながら、令和2年6月定例会において、1番植木厚吉が通告の3項目について一般質問させていただきたいと思っております。

まず1項目め、島スタイルの観光産業の在り方についてです。

今回のコロナ渦中において、全国では様々な活動の自粛によって観光産業を含めた多くの産業において計り知れない打撃がありました。今後の推移も全く予想がつかない状態であります。徳之島においても、今後新型コロナウイルスが入ってくると想定した場合、経済や産業への影響は甚大なものになると推測します。

このようなことに鑑み、今後の徳之島における観光産業の在り方やその他経済産業の在り方、また、交流人口のみに左右されない基盤の強い、いわゆる徳之島スタイルの経済活動の在り方を新たに模索すべき時期ではないかと考えます。

町当局並びに町長の見解を伺いたいと思います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策による自粛、休業要請により、観光産業は大きな打撃を受けています。今後は、このような状況下においても、安定した経済活動が行えるよう島内在住者向けの観光スタイルの開発を行うことが必要ではないかと考えております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

今回のような騒動と申しますか、ウイルスの蔓延は、まさに予想だにしない状態であるということではありますが、タイミング的にと申しますか、世界自然遺産登録も恐らく少々延びることかと思えますけれども、その前に準備期間がしっかりできたということで、取らえることが逆にできるかと思えます。

徳之島においてだけではありませんけれども、このような南西離島、沖縄を含めた離島の産業において、一番大きな産業である1次産業ですね、農業、漁業等含めてで、1次産業に従事しながら加えて観光業等に従事するような、多面的な就業スタイルも今後はさらに推進していく必要があるのではないかと考えるところであります。

最近よく耳にします農家民泊とか、1次産業のみならず、多面的に就業することによって観光需要が増えたときにも、そのような対処ができるのではないかと思うところであります。

このような件に関して何か御意見はありませんでしょうか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

今後は、ただ観光に来て遊んで帰るのではなく、見る・遊ぶ・食べるという体験型の観光メニューをつくりまして、観光客、島内の方もそうなんですけども、滞在期間、宿泊ができるような形を、うちのほうに、みのり館のほうに、たまに観光バスが来るんですが、1泊もしないで帰るという形がバスのほうでもありますので、やっぱり島では泊まっていたいけるようなメニューがもうちょっとつくれたらいいなという考えであります。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

第1次産業ということで、農林水産のほうは、昨日また総務課長のほうで言ったように、ピンチをチャンスに変えるという意味で、この騒動の中で、言葉はちょっと悪いんですけども、

やはり I ターン、J ターン、U ターンの話も出てくるのではないかと考えています。そういったものに優しく寄り添って、いろんな相談事に乗りながら、農業に従事しやすい形も今後考えていく必要があるのではないかと思っ、就農担当のほうには指示を出してありますし、またこのつい先日そういった5年後には戻ってきたいというか、妻のほうが徳之島出身で5年後には就農したいというふうな話もつい先日あったこともありましたので、こういったものが今後また必要ではないかなと。積極的にある程度相談窓口等を整備していく必要もあるのではないかなと非常に痛感しているところでもあります。

以上です。

○1 番 (植木厚吉君)

この騒動の渦中ばかりではありませんけども、やはりこういった田舎暮らしといいますか、やはり都会の真ただ中でこういうウイルスに恐れながら生活するよりかは、本当にこのような自然に囲まれた中で過ごしたいという意識の変革も大きく出てくる機会になっているかと思えます。

このようなUターン者、Iターン者に対して、何か今特別にされている事業等とか何かありますか。

○町長 (高岡秀規君)

Uターン、Iターン、よく言葉を耳にしますが、一番大事なことは魅力ある雇用というものをどうやって生み出すかということだろうというふうに思います。

今後は1次産業も含めて、2次加工、そしてサービス業というものの雇用をしっかりと確立しなければいけないということから、美農里館、そしてまたICT産業について今取り組んでいるところではありますが、今回、企業で町が認定した企業についてある程度の助成を出す仕組みづくりを今検討しているところでもあります。

今月の6月中には、ICT関連の会社が徳之島に来島いたしまして、東京での大手のシステムを、徳之島のほうで遠隔で開発事業ができないかということの会社の誘致を今進めようというふうに考えております。

そして、一番有効なのはやっぱりUターンであります。島で生まれた子供たちが、いつか島に帰ってくる島づくりというもので、今ICTに取り組んでいるところではありますが、いかに産業振興については、人材というものが非常に重要な課題になってきますので、人材育成にしっかりと取り組むということと、皆さんが人としての意識を変えていくということも必要でありましょうし、その変わる過渡期といいますか、そのプロセスの中において、町の役割は非常に大きいというふうに考えておりますので、成功するまでを支える島でありたいなというふうに考えております。

○1 番 (植木厚吉君)

このコロナの騒動を機会に、世界では中国依存型のサプライチェーンの見直しが進むと言われております。サプライチェーンとは、様々な製品の製造、配送、販売、消費といった一連の流れを示すそうでありますが、最近起きた、一時マスク等が店頭から消えるというような現象も、やはり製造業などにおいて、他国の依存度がかなり高いというところで、そのような様々なリスクも伴うということでもあります。

そのようなことを鑑みて、国内生産への回帰が進むのではないかとと言われておりますし、進むであろうと思います。

また、このような転換期において、多くの分野において、生産拠点と申しますか、この離島のリスクはありますけども、そういう拠点としての可能性も徳之島としてあるのではないかと考えますが、見解をお願いします。

○町長（高岡秀規君）

今、産業で一番ネックになるのが運賃でございます。その運賃がかからない産業といいますと、ICT関連ということになります。今まではクライアントが東京にいますので、なかなか東京には勝てないというふうな意識があったんですが、隙間産業を狙っていたんですが、今ここへきてコロナの状況で大きく、実は首都圏の生活様式が変わってくるような気がいたします。そして、その会社のオーナー等の話を聞きますと、相当テレワークが進みそうだと。今、会社の事務所を借りていたものを引き上げて、全てがホームで、自分のうちで仕事ができるシステムを急いでいる会社もあるようであります。そして、事務所の借り賃、賃貸でコストがかかっていた分、給与に跳ね返ようという動きが分野によっては見られます。その分野について、私どもは徳之島でできないかということで、今誘致活動をしています。

その一環として、6月にはICT関係のシステム開発の会社を、徳之島事務所の開設を、今お願いをしているところであります。

今後も、運賃というリスクを抱えながらも、しっかりと助成金を利用しながらゼロから生産をする1次産業、2次産業、そしてさらにはICTを連携させる農福連携ICTも含めて連携させることで、必ず魅力ある雇用と、そしてまたコスト面で、特にコスト面で都会には負けないコストでできるというふうに私は思っておりますので、自治体としての役割をしっかりと果たしていきたいというふうに思います。

○1番（植木厚吉君）

この騒動の中でもはっきりしたことはありませんけども、いかに我々徳之島も含め、日本という国が、海外の依存度が高いかということがはっきりしたところであると思います。

これに関連づけまして、徳之島でもよく地産地消、地元のは地元でという言葉はよく出ますけども、やはり島の産業の再興といいますか、経済の活性化というのは地元のは地元で使う、地元で消費をするというのがかなり重要なことであろうかと思っておりますけども、まだま

だこの意識づけとといいますか、意識的なものが確立しているかといえはまだ程遠いのではないかと思うところであります。

このような地産地消の意識づけを、さらに注意喚起する必要があると考えますが、どうお考えでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

その意識づけについて少し担っているのが、実はふるさと納税でありまして、ふるさと納税がまだ少額なときに、企業、そしてまた加工業の皆さんにはふるさと納税で参加しませんかということを情報として与えたんですが、なかなか要望がなかった時期があります。そこで、担当のほうに直接メーカーに出向いて参加をしていただきたいという旨を伝えることによって、少しずつ参加が増えました。

しかしながら、都会の常識のものと島ではなかなか折り合いがつかなくて、クレームも多少いただいたように聞いております。そして、箱に入れるにしてもなかなか都会から見た感じでは、こんな梱包なのということも多々あったように思います。

しかしながら、今ようやく意識が変わってきて、非常に日本でも全国でも通用するようなスタイルになってきつつあるだろうというふうに思います。

そしてさらには、売れているものと売れていないもの、なぜ売れないのかということを取りサーチないし知らせるためにも、ふるさと納税での売上げの推移を見ながらメーカーのほうにしっかりとその情報を通達し、何をしなければいけないか、なぜ売れないか、どういった品物が売れるんだということの開発意欲と、そしてまた、全国に通用する人材育成と意識を高めるためのふるさと納税の一役は大きいものだというふうに思っております。

そしてまた、各課がそれをしっかりとくみみしながら、新しい産業、そしてまた1次産業、2次産業については、全国に通用できる人材と商品の開発へ向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○1番（植木厚吉君）

徳之島においてですけれども、様々な事業と色々なサポートは非常に大きいところはあると思いますが、行政頼りばかりでもいけないでしょうし、また民間ばかりに任せるのもいけないことだと思いますし、それをうまくいところお互いにお互いが高め合うようなふうにしていくことが大事だと思います。

先ほど木原議員の言葉にもありましたけれども、まさにメイドインジャパンの復興をこれを機会に強い日本がまた再興していけるように願うところでありますが、このコロナを機に世界ではグローバリズム、いわゆる地球主義、地球共同体という考えから、ナショナリズム国家主義、民主主義への意識喚起が起こるのではと言われております。我が徳之島においても徳之島独自のスタイルを持って、発展的変化ができていければと思うところであります。

それでは、次に行きたいと思います。

闘牛文化の継承についてであります。

徳之島において闘牛の文化は貴重な観光資源であり、大切な伝統文化でもあります。しかしながら、闘牛の飼育は牛主各個人の責任の範疇で行われており、様々な負担の大きさから飼育頭数のほうも減少傾向にあるそうです。

しかし、今後もこのような大切な文化財を、また観光資源としての闘牛を守っていくためにも行政側からの支援や連携が必要と考えます。当局の見解を伺いたいと思います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、闘牛は徳之島の大事な伝統文化であると認識をしております。この闘牛につきましましては、本年令和2年1月17日付におきまして「牛なくさみ」という名称で徳之島町無形民俗文化財として告示・指定をされました。この告示に至るまでには数年の年月がかかりましたが、昨今の事情等により、やはりこの闘牛というものを文化財として、伝統的な文化として取り入れることは大事じゃないかということで今日に至りました。

内容といたしましては、昔から伝えられております闘牛牛舎の入り口にある魔よけの左綱並びにトベラの葉、盛り塩、角研ぎ。また、闘牛場へ向かうときの先頭の塩まきなど、古くから伝えられている儀式が対象となっております。これを機に議員のおっしゃるように闘牛というものが今回5月の連休になくなりました。闘牛協会の関係者の皆さん牛主の方々の話を聞きますと、徳之島から闘牛が消えるのは嫌だということで、これは非常に伝統的な側面も兼ねまして、我々としては先ほど議員がおっしゃったように行政も深く関係者とともに連携し、文化財として伝統文化継承という形で文化財担当課としては検討してまいりたいと考えております。

○1番（植木厚吉君）

闘牛というものは様々な側面がございますけれども、自分が小さい頃ですけれども、たまに親に連れて手を引かれながら亀津の闘牛場のあの長い坂道をすごくわくわくしながら闘牛場に向かって歩いた記憶がございます。本当に古き良き時代といいますか、すごい懐かしく思うところでもありますけれども、今現在の闘牛全てではありませんけれども、文化的側面また徳之島ならではの文化ということで非常に長い歴史もありますし、いい側面はたくさんあります。そういう昭和の当時の闘牛のありようとか、良き時代の闘牛の風景とは何かこういうものであったよというのがあれば、幸野副町長、何か御意見はございませんか。

○副町長（幸野善治君）

私たちが小学校の頃は、今の大丸センターの近辺、永浜というところでありまして、そこで伝説の名牛実熊牛がデビューして活躍したところでもあります。それから中学校時代になると、名誉町民である前田村清さんが主になって造った今の旧亀津闘牛場。あそこはほとんどの皆さ

んが行って見ていると思います。あの頃は棧敷というのが永浜であったときがあって、その棧敷が倒れてそのまま牛が突っ込んで来て、その牛を追い払ったり。旧亀津闘牛場では亀津の牛と亀徳の牛がけんかして外に出て、外で決着をつけて、それをロープで引っ張って引き分けをさせたという闘牛などもあります。

伊仙町にはいい闘牛場があります。それはなくさみ館。もう3年、4年。五、六年くらい前から伊仙町には闘牛場のいいのがあるのにどうして徳之島町はないんだと。天城町はちょうど2年くらい前に町長が公約で造るということをしてしまいました。

私たちのほうは闘牛連盟の関係の方々はどうして造らないかといういろんな要望などありましたが、大方の方に聞いてみますと費用対効果です。闘牛は今、調べてみますと年20回行われております。その中で20回するのに、5億も6億もかけて大きな闘牛場が3つも要るのかという意見が大勢ありました。しかし町長含め担当課長等と話をしまして、また闘牛連盟の皆さんのほうも呼んで話をしましたら、闘牛数を減らさないような工夫が必要だと。それには人的支援とか、先ほど社会教育課長が申し上げました、文化財としての価値を網羅した伝統の継承とかです。それをするためにはやはり花徳の青年団が要望した花徳闘牛場。小型の闘牛場でもいいから造ったらどうかということで、今回次の質問に出ていますが、造るようになった。だから、あれの活用方法は花徳の青年団を中心として闘牛連合会と、これから再度また話し合いになると思います。北部振興の起爆剤になるものかと私は思っています。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

文化財としての一面。また、先ほども申しましたけども、次にはまた観光資源としての一面もありますので、観光資源としての闘牛というものをどう捉えておるか、地域営業課長にお伺いしたいと思います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

今、お答えします。

副町長のほうから申し上げたような感じがありますので、地域営業課といたしましては、闘牛連合会との連携によって伝統文化であるという面のPR、情報発信に努めることで観光客の誘致。先ほども言いましたけども、例えば日帰りで帰らないということで、1泊できるような形の闘牛を、観光闘牛を見せてあげたらいいのではないかという考えがあります。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

先ほど副町長の言葉にもありましたけども、年20回開催されているということで。闘牛というものは興業形式でやっておりますので、その上に関してはやはり今の御時世興業ができないとなると、大変な牛主を含めて、闘牛協会も運営に苦慮しているところではないかと思えます。

また、そこを何か行政として支援といいますか連携できる何かの手だてはないものか伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

まず、闘牛につきましては文化財を指定することによってあらゆる動物愛護等々の問題。そしてまた環境省の法律の改正等をにらんで、闘牛というものの文化的な価値をまず構築することで法改正には対応できるのかなあというふうに考えております。

そしてまた、観光面でも本来の闘牛というものを奄美の中では徳之島が唯一残っていますので、沖縄と連携を取りながら世界遺産も加味して、観光につなげることが一番の地域の活性化になるかというふうには考えておりますが、現実問題といたしまして今副町長のほうから話がありましたが、闘牛場の整備というものに非常に目が行きやすいわけですが、実は闘牛場の整備をしても牛の頭数が減っているという悩みが闘牛協会そしてまた若い人たちの中にありましたので、文化財として闘牛の牛を減らさないソフト事業こそが私は求められているのではないかと、徳之島町といたしましては、そのソフト面をしっかりと構築していきたいというふうに思いますし、そしてまた文化財としての価値を、歴史的な文化を子や孫につなげていくような施策が取れないかというふうに考えております。そして今回の花徳の整備によって、観光闘牛というものがしっかりと観光客にただ形だけ見せるのではなくて、しっかりと観光闘牛として構築されたものを見せられるような工夫が必要になってくるかと思っておりますので、しっかりと闘牛につきましては文化面と観光面で力を入れていきたいというふうに考えております。

○1番（植木厚吉君）

ワイド節の一節にもあるように、我が徳之島においては闘牛というものは家族と同様な存在であり、また生活の一部に溶け込んでおります。すばらしい伝統文化の一つとして未来に継承されることを心から願います。

この闘牛に関連づけまして次の質問ですけれども、県の令和2年度地域振興事業において、花徳集落交流人口拡大施設整備事業が決定いたしました。花徳闘牛場の周辺整備であると伺っておりますが、具体的な整備内容を伺いたいと思います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

今回地域振興推進事業で採択されました花徳集落交流人口拡大施設整備事業の内容は、闘牛場、観客席、牛の待機場、駐車場、トイレ施設——トイレは多目的を含みますが——を新設する予定にしております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

これはオープンスペースの闘牛場といたしますか、今の現況の闘牛場を改良という形ですと
思いますけども、ドーム型といたしますか大きな施設ではない闘牛場にドーム型ではない闘牛場
にある魅力というのは何か、副町長お声聞けませんか。

○副町長（幸野善治君）

花徳闘牛場は、私はこう思っております。あそこはサーフィンができる絶景の白浜、砂浜を
持ってますよね。あそこのトレーニングを兼ねた砂浜。そして今の闘牛場でも上原鉄兵とか有
名な牛もけんかさせたのを私は見ているんです。十分あそこを改良して増築したら、きれいな
闘牛場ができると思います。と、あそこの訓練場所、待機所、トイレですね。トイレは奄美の
トレイルコースに含まれていますので、観光しながら、歩きながら闘牛を見る。しかし、大き
な闘牛は、3,000名を収容してる闘牛場というのは、今あの規模では不可能でありますので、
観光客が入った場合に1組でも2組でも見てみたいと。勝負をつけるとかつけないじゃなくて、
1組でもいいと思うんです。闘牛というものがどういうものか見てみたい。それから、手舞い、
足舞いというのを見たことはない、前祝というのを見たことがない。そういったのをまた先ほ
ど社会教育課長から答弁があった、トベラをつける。左綱を縫う。そして、塩をまいて牛の闘
牛場へ入り込んでくる。そういった文化財的なものを見ていない、見たいという人が多いと思
うんです。そういったのを観光PRのために花徳闘牛場は活用できないか。金もうけ、いわゆ
るドーム型というか、ドーム型、大きな闘牛場はドーム型ですけど、雨の降った日、雨にぬれ
ても見てみたいという人がいるんですね。観光客は。

そういった人を逆転の発想であの闘牛場は活用できたら、観光振興にも役立ちますし、教育
のため文化財保護のためにも役立つと思います。十分活用できる価値があると思います。

○1番（植木厚吉君）

地理的に山裾にありまして、非常に自然の中できれいな、整備をすれば非常にきれいな闘牛
場になるのではないかとと思うところであります。この元来の古き良き闘牛場といたしますか、そ
のような趣をぜひなくさないような設計と申しますか、であってほしいと思います。

その建設に向けて、今後のタイムスケジュール的なものというのはどういった感じになってい
ますでしょうか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

現在、設計のほうは補正予算のほうに計上してありますので、また、あさってですか、補正
予算のほうはよろしくお願ひしたいと思っております。

現在、この土地とかは、所有者が1名ですので寄贈という形に、花徳に関しては、花徳集落
青年団の協力によりまして、所有者が1名の方ですが、寄贈するということ。

現在、農地転用の手続を進行させている最中でございます。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

この件に関しては、闘牛協会をはじめ、また、地元の青年団を含めて、意見もしっかり反映させていただいて、ほかの闘牛場にはない闘牛文化の香る施設になることを期待します。

次に行きたいと思います。

先ほど副町長のお話の中にもありましたけれども、徳之島において砂浜のある海岸部において、闘牛のトレーニングを行う方が多いと思いますが、一部、利用者のマナーの悪さが指摘されているところであります。

そのような観光地を、今後、磨きをかけていくためにも砂浜利用の向上が必要だと考えますが、今後の対策等できないかお伺いしたいと思います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

この件に関しまして以前から苦情等があり、徳之島闘牛連合会のほうでも一部闘牛所有者のモラル向上を図るために、闘牛大会及び総会等で注意喚起を促しているとのことですが、

以上です。

○1番（植木厚吉君）

おおよそたくさんの方の意見を聞いたところ、大体の方はそのマナー的ものは、非常によく糞などもきちんと片づけて、されているということでもありますけれども、今、現在花徳浜に関して申しますと、砂浜のほうに浸蝕をされており、その浸蝕部が相当な段差になっていますので、そこに近づくと牛の習性といいますか、跳ねたりすることがあるので、なるべくそういうところには近づかせないでほしいとか、また、ウミガメの産卵地にもなっていますので、そのようなことにも考慮してほしいという地元の意見が多く出ております。

恐らく闘牛協会等でそういう指導はされていると思いますが、何かそういったものに対してのガイドラインとかいうのは、今、あるんでしょうか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

条例のほうで、「徳之島町ごみのポイ捨て及び動物等の糞害の防止に関する条例」等がありますので、その点でも何とかできないか、それと海岸のほうですので、県のほうと、また、こちらのほうで協議をいたしまして、立て看板、柵はできないのかを、ちょっと検討していきたいと考えております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

これは地元からの要望でもありますが、そのような浸蝕部に、「ここから先は立ち入らない

てください」とか、立ち入りを禁止せずとも、「近づかせないでください」とかの立て看板は必要ではないかと思うところであります。

今後、また検討されてください。

せっかくのこの徳之島のきれいな砂浜の景観を崩さないためにも利用マナーの向上の周知徹底をお願いしたいと思います。

それでは、次に行きたいと思います。

コロナウイルス関係でございますが、昨日もたくさんの意見が出ておりましたので、もう数点絞っていききたいと思います。

新しい生活様式の構築についてでございます。

コロナウイルスについては、いまだ完全終息の気配が見られておりません。今後は、ウイルスと共にの考えのもと、様々な場面において新しいライフスタイルの提唱、構築が必要になると考えます。

徳之島において、今後どのような対策が求められるのか、見解を伺いたいと思います。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず、コロナ対策で、やはり、いろんな場面での3密防止、軽減です。考える必要があると思います。それから、徳之島独自のルールづくりが必要ではないかと思っております。これはなぜかと申しますと、県知事が県外からの旅行の自粛を呼びかけました。そのとき、これゴールデンウィーク前だったと思うんですが、私どもは島外と、これを読み替えました。つまり、県外イコール島外、このコロナウイルスに関しては、島に入った場合には、非常に医療崩壊が起きてしまうということで、そういう危機感を持って対応するということでしたので、徳之島3町やっぱり独自のルールづくりが必要ではないかと、例えば、港での検温とか空港の検温はいつするのか、例えば、県で出たときにはどうするのか、何人出たかというのを、例えば、台風のように、台風の警戒レベルのように、逐一情報収集した上で、徳之島ルールをつくっていききたいというふうにも考えております。

それから、新型コロナウイルスにつきましては、広範囲にわたりまして影響が出ているわけでございますので、県と協議を重ねたり国への要望をしていくことが、まずは重要と考えているところでございます。

それから経済のほうも少し申し上げますと、国からの経済対策が来ておりますが、町も独自で経済の給付金等、補正等とそれから専決処分で上げておりますので、これを確実にスピード感を持ってやっていくこと等、やっていきたいと思っております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

やはり、徳之島においては高齢者、高齢者への感染が今後ウイルスは間違いなくこの島にも入ってくるだろうと想定した場合、高齢者に対する対策というのが、一番重要なものではないかと思うところでもあります。

高齢者関連の施設も多いですし、また、関連するする従事者も多いので、そのような高齢者に対する対策はどのような対策をなされているかお伺いしたいと思います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

介護福祉課のほうでは、地域包括センターといたしまして介護認定者を判定する組織も含んでおります。まず、町内にある介護福祉施設の関係者の皆さんとも定期的に連絡会議等を開催しております。

植木議員からのほうからもありましたけど、コロナ終息については、まだ終息が行っておりませんが、やはり、第2波、第3波のことを考えて、今後とも介護福祉事業所との連絡会議を開いて情報の交換を行って、高齢者に対する対応を協議してまいりたいと考えております。

○1番（植木厚吉君）

昨日から、たくさんの対策について語られておりますので、1点、提案といいますか、あるんですけども、このコロナの渦中の中で、いろんな要望といいますか、出てきております。

ステイホーム、ソーシャルディスタンス等、そういう言葉がありますけども、もし今後入ってきた場合にそのような表現する場合に、なかなか高齢者には伝わりにくいのではないかなあと、もちろん、その3密という言葉もありますけども、我々は何とか情報調べて知ることができそうですが、なかなか標語として浸透するには、高齢者相手には非常に難しいのではないかとと思うところでもあります。

先ほど、総務課長のほうからありましたように、島独自のルールとありましたけども、その中で表現の仕方といいますか、もし、可能であれば広報ではないですけども、広告する際に島口で伝えるとか、ステイホームであれば、「よういぐわやあないちゅれ」とか、ソーシャルディスタンスあがんゆれとか、3密ですね「密集」「密接」「密閉」ですね。とこで言えば「よろいな」「さわいな」「さーぎゅんな」とかですね、まあ高齢者にな何せ言いたいのは、高齢者でもぴんとくるようなそのような表記であったりとか、今後はわかりやすい伝え方も非常に大事であると思います。

最近、英語表記が非常に多いですので、なかなか高齢者の方はわかりづらい点が多いかと思っております。そのようなところも、ぜひ今後、頭の片隅に入れていただいて対策していただければなと思うところでもあります。

これで次に行きますけれども、この騒動の中、在宅ワークやテレワークなどが大きく取り上げられましたけれども、現在、多くの場面において高速のネット環境が必須のものとなってき

ております。

しかしながら、町内においてははまだ光の未整備地区が多い状況であります。今後はどのように環境整備を進めていかれるのか、見解を伺いたいと思います。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在、光ファイバー網につきましては、亀津・亀徳地区が中心でございまして、中部それから北部地区に、まだ未整備であると、それからADSLの利用が終わるということで、今、町といたしましては、国の令和2年度の第2次補正予算の中で、高度無線環境整備推進事業というものがありまして、500億円超える予算が計上されております。これは、光ファイバーの未整備地区に対する事業でございまして、これをぜひ利用したいと、きのうも町長のほうも申し上げましたけども、これを使いまして、未整備地区に図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

この光ケーブルの設置に関しましては、以前の議会でも取り上げたことがあるんですけども、その際には、亀津・亀徳地区での普及がなかなか進まずに、その後の普及が進まなかったということでもありますけれども、そのとき事業とはまた違う事業で今後、行くということでもありますけれども、今後は加入率でありますとか普及率とか、その採算の基準的なものはあるんですか。

○町長（高岡秀規君）

今、総務課長が答弁した事業につきましては、民間が主体となりますので、町はある程度の一定の負担をすれば、後の維持管理については、町はしないということございまして、民間の話を詰める上で、その利用者については、ある程度、亀津・亀徳地区は今後ふえてくるだろうと、そしてまた、ADSLは平成19年度にデジタルデバイドということ、僕がなってすぐに進めた事業なんですけど、そこの加入者を中心に見積もって全戸に無線を配備すると、可能にするということの事業であります。

民間については、IP電話等々を構築することによって需要率を増やし、恐らく、採算は取れるものだというふうに考えております。

○1番（植木厚吉君）

現在、亀津・亀徳地区においては、回線のほうがIRU契約ということになっていると思いますけども、今後、ぼちぼち契約の改善があるかと思えますけれども、今後の満了時以降はどのような推移になるのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今、結論というものが100%ではありませんが、今、考えられるのは、今、整備しているものの起債の償還が終わりましたので、それを譲渡することによって我々は、コスト管理は要らなくなるだろうというふうに思いますので、しっかりと光ファイバーのものについては、整備事業は譲渡すると、しかしながら、IRUにつきましては、今後、3町での契約ですので協議したいというふうに考えております。

○1番（植木厚吉君）

これは北部振興委員会の中でも、大変、光回線においても取り上げているところでありまして非常に期待しているところであります。今後のスケジュールと申しますか、最短で、早ければいつ頃になり得るのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

これは総務課長がお答えした事業につきましては、恐らく今月中には事業申請が民間で行うものだと考えております。それが、事業が認められれば9月の補正において、いや9月までに、事業を町としての計画を提出をし、そして、コロナウイルス等の関連の臨時交付金の手続を取ることになるかというふうに思いますので、事業の開始につきましては、今年度の末ぐらいになるのではないかなと予想しております。

これは定かではないので御了承いただきたいというふうに思います。

○1番（植木厚吉君）

これは本当に北部のほうにおいては、切望されていることでありますので、ぜひ、早急な対応ができればと思うところであります。

以上ですが、このコロナ騒動を発端として世界中で大きな波が起きております。この波に飲み込まれぬよう、逆に、この波をうまく乗りこなすような行政運営ができることを切に望み、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

しばらく休憩いたします。午後は1時30分から再開いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、幸千恵子議員の一般質問を許可します。

○9番（幸 千恵子君）

皆さん、こんにちは。

引き締まってまいりたいと思います。

新型コロナウイルスによる企業倒産が全国40都道府県で150件以上に達しています。感染者ゼロの岩手県でも出ておまして、鹿児島県も例外ではありません。しかし、先の見えないこんな情勢でも全く影響を受けてないどころか、資産が増えているという一部の人たちもいらっしやいます。トヨタ自動車の今年3月期の役員ボーナス総額は前期比17.4%増の14億7,600万円、1人当たり平均で2億4,600万円に増えたそうです。短期雇用などの社員の方々は影響を受けているものだろうと思います。

フランスの著名な経済学者、トマ・ピケティさんが5月12日付の新聞でインタビューに答えて述べています。1980年代以降に確立した資本主義体制が富裕層や多国籍企業の税逃れを後押しし、貧しい国々が公正な税制を構築する能力を弱体化させていると批判をし、富裕層への課税がこれに対して有効だと述べ、公正な税制でコロナ対策を取ることを主張しています。

日本でも2000年前後からは社会保障費の増大を敵視するような新自由主義的な経済社会政策が取られ、大企業が空前の大もうけと内部留保の莫大な蓄積を遂げました。そして、軍事費が増大を続ける一方で、医療や保険、福祉の制度改悪と財源抑制が進められ、国民負担は増大し、サービス切り下げ、雇用破壊と非正規雇用の急増、超低金利政策での庶民の資産の収奪、消費税の相次ぐ引き上げで暮らしと営業の圧迫が増大するなど、史上最悪の格差社会となっています。

今回のコロナ危機は、こんな中で犠牲を強いられてきた人々がぎりぎり歯を食いしばって生きてきた日常を一挙に破壊したと言えるのではないのでしょうか。新しい生活習慣への切り替えも必要になりますが、何よりも国民のための政治へ転換することが必要だと考えます。

「徳之島町も国政の縮図だ」とよく話している町民の言葉を聞きますが、町民のための町政に変わることを期待しまして、9番日本共産党の幸千恵子が通告の4項目を質問し、町政のチェックを行います。町長、担当課長の誠実な答弁を求めます。

まず1番目、新型コロナウイルス対策についてですが、感染者の発生を抑止するために島内、町内も例外なく自粛ムードがあり、緊急事態宣言解除後の島外移動にも細心の注意を払い、マスク着用も行われております。島内での発生は何としても防ぎたいとの町民の思いが発生を抑えているものだと思います。発生はなくても私たち島民の生活にも影響は様々あります。特別定額給付金の支給については二重払いなど全国でいろんな混乱も起きているようですが、町内においてはどのような状況なのでしょう。特別定額給付金の支給状況について対象人数等含めお尋ねしたいと思います。

○企画課長（政田正武君）

特別定額給付金についてお答えいたします。

基準日であります4月27日時点の世帯数は5,802世帯。1万579人となっております。申請数

は6月9日時点で5,433件、うちオンライン申請が57件。申請率は93.6%となっております。給付処理済み件数が5,300件。明日の6月17日付振込処理分を合わせますと、9億8,210万円で給付率が92.8%となっております。

所在状況は申請書を5,802通発送したうち、宛所不明で戻ってきたものが45通ありました。戻ってきた申請書につきましては所在調査を行い、結果40件について確認処理済みで現在宛所不明は5件となっております。この5件につきましてはいずれも行方不明ということで確認できておりません。

DV関係につきましては相談件数が4件、1件は配偶者からの暴力を理由に居住市町村へ申出があったため居住市町村より申請書を送付済みでございます。3件につきましては避難の事実等がなかったことから、国の示す内容を説明した上で世帯主へ給付を了承を得て給付しております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

92.8%ということですが、DVのうち3件については世帯主にということですが、これで問題がなく本人に渡るのかどうか、その確認は取れていますか。

○企画課長（政田正武君）

3件につきましては世帯主でない方から、私のほうに振り込んでいただけないか、という相談がありましたけども、国の指針としましては世帯主のほうに給付となっておりますのでその旨お伝えして世帯主のほうにいいですか、ということでしたら了承を得て給付している次第でございます。

○9番（幸 千恵子君）

いいですか、というのはその世帯主ではなくてDV被害に遭っている人のことなんですね。

○企画課長（政田正武君）

そうでございます。

○9番（幸 千恵子君）

この特別定額給付金について差し押さえ等のことは行っていないでしょうか。

○企画課長（政田正武君）

一律10万円給付してますので、ほかの件に関しましては一切関与しておりません。

○9番（幸 千恵子君）

では、残りのまだ給付されていないところがあると思うんですが、そこについてもきちんと100%給付ができるということよろしいでしょうか。

○企画課長（政田正武君）

未申請者の方につきましては、リストを作成して集落の担当委員もいますし、あと民生委員

さんと駐在員さんをお願いしてありますので、周知して100%申請していただくように努めてまいりたいと思っています。

○9番（幸 千恵子君）

終了日にならないうちに100%に達するように役場としても全力を挙げていただきたいと思います。

会場での混乱等はなかったでしょうか。

○企画課長（政田正武君）

東天城地区に花徳生活館と、亀津地区に勤労者を開設いたしましたけどスムーズに処理ができました。

○9番（幸 千恵子君）

2番目ですが、緊急事態宣言下において町内各所でいろいろ影響があったのではないかとはいえますが、どういうことがあったのでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ちょっと長くなりますけどお付き合いください。

4月7日、国の緊急事態宣言これは16日に全国に拡大いたしましたけども、これを受けまして本町でも対策本部を設置いたしました。

各方面での影響を見てみますと、まずは、学校の休業による児童生徒への影響、それに伴う保護者への負担増、それから、民業に関しますと空港、港での乗降客激減、特に港では、乗降客がゼロというときもございました。また、3月4月時期の卒業、それから入学のお祝いの自粛による飲食業への影響、3月からの闘牛大会中止による観光業や町民の娯楽に対する影響、そして、外出自粛により居酒屋、カラオケ店への影響、また4月上旬には葬儀社のほうへ協力の要請をいたしました。葬儀自体が縮小したということで影響が出ております。接客を伴う飲食業への影響、社交業協会より要望書の提出もございました。観光客、ビジネス客の旅行や渡航自粛による宿泊業への影響、また町内での行事、ボランティア清掃や各種会議は書面議決を余儀なくされました。また、イベントの中止も相次ぎました。そのほかにも医療、福祉関係の負担増など影響は広範囲に及んでいるところでございます。商工会への各種相談件数も約300件を超えていると聞いております。また、開発資金等への保証業務も増大しているとお聞きしております。また、これは最後ですけど、役場の業務遂行に当たっても影響が及んでいるというところでございますので、非常に広範囲にわたって影響が出ているというところでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

学校の休業ということでは、保護者の方をはじめ子供さんたち、かなり影響が大きかったと思うのですが、5月3日の新聞でちょっと出ていますけれども、徳之島町では「ICT活用で家庭学習、休業期間タブレット持ち帰り」との見出しがありましたので、そして、5小学校ということでありましたので、亀徳小学校の2人の孫、3年生と4年生に「タブレット持ち帰ったの」と聞いてみたのですが、「自分たちは違う」と言われたんですけど、どれくらいの何名の生徒さんがこれを利用できたのかをちょっと具体的に教えてくださいませんか。

○教育長（福 宏人君）

この休業自体が緊急でございましたので、このICTのタブレット、今期125台配備しております。新聞にも詳細について書いてありますが、亀徳小学校が29台ですので、持ち帰ったのは大体80台ぐらいだというふうに思います。手々、山、花徳、母間、亀徳ということで、ただなぜかというところ神之嶺小、亀徳小、亀津小学校もeラーニングのアプリがあるんですけども、これがWi-Fi環境じゃないとちょっと動かないもんですから、亀徳小学校の場合はすぐにそれを先生方が中に取り込んで対応できました。ただし、もう全学年できませんでしたので、たしか5年生が持ち帰ったというふうに報告を受けています。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

今回新型コロナウイルスの関係で急なことだったので、それでもこれだけ対応できたのかなと、この新聞を見て喜んだとこだったのですが、今後は台風であるとかいろんなときにこういうものが活用できれば子供たちも随分違うのではないかと思うのですが、今後多分増やすという話は聞いていますけれども、今後そういう事態が発生したときにやっぱり生徒さんみんな公平な感じで、公平さが必要かなと思いますので、学校によって学習の格差が出るのではなくて、同じ学年であれば同じような感じの学習ができるようなことが必要だと思うのですが、こういうことはそこに向かっていけるというふうに今後考えてよろしいでしょうか。

○教育長（福 宏人君）

議員の皆さんの質問でいろいろとお答えしたとおり、今期、学校にGIGAスクール構想によりまして、Wi-Fi、それから国のほうでも1人1台パソコンということで、もう前倒しにして実施するというので、今、児童生徒が990人前後おりますので、ちょっと詳細はあれですけど、現在125台が本年度しておりますので、それ以外にも以前より山小、花徳、母間の3校、4校につきましてはパソコンがありますので、1人1台となりますと、あとは残り650台程度、これは納入のそれにもよりますが、今配備していくように町当局とも話を進めておりますので、本年度中に、早ければ全ての子供たちに1人1台のタブレット型のパソコンをできると。

今後、新型コロナウイルスのそういうのに向けて、中にデジタル教科書とか、それからe

ラーニングで各学年の問題、今、全小学校には入れておりますが、それをWi-Fi環境じゃなくてもできるように、全てに、中に入れていくというような準備を、パソコンが配備され次第準備を進めて、全ての小中学校でそういったときには対応できるように進めてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○9番（幸 千恵子君）

町長、亀津中学校の入学式か卒業式かで町長の御挨拶の中で、ICT関係の話をしていたことは覚えているんですが、今回、この5小学校ということですが、亀津小学校、尾母小中入っていません。ここを含めた形で、これが今後、1人1台とまでいくかどうか国の政策によってここに近づけていけるのか、町長、どうお考えですか。

○町長（高岡秀規君）

昨日かのその質問にも答弁が教育長のほうからありましたが、国が1人1台ということで、県のほうが支給するというふうに聞いております。しかしながら、100%ではなくて3分の1は町の負担なのかなと考えておりますが、町がしっかりと負担をして、全員に渡るようにしたいというふうに考えています。

○9番（幸 千恵子君）

それでは、3番目に行きますけれども、各市町村で様々な独自の取組が行われているようですが、事業所支援給付金等、町独自の支援策の取組状況というか計画というか、お尋ねしたいと思います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

先日もお答えいたしました。徳之島町としては、徳之島町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金を対象業者に順次送付しております。現在、スナック、バー、居酒屋、カラオケ、飲食店、宿泊施設のほうは、昨日も申しましたけど、204件ほどお送りしてあります。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

コロナウイルス陽性者が発生した場合には、島内で入院治療等ができるのかとか、クラスターが発生した場合にどうするのかとか、あと、入院ではなくて特別な入居施設が手配をする予定だという話を前聞いたんですが、こういうことについてはどういうふうになっているのか、再度お尋ねします。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

新型コロナの感染が出た場合については、保健所のほうが対応することになっております。

感染者が複数出た場合、重症者は感染症指定医療機関へ入院、軽症の場合は自宅待機となります。病院、自宅から港やヘリポートへの搬送についても、保健所が対応します。職員に協力要請をすることはまずないということで、電話で確認をしております。

ホテル等の準備につきましては、鹿児島県で3か所、188室を確保されています。町としても一応1か所、めどを立てて準備はしています。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

1か所というのは1室ですか。

○健康増進課長（安田 敦君）

いいえ、2部屋です。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

それがどこであるとは、言えないんですね。

○健康増進課長（安田 敦君）

はい、ちょっと公表することはできないです。

○9番（幸 千恵子君）

いつ発生するか分からない状況ですし、発生しないことはないと思って、万全の態勢で取り組んでいく必要があると思います。

次、2番目に行きます。

農業委員会についてですけれども、農地法は平成21年に改正されて6月1日から施行されています、22年のですね。ちょうど10年になりますが、今回は改正される前の委員会から改正時期を挟んでの内容についてお聞きしたいと思います。

農業委員は農業の発展と経営の合理化、農民の地位向上を目的とし行政庁から独立した立場を与えられていた行政委員会で、農地の番人と言われてきましたけれども、法改正によって番人としての役割の弱体化が危惧されてきました。10年が経過した現在の状況がどうなっているのか、気になるところです。

たくさん出しておりますので、順番に聞いてまいります。農業委員会の現状等含めてお答えください。まず、現在、10年前、20年前、30年前の農地面積がどうなっているのか、お尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

令和2年度現在の農地面積は2,263ヘクタール。これは農業委員会の農家台帳システムより抽出いたしました。平成22年度が2,330ヘクタール、平成12年度が2,350ヘクタール、平成2年

度が2,390ヘクタールとなっております。

○9番（幸 千恵子君）

現在が2,263、平成2年が2,390ということは、少し農地面積が減ったというふうに理解してよろしいんですか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

この数字から言うとかかなり減っていることは事実です。確かなことは言えないんですけど、例えば、農地の中に市街地がかなり入り込んできたとか、大きな事業があったとか、その確定は確かなものはお示しできませんが、そのような事情が含まれていると思います。

○9番（幸 千恵子君）

次、農業委員会の役割と活動内容をお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

農業委員会は、その主たる使命である農地の利用の最適化、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の推進を中心に農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用の案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として活動しています。主な活動としては、農地法に関する申請等の相談、調査、毎月の定例会、また、個別訪問による、今現在アンケート調査などを行っております。

○9番（幸 千恵子君）

アンケート調査はどのような内容なんですか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

現在行われているアンケート調査は、人・農地プランに基づく、例えばこれから5年後、10年後にかけての未来の農地をどうしたらいいかということ各農業者の家々を回って、今の農地がどういうふうに考えているのか、使っているのか、じゃあ、あと5年後はどうなのか、後継者はいるのか、そういったことを調査して吸い上げています。

○9番（幸 千恵子君）

次、3番目ですが、委員会で審議される内容と委員の役割、定例会というのは毎月あるのか、どういう状況でしょうか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

農地法によるその権限に属された事項として、農地の売買・貸借の許可などの3条申請、自己所有農地転用の4条申請、所有権を伴う農地転用の5条申請などを議案とし、合議体として

の意思決定、農地の権利移動の許可・不許可の決定や意見書の具申などを行っています。また、申請農地の調査や現地確認を行い、申請が確かなものか確認しております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

現地確認とその申請内容が確かなものであるかなどをちゃんと確認をしているということで、分かりました。

4番目に入りますが、4番目も中身が多いですので、それぞれ分けて伺いたいと思います。課長のほうには事前にお知らせしてありますので、番号で確認したいと思います。

まず1番目ですが、平成15年5月20日の8号議案についてですが、すみません、ここでAさんからDさんまで4人の方が出てきますので、AさんからDさんと呼ばせていただきますね。この1番目については、AさんがBさんの農地5筆、3,267平米を農地以外に転用するため、農振農用地利用変更申請議案という形で出されていますが、これはどういう議論がなされて何が決まったのでしょうか、お尋ねします。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

これは、その5筆の農地が農業振興整備計画において農用地区域内に指定されていたので、その除外として農地以外に転用するというので農林水産課のほうからその申請書が上がってきて、農業委員会で現地確認してそれを精査して、妥当だという意見書をつけて農林水産課のほうに進達しております。

○9番（幸 千恵子君）

農林水産課から上がってきたということなのですが、全く素人でよく分かりません。本人たちが出したんじゃなくて農水から上がってくるということの経緯を教えてください。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

説明します。

申請者が、まず、農林水産課のほうに、ここは農用地指定区域なのでそこに建物を建てられますか、という農振除外、農地以外にできますかという相談に行きます。相談に来た時点で、農林水産課、農政のほうから農業委員会のほうにまた相談がありまして、一応事前協議をします。見込みがあるかどうか、そういうのを協議して、例えば農振地区の端にあるとか、そういうのを協議して、建物が建てる見込みがあるのか、農地転用が見込みがあるのかというのを協議して議案が上がってきますので、農林水産課のほうに先に相談に行って、そこから農地転用に関しては農業委員会に意見を求めるという形になります。

○9番（幸 千恵子君）

分かりました。

農地の主であるのはBさんなのですが、BさんではなくてAさんがこの申出をしたということは、Bさんの農地をAさんが買うことになっているということなんですか、まずお尋ねします。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

説明いたします。

この農地転用に関しては、申請者はその農地を利用する方でも計画する方でも構わないということをお伺いしているんですけど、そこでの妥当性があれば私たちはそこで判断しているんですけど、全く計画もない方が上げるのはいかがなものかと思いますが、そこら辺は確認しております。

○9番（幸 千恵子君）

Bさんの私有財産である農地を農地以外に利用したいというAさんが、交渉の結果買うことになったことについて、農地の番人である農業委員会としては、私有財産の使用、処分に対して介入をする仕事ですけれども、どのような介入ができるのか、また、中にはこれは認められないということもあるのか、出てきたものに対して、いいですよと認めるだけの介入になるのか、お尋ねします。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

例えば、他人の農地を権利移動並びにそこに物を建てたい、農地転用もかけたいというのは5条申請になるんですけど、その段階で、申請書の、たくさんあるんですけど、事業計画書、例えばそれからほかにいろいろあるんですけど、登記事項証明書とか、その土地が必ずここにありますよという証明書とか、事業計画、それから資金ですね、資金の証明書、計画には幾らかかりまして幾ら必要だと、で、その資金残高が幾らありますと、それに伴いまして、また、隣接地の農家の方々に迷惑はかけない誓約書とか、その他もろもろの申請をいただいて、それが確実な妥当なものとして判断して農業委員会の定例会でかけまして、そこで承認している形になります。

○9番（幸 千恵子君）

私が見たのが、議案と、あとは簡単な資料だけでしたけれども、今話を聞きますと様々な証明書、資料が必要だということで、じゃ、それもそろってのことだということになりますけれども、この転用目的によっては、協議の結果農地を利用変更してはならないというような結論も農業委員会として出せるんですか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

それを防ぐために、転用かける方がいろいろ計画をなさっていますので、その前に事前の協

議を確かなものにして進めていくように農業委員会としては進めております。

○9番（幸 千恵子君）

では、農業委員会に上がってきた時点で事前協議を得ていますので、これは許可されること
が、もう、前提のような形だというふうに捉えていいんだと思いますけれども。

では、2番目の議案ですけれども、これはAさんが1の農地、5筆3,267平米に自分の土地
2筆を足して、当初の目的に使用したいと農振除外地目変更をしているところですが、これに
ついて説明をお願いします。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

今おっしゃられた5筆に2筆を加えた、この2筆が、地目は原野であります、農用地区域
内に入っていたと、指定されていたということで、この2筆を農振除外したいということで変
更願が出されております。

○9番（幸 千恵子君）

追加された2筆については前の5筆と川を隔てて離れている状況だと思ったんですが、場所
や目的の内容等については農業委員会に上がってきた時点で、内容は、もう問う必要もないと
いう状況なんですかね。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

上がってきた時点で現地を確実に確認しに行きます。所有者さんと、例えば申請者さんがそ
ちらを御案内していただいて、また、担当農業委員さんがいらっしゃいますので、その方に現
地を確認していただいております。

○9番（幸 千恵子君）

では、③に行きますけれども、農地5筆3,267平米の持ち主であるBさんを譲渡人として、
Aさんが譲受人として5条許可申請が出されている議案ですけれども、Aさんの土地活用目的
は当初のままですが、素人判断ですけれども、当初の目的どおりであるならば、当初一緒に
5条許可申請までするのが普通ではないのかなと素人目に思ってしまったんですが、これはど
ういうことなんですか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

残り2筆ということですかね。（「全部」と呼ぶ者あり）全部。先ほど農地転用、農振除外
に上げた2筆が原野でしたので、この5筆を転用しますということで、その2筆は、その当時、
その2筆が現況が、例えば原野であって、農地じゃないと、で、そこに例えば駐車場なり、例
えばですよ、駐車場なり、そういう現況であればその5筆だけを転用したいという申請だと思

います。

○9番（幸 千恵子君）

その2筆については原野じゃなくて、畑だったんですかね。畑だったから売らないと、一緒にということ、ちょっと、今、混乱していますけど。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

その2筆が原野だったという確認だと思います。ですので、最初に上げた5筆だけを転用に申請した。一体事業というか、同じ農振地域内に入っていたので、5筆、最初、農振除外して、続けて2筆、原野ですけど指定になっていましたので外しました。で、今度は転用かけたときには、その最初の5筆を転用、計画に上げたということになると思います。

○9番（幸 千恵子君）

では、5条申請を行っていますので、これは許可になったと思うんですが、その許可後に地目変更は行ったんでしょうか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

登記簿を見る限りでは地目変更は行われておりません。

○9番（幸 千恵子君）

行われていないということですね。5条申請をするということは、もう、すぐにでも利用したいということで、直後に地目変更を行うのが普通ではないんですか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

許可は出たんですが、事業が完成していないので地目変更が行われていないと思います。

○9番（幸 千恵子君）

事業が完成していないとはどういうことですか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

この予定がゴルフ場練習場建設予定だったんですが、それが着工されていないということですね。着工して完成されていないということです。

○9番（幸 千恵子君）

農地を農地以外に地目変更しないとその工事はできないのではないんですか。工事をしてから地目変更するんですか。

○農林水産課長（高城博也君）

農地の方面に関しましては農林水産課のほうも農振のほうの所管を抱えておりますので、補足でお願いしたいと。

5条に関しましては、所有権移転と転用という2つの目的がありまして、まずは5条の許可が下りると、まず農地のまま所有権の移転がなされます。その後事業が着工されて、一般住宅であれば棟上げの状態までになったときに初めて転用事実証明が発行されて、それを持って法務局のほうに行って地目が変更となりますので、これは法務局の登記官の判断によりますので、事業が着工されて、ある程度、7分目、どれぐらいのあれか分からないんですけども、その部分に関してやらないと、事業がある程度完了していないと地目変更がなされないというふうな形になります。

ですから、まだ事業が完了していないというふうな形で解釈していただいて結構だと思います。

○9番（幸 千恵子君）

ということは、このAさんは農業をしている方ではないので、農家さんではないんですが、事業が終わるまでは結局5年も経過していますが、農地を取得しているという状況が認められるということなんですか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

その事業に関して、目的の事業に関して進めているので、農地としては使用していないと思います。ただ、それをそのまま農地として置いとくのは、ちょっと、農業委員がパトロールとかしているんですが、そこで注意をしたり、勧告をしたりという形になると思うんですけど、ただ、そこがそのまま、農地のまま置いとくというのは不適當だと私は思いますけど。

○9番（幸 千恵子君）

目的のために計画をしたということでやっていることなんですが、結局5年間も計画は実行せずに農地のまま所有していたということになるんですが、農業委員の担当の方たちもいて再三指導したということなんですが、これを聞き入れないと、そして登記簿上は畑のまま所有していたということになるんですが、もう、これはおかしいことだと思うんですけども、④に行きますけれども、4番目は、Bさんが5年前にAさんに売ったと言っていた農地5筆3,267平米は、急に、私にとってみれば急な形なんですが、Cさんという方が、突然、5条取下げ議案を出しているように見えたんですが、これはどういうことでしょうか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

先ほど、Aさんが5条申請出されたのが平成16年4月22日で、その後、平成20年1月25日、5条許可申請取消し願を出されております。これが県より平成20年1月25日受理され、この、当初Aさんの計画は白紙に戻ったという形になります。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

では、Aさんは取下げを行ったので、次、Cさんがこの同じ土地を5条申請、5条取下げをしているんですが、ほんじゃ、5条取下げの前に5条申請をしているということなんですか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

取り下げる前に、平成20年3月21日2号議案で5条許可申請、牛舎建設、これを議案に提出されております。

○9番（幸 千恵子君）

ということは、Aさんが畑を買おうと思ったんだけど買わずに、5年後に、5条申請をしたものを取り下げて、Cさんが5条申請をして、また取り下げたという経過のようですね。

5番目ですけれども、⑤Cさんが5条取下げをしてから、同じ5筆を3条許可申請を出していますが、これは農家さんでしょうから問題ないということになると思うんですが、平成16年4月の5条許可申請のときは譲渡人がBさんで譲受人がAさんだったんですが、今回は譲渡人はBさんのままで譲受人はCさんになっているという経過なんですけど、これは、Bさん、土地の主であったBさんはAさんに畑を売ったと言っているんですが、実は、記録上は、町の土地台帳にはAさんの名前は出てこなくて、BさんからCさんが購入したという形になっていますが、これは、Aさんはこの土地を買うつもりはなかったのか、5年後の結果が全く違うものになっていますので、どういう意味でAさんがここにいらっしやったのかなというのが思いがするんですが、この経緯は分かりますか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

その経緯というのは、私は議案書を見たりしているんですが、お示しできるような事実はありません。

申し訳ありません。

○9番（幸 千恵子君）

これからもあったりするのかなと思うんですが、実際は買っていないんだけど、売主はAさんに売ったと思っているんですけど、結果としては全く違う人が購入している。こういうようなことというのがあつたものなんですか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

本来ならば、農地法上ののっとして、農業委員会を通して土地売買は農地の場合はずべきです。それが農地法です。ただ、お互いに相対で売買している場合もあるとは思いますが。中には

あるとは思いますが。なるべく、必ず農業委員会を通して農地の売買は行うように、私たちも指導しているところでございます。

○9番（幸 千恵子君）

それでは、5番目はもう終わりますね。

⑥に行きますけれども、6は8と関連しますので、8も一緒にここで質問したいと思いますけれども。この議案は、AさんがDさんから、今度はDさんです。Dさんから農地2筆を購入して、農地以外に用途変更するために5条許可申請をしていますけれども、5条申請後に何か、どういうことになったのでしょうか、お尋ねします。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

この経過なんですけど、譲受人Aさん、譲渡人Dさん、農地2筆2,436平米を5条申請されて、平成17年2月25日県の許可が下りています。その流れを見てみますと、同年平成17年2月25日県の許可が下りた後、同年平成17年9月2日に登記変更をされています、Aさんにですね。その後、私が調査しましたところ、農地のまま移転登記はされて、この5条の計画がしばらく実行されていないという事実を確かめました。

○9番（幸 千恵子君）

半年後、5条申請を出した半年、1月ですから9月の購入ですので、9か月後に購入という形で畑をまたこの方が取得していることになるんですが、この土地は結局2億5,000万の土地の関係なんですけど、町が住宅と植物工場を設置した2億5,000万の土地のうちの2筆なんです。この土地は2億5,000万の土地購入用途問題時に、町の土地開発公社が農地法に基づく3条申請など、農業委員会への許可申請を怠っていたということが判明しまして、違法な状況だった4筆のうちの2筆です。

その後、県の農業委員会や議会、農業委員も含めまして、巻き込んで大問題になりました。そして、それまでは全会一致を不文律としていた農業委員会ですけども、このときに賛否両議論ですったもんだしまして、そのあたりから多数決が取られるようになったという問題でした。

農地を取得したAさんは、平成17年1月5日に5条許可を受けながら5条作業を行わず、農地取得資格のない個人また法人のまま農地を取得して、5年半後にそのまま町土地開発公社が土地を購入しています。開発公社が農地を取得するには、農業委員会に申請がされて初めてできるものであるということで、正当な手続なしに法務局に移転登記されたというのが大変疑問なんですけれども、農地取得資格のない個人、法人が、なぜ農地を法務局に登記できたのかという問題なんですけど、これは説明できますか。

○町長（高岡秀規君）

これは、その当時は再三答弁しておりますが、確かに議員がおっしゃるように、開発公社が農地を取得する場合は手続が必要です。しかしながら、そこを必要ないというふうに、事後処理でいいというような認識があつて、土地開発公社の購入の手続を農業委員会に一応起案と出して、何もなかったので法務局に手続を申請をしたら、結果的には名義変更がなされたということでした。法務局が認めたということです。それで何の問題もないと思っていたところ問題があるということで、再度名義変更してしっかりと元の主に名義を戻して、そしてちゃんとした手続を取って、法律を完遂させたという流れであります。

○9番（幸 千恵子君）

その当時は、町長は始末書なども書かされたわけですが、その、以前の農地取得の資格のない人が農地を5年以上も取得していたと。このことは大問題じゃないかと思うんですが、どうですか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

農地法5条の転用許可というのは、私も調べましたが、地目農地のままで所有権移転の許可兼工事着工の許可であると。所有権は移せるけど所有権の移転と工事着工の許可が5条の申請の許可であるというふうな認識をしています。

○9番（幸 千恵子君）

ですが5年以上も工事が着工しないで、おまけに農業委員の再三の指導を無視して放置したということは、もうこれだけで大問題だと思うんですが。

それと、町長おっしゃいましたが、結果として登記できたということですが、これは法務局の問題なんでしょうか。何か正当な理由がなければ、手続がなければできないものだと思うんですが。

○町長（高岡秀規君）

通常は、僕は法律に詳しくはないんですが、町の行政サイドが法務局に手続をすると、不備があれば差戻しないしは指導を受けるわけですが、それはなしに許可になって名義変更がなったということです。後から考えますと、開発公社イコール町の、というイメージですかね、というものが混乱していたのではないかなということ、そういうことが二度とあつてはいけないということで、開発公社は解散というふうになりました。これがどちらかの問題かということではなくて、手続上、法務局からは何の指摘はなかったということです。

○9番（幸 千恵子君）

法務局の登記する場合は、現地確認であるとか、厳しいチェックを経た後に登記されるというふうに聞いていますけれども、ここではいとも簡単に、こうされているような感じがするんですが、もしかしたら、ここに必要な書類を出すときに、大事な書類の偽造等のことはなかつ

たのかというふうに思ってしまうんですが、こういう心配はないんですか、疑いをしなかったですか。

○町長（高岡秀規君）

偽造はありません。

○9番（幸 千恵子君）

町長が偽造するわけではありませんので、法務局のほうとの関係で確認をする必要があると私は思いますけれども。農地法上、5年以上もの間、工事もしない、農地のまま所有していたということは問題ですよ。福田さん。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

5条申請を出して許可書が発行されます、県より。その中で許可書に添付されている条件として、許可後3か月以内に1回工事進捗状況を報告する、その後1年置きにその進捗状況を報告するという県からの許可の条件がついております。その報告書についてはちょっと確認できなかったんですが、それは進捗がされていなかったということは、かなり指導が、指導はされていたのかの、すみません、確認は取れていないんですが、指導はあったと思います。

○9番（幸 千恵子君）

担当の農業委員は再三指導したと。少なくとも3回から5回は指導したけれども、従ってくれなかったということで、農業委員会としてはこれでいいのかということを変に疑問に思うんですけれども。

このことはまた後でも申し上げますが、7番ですね、平成24年1月25日の6号議案と7号議案について、説明をお願いしたいと思います。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

まず、24年1月25日6号議案、当初申請者Aさんから承継者徳之島土地開発公社へ事業変更を申請しましたが、建築計画に変更が生じたため、その許可を取り下げる議案となります。農地2筆2,436平米。これの前に、平成23年11月25日に申請をされていたので、今回の取下げ申請となっております。

それに対しての7号議案が続きますと、当初申請者徳之島土地開発公社が建築計画に変更が生じたためにより、5条申請の取下げとなっております。この理由としては、老人ホーム建設の辞退があったためと明記されております。

○9番（幸 千恵子君）

2億5,000万の土地問題まで今出てくるとは、私も思っていなかったんですけど。

結局、町がこの農地4筆を購入したわけですが、法務局行って、この登記簿謄本を取ってき

ましたけれども、この4筆について、今、地目が畑なんですけど、4筆とも。これはこれで問題ないんですか。

○町長（高岡秀規君）

今、担当等に話を聞きますと、今申請をしている最中であるということでありました。

○9番（幸 千恵子君）

これは平成24年の話ですが、6年前ですね。それを今申請しているのは、このことが議会で取り上げられることで、確認できた人が、そういうふうな形をやっていると思うんですが。これ、6月1日を取ってきました、6月1日、今年です、この間です。畑です、4筆とも。畑の上に住宅と植物工場が建っているわけですが、通常はこれじゃいけないわけですか、どういうことですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

本来であれば、事業完了後に地目変更の登記をすることになります。これに関してはまだ滞っているということで、恐らく関係所管課で進めることになると思いますけれども。まだ植物工場に関しましては、恐らく当時の担当も、ハウスということですね、ハウスの場合は、いろいろやってありまして。通常のハウスに関しましては、下の土間のほうが土の場合は農地のままでいいというふうになっております。また、倉庫のほうも2アール未満であれば転用必要ないというふうになっておりますので、そういったことではありますが、植物工場も、私も今初めて幸議員のほうからお聞きして、そういうふうな話を聞いたので、これから対処いたしたいと思うんですけれども。先日もちょっと数か月前の通達によって、コンクリでこうやってやられた場合は、植物工場も恐らく宅地等になると思いますので、地目変更を早速進めていきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いたします。

○9番（幸 千恵子君）

これ、もう本当に平成24年、23年ぐらいの資料なんですけど、今ここで使うとは思わなかったんですけど、住宅、植物工場、この下が全部4筆、農地なんですけど、畑なんですけど。これじゃ本当はいけないわけですよ。

私、議員になって一応10年になりますけれども、この間、いろんなことをチェックしてまいりましたが、町長、あまりにもずさんだと思います。知らなかったとか、そうとは思わなかったとかいうことで済ましてはいけないんですよ。これ、何年もこのまま放置している状況ですので、これが問題であります。何かありますか、課長。

このことは、早速、しゃんとしなければいけないんですが、このままでは、これ農地法違反と言わないんですかね、町が保有した場合はどうなるんですか、違反ではないんですか。

○農林水産課長（高城博也君）

地目に関しては農地法違反にはならないと思います、一般のほうの住民の方にも農地のまま転用ともありますし。先ほどおっしゃったように、軽く説明いたしましたけど、2アールの農地の上に建っている倉庫等は、基礎があっても農地のままで認められるというふうな、それを増築をやった場合に初めてまた出てきますので、そういったことを鑑みると、必ずしも農地転用違反ではないと、私のほうは十分そういうふうに理解、解釈しておりますけれども。

○9番（幸 千恵子君）

違反ではないとしたとしても、例えば農地法3条、5条違反の場合、どういう罰則があるのか教えてください。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

違反転用に対する抑止力を強化する点から、罰金額が訂正されて引き上げられております。違反転用、これが改正後ですね、改正後のことをお伝えします。「3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金。違反転用における原状回復命令の違反、3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金」となっております。

○9番（幸 千恵子君）

「農地を農地以外の種目に変更する場合には、農地法の規定による都道府県知事の許可が必要」というふうに私、調べました。許可証の添付も必要だということですが、今、手続中だとさっきおっしゃいましたが、町長、今どういう手続中なんですか。

○町長（高岡秀規君）

地目変更についての手続は、工事完了後にしないといけないということですね。あくまでも僕の認識では、違反となると転用の許可を得ずにするとか、転用をちゃんとした法律にのっとって事業を進めているかどうかだろうというふうに思います。高城課長が、もしあれだったら補足しますが、今、現状で地目変更をしなかったことに対して違反なのかどうかというのは、違反には当たらない。今後は、その手続を取るということでございます。

○9番（幸 千恵子君）

今、どういう申請状況なのかというのを聞いたんですけど。

○農林水産課長（高城博也君）

先ほど説明不足だったのか、今、農地であるというふうな事実の確認が、幸議員のほうで取れておりますので、そういったことを踏まえて、これから急いで宅地等への登記変更を進めていくというふうな答弁をした次第でありますけれども。

○9番（幸 千恵子君）

では、真っ白な状態で、これから地目変更がされるという手続を取るとのことだと思っておりますけれども。もう恥ずかしいですから町長、何度も何年も聞いてきましたけれども、知らなか

ったとか、今度やりますとか、今やっていますとかいうことを言わないように、あまりにもずさんなことをしないように、総務課長、ちゃんと勉強して、こんな恥ずかしいことがないようにしてくださらないと、農業委員会も何をしているかとなるんですよ、農業委員会の責任にもなりますし。あり得ないことだと思いますけれども、町として。

それでは10番目に行きますが、平成16年4月22日5条許可申請議案の添付資料についてお伺いいたしますが、5条申請のときの資料として1枚目についてきた資料が、先ほど現地調査もすると、事前協議もするとおっしゃいましたけれども、ついてきている資料の中を見ますと、1つが、簡単な丸がありまして、丹向川の上のほうに丸があります。ですが、2回目に出てきた分については同じ場所ではないんですね、ずれているんです、前の分と。かなりずれています。そして、おまけに2つになっているんです、川を隔てて。という状況になっていますので、全く私みたいな素人が見ると、何だ、このやり方と思うんですね。見て分からない、同じ場所とも思えないという感じがするんですが、これはどういう状況でこういうふうになるのか、お尋ねします。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

まず2つに分かれている、それから説明します。

平成16年4月22日の5条申請の添付図面、位置図です。位置図の確認ですが、表記されている上の長い円の農地は、この5条申請の5筆の農地の箇所だと思います。もう1か所の下小さな円の箇所は、5条申請書にあります、「ともに原野の2筆と併せて建設しようとするもの」と記載がありますので、原野の2筆をそこで表示した位置だと思います、この2か所の件なんです。

続きまして、1か所出されている位置図なんです、それが平成15年11月19日の添付図面なんです、これも位置図として、農用地区域からの除外ということで申請されているんですが、農地と、先ほどの原野を含んだ全体の位置を示したものと思います。マジックでフリーハンドで描かれていると思いますが、大体の位置しか図面からは確認することができません。現地確認は、その当時、担当委員、会長、事務局で現地確認をされていると思いますが、これは、ある程度の位置図でしかないという判断しかできません。ここにありますよ、ここにありますよという判断しかできないと思います。

○9番（幸 千恵子君）

大変曖昧なものだと私は思います。きちんとした場所を示す等のことが必要だと思いますが、これは曖昧なものだということで分かりませんが、現地を確認した担当によりますと、自分が確認したのは、この場所だと言っている場所があります。その場所は、今、畑ではない、地目的には畑なんです、畑なんです、違うことに利用されているんです。そこが、担当者

が言っている同じ場所だとすれば、全く農地法違反の状況になってしまうんですね。ですから、それは何番地とは言いませんけれども、それを含めて担当が言っているように、その場所なのかどうかを確認をして、農業委員会としての姿勢を示してほしいと思います。あまりにも曖昧なことがやられているんじゃないかと、農業委員会としての役割を果たしているのかと、私は素人として思ってしまいます。ですから、私たちに分かるような、納得できるようなものでなければいけないと思いますので、それはお願いしておきたいと思います。資料のことは分かりました。

では、次、3番目に移りますが、大きな3番目ですね……

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。2時55分から再開します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

幸議員。

○9番（幸 千恵子君）

3番目に入ります。防災対策について。

まず、コロナ危機の中で発生する災害から住民を守る防災をどのように対策するのか伺います。

クラスターを生まない避難体制の具体策等ですが、各地域の避難路、3密にならない避難場所など、場所を増やすなどの対応が一応あると考えますが、昨日からずっといろいろ出てはいますけれども、具体的に、小中学校の体育館であるとか、こういうのは新たな感染クラスターの発生の危険性になりますけれども、それに代わる避難場所等、どうお考えでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず、この避難場所につきましては、先ほどから申し上げていますように41か所ございますが、現在、台風災害、水害等で使用しているものが10か所ございます。2年前の台風時を見ても、公民館等には大体10名前後でございましたけれども、学習センターに約70名ほど避難されたということで、これがコロナ感染症の出ている時期だととても対応しきれないということで、今後、避難所につきましては、一番言われているソーシャルディスタンス、要するに間を空けて避難してもらおう。

例えば体育館ですと、この前お話ししましたけど200名ほどが避難できます。しかしながら、このコロナ対策をしますと、1人で約1坪を占有しますので50名から60名ほどになります。学

習センターですと、もっと小さいのでそれ以下となりますので、さらに避難所を増やすということもまず1つ考えております。

それから、その前に、まず親戚や友人等に避難できないのかというような啓発もしていきたいと考えております。

それから、避難所の中におきましては、手洗いや咳エチケット等衛生環境の確保につきましては、チラシ等で対応をしてきたい、啓発をしていきたいと思っております。

今、こういう冊子ができておまして、コロナ対策における避難所の生活が書いてございますけど、これに細かいことが書いてございまして、今後、この中で備える備品等の項目もございます。ただ、20品目ぐらいございまして、全てそろえるのは非常に困難かなと思っております。まずはアルコール液であったり、消毒をする次亜塩素酸といったものとか、検温器とか、そういったものをそろえていきたいというふうに考えております。まずはその10か所につきまして、一応検査をしたいと考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

41か所のうち10か所が使われているということですが、残りの31か所については発電機がないだけなのか、ほかの設備についてどうなんですか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えします。

一応、発電機はないということでございます。停電したときに真っ暗になりますので、発電機を設置したのが10か所ございまして、現在のところは10か所に台風時避難所を開設しているという状況でございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

ほかの31については、発電機がないというのは分かったんですが、それ以外の設備、トイレであるとかそういう周りの環境的に使える状況があるのか、そこをもっと早く整備すれば、そこが使えていいんじゃないのかということと、200人集まった人数をこの41か所に分散すれば、それこそ3密を防げる状態になりますよね。それと発電機をつけることと、それ以外に必要なこと、トイレの問題とか衛生的な問題とかを対処することで、すぐ41か所できるわけですから、これは検討できないんですか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えします。

その中には、公民館と学校が入っております。公民館等は、ある程度トイレも近いですし、避難所としては活用できるかと思いますが、学校につきましては、以前学校の体育館を利用し

たことがございますが、発電機がないこととトイレまで遠いということで、やめた経緯がございますので、体育館につきましても慎重に検討しないといけないというふうに考えております。以上です。

○9番（幸 千恵子君）

41か所について使えるところ、変えたほうがいいところ、そういうことをちゃんと選別をして、どういうものが足りないかというところをきちんと把握して整備を進めること、それは喫緊の課題だと思いますので急いでいただきたいと思います。

あと2番目、防災対策の問題・観点から、土地造成時に必要な手続をお伺いいたしますが、ちょうど今梅雨の最中ですが、梅雨時期の前に、かなりたまっていた大瀬川の土砂が、一部ですが撤去されました。これだけでも、周辺住民の安心・安全の確保につながっております。

これは、今年初めに北区・中区の区長さんと共に、県の合庁へ行きまして、担当者を伴って現場確認を行いました。そして、防災対策として急ぐ必要があるということの共通認識はできまして、ゼロ県債を使ってでもしますというお話でした。

それが実施できたわけですが、このときに、梅雨前までには何としても実施してほしいということを強く要望してありましたので、実施されて大変少ないですけども、今、とりあえずほっとしているところです。

大瀬川については県の管理河川ですが、丹向川は町の管理です。

丹向川については、過去に2度豪雨災害で被害を受けております。平成12年4月と平成27年7月ですね。

丹向川については、昔から「からこ」、空の川と言われていました。ということで、水がほとんどない川でしたので、住民の生活道路みたいな形で使われておりました。

ですが、丹向川の亀津南区の上部地域は宅地開発が進みまして、住宅もかなり増え、それに伴って生活排水も増えております。

また県道からヤマト運輸、徳寿園側一帯は、以前は県道から30メートルほど下がった低い谷状態だったため、水は当然低い谷のほうへ流れていました。

で、しかしそこが宅地造成によって埋め立てられ、その上、今のある県道よりも僅か高くなっています。高い状態です。

そうですので、今では雨水も地表水も、生活排水も県道を伝って低いほうへ流れますので、自然と丹向川に流れ込むようになっています。

宅地造成時には、県や町の許可が必要だと思いますが、ここの造成時適正な手続が取られていたのか、宅地造成規制法というのもありますが、こういうものにのっとって必要な手続を進めて、含めてできたのか、そしてどういう手続があって、どういうものができたのか等含めてお尋ねをしたいと思います。

○企画課長（政田正武君）

土地造成につきましては、1団1ヘクタール1万平米を超える開発行為を行う場合は、あらかじめ県へ土地利用協議書を提出し、協議しなければならないとなっております。

対象外としまして、国及び地方公共団体が公共または公益のために行う開発行為については、協議の対象外となっております。

都市計画区域内の宅地造成、また農振地域内の農地造成等開発行為の種類によって関係法令が異なりますので、詳細な手続につきましては、関係各課の課長の答弁をお願いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

農林水産課所管手続においては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づく農振除外用途変更手続と、森林法に基づく林地開発許可、それと伐採届などがあり、一部のものを除きあらかじめ県知事の許可を受けなければいけないようになっております。

面積等、重要性等になります。農振法においては、軽微変更というのがありまして、軽微というのは面積的に、先ほどもお話ししたとおり、2アール未満とか、そういうふうな場合が含まれます。それ以外は県知事と協議し、また県知事の許可をいただくというふうになっております。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

都市計画区域外1万平方メートル、都市計画区域内3,000平米以上の開発を行う場合には、開発許可の申請手続が必要であり、鹿児島県土木部建築課が申請の窓口となっております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

窓口は分かりましたが、では区域内であるとか区域外であるとかでいろいろおっしゃいましたけれども、この場所については、この宅地造成等規制法等にはのっとる必要はないということですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

亀津亀徳地区が、都市計画区域内になりますので、3,000平米以上の土地開発を行うものに限っては、申請が要るということです。

○9番（幸 千恵子君）

この場所の場合は、届出が必要なんですか。要らないんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

3,000平米を超えれば申請が必要となります。3,000平米以下だと申請は必要ありません。以上です。

○9番（幸 千恵子君）

申請が必要でないとしても、安全上きちんとした対策をする必要があると思うんですが、それについてはどうですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

3,000平米以下のものに限っては、都市計画区域内にいたしましては、建築確認申請が必要となります。建築確認申請において、建物等の審査を行います。これは鹿児島県の建築主事のほうで行います。

○9番（幸 千恵子君）

建物ではなくて宅地の造成、そのことについて教えてください。

○建設課長（亀澤 貢君）

ただいま申し上げたとおり、都市計画区域内の3,000平米以上になる場合には、開発許可の中で排水施設は、国土交通省令で定められている基準に沿って審査が行われております。

また、私が先ほど言いました確認申請におきましては、建築基準法第19条において、建物の敷地には雨水及び排水を排出し、または処理するために適当な下水管、下水溝またはためます、その他これに類する施設をしなければならないとあり、敷地の衛生上、安全、必要な措置を講じなければならないとなっております。

○9番（幸 千恵子君）

では、あの場所に必要な手続を行ってやったということで、一応受け取ります。

3番目ですが、土地の造成時の防災対策として、最重要である雨水、地表水等の対策は、どのように行われたのでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

先ほども申し上げましたが、3,000平米以上超える申請のあるものに関しては、開発許可の中で排水施設という項目がありまして、国土交通省で定められている基準に沿って審査が行われているということです。

○9番（幸 千恵子君）

宅地造成等規制法というものを、ちょっと読んでみたんですけども、宅地造成に伴い崖崩れや土砂流出のおそれが著しい市街地または市街地となろうとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため、必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的としています。というふうに書いてあります。

そして、この手引の中にも雨水のこと等書かれていますけれども、果たしてこの場所が排水対策をきちんと行ったのかということで、空川と言われる丹向川があふれ、周辺民家が床上浸水被害を受けているという実態を見ると、排水対策が不十分であったことは明らかです。

大雨のたびに不安な思いで過ごし、特に夜間の大雨は不安で、住民は眠れない状況が続いています。

これを自然災害ではなく人災だと、多くの住民が、集落民が感じているところです。

宅地造成時に防災対策としての雨水等、水の対策をきちんと行ったのか、排水対策は適正に行ったのか、町としてどのように把握しているのか、宅地造成工事に着手する前に必ず町長の許可が必要だと思いますが、法令遵守の観点から手続が適正だったのかお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

先ほども申し上げたように、3,000平米以下であれば申請が要りません。3,000平米を超えれば鹿児島県知事の審査が要ります。

その時点で排水工事等においては許可が成っておりますので、恐らく向こうの土地で今後、今話すんですけど、開発許可の申請は、ほかの上の土地は3,000平米以下だったということで、出ておりません。それは、法令に準じてやっていると思います。

○9番（幸 千恵子君）

3,000平米以下だったら、しなくてもいいんでしょうか。

皆さんも御存じだと思いますが、こういう状況なんですね、ちょっと大雨が降ればね、前の県道です。これは、この間も見てきましたけれども、県道から僅かに九電の物がおいてるところだとか、クロネコヤマトとか、徳寿園だとか、あの辺の土地は、県道よりも僅かに上がっています。そして、向こうのほうから全部県道のほうに流れてきているのは、もう確認しておりますので、何度も。

きちんと排水対策が行われていたのであれば、あの状況が続くはずはないと思います。

町長は、この安全上、防災上から見て、あそこはちゃんとやられていたと思いますか。3,000平米以下であれば問題ないと、丹向川周辺の人たちが受けている水害等について見て、どう思われますか。

町長の答弁をお願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

3,000平米については、許可が要らないということでございます。ただ、それのみであります。

水害対策は要るか要らないかにつきましては、それは必要だろうというふうに思っております。

それで今回、その水があふれたりとか、そういった、住民からの苦情等は聞いておりますが、

それをなくすためにどうしたらいいかということで検討はするべきと考えております。

○建設課長（亀澤 貢君）

幸議員に申し上げます。

私も何年前にその写真を見せられて現在、今まで空川だった原因がやはり上の造成によって雨水量が多くなったということで、現在建設課のほうで共木屋線において、奥名川への排水工事を今行っています。

これを行うことによって大分軽減になると思っておりますので、そういった対策は取っております。

しかしながらも、申請は要らなかったけど、その代わり確認申請なんかでは、側溝に流すよるとかいろいろ、そういった規制はありますので、間違わないようにしてください。

○9番（幸 千恵子君）

奥名川の件が出てきましたので、そこに続く予定の側溝ですね、この間初めて見てきましたけれども、もうあと一歩で終わりというところだと思いますが、かなり深いところに大きなますがありました。側溝が。

あれはどこが起点となって奥名川に通じるんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

奥名川の、現在クロネコヤマトがあります、その道路を通過して県道の水をそこに流して、奥名川までもっていくと。それ以上の雨水は、側溝で、暗渠で処理していきたいと考えて、雨水面積約19ヘクタールの水を流したいと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

ちょっと量がよく分かりませんので、今の流れている、丹向川のほうに流れてきているものが、奥名川に通じるのができたときに、どれくらいの割合で向こうに流れることになるんですか。

何か、分かるような、量は分かんないでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在私が言いました19ヘクタールちゅうのは、1ヘクタールが100メートル掛ける100メートルが1ヘクタールになりますので、その19倍ということです。の面積の雨水が奥名川へ流すということです。

これで、大分丹向川の水量も制限できるのではないかと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

丹向川に流れ込む水の量は確かに、明らかに増えていますが、ああいうような工事の仕方を、県道よりも元は30メートルも低かったはずの土地が県道よりも上がるというような土地の造成の仕方というのは、私は問題だと思うんですが、これについては、町はどうお考えな

んですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

県道より、土地は、新しい土地を造るときは、上げたほうがいいと思います。下がれば自分の土地のほうに排水が来るわけですので、土地を上げて側溝に流すのが一番だと考えております。低い土地というのは、建設するときには普通上げるというのが常識的な考え方であると思います。

例えば、その県道より下がっている土地、平地でも下がっていればそこに水が行くわけですので、新築の場合は上げるのがほとんどだと思います。

○9番（幸 千恵子君）

では、そのまま4番目に行きますけれども、県道の糸木名亀津線のカーシティの向かいの県の側溝ますから、安定型処分場土地辺りにつながっていた水路が消えました。

これは平成24年、何年だったかな、27年ぐらいだったかな。建設課とか県の職員とか含めてみんなで見て確認してきたんですけれども、側溝ますの2か所の流出口のうち1か所、それが白寿苑下のほうに流れる水路が閉じられていました。人為的に。そして、丹向川に流れる一方だけ開いていました。ですからそこはもう全部丹向川に流れるようになった。

で、ちょうどその年に、丹向川のほうは水害を受けましたので、もうそれは人為的なんですね。人災だというのはこのゆえなんですね。それもあってなんですが、それがあった水路が全て埋められておりますので消えています。

その消えた経緯について御存じなんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

鹿児島県の徳之島町建設課のほうに聞いてまいりました。

それで平成9年7月に土地の所有者より鹿児島県のほうへ国有財産、里道、水路の用途廃止申請が出ております。

平成9年11月にその国有財産水路の用途廃止が決定しております。

続きまして、平成10年2月に国有財産の売買契約がなっており、国から土地所有者のほうに売買されております。

で、平成18年の6月に産業廃棄物許可が下りております。国から土地の所有権を受けた時点でその土地の所有者のものになりますので、水路もそれ以前に廃止されておりますので、そこで途切れたのは仕方ないことだと思います。

○9番（幸 千恵子君）

仕方のないことだったんですね。

○建設課長（亀澤 貢君）

申し訳ございません。言い方が悪かったです。

そこでもう土地、その所有者になったもの、そして水路も廃止されたわけですので、そこも通さなくてもいいようになったと理解しております。

あくまでもそれは県の申請であるとして、僕の言葉そんなに信じないでください。そういうことですのでそれを真に受け、私の答え方が悪かったかもしれないですけど、あくまでも土地の所有者になりました、そしてその時点で水路もなくなりました。ここにおいて、書類の中で利害関係者の同意書とかもありまして、そういった手続を取って用途廃止にされております。そういったことです。

○9番（幸 千恵子君）

このことについては、災害につながる大問題だということで、町としてどうするつもりなのかということ、私は平成27年の9月議会で問いました。

そしたら、町長はそのとき「まずしっかりと調査をすることが先決で、誰がしたかも調べてみないといけない」と答弁されたんですが、あれから5年たってしまいました、その答えとしては一応お聞きしてよろしいでしょうか。町長から。

○町長（高岡秀規君）

今、建設課長のほうが答弁したとおりであります。

○9番（幸 千恵子君）

すいません課長、いつ頃この水路は埋められたのか、日程がわかりますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

いつというのは分かりませんが、その土地に売買契約が行ったときだと考えております。

それはちょっと県の職員も誰も分からなかったことで、もうこの時点からいうと売買契約が済んだ時点で、所有者のものになった、国から所有者になったわけですので、その平成10年以降なのか、平成18年以降なのか、そのくらいに閉まったと考えられます。

○9番（幸 千恵子君）

私は当時、県の担当に話を聞いたときには、「県も被害者だ」と言っていたと思うんですよね。それが「いつ誰が側溝の流出口を閉じたか分からない」と「県だって被害者だ」というふうに言っていたんですよ。だからちょっと今納得はできないんですけども、それがいつ埋められたかは分からないということですが、ちょっと今、時系列的に私の記憶の中でいろいろ調べてみたところ、平成23年の5月にはその水路はあったと確認している人がいます。23年5月です。

で、23年6月議会では町が農地法手続を怠った問題が発覚したときです。

で、23年11月に町長は始末書を書きました。

24年3月議会で白寿苑下の水路が破損しているということを私が指摘しました。そして、売

主の過失責任は問わないで町民の税金2,000万円を使って修理しました。

もともとあったU形側溝をひっくり返した形の中に、丸い溝を入れましたので、容量として小さくなっているはずです。そういう形で修理をしました。

で、平成24年の4月には、この税金の無駄遣いを許さないと、住民集会デモがありました。

で、24年の9月には農業委員会、21日定例会で川畑会長が農地法の許可不要問題を陳謝しています。

そして、25年5月に植物工場の建設に向けた土地の造成が開始になっています。

で、27年に町長選挙がありまして、7月です、側溝ますの流出口の一部が閉じられていることが分かりました。こういう経過なんですよ。

こうして並べてみると、なるほどねと、私は思ってしまっただけですけど、平成23年6月から塞がれていることが発覚した27年7月までの間にあそこ埋められたということなんですが、白寿苑下の水路問題がきっかけだったのではないかなと私は推察します。

で、青線と呼ばれるその水路を、その部分については許可を得て埋めたということをおっしゃったわけですけども、白寿苑下の暗渠、水路につながるベルメール横を流れる水路は、そこにつながる水だったと思うんですよ、そこ埋めた水路は。それが今も雨が降れば結構な水かさになっていますし、水路としての役割を担っているんですよ。水を流している役割を果たしているんですが、その現役の水路なんですが、登記上、個人のものにここもなっているんですね。ベルメール横の暗渠につながる側溝ですけども、これも個人のものになっているんですが、この経過については最近見てみたら、平成13年に競売にかけられて、平成27年11月に売買されているんですよ。こういうこともありなんですか、その青線について。国有地だったときのこととかを含めて、この平成27年に売買されているという、そして今なお現役の水路であるという、この青線の今日までの経緯というのは、これでおかしくないですか。個人のものになっているということは問題ないんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

すいません、私も水路関係は耕地課長になりますのでちょっと分からないんですけど、先ほど私も確認した、鹿児島県のあそこで見せてもらったものに関しましては、その国有財産の用途廃止、申請は、里道、水路に関してはこういった申請書で国のほうから通知をもらって、さっき言ったその埋め立てた区間の用途廃止はなっております。

しかし、幸さんのおっしゃられた下の部分の申請に関してはちょっと分からないんで。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

ただいまの水路の件なんですけど、どういう経緯で個人のものになったかはちょっと分からないんですけど、現在水路が個人名義になっているのは確かでございます。

その経緯につきましてはちょっと私のほうでは分かりかねるところであります。

○9番（幸 千恵子君）

水路の払下げについては調べてみたところ、現に水路として利用されている場合は払下げはできないとあります。ですが、個人名義になっていると。

町が今、里道、水路は管理しているわけですが、町の管理している用悪水路というんですか。それは何か所あって、どういうふうな管理がされているのか等答えられます。

○耕地課長（福 旭君）

基本、建設が管理しております準用河川以外の水が流れているところは、一応水路扱いになりますので、何か所というのは管理のしようがありません。

準用河川につきましても、河口から何キロまでが、という感じで管理していますので、それより上流、源流ですね。そのほうに向かいますは建設課の担当じゃなくて耕地課管理の水路扱いということになりますので、箇所数についてはちょっと多すぎて。

また、畑にある水が流れているところもありますよね。そこも水路扱いとなります。ですので、件数につきましてはちょっと何件という答えはできかねるところであります。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

件数はいいですけども、とりあえず町の管理ということになっていますので、そしてさきに言いましたように水路の払下げは、現に水路として利用されている場合は払下げはできないとなっているのに、ここが個人名義になっていることが今納得できないんですね。

で、この公図によりますと、ベルメール横の側溝までは地図に載っているんですが、そのあとの白寿苑下のほうの以前問題になった側溝の穴ですね。その部分の側溝が消えて公図上に載っていないんですよ。それは何でか分かりますか。

○耕地課長（福 旭君）

そこにつきましては、資料、公図とかも見ているんですが、現状その水路に登記はされていないんですよ。

その経緯につきましてもこの資料を見る限り、ちょっと今のところ分からないという答えしかできないところです。すみません。

○9番（幸 千恵子君）

分からないというのはこの公図に、その下の水路が載っていないことが分からないのか、管理していないということなんですかね。

○耕地課長（福 旭君）

ベルメール横の水路と、暗渠状態でこの間丸いパイプで補充した分の土に埋まっている以外の水路については個人名義の土地になっております。

現在、その地中にある水路部分がありますよね。そこはだから個人名義ではなくて、一帯の、その白寿苑のある土地の名義になっておりますので、そこに水路としての分筆された土地がないということでもあります。

○9番（幸 千恵子君）

ここが水量はたしか以前は畑が埋まるような状況まで水来てたんですが、今少し水量減っているんですよ。それはだから上のほうで閉じたから減っているし、ということの問題でその分丹向川には増えているんだということ。そして水害のもとになっているんだということを言いたいわけです。

これは白寿苑かな、植物工場かな。白寿苑の許可が出たときの資料なんですけど、ここの中にちゃんと書いてあるんですね。白寿苑の下を水路が通っているんですよ。

そういうことで、青線と呼ばれている水路はたくさんあると思うんですが、ちゃんと管理をしていただかないと知らないところでいろんな形に変わっていきなりし、それはよくないことだということで、青線の管理もちゃんとする必要がありますと思います。

払下げの手続は結構大変な手続が必要だということで、立会いだとかいろんな形が書かれています。

早くても手続完了までに半年以上かかるというふうにももの本に書かれておりました。

そして次、5番目ですが、今後の防災対策の責任を伺いますが、今後二度と丹向川水害のような人災を起こさない防災対策を求めるんですが、平成12年4月の大きな水害のときに、適正な行政指導、対処が行われていたなら、その後の被害は決して起こることはなかったと、丹向川周辺の水害被害住民は悔しい思いで当時を振り返っています。

年に二、三回も川があふれ、そのたびに隣接する生活道路がバイパスとなって住宅内に流れ込むという被害を受けているのです。これ、いつ終わるとも分かりません。

そして、高齢者の多い地域ですので、門には土のうが準備されています。こんなことを続けなくてはいけないような状況を、行政が改善すべきだと言いたいと思います。

防災対策は住民の命と財産を守るための最重要課題です。区域内である、何平米以下だからというような答弁だけでなく、今、実際にこうだということ、そうならないための防災をちゃんとしてほしいと思います。

私の家の隣にも、残土置き場になっているようで次々次々残土が来て、今、土地のほうが高くなってきてます。そして、それからちょっと大雨が降ると、そこから泥が、土が流れてどんどんとん下へ流れて行ってます。もう、今、青のりがはっています。いつも流れるもんですから。ああいうことってやっぱり良くないんじゃないかなと思って毎日見ているんですけど。

今後の防災対策をどういうふう考えているのか、責任を含めてなんか無責任な答弁ではなくて、防災をどう考えているのかということから、少しお聞かせください。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

防災の責任についてでございますが、災害時に、例えば台風のときでございますけども、対策本部長としては市町村長がなるように、これは災害対策基本法で定めております。ですので、市町村長のよるところが大きいと思います。

しかしながら、今までいろいろ答弁しておりますけども、そうですね、防災の責任をおわなような感じの対策を、職員が、スタッフがつくり上げていくことが非常に重要であるというふうに考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

町長、ないですか。

○町長（高岡秀規君）

答弁のたんびに無責任という言葉が使われると非常に答弁がしづらくございます。責任を持って答弁しています。それだけは御理解いただきたいと思います。

自分の答弁に合わない、意にそぐわない答弁は無責任というのは非常に、まじめに答えている者として非常に遺憾に思うところでございます。答弁は責任を持って行っております。御理解いただきたいと思います。

防災対策につきましては、しっかりと住民の生命を守るために、対策を打つべきというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

2億5,000万の土地問題のときからずっと言ってきていますように、「今やります」「もうやりました」とか「忘れていました」「気がつきませんでした」みたいな答弁があることに對して無責任だと言っているわけですよ。今だけのことを言っているわけではありません。

今後、きちんとしてほしいと思いますが、特定の業者とか特定の個人に何ていうんですか、へつらうことはないでしょうけど、何か特定のところにだけ、こう、力を入れてるなみたいなふうに見えるのではなくて、町民全体を視野に入れた町政を実現しなければ徳之島町の未来は危ないと思います。自立した町になってほしいと願っているところです。

で、農業委員会の項で出ていましたAさんは、2億5,000万の土地購入問題のときに農地2筆を含む8筆を町に売り、約1億円の収入を得た方です。そういうこととか、これまで述べてきたような5条許可を取りながら変更していないとか、そういうことはわかりながらも、誰も口をつむって言わない、黙っている。何か怖いことがあるのかわかりませんが、黙っている。そういうことが良くないことを続けさせることになると思うんですが、農地2筆は5条許可申請された畑のまま、農家ではないAさんが農地2筆を所有したまま2億5,000万円の土地の間

題時に町に農地を売却しました。転売目的だったんだろーと言えるのではないのでしょうか。だから登記して荒れ地のままにしてあったと思われます。そして知ってか知らずか、思惑どおりに土地を買わされた町は農地法違反を犯し、いまだに土地登記は畑のままです。農家ではないAさんが土地を買って5条許可申請を形だけ行ったけど畑のまま放置、平成17年に農地を購入してから実に6年がかりで農地を町に売っています。

白寿苑下は、V字谷だったところをそこに流れている水路をU型側溝を逆さにして並べ水路とし、上を埋め立て、問題が発覚しても瑕疵責任を問われず、町は純粋な町民の税金を使って修理。これもAさんです。

農業委員会も通っていない人の土地を無断で活用しているのではないかというような、今、ちょっと心配もあるんですが、そこは確認をしていただきたいと思います。

白寿苑が建っている土地3筆は、白寿苑を建てるときにソフィアによって土地は金融機関の根抵当が入っていました。ここもAさんの土地です。その白寿苑が建っていた土地をAさんから購入したのが徳之島町。慎重な調査も行わず、徳洲会病院が移転してくる、徳寿園が移転するためだと町が翻弄された2億5,000万円の土地問題の中心にいた人物がAさんだと。

行政は一般市民、町民のために働くのが本分だと思いますが、一個人、一法人のためにあらゆる便宜を図っているように見えます。こんな合法ではないと思えるような行為が堂々と通るような町であってはなりません。結果的にその違法行為に巻き込まれて、無関係の町民が被害を受けるようなことを許してはならないと思っております。

「赤信号、皆で渡れば怖くない」という言葉がありますが、「赤信号、周りを巻き込めば怖くない」というようなやり方がこの間、見られました。

AさんはBさんから土地を買ったように装い、最終的にBさんの農地を購入したのはCさん、登記上、取得していない農地の5条申請を行い、4年間放置、結局Bさんの農地はAさんを介してBさんに売買している。農地取得の権利がないAさんがBさんから農地2筆を購入し、5条許可になっても地目変更を行わず、農業委員会の再三の指導を無視し、農地のまま放置、5か月後に登記してあった。これは明らかに、私から見れば合法ではない、違反ではないかなと思われます。農地法、上記の農地を農地のまま5年間所持した上、町に転売をしています。上記により町と県農業委員会も巻き込んだ大問題の発端となりました。転売目的だったと考えられますが、農地を含む8筆の土地のうち、3筆に白寿苑を建設させ、そしてそれを町にまた売りました。白寿苑下の水路を不適切な方法で変形させ埋めています。白寿苑下の問題が発覚すると上部の水路の流れを遮断し、埋めましました。町に土地を売却し、莫大な損失を町は受けたと私は思います。

今、奥名川への排水路工事も行われていますが、あれも2億円近くと聞いております。そして、町に不名誉な行為を続けさせましました。そして、町としてもいまだに登記も変えていない、

5年も6年もたって、そのままの状況、そんな恥ずかしいようなことはもう今後一切言わないようにしていただきたい。

一連の流れは災害のことから土地のこと含めて別々のことではありません。全て繋がっています。結局は。

一つ事例を紹介しますが、これは2018年7月の西日本豪雨で広範囲が浸水した岡山県倉敷市、真備町の倉敷市真備町地区の住民32人が甚大な被害を受けたとして、治水対策が不十分だということで国や県、市と中国電力に総額約6億6,000万円の損害賠償を求め、岡山地裁に提訴しています。

弁護団長は、水害は不可抗力ではなく、瞬時に対応していれば避けられた。瞬時ですよ。ここは瞬時ではないんですよ、長年かかっていることなんですけどね。これに参加した30代の会社員の男性は、できることをやらずに事が起きたのが納得できずはっきりさせたいと話しています。原告の住民らは豪雨で小田川や支流が決壊し、自宅などが浸水した。弁護団によると、裁判では国が治水の必要を認め、認識しながら対策を先送りにしたと主張しています。豪雨の前に上流にあるダムで事前放流をしなかったことに対する国や中国電力の責任と治水対策や避難指示の不備を問うものです。そして裁判が起こされています。

こういう、事前に、瞬時にやれば免れたと言っているような状況で提訴されているわけですが、南区の住民は、丹向川周辺の方々は、もっと配慮をして上部の開発を適正な形でさせていけば、防災の観点からきちんとしていけば、災害は起きることはなかったわけです。そのことを住民の方は強く思っています。

まあ、あと1分くらいでしょうけども、次、家畜排せつ物について行きます。

気候変動の問題が世界中で関心を寄せられていますけれども、地球を守るための環境問題から家畜排せつ物の問題は重要だと考えますので、質問いたします。

町内の全家畜農家の家畜排せつ物の処理、保管の実態はどうなっていますか。

家畜排せつ物法に基づく管理基準を守っているのか、管理基準を守っていないなど、問題ありましたか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

令和2年1月1日の現在の統計頭数でありますけれども、管内の肉用牛生産農家が184戸、養豚農家が1戸、鶏卵農家が1戸となっております。

そのうち、管理基準適用農家、対象になる農家が肉用牛の51戸と養豚農家の1戸の52戸となっております。

そのうち、肉用牛農家51戸のうち、堆肥舎が整備されているのが44戸、今年度中に整備計画しているのが2戸の計46戸であります。残りの5戸につきましては、空き牛舎の利用と定期的

に農地に還元を行い対処しているところであります。

また、管理基準適用外の残りの133戸につきましては、堆肥舎等の利用を行っている農家もいますけれども、中には圃場の準備や圃場に堆肥散布をできない時期に一時的に堆肥舎などの管理施設外で管理も見受けられるということでもあります。まあ、いわゆる野積みの状態も見受けられるという。

堆肥センター関係の多頭農家につきましては、センターへの持ち込み等もありますが、堆肥の処理についてはほとんど農家が自作地の圃場に還元しております。

このような一時的に管理施設外での管理を行っている農家については、今後早めに圃場等に適正に処理を行うように指導を行っていきたいと考えております。

また、毎年、家畜を保健所の職員と年に1度、家畜伝染病法に基づいて衛生巡回を行っており、家畜のふん尿処理については、チラシ等を配布し啓発を行っております。今後継続して適正管理の周知を図っていきたいと思います。

また、その他の課題としては、本土と比べて離島においては、木くずやのこくず等が少なく、梅雨時期や台風時期等の大雨により牛舎内から汚水になり、撤去作業が大変であることも事実でありますので、今後、木チップ、ハカマ、木のチップやハカマ、バカスなどの仕切り用の確保も必要と考えておりますので、今後対策を講じていきたいと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

2番目です。家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律というのがありますが、その4条、5条、6条の遵守状況と実情をお尋ねします。

そして、15条、16条の実例はありますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、4条、5条、6条の遵守状況についてでありますけれども、現在年に1度県家畜保健衛生所の獣医師と町担当職員で、家畜伝染法に基づき巡回を行っております。その中で聞き取り調査を行うとともに、家畜排せつ物法の適用管理を行うチラシを配布し、先ほど申し上げたとおり啓発を行っている次第であります。

また、各研修会においても、その都度ふん尿処理の適正化について周知しております。徳之島及び大島管内においては、4条に係る現地指導のみで、文書での指導実績については、過去5年ないようであります。

次に、15条、16条の実例があるかについてですけれども、家畜排せつ物法の15条、16条の実例は徳之島管内、また、大島管内では、ないということでもあります。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

先日電話がありまして、「山田川が汚いよ」と、いうことで見てまいりました。山田川から上流のほうにかけてずっと見てきましたけれども、汚れています。普通の泥の汚れではなくて、考えると、どうもあれは家畜排せつ物の流入じゃないかなと思います。

そして別のところでも、最近、もう泡が吹いて、もうし尿が入り込んでいると、ので汚くて入れないという話を聞くんですね。ですからそういうところを確認して今後も環境に配慮した畜産業を営んでほしいということで確認させていただきました。

以上、今日はこれで終わります。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月11日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

散 会 午後 3時50分

令和2年第2回徳之島町議会定例会

第3日

令和2年6月11日

令和2年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和2年6月11日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

勇元 勝雄 議員

松田 太志 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	向井久貴君
企画課長	政田正武君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	保久幸仁君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	幸田智子君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第1、一般質問を行います。

勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○6番（勇元勝雄君）

皆さん、おはようございます。

コロナで犠牲になった方の御冥福を祈り、そしてコロナが早期に終息することを祈って、6番勇元が6項目にわたって質問いたします。先ほどもある人に言われました。答弁は簡潔に、聞かれたことに答えるように、よろしくお願いします。

1番目、子ども医療費、今回で24回目になります。

子ども医療費を無料にした場合、直近の医療費で計算した場合、就学前、小学校卒、中学校卒、高卒の各層の町が負担する金額はどれぐらいになるか、お伺いいたします。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

乳幼児医療費受給資格者数、5月31日現在で、国保加入者84名、社保加入者485名、国保加入者の約5.7倍が社保加入者になります。

これを基に、平成31年1月から令和元年度12月までの医療費一部負担金実績から算出すると、就学前、ゼロ歳から6歳、2,436万6,212円、小学校卒業前、7歳から12歳、944万7,723円、中学校卒業前、13歳から15歳、654万2,376円、高校卒業前、16歳から18歳、422万4,571円となります。

なお、就学前の一部負担実績を基に、各層就学前以降の社保加入の一部負担金実績は、国保加入の一部負担金実績の受給資格割合から5.7倍で算出いたしました。

各層の合計で4,458万882円になりますが、一部負担金について、付加給付や高額療養費等を各層の合計で1,649万4,962円及び就学前医療費は県補助金が2分の1の助成のため、町負担分を767万5,357円を差し引いて、合計2,041万599円が町の負担するおおよその金額となります。

○6番（勇元勝雄君）

町負担が2,400万円ちょっとですよね。これだけの負担を町がした場合、どれぐらいの保険税がアップされるのか、分かりますか。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

これ全てが国保の加入者ではないので、現在、国保の加入者で平成30年度に897万4,000円医療費がかかっています。これに対して、国・県の補助金等を引いて、30年度末の国保の被保険者数3,561人で割ると、1人当たり1,440円の増になると考えられます。

あくまでも現在の状況で、一般繰入れなどが無いものとしたときに、国保だけで考えた場合はそうなると考えています。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

これまで町長が答弁しているのを聞いていたら、ものすごく国保税が上がるような感じで聞いていました。国保の場合は、今、県のほうがやっているわけですよ。その国保税を算定する場合、子ども医療費を無料にしている市町村としていない市町村、また無料にしていなくても助成をしている市町村がいろいろありますけど、その場合、国保税を算定する場合、県下一律の保険税を県のほうは考えていると思うんです。そうした場合、子ども医療費を助成している市町村の分も徳之島町は保険税を賄わなければいけないような状態になると私は思うんですけど、これはどう考えているんでしょうか。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

医療費については、あくまでも子ども医療費だけではなく、現在、各市町村で高齢化や高度医療の進歩等から医療費は増加傾向にあり、様々な要因で各町保険税が上がったと思われま

す。現在、徳之島町の1人当たり保険税調定額は5万1,506円で、県内43市町村中、42番目です。県の示している標準1人当たり調定額は、令和元年度6万7,889円が徳之島町が標準とする保険税額1人当たりになっていますので、その差でも約2万円近くの差がありますので、保険税は子ども医療費だけではないと思われま

す。

○6番（勇元勝雄君）

この間、話したときも、伊仙町のほうが保険税が上がったということで、子ども医療費、伊仙町は今年から無料にしています。伊仙町のほうに話を聞いたら、子ども医療費が無料になったから保険税を上げたという話じゃないんです。はっきりは、聞いて、そこまでは分かりませんでしたけど、県のほうから指示があって上げたという話なんです。

これまでの町長の答弁では、保険税が上がるから、町民に負担がかかるから、子ども医療費を無料にできない。町長は、現状どのように考えているんでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

毎回同じ答弁になりますが、医療費が上がる傾向になるということで、今、抑えるためにどうしたらいいかということで、無料化については時期尚早だというふうに考えております。

当然、議員のおっしゃるように、徳之島町が医療費については施策を独自でしているわけではございませんが、今後、保険の事業主が県になります。恐らく、保険税を一元化するときには、同じサービスが必要最小限、必要だろうというふうに思いますので、県のほうに、医療についての制度を一元化するべきだということと、なおかつ国保の負担金を2分の1に増やすべきだということを、今、要望しているところでありまして、今後、緩和措置が切れたときの場合を想定をして、極力、保険税を上げない施策を取っているというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○6番（勇元勝雄君）

町独自で保険税をそう簡単に、子ども医療費が無料になったから、医療費がかかったから保険税を上げるということはできるんですか。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

今のところ、町独自での保険税の増額とかについては、できるものと考えています。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

一元化はいつごろになるんですか。

○健康増進課長（安田 敦君）

一元化についてはいろいろと問題があり、鹿児島県としても早急にしたいという考えはあるのですが、今のところ、決まっているものではありません。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

先ほどの説明で聞いたように、そこまでの医療費の上昇はないと思うんです。ほかの市町村はできているわけですから、ほかの市町村ができて徳之島町ができないという、ただ、私は町長のそういう考えはもう政策じゃないと思うんです。

いろいろあちこち話を聞いたら、ふるさと納税を使ったり、地方交付税、福祉分の交付税がありますよね。その予算を使ったり。そりゃ、教育も一番大事ですよ。教育する前に、子供の健康を一番考えるべきだと私は思うんです。

現在までに子ども医療費を無料、また助成してる市町村の中で、子ども医療費を無料にしたために保険税を上げたという市町村は、町のほうでは把握していないでしょうか。お伺いいたします。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

先ほども言いましたように、保険税が上げる、下がることについて、子ども医療費だけに関わっているとは思われないため、そのための軽減したとか、軽減したから保険税が下がったとかいうことについてはないと思われまます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

医療費の無料化、助成、こういう情勢なんですよ、全国的に見ても。また、鹿児島県下でもほとんどの市町村、助成していないのは徳之島町だけだと私の調べでは思っています。

いろいろ町が事業をして、何千万円という金を損をしているわけですよ。また、昨日も言っていました2億5,000万円の土地、造成入れて5億円近くのお金。また、住宅を造りました。その土地代に対しての補助金も入ってこない。もろもろ考えたら、無駄遣いが多いんですよ。そういう無駄遣いを省いて、こういう子育て支援を一生懸命やるべきであって。

保険税は実際、徳之島町が医療費の助成、就学前、小学校卒、中学校卒、高卒まで無料にした場合、どれぐらいのお金が必要か、試算をしていないでしょうか。お伺いします。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

先ほども答弁いたしました、ゼロ歳から18歳までは2,041万599円、乳幼児医療でかかる概算の数字となっております。

○6番（勇元勝雄君）

もし無料にした場合、高校まで無料にしても2,041万円ぐらいですか。その分をもし保険税を上げる場合は、大体一人頭、幾らぐらいになるでしょうか。ちょっと計算機ないもんで。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

今、介護福祉課長が言った2,000万円という数字は、社会保険も含んでの2,000万円なので、国保だけでは先ほど言いました800万円の医療費がかかるので、1,440円ぐらいのアップになると予想されます。

子ども医療費については、国保の方と社保の方、それ以外の方と、全部含めて2,041万599円の増額が見込まれるということです。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

2,000万円ちょっとのお金ですよ。もろもろの役場の無駄を省けば、私は出てくるお金だと思うんです。現在、役場見ても、係長級以上の人がものすごい多い。係長になったら給料が

1号アップ、課長補佐になったら1号アップ、課長になったら1号アップ。何代か前の総務課長は、1課1課長補佐。

役付が増えるのはいいんです。給料がアップするのが困るんです。将来的に、その給料は毎年アップしていきます。そういうのを財政改革をしなければ、現在のような状態で、役付の人が多く、そして給料は上がる、職員は多い。役場は税金垂れ流しで、町民への助成ができない。私は、現在の町政、非常におかしいと思うんです。

町長は、この間、話したときも、無理だという話でございましたけど、将来的、町長もお孫さんがいます。そのお孫さんは、恐らく医療費の助成をされているんだと思います。そういうことを考えて、町長は子ども医療費の助成を段階的に、一挙にやらなくても、3歳まで無料、それで状況を見て就学前まで無料、そして小学校卒まで無料。実際、就学前までが一番医療費がかかるんであって、小学校上がったならそんなにかからないんですよ、この数字を見ても。そういうことはできないんでしょうか。お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

なかなかお互いは議論がすり合わせができない状況ですが、ただし、公務員の給与については誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。しっかりと公務員は公務員らしく給与に見合った仕事をして、町民の生命、財産を守るために公務として頑張っておられるわけですから、その無駄遣いであるとか給与が上がる、上がらない等についての議論は、私はこの場ではするべきじゃないと思っております。

そして、医療費につきましては、お金の問題ではないんです。前も話をしました。理念の問題。例えば、医療制度、3割負担で済んでいるわけです。しかしながら、今、コロナの状況で、社会保障が整っていない国々はコロナの感染者が莫大に増えていると。医療を受けられないわけです。しかしながら、日本はおかげさまで医療制度が皆保険で、3割負担で済んでいるというこの保険制度を持続可能なものにするためにどうしたらいいかということで、今、徳之島町として取り組んでいるところであります。それは、ある者がやっぱり、所得が低い者に対してはしっかりと対策をするべきですが、どこかが支えなければいけないわけです。そこはしっかりと理念として持つために、一元化に対しての無料化については、まだ慎重に対応するべきだというふうに考えております。

今後もしっかり役場職員として公務に従事し、そして今後の社会保障について、持続可能な制度を維持するためにどうしたらいいかということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○6番（勇元勝雄君）

たかが徳之島町は、医療改革なんかできないんですよ。医療改革じゃない、健康保険税に対して。

全国的に見ても、医療費の助成は全部やっているわけです、子ども医療費。全国的にやっているのに、徳之島町だけやらないというのが私はおかしいと思うんです。子育て支援、何のための子育て支援ですか。まあ、子ども医療費を無料にしたから子供の出生が多くなる、そういう話じゃないんです。人口に対しても、いかにして人口の減少率を下げるか、それが問題であって、医療費を無料にしたから、保育所を無料にしたから、出産祝い金を上げたから、住宅の補助をしたから子供が多くなるということ。子供が多くなるのは分かります。人口が増えるというのは絶対ないと、これからの、現在の情勢を見て。人口が増えることは絶対ない。そして、その減少率をいかにして下げるか、そのための私は子育て支援だと思っています。

この間、話したときも、結論は決まっていたけど、今後、町長の考えが変わることを期待しています。イノシシ年の先輩、あと何年生きられるか分かりませんが、私の命のある間にそういう施策をしてもらいたいと思います。

続いて、庁舎建設について。

この間も質問しましたが、県との起債の打合せ、その後の進展をお伺いいたします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

これは3月議会でも申し上げましたけども、昨年11月、町長と2人で、市町村課のほうへ現在の新庁舎の建築の進捗状況をお話に伺いました。そして、起債につきましては5月ということ従来申し上げておりましたけども、この5月に起債の申請を終えたところでございます。

以上でございます。

○6番（勇元勝雄君）

その申請の段階でどういう感触でしたでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

感触につきましては、私なりにですが、担当職員がほとんど電話応対をしまして、私は二、三度、その担当の方とお話をさせていただきました。私どもが申し上げたのは、民有地、町有地につきましては高台に必要な希望土地はないので、この起債を認めていただきたいという旨を申し上げたところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

前の答弁でもありましたが、例えば高台のほうに9地区ほど耕地がございますし、それを検証した結果、一番上は土砂災害警戒区域、それから土砂災害特別区域と土砂災害警戒区域の2か所になっている。それから地滑り等のある、それから取付道路等の工事も要ると、特に畑であるというようなことから、1年、2年、3年、この緊急防災事業債の実行される期間内に

難しいというところを踏まえて、移転する場所がないという答弁をしたとなっております。

緊急防災事業の条件に合わないんですね。場所はあるんだけど、期間に間に合わない。緊急防災の、令和2年度末で切れるわけですね。総務課長のこの答弁では、場所はあるんだけど緊急防災の使用期限に間に合わない、そういう理由づけで、緊急防災事業というのは時限立法なんです。法律なんです。これだけの理由で、緊急防災事業の起債が借りられる、私はどうしても考えられないんです。それに対して、県のほうも、こういう条件ではできませんよとか、今の時点では言うべきだと思うんです。基本設計、実施設計が今なされている段階、1億何千万円かのお金を、今、予算化している状態です。県のほうも無責任だと思うんです。法律を曲げて、この起債ができるという自体が私は非常に疑問に思うんです。それをどう考えますか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

緊急防災事業債に合わないという考えのようですが、これは東日本大震災のときにまずこれが起こりました。そして、熊本地震を受けまして延長されました。つまり、私は、最初は、東日本大震災のときは、津波をやはり想定しなさいという考えの下でこの事業、起債ができたと思います。しかしながら、熊本地震で、5庁舎でしたか。本体が潰れて、もう使い物にならないというのが出てきたということで、ある程度の方向転換と私は考えています。この短い、29年延びましたので、3年間の間で高台に土地を探して、急傾斜あった場所、修繕をいたしまして、整備をいたしましてということが非常に難しいと。

ですから、現在の土地でも私は構わない。しかしながら、津波の対策はちゃんと立てなさいよと。その上で、現地であれば認めますというように私は解釈をしているところでございます。以上です。

○町長（高岡秀規君）

今、補足しますが、法律違反で行うはずがありませんので、それは誤解のないようお願いしたいと思います。

○6番（勇元勝雄君）

今の総務課長の答弁は、自分で法律を解釈しているわけですね。法律を変えるには法律を変えるような手続が要るわけなんですね。こういう法律は変更されているんでしょうか。お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

総務課長の答弁は、法律にのっとって進めているということでもあります。

○6番（勇元勝雄君）

総務課長の答弁は、今のは、自分の解釈というあれではっきり答弁しているんじゃないですか。考えております、自分が考えていますという。だから、その法律の改正されたのかどうか、

今、聞いているんです。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

法律の内容については変わっておりません。先ほど申し上げましたように、地理的制約のある中で、津波浸水想定区域内に建て替えざるを得ない場合には建て替えができますというふうな、Q&Aにも載っております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

それは、移転する場所がない場合の想定ですよね。そうじゃないですか。

○副町長（幸野善治君）

法律にのっとって全部やっておりますが、熊本地震が起きてからは、地震も対象になってるわけです。今の旧庁舎は、マグニチュード6強ではもう倒れる可能性がある。もし、万が一倒れた場合は、庁舎内におる職員と来客者、150名から200名近くなるでしょうが、一遍で命がなくなるわけです。それを加味したのが、今回の総務課長や私たちの考えであります。

津波想定区域を今議論しておりますが、津波想定区域は、日本全国で6市町村、津波想定区域、海の近くに庁舎が建っています。そういう経緯でございます。

○6番（勇元勝雄君）

震度6弱で倒れるというのは、合庁も一緒なんです。56年以前の建物は全部耐震基準に合わないわけですよね。だから、もっと早く場所の選定、この起債の、平成29年から動き出した。

農振除外、期間、大体どれぐらいかかるんですか。

○農林水産課長（高城博也君）

農振地域につきましては、申請から検討で、約2か月程度かかりますけれども、農振除外の条件が、まず農振区域外に代替地がない場合、農振区域を農振除外として考えるというふうになっておりまして、なおかつ、要するに農振区域の端になるわけですが、その部分に接している状況でない限りは除外はできないというふうになっております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

最短で2か月ですよね。その時点から考えとったらできるわけです。それを、最初から現地ありきで考えているから、現在のような状態になったわけですよね。

副町長の答弁で、誰も責任を取らなくてもよいという答弁があったが、どのような根拠で言っているのか、お伺いします。

○副町長（幸野善治君）

去る3月議会で、幸議員の質問は、庁舎建設の場所を決めた庁舎建設検討委員会は責任を負

う覚悟があるのか、そして全委員連名の覚書を作成していただきたいとのことであります。それに対して、私は、誰も責任を取る必要はないと答弁をしました。それは、交通事故や航空機の事故、テロや地震、火災、台風災害等、多くの事故や事件で世界中の人命は失われております。これは、いわゆる不可抗力というものでありますので責任は取る必要がないと、また同時に、覚書など交わす必要はないということを答弁いたしました。

○6番（勇元勝雄君）

検討委員会、いろいろ、プロジェクト委員会、その委員会を開くに当たって、この起債の条件、もし現地建て替えの場合は起債の条件がこうこうです、そういうことを全部説明して、やって、分かって、もし津波が来た場合は7.5メートルの津波が来ます、そういうことを全部説明して。委員会を開いて結論を出しているわけですから、私は責任はあると思うんです。不可抗力じゃないですよ。そりゃ、飛行機が落ちる、もろもろの天災、今までの想定、7.6メートルの津波というのは想定内なんですよ。現在、想定外を想定して仕事をしなさい、いろいろな事業をやりなさいという、そういう考えで進んでいるのに、7.5メートルの津波が来るという想定があるのに委員会がそういう結論を出すというのは、私は責任があると思うんです。副町長、どう考えますか。

○副町長（幸野善治君）

全く責任は取る必要はないと思っております。

例えば、高台に庁舎を建設した場合、津波の心配はなくなるでしょう。しかし、地震や火災も起こり得ることもあります。そして、町民にとって一番普段から利便性を感じていた場合、全く利便性がなくなるということを町民が言い出した場合、その責任は誰が取るでしょうか。そういったもろもろの長所や短所を叩き上げて議論する場が、庁舎建設検討委員会だったのであります。そこで6回もの議論をして、また行政視察にも2回ほど行き、住民説明会を3回やり、全町民へのアンケート調査、パブリックコメントもやっております。全部法律にのっとって粛々とやっているものでありますから、責任は誰も取る必要はありません。

○6番（勇元勝雄君）

その考え方がおかしいんですよ。分かっとしてやった場合は責任を取らなきゃ、誰が責任取るんですか。7.5メートルの津波が来るというのも想定されています。

今の副町長の答弁では、利便性だけを考えているみたいなんです。与論町、知名町、現在の役場から600から800、離れているんです。利便性を考えるなら、こっからマイクロでも出して新庁舎に客を送る。また、商店街の振興にしても役場に用事した後は、必ず亀津に帰ってこなければ帰れないような。私が考えている場所は、必ず亀津に帰ってこなければいけない。知名町にしても、与論町にしても、市街地から離れているんです。実際、昔の役場から現在の役場まで、恐らく200メートル以上離れていると思うんです。

その責任というのは、東北の震災でもいろいろ裁判になって、全部行政が負けていますよね、大川小にしても。いろいろ裁判して、大川小、十億何千万円か払っています。想定されている場所にもし造って、災害が起きた場合は、災害が想定されている現在地に決定した委員会、また町長、これは未来永劫、現在の場所に庁舎がある間は責任を取らなきゃいけないと私は思うんです。

○副町長（幸野善治君）

実は、私のほうで、全国にある津波想定区域内に建っている庁舎を調べました。愛知県の清須市の本庁舎、高知県のいの町本庁舎、北海道神恵内村庁舎、静岡県焼津市庁舎、北海道登別市本庁舎、和歌山県御坊市の庁舎、これは全部東日本大震災以降、津波想定区域内に建っている庁舎であります。そして、その責任とか覚書を交わした形跡はございません。

○町長（高岡秀規君）

検討委員会につきましては、恐らく私のほうで決裁しておりますが、役場の位置について、議論の中で公明正大に公平な立場で位置を選定していただきたいということの仕事の責任をお願いしたところでございますが、後年にわたっての自然災害についての責任を負わせたということではありませんので、御理解いただきたいと思います。

○6番（勇元勝雄君）

最低限、副町長、町長は責任を負う立場だと私は思うんです。

それから、前の答弁で、副町長の答弁で、一番最初、重要な役場職員の命を守らなければいけない、これはちょっとおかしいと思うんです。公務員は、町民の命を守らなければいけない。

現在も、副町長は、一番最初に守らなければならないのは役場職員の命だと思っていますか。

○副町長（幸野善治君）

今、勇元議員が言ったのは総括的なことであって、私が言ったのは、今、緊急性のある地震、マグニチュード6以上の地震が来た場合には、倒れたら、約150名から200名近くおる来客を含めて、一遍で崩れ去った場合は一瞬にして亡くなると。それはもう誰が考えても当然だと思います。その中には、役場職員だけでなく、お客さんもおります、来客者が。そういった人たちのためにも、早く急いで造らなければならないというのが緊急防災事業債の借入れの条件だったと私は認識しております。

○6番（勇元勝雄君）

そのために、高台に造ったら職員の命も助かる、また町民の、災害が起きた場合、防災拠点としての機能も確実に果たせる、そういうことを考えるべきだと私は思っております。

そして、2番目に、一番有利な緊急防災事業を令和2年度に借りなければならないということとなっていますけど、これはどういう考えでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

令和2年度までに事業を着工しないと、時限立法ですから、借りれないということです。

○6番（勇元勝雄君）

だから、先ほどから言っているんじゃないですか。平成29年の5月、その説明会があった時点でそういうことは考えるべきであって、ぎりぎりになって現地ありきで事業を進めてきて、ぎりぎりの期間になって間に合わなくなったということで令和2年度までにやらなければいけないという考えが出てきたわけですよ。

○副町長（幸野善治君）

約2年半の期間を要しております。ぎりぎりというのは、切羽詰まって1年以内とかなってきた場合はそれはぎりぎりとなるでしょうが、29年から、もう既にプロジェクト委員会の会合を発足させて、そこで約10回近く、その後、そこでたたき台で揉んだのを、もう一遍、一般有識者、学識経験者、専門家を入れた新庁舎建設検討委員会で揉んで、その後、行政視察やらパブリックコメント、全町民のアンケート調査、全部法律にのっかって粛々とやってきたのが今の結果であります。

○6番（勇元勝雄君）

だからぎりぎりと言うんです。平成29年度、その時点から、場所をもっと考えて、選定してやっておれば、高台移転もなったかもしれない。現地ありきで考えているから、ぎりぎりの選択しかできなかったんですよ。

何十年前ですかね。昭和五十何年当時ですかね。埋立地が台風の時水に浸かったことがあるんですよ。これは、昭和何年頃でしたか。記憶にないでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

昭和50年、51年が、亀徳川が氾濫したときです。たしか50年だったと思います。災害救助法が適用されたと思います。その翌年には埋立てが、51年浸かって、Aコープが建っていたので……。Aコープというか、前のボーリング場ですね、その駐車場。役場庁舎の1階が20センチぐらい浸かりました。1階全部浸かるんじゃないくて、20センチぐらい。そして、Aコープにとめてあった車がだめになったというのは記憶しております。

○6番（勇元勝雄君）

台風でも水に浸かったことがあるということなんですよ。

前の議会で、垂直避難ということも出ました。町長、副町長、総務課長は垂直避難の考えをどのように考えているのでしょうか。お伺いします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

垂直避難の考えでございますが、垂直避難だけで避難できるわけではございません。もちろん水平避難と組み合わせた形が非常に重要であると思っております。例えば津波の到達時間が

早い場合もしくはどうしても逃げ遅れた場合などにつきましては、やはり近い場所の建物4階建て以上というのが専門家の意見でございます。決して垂直避難だけが全て勝るものではありません。

防災に当たっては、一つの考えに固執することなく、臨機応変な対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○副町長（幸野善治君）

まさに、緊急避難ビルを備えたこの新庁舎が建った場合には、垂直避難のモデルの庁舎に私にはなると思っております。

昨年、防災アドバイザーの鹿児島大学の岩船昌起教授を呼んで、3回の講演をしておりますが、その防災の専門家、防災アドバイザーイコール大学教授が言うのは、津波イコール高台避難と考えがちだが、垂直避難が有効な場合がたくさんあると。状況に応じて避難行動を変え、これまでの常識を疑ってみる柔軟性の大切さを呼び込むということを新聞に掲載されておりました。

一般的には、津波は発生から到達まで一定の時間があり、その間に高台に避難するのが正しいと考えられていると。しかし、東北の地震・津波と、鹿児島県で起こる地震・津波の種類が違う。太平洋側、鹿児島県で起きた場合は海溝型地震、東シナ海側は活断層型地震となって、津波を引き起こす環境が地域によって様々であると。県のシミュレーションによりますと、鹿児島湾沿岸や海溝に近い喜界島や徳之島は、到達時間が10分で来る可能性がある。こうした場合には、マンションや高台、高いビルに避難するのが有効である。これが垂直避難であります。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

今、総務課長、副町長が答弁したとおりでございます。

○6番（勇元勝雄君）

町の防災計画書、到達時間が27分となっていますよね。どちらが正しいのでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず最初に、20センチの津波の場合、20センチの最初の到達があるようでございます。その時間が、約8分程度と考えております。最高到達津波、最長点に達した津波が到達するのは27分というふうに言われているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

じゃあ、亀津市街地の中で垂直避難のできるビル、7.5メートルの津波が来た場合、2階は

危ないですよ。3階以上の避難できるビルは何棟ぐらいあるんでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在のところ、徳洲会病院、そしてホテルグランドオーシャン、そしてレクストンと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

この新聞記事を見たら、個人でも垂直避難、これは、現在、総務課長が答えたのは、避難ビルとして何かそういう打合せができていているところなんですよ。そのほかに、どれぐらいの3階建て以上のビルがあるか、それは把握していないんですか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今のところは、現在申し上げた4階以上と申しますか、そのビルだけしか把握しておりません。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

また、この新聞記事では、10分で7.5メートルの津波が来るような解釈ができるんです。27分だったら、レクストンの場合、東区の場合は高台に逃げたほうが早いですよね。恐らく10分内外では高台、徳高の辺りまで逃げられると思うんです。役場にいても、27分もあつたら、ほとんど役場に、海に向かって避難するより、高台に逃げたほうが。南区辺りは特に崖裾にありますから、役場に来るより高台に逃げたほうが一番安全なんです。1,000人も2,000人も役場に来ることは絶対ないと思うんです。

こういう新聞記事を見て、普通、一般の人は、ああ、10分で徳之島町は来るんだ、そういう解釈しかできないと思うんです。こういうことも、徳之島町に講演に来ている教授だったら、こうこうですよちゅうことは話をもらわなければ、10分で来るという解釈しかできないですよ、一般の町民は。

防災計画書は、伊仙町、全部議員の席に置いてあります。徳之島町もそういうことができないか、検討してもらいたいと思います。

そして、恐らく現在の情勢では、役場庁舎は現地建て替えて決まるとは思いますけど、現在の役場、廊下が非常に狭い。何回か言っていますよね、もうちょっと廊下を広げてくれと。

この間、総務課長には言いました。そして、ある課長2人呼んで、どうですかという話もしました。職員の移動が難しくなる。住民が一番であつて、職員がある程度不便でも、住民のために廊下を広げるべきだと私は思うんです。両方の椅子に人が座つたら、人がぎりぎり通れる。

通る人は、非常に気を遣うんです。また、座っている人も気を遣う。職員のための役場じゃない。町民のための役場であって、そういうことを考えて、廊下をもうちょっと、奥のほうにカウンターを引っ込めて広げることはできないか、お伺いします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

その点につきましては、一度議会で答弁したと思いますが、これまで勇元議員言われまして、私も各課長を呼びまして、話をいたしました。

やはり10センチではやはり狭いです。20センチないと、あそこの廊下は非常にスムーズに通れない。20センチ、中に入れますと、コンピューターの線、それからもちろん電話線等も含めて、全て移動しなければならない。時間はかかっても、私はそれはいいと話をしました。

ただ、それによって、職員の移動ができなくなる。そうすると、職員の移動といいますのは、職員が自分のためではなくて、お客様の対応のためにもある。それはやはり町民のためにも時間がかかってしまうということで、カウンターの移動については私が判断しました。

ただ、ちょうど勇元議員いらっしゃったとき、非常に障害物が多かったです。椅子以外にもいろんな、傘とか傘立てとか、非常に備品とかありましたので、その辺はすぐ撤去をさせました。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

中を見たら、コンピューターの線とか、そういうのは見えなかったんです。議会終わって帰り、また総務課長と一緒に見てみたいと思います。

3番目の農政について……。

○議長（池山富良君）

勇元議員、しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、町民のアンケートの件で、副町長のほうから訂正部分がありますので、よろしくお願ひします。

○副町長（幸野善治君）

勇元議員との熱烈な議論で、少し私のほうも2回数字の間違ひがありましたので、訂正をいたします。

先ほど、全町民のアンケートを取ったということを申しましたが、全町民対象のアンケート

と申しましたが、町民より、15歳から90歳未満の方2,000人を無作為抽出して行ったのがアンケート調査であります。おわびして訂正をいたします。

○議長（池山富良君）

それでは、始めます。

○6番（勇元勝雄君）

休憩時間にいろいろほかの議員に注意を受けました。子ども医療費、あんまりやり過ぎだという注意を受けました。また冷却期間を置いてやりたいと思いますので、町長も冷却期間を置いて、またゆっくり2人、僕は酒は飲まないんですけど、またお茶を飲み交わしながらいっぺん話してみたいと思います。

農政について、イノシシ、クロウサギの農作物に対しての過去3年間の被害金額をお伺いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

過去3年間の被害金額等についてです。イノシシ、平成29年度、バレイシヨ119万3,000円、面積にいたしまして0.7ヘクタール、サトウキビ、404万円、面積にいたしまして3.49ヘクタール、平成30年度、バレイシヨ、金額が104万5,000円、面積が0.66ヘクタール、サトウキビが306万9,000円、面積が3ヘクタール、令和元年度、バレイシヨの金額は12万2,000円、面積は0.07ヘクタール、サトウキビが8,693万1,000円、面積が90.46ヘクタール。タンカンが、令和元年度629万7,000円、面積のほうは5.38ヘクタールになります。

クロウサギに関しましてですけれども、タンカン、樹木がほとんどであります。平成29年度、11万円で、面積のほうは0.38ヘクタール、平成30年度、34万4,000円、面積が0.4ヘクタール、令和元年度、金額のほうは211万1,000円、面積のほうは1.89ヘクタールとなっております。

○6番（勇元勝雄君）

イノシシ、昔、ハブが5,000円の時代は、ものすごく捕る人が多くて、そして、役場に持ってくる数も多かったんですよね。そして、3,000円か3,500円か、下がった途端にもう燃料代も出ないから、捕る人が少なくなって、役場に持ってくる数も少なくなりました。

イノシシも、今現在2,000円なんですけど、これを単価を上げて、駆除はできないか、お伺いいたします。

○議長（池山富良君）

高城農林水産課長、課長、今のイノシシの1頭の捕獲料は2,000円ですか。

○農林水産課長（高城博也君）

2番目の質問ということで、よろしいですか。まず、金額のほうは、イノシシのほうは1頭1万5,000円です。期間によって、またそのプラスが、イノシシ、成獣、幼獣によって、イノ

シシ成獣の場合は1頭7,000円を上乗せ、また、幼獣のほうは1頭1,000円を上乗せというふうになっております。

金額を上げることができないかなということでもありますけれども、買取り金額につきましては、3町一律で同じ金額にしているため、現段階においては値上げは考えておりません。

万一、1町だけ金額を上げた場合、他町の捕ったイノシシを本町に持ってくる場合もあり得る。また、買上げ金額については、3町で話し合っていく必要があると思います。現段階では、3町、農政担当課長会合というのを適宜行っております。そのものを中で、情報交換をしながらやっております。

今後は、値上げという話が出てくるときは、また3町の課長で、また県の担当も交えながら、担当課長も交えながら、こうやっていければなと思っております。

一応、そういうふうな形で、3町足並みそろえてやっていくような方向で考えております。以上です。

○6番（勇元勝雄君）

ちょっと1番のあれで聞くのを忘れちゃったけど、クロウサギは、イノシシは買取りで、ある程度捕っている人も、ある程度の金額は入ってきます。捕っている人に、わなを仕掛けとる人に聞いたら、もう燃料代も出ないような状態で、今、頑張っている人も、全部が全部じゃないんですね、燃料代が出ないような形でやってる人もいる。趣味でやっている、趣味だから、もう仕方なしにやっているという、そういう話も聞くんです。この間、花徳の方にも聞いたら、もうちょっと上げてくれたら、もっとわなを仕掛けて捕るんだけどというお話もありました。わなを作るにしても金がかかる、またそれを、わなを見に行くための燃料費もかかる。それに対して、車の損料もかかりますよね。

だから、前、町長にもお願いしたことがあるんですけど、課長会で決めるよりも、もう3町足並みをそろえなければ、課長が言ったように、徳之島町だけ上げたら、名義を、名前を借りて徳之島町に全部持ってくるということも、過去にあったというような話も聞いていますので、町長、3町じきじきそういう話をして、今、農作物、サトウキビ、ジャガイモ、タンカン、いろいろ被害が出ています。

農家、それも山裾とか、もう場所的にある程度決まっているわけですよね。山裾に畑を持っている人は、もうキビ作りはやめたいとか、ジャガイモ作りはやめたいとか、そういう人も、そういう話も聞いています。

そういうことを考えて、ハブの例がありますから、3,000円から5,000円に上げた。捕る人が増えて、捕る数が増えた。イノシシの場合も、ある程度そういう効果が見込めるんじゃないかと、私は思うんです。町長の考えはどうでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

イノシシの買取り金額につきましては、農林水産課長の答弁と同じですが、今後のイノシシの被害については、我々が思っている以上に被害が広がっているということで、イノシシを減らすための政策として、あらゆる方策を考えていきたいというふうに思います。

例えば、狩りをする人たちの人数を増やすとか、毎日巡回するとか、あと、金網を設置するとか、いろんな方法があると思いますので、今後、関係者と協議をしながら、イノシシ対策については、しっかりと対策を打っていききたいというふうに考えております。

○農林水産課長（高城博也君）

先ほど、捕獲の頭数をお話ししておりましたけれども、イノシシのほうは、平成30年度に410頭の捕獲頭数があります。以前からの頭数を申し上げますと、28年度に279頭、平成29年度には211頭、平成30年度には410頭、令和元年に至っては641頭を捕獲しております。

ですから、もっと捕るというふうな形よりも、捕りやすい方法を検討する必要があります。実際、研修会等の講習会等の中の話では、非常にイノシシ、恐らく議員さんもお分かりになると思うんですけども、勉強能力がすごい高いということで、カラスとイノシシは。例えば、箱わなを仕掛けた場合、どうしても親は外に、見ていて、先に幼獣のほうから入って、その様子がなければ後から入ってくるというふうなことがあって、なかなか幼獣のほうは先に捕らえても、親のほうはなかなか入ってくれないというふうなことがあり、また、そういうふうに捕獲された場所では、なかなか捕獲ができないようなこうやって期間が生じます。

また、その分布、生息している分布に関しましても、山裾のほうは、現在、防護柵で防いでおります。いろんな被害が出ておりますのは、その下、谷間とか、要は河川を道にして、下のほうまで、海のほうまで降りていっているというふうな状況も見受けられますので、これを集落、地区の協力も得ながらいろんな、先ほど町長が言ったように、いろんな方策を取っていく必要があると。

また、今年に限っては、また、今年からIoT等の、要はセンサーつきとか、そこら辺も予算化しておりますので、そこら辺を新たな方法で、こうやって、やっていくような方法を取っておりますので、また集落から相談いただければ、担当のほうと私のほうで足を運んで、いろいろそういう方法を取っていくという、喫緊の対策を講じるつもりでありますので、また情報がありましたら、御連絡いただければうれしいかなと思っております。

○6番（勇元勝雄君）

イノシシのほうは、いろいろ役場のほうで方策を練って、捕獲頭数が増えるように頑張ってもらいたいと思います。

クロウサギですよ、捕獲はできない。だけど、防護柵の補助とか、金額的に見ても、そんなに多くはない金額ですから、クロウサギの被害に対しては、私は補償費を出すべきだと思うんです。どういう考えでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まずは、クロウサギの被害の防護柵ですが、現在、タンカン農家の協力で、樹木の下をトタンで囲むといった方法を試験的に検証している段階であります。農家のほうからは、被害が減り、一定の効果があるというふうな報告も受けておりますし、また、防護方法については、町単独補助においても対応していきたいと思っております。

補償については、クロウサギが天然記念物であることも鑑みながら、県、国と早急に協議していくというふうな形をただいま進めております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

農家の方、非常に困っていますよね。イノシシだったら捕獲ができるけど、クロウサギはできない。そういう特別天然記念物ですよ。だから、そういうことを鑑み、農家もクロウサギはおつてもしょうがないなというような考えで、被害があつてもしょうがないなというような考えが持てるような施策を取ってもらいたいと思います。

イノシシを捕獲している人は、わなを作っている人は、わなを作るのに金がかかる。先ほども言いましたが、燃料代、1頭いろいろ考えたら、もう割に合わないというような考えもありますけど、イノシシのわな免許取得に対しては、町のほうから補助は、前の年はありましたよね。今年は、幸いにして、徳之島でも講習会があるようですけど、そういう補助とか、そういうのは考えているのでしょうか、お伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

3月議会で、本年度、狩猟免許取得補助事業を行う予定となっております。事業実施要綱等を作成し、策定の方向へ向けてやっております。

内容は、町内在住の方に対し、予算の範囲内で新規免許取得に係る試験費用の2分の1以内で、限度額2万5,000円を補助することと考えております。

ちなみに、今年度は、8月29日土曜日、30日日曜日の2日間において、徳之島で免許試験が行われる予定となっております。これに関して、多数の参加見込みがあると見込まれますが、ぜひとも農家の皆さんには、この機会に試験を受けていただいて、ある程度の免許を取っていただき、捕獲等を協力していただければ、今後また、議会の議員の先生方には、その予算等に関しては、不足すればお願いする必要があるかもわかりませんが、そのときにはまたお願いしたいと、よろしく願いいたします。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

わなの取得に対しては、補助はできないでしょうね。

○農林水産課長（高城博也君）

現在、わなのほう等については、箱わな等を町と品目の分野において準備しております。各集落に1つずつは、箱わなは、集落というか、地区ごとに設置を可能な形で考えておりまして、予算化もある程度しております。

また、くくりわな等ほかの分野に関しては、また、集落のほうの多面的機能の関係で対象になるということですので、そこら辺で、事業のほうでなるということですので、そこら辺もまた利用していただければなと思っております。

また、御相談は、役場農林水産課並びに耕地課のほうに相談いただければ、その方法等を御指導したいと思っております。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

耕地課の多面的機能支払交付金事業におきまして、ただいま農林水産課で設置していただきました山際の侵入防止柵の補修の工事といたしますか、補修等も多面的機能の支払交付金で行っているところであります。

また、わなの設置につきましても、28年だったかな、9年だったかな、南部の多面的組織で、箱わなを10個設置しておりますので、箱わなを作ったり、くくりわなの、要は鳥獣防止についての作業はできるということなので、各組織に相談していただければ、箱わななりくくりわなの提供は可能だと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

多面的が使えるようでしたら、広報で流すなり、防災無線で流すなりして、一般の町民に分かるような手当てをしてもらいたいと思います。これは、要望です。

続いて4番目、研修ハウス、現在、2名の研修生がいます。来年の3月は卒業なんですけど、研修後のケアをどのように考えているか、お伺いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、来年の3月ではなく、恐らく2年間の研修になりますので、来年の8月になると思います。落成式等、スタートのとき御参加いただいた、議員の皆様にも御参加いただいたと思いますけれども、現在、花徳の営農研修施設では、2名の新規就農希望者が研修しております。作物は、トマトとパッションフルーツをメインに行っており、トマトについては収穫を終え、現在、パッションフルーツの収穫が徐々に始まっております。それ以外にも、本人たちの希望も取り入れ、徳和瀬の平張ハウスにおいて、枝豆も栽培、収穫、現在、ショウガ栽培に取り組

んでいるところであります。

研修生には、今後、農業経営をしていくために、自分の興味のあるものにも挑戦させることが重要ではないかなと思っております。

また、本年度より、施設長を新たな方に委嘱し、研修生への指導、助言を行っております、お願いしております。

研修後のサポートですけれども、研修後、就農が円滑に進むように、就農資金等を利用し、施設、機械の導入を事業サポートしていく考えで、今後、その体制づくりを早急に図る必要があると思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○6番（勇元勝雄君）

現在、研修しているのはハウス栽培ですよ。町のほうでハウスを整備して、期限を切ってそのリースはできないか。龍郷町のほうでやっているみたいなんです、リースハウス。そういうことを考えられないか、また今後、検討してもらいたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

ハウス等に関しては、やはりそういったものに関しても、サポート事業がというふうなことを新たに考えていく必要があると考えておりますので、当然やりますけれども、事業の中で考えていきますけれども、まず、やはり取り組む品目、やはり特性を生かした路地品目等を、非常に多い関係、徳之島でありますので、やはり周年で収入が入ってくるような農業を、やはり一緒にこうやって目指していただければなと思っておりますので、そこら辺の指導は、体制が今、着実に整備し、整いつつありますので、また見守っていただければなと思っております。

○6番（勇元勝雄君）

何年か前に、南原のほうにリースハウス、ありましたよね。そういう経過もありますので、町のほうでハウスを整備して、初期投資が大きくなりますね、新規にする場合は。ハウスで、自分で研修して、もし、それが採算ベースに乗るんだったら、自分で作るとか、そういうような方法が見つかるような方向で、町のほうでリースハウスのほうを検討して、また今後検討してもらいたいと思います。

4番目の畑総事業について。各畑総の清算金の清算状況を伺いたします。

○耕地課長（福 旭君）

お答えする前に、先ほどのわなの件なんです、多面的機能交付金で設置するわなにつきましては、組織の備品扱いとなりますので、個人が申請してもできるというわけではないので、その辺、御理解いただきたいと思います。

それでは、御質問についてお答えいたします。

徳之島町におきましては、9つの地区におきまして、畑総事業の清算事務を行っているところ

ろであります。各地区の清算状況につきましては、清算金の交付率で報告させていただきます。

井之川地区、交付率89.1%、花徳地区、71.3%、神之嶺地区、67.7%、母間地区、91.2%、第2母間地区、41.5%、山地区、78.9%、亀徳第1地区並びに下久志地区につきましては、先日、清算委員会を開催いたしまして、その中で、交付方法等を協議いたしました。清算委員会協議決定事項に基づき、交付作業を進めております。今週より交付をしているところであります。第1南亀地区につきましても、早期の交付に向け、清算作業に努めているところであります。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

清算金、物すごい低いところ41%、特に神嶺地区は事業が終わって、三十何年、やがて40年ぐらいたつんですよね。現在、子供、孫の時代になっているんですよね。もう何回か、議会のほうでも取り上げましたけど。

この間の新聞で、知名町もそういう清算金を町が立て替え、天城町のほうもそういう立て替えを考えているような新聞報道がありました。大島郡下で、立て替え払いを計画しているとか、そういう動きがあるというのは、何市町村ぐらいあるのでしょうか、お伺いします。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

郡内の各市町村畑総事業清算金事務担当課へ、清算事務が長期化して、清算事務がちょっと滞っている案件がないか、その取扱いについてどう考えているのかということ聞き取り調査いたしました。その結果、長期間清算できていない分については、とりあえず町が立て替えて支払うと回答いただいたのが、先ほどおっしゃいました2件、長期間清算できていない分を町が立て替えることはまだ考えていないが、周辺自治体の状況に合わせて検討するというお答えをいただいたのが2件、長期間清算できていない分を町が支払う考えはないが、清算委員会、地権者の誠意で清算事務を進めていくという意見を頂いたのが4件、長期間清算できていない分を町が支払う考えはまだないという答えを頂いたのが1件、それから、清算金の長期清算できていない案件等がないという答えを頂いたのが3件ございました。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

特に神嶺地区なんですよ。神嶺地区が、畑総事業が始まって、スプリンクラーが入って、当初の土地の単価をものすごく高く見積もってやっているものですから、ものすごく清算金額が上がっているわけですね。役場の場合、税金を払わなければ差し押さえでもする。実際、畑総の場合は多くもらった、土地を多くもらった人からその分のお金をもらって、少なくもらった人の分に返すわけですね。実際、清算金というのは、組合のほうでやるべき仕事だと私は思

っていますけど、その組合の実態が、現在、神嶺地区のほうは実態がないわけですよ。その当時の人たちは、ほとんどいなくなって、その実態がないわけです。それを今から徴収に行っても、なかなかちががあかないんですね。昔、耕地課におった自分たちも回ったことがあるんですけど、いろいろ理由をつけて払わない、理由をつけて払ってもらえなかったことが多いんです。もらえないから、少なくとももらった人に金が払えない。どう考えてもおかしいと思うんです。

それは、畑総事業というのは、地主が申請してはじめて成り立つ事業とは分かっていますけど、その時分はほとんど、ある程度のことは役場が、肩代わりして全部やっていたわけです。

町長、畑総事業の分担金、町の立て替え払いで払う気持ちはないでしょうか、お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

畑総事業につきましては、今後も、新規にも取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、この清算金につきましては、非常に問題が長期化しております。真剣に担当者と議論をしたことは、私はまだないに等しいというふうに考えていますので、今後、真剣にどうすれば解決するのも含めて協議はしていきたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

町長も真剣に、担当課に行って話して、どういう状態か、清算金の清算状況、また、集金に対してどのような考えを受益者が持っているか、そういう考えを聞いて、もう実際神嶺地区なんか、もう孫の時代なんですよ。その清算金があるのかないのか分からない人も、多分多いと思うんです。そこまで町が放っておいていいものか。私は、清算金は、神嶺地区だけは34年以上たっているわけですから、立て替え払いをすべきだと私は思うんですけど、町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

それを立て替えを町がするべきという考え方については、少し時間を頂きたいというふうに思います。そしてまた、今後、解決方法があるのかないのかも含めて、協議を進めていきたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

土地を多くもらった人の土地を返してもらおうということは、できないものでしょうか。

○耕地課長（福 旭君）

換地の時点で、清算している土地を多くもらったといいますか、人にもう登記をされていますので、基本、この清算金というのは、AさんとBさんの間でといいますか、多くもらった人と少なくとももらった人の土地をお金で清算するという形になっておりますので、改めて今もう登記されている土地を削るといというのは、なかなか難しい作業があるのではないかと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

土地改良連合会、土地改良も行って聞いたことがあるんですけど、そういうことは前例がないという話がありました。だから、そういうことは、恐らくできないと思うんです。だから、そういうことがあるから、今後、清算金はなるべく早く清算しないと、もう子や孫の代になって、こうしてあなたのところはこれだけの金を払ってもらったって、子や孫の代では、そういうことはなかなか話が通じないんです。恐らく現在のような状態だったら、多くもらった人はもうけ、少なくもらった人は損、そういう状態に将来的になると思うんです。そういうことがないように、町のほうでもいろいろ手当てをして頑張ってもらいたいと思います。

5番目の町有財産の管理状況について。現在の埋立地の緑地帯の管理状況をお伺いいたします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在のグリーンベルト、緑地帯の管理状況でございますけども、南区のほうにつきまして、南区側グリーンベルト、保健センター側は駐車場として管理しております。

残りでございますが、現在、国道調査、地籍調査が入っているようでございます。その地籍調査におきまして、区画整理をいたしまして、その後、周辺住民、事業所などの聞き取りを行って、町民の方が利用しやすいもので、例えば売買するのか、賃貸するのかを考えていきたいと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

現在、ホテルが利用している場所がありますよね。町民の方は、何で町有財産を個人に無断で使用させているか、使用料を取るべきだと私は思うんです。何回も、前からもうそういう質問していますよね、何年前ですか。現況のままで、年間の使用料を取る。現在、グリーンベルトの管理費用として何十万か出していますよね。せめてそれぐらいの金は使用料で取るべきであって、何年間も無償で貸している。そういう状態はおかしいと思うんです。町の財産じゃないんですよね、町民の財産ですよ。町民が等しく使うんだったら、それはそれでいいと思いますが、個人が使用している場所を無償で、何年間も見逃している、そういう状態じゃあいけないと思うんです。賃料、使用料を取るということは考えていないでしょうか、お伺いします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたけども、全体をやはり皆さんが利用しやすいように考えたいと思いますので、そのホテル裏も含め、その他いろんな、例えばアパート等々、事業所等ございますの

で、それに等しく売買もしくは賃貸の広報をしたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

その前に、現在使用されているんですよね。そして、この間見たら、ガッターを、道路の区切りのガッター、立ち上がりですね、コンクリで埋めて、そこに入りやすいような状態にしているところがあるんです。地籍調査がしなかったら、何もできないということはないんですよね。これ、昔から言っているんじゃないですか。どうして使用料を取ることができないんでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

やはり賃料を取るためには、やはりモクマオウであったり、いろんな整備をした上で貸すのが本筋ではないかと思えます。それに、広くあのグリーンベルトを利用してもらいたい。それは、ホテルだけじゃなくて、それ以外の部分に関しても広く利用してもらいたいということで、時を同じくして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

ホテルの前は、ホテルの駐車場として使ってもらわなければ、ホテル自体の意味がないんですよ。あの分だけの使用料でも取るべきだと思うんです。町民等しく使う、また、アパートのために使う、それはあとで考えてもいいんです。また、モクマオウも整備しなくて、現況のまま、そういう条件でよかったら、どうぞ使用料払って使ってください、そういう条件もできるんです。あそこを駐車場にして貸したって、採算取れないですよ。恐らく1,000万近くの金がかかる、駐車場にして貸すんだったら。

そういうことじゃなくて、現在、現況のまま使うんだったら使用料を払ってくださいということはできないかという話なんです。

○副町長（幸野善治君）

この件については、もう以前から指摘をされておりましたが、私も、実際そのグリーンベルトの近辺の住民の話をつぶさに聞いてきました。

まず、グリーンベルトのモクマオウがあったから、グリーンベルトがあったから、防風林として土地を買ったという人、切るなという人ですね、それもあります。それから、モクマオウは外来種で、台風とか高潮のときにはといが詰まるから、早く自分の家の周りは切ってくれということもありました。また、自分にすぐ売ってくれという人もおりました。自分の土地を売ってくれと。それと、ホテル等の近辺の人は、恐らく採算は取れていないだろうから、そのホテルの主は売ったほうがいいんじゃないかという意見もありました。

いろいろな意見を聞いておりますので、その意見を、町有地活用の促進会議にかけて議論をしておりますが、まだ全町民が納得できるような結論、まだ至っておりません。

それで、町有地検討委員会では、今の町の財政を、財源を支える意味でも、要らないところからは、不要なところから、また農地等は売ったらいいんじゃないかということで、それは売ることになりましたが、グリーンベルトについては、もう駐車場を使った後は、今のままのグリーンベルトで、全町民が助かっているから、そのままにしておってくれという人もいますし、廃車置き場になっているから、あれを管理をしっかりとしなさいという人もおります。

今、いろいろな意見が出ておりますので、庁舎グリーンベルトの活用の検討委員会で、意見を交わしておるところであります。

○6番（勇元勝雄君）

その町有地の使用検討委員会、役場がスピード感がないというのは、それなんですよね。何年前からですか、そういう話をしているのは。

だから、モクマオウを切ってくれという話じゃないんですよ。現在使用している人に使用料を払ってもらったらどうですか、実際ホテル、あれだけの駐車場がなかったら、ほとんど駐車場がないんですよ。現況のままで使用料を取ったらという話なんですよね。グリーンベルト全体の話じゃないんです。町長、どう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

今、いろいろな町有地の利活用について、議会でいろいろと取り上げられているということで、今、検討委員会で検討しておりますが、恐らく町といたしましては、ホテル側が使っているという認識はないかもしれません。勝手に止めているということがあって、決してホテルは借りているつもりはないという、法的なこともあろうかというふうに思います。そこで、町としてそこを、ホテルを利用している方が止める確率が高いというふうに思いますので、今後、賃貸も含めて利活用については検討していきたいというふうに思いますが、副町長が答弁あったように、いろいろな意見がありまして、ただ駐車場で貸す場合には、しっかりと整備をしないと事故が起こった場合、非常に法的な問題も出てきますので、慎重に協議を進めていきたいと思っております。

○6番（勇元勝雄君）

だから、貸す場合は、そういう条件をつけて、これでどうですかという条件をつけて、現況のままで貸して、それを駐車場にするか、それは借りる人の勝手ですから、そういう方向で考えてもらいたいと思います。

それと、これもホテルの裏のほうなんですけど、児童公園のところ。道路として舗装してあります。前、建設課のほうに頼んで、あそこにガッターをつけてくれということでお願いしたら、ポールを何本か立てて、立ててもらったんですけど、そのポールはもう全部折れてなくな

っています。

それで、現況を見たら、ほとんどそのホテルの駐車場という格好で使用されていますよね。町民の方から、何回も言われているんですよ。役場は、何でそのホテルのためにあそこを、道路を舗装したのか。道路を造るんだったら、道路なりの設計をしてもらわなければ困るという話なんです。

そこのシルバー人材センターの横は、ガッターをつけて、両方ガッターをつけて、車が入れない状態で舗装してあります。ホテル側はガッターをつけないでそのまま舗装しているものだから、一般、ホテルを利用する人から考えても、あそこはホテルの駐車場だという認識で駐車していると思うんです。これは、ホテルの責任じゃないと思うんですけど、これ、役場の責任なんです。道路は道路なりの設計をしてもらわなければ、町民から批判が大分あるんですよね。前々から、前もそういう話をしました。そういうことを町長も現場を見て、どういう対応をしたらいいのか、考えてもらいたいと思います。

一般の人は、ホテルの主が誰々だから、町がやってあげたんじゃないの、そういううわさもあるんです。そういう点を考えて、町有地の管理、頑張ってもらいたいと思います。

尾母の、この間裁判した土地、その後、どのようになっているか、お伺いいたします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今年3月中旬に、総務課と当事者と測量会社の3者で境界立会いを行いまして、3月31日をもちまして、町所有の土地は、トラクター等で整地をし、返還されております。

現地は、湧水が多いため、耕作地としては適していないため、元の山林の状態に戻す計画でございます。

定期的に現状、現地の確認を行って、無断に使用されていないかの確認はやっていきたいと思っております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

裁判をして、幾らか金を使ったわけですね。前も、総務課長にその費用はどうするかというのを聞いたことがあるんですけど、当事者と話して解決するとの話しでしたが、その後の状況はどのような状況になっておるかお伺いします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

裁判等の費用につきましてですが、今、協議を行っておるところでございますが、コロナの影響で経済的にも苦しいということでございます。

ただ、これにつきましては、重ねて協議をしていきたいというふうに考えているところでござ

ざいます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

裁判費用も町のお金ですから、コロナで苦しいというのは、もうお互い全部なんです、町民全部。だから、そういうのを、コロナで苦しいからお金が払えない、そういう言い訳を通したら、私はだめだと思うんです。そういう方向で、裁判費用だけは払ってもら、使った分だけは払ってもらようなことを、総務課のほうで一生懸命頑張ってもらいたいと思います。これは、要望です。

6番目のコロナ対策について、どのような対策をしたのか、お伺いいたします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず、感染症対策について簡単に述べたいと思います。まず、初動は2月13日、町長の指示によりまして、窓口の消毒液等の確認から始まりました。その後、2月20日、防災無線でのインフルエンザ等の注意喚起、それから21日に、3町総務課長、保健センター管轄課長が集まりまして、コロナ対策について協議いたしました。このときに、闘牛大会の開催についても話合いました。4月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、都合、対策会議は7回、それまでに町課長会3回、3町での対策会議を3回行っているところでございます。

また、経済対策としては、飲食業事業者に対する給付金、また、町民全員への5,000円の商品券の配布、それから、魚価の低迷を受けた漁協関係者への給付等々の経済対策、これは、独自でございます。町独自でございますけども、計画して実行しているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

商品券、プレミアム商品券とかそういうのは考えていないでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

プレミアム商品券については、今のところは考えておりません。

ただ、秋口に商工会独自でいつも行っているのがありますので、それについては行くと聞いております。

実は、この商品券につきましても、プレミアムという話もありましたが、プレミアム商品券にしますと、どうしても購入をする必要があるということで、全町民に行き渡るには、商品券を郵送するのが妥当ではないかということで、こういう商品券支給に至りました。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

せっかく10万の交付金がありましたですね。そのお金を全部使う人もいるし、また、貯金をする人もいると思うんです。ほかの市町村では50%のプレミアムで、1万円で1万5,000円の商品券が買える。その10万のお金をなるべく使ってもらうような態勢を取るために、私は、プレミアム商品券も必要だと思います。また、そういう手だても、今後考えてもらいたいと思います。

今度のコロナで、一番影響を受けた業界は、どのような業界かと思っているのでしょうか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

私が肌身で感じたのは、居酒屋ではないかなと。と申し上げますのは、私は、これ、私個人の意見ですが、5月まで、去年と比較しますと15回ほど居酒屋に行っておりますが、今年は3回ほどしか行っていなくて、もちろんそういった対策本部ができたり、それから、緊急事態宣言が出ましたので、どうしてもこれは外出を自粛するということになりましたので、やはり居酒屋、それから飲食店、そして宿泊業、これはどうしても県内外への旅行を自粛されておりますので、宿泊業、それから、夜の接客を伴う飲食業、この3つは主に非常に影響を受けていると思っております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

奄美市が、そういう飲食業にプレミアム商品券出していますよね。大島郡で1番の奄美市、2番目の徳之島町、飲食業も多いと思うんです。コロナ対策として、飲食業で使えるだけのプレミアム商品券、そういうことは考えられないでしょうか、お伺いします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

いろんな自治体見ますと、確かに商品券を配りまして、その商品券のうち、例えば5,000円配りましたら、3,000円を食品、2,000円を普通の商品券というところもございました。

ただ、私たちは、子供も含めて全ての方に使っていただきたいということで、この商品券につきましては、全てに使えるという形を取っているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

全ての方が、総務課長が好きな居酒屋へ行くわけじゃないんですね。また、食堂に行くわけじゃない。だから、特定した業種を援助するために、一番影響を受けた業界を援助するために、そういうプレミアム商品券を作るべきだと思いますけども、それで、これは要望として聞いてもらいたいと思います。

それと今、この間、学校へ行ったら、子供が紙を持って全部先生に渡すもんですから、何か

などと思ったら、体温測定用の紙なんです。今現在、各学校には体温計は、非接触型の体温計は配布しているのでしょうか、伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今、質問のありました非接触型の体温計につきましてですけど、こちらのほうで一応、4月の頭に業者のほうにお願いはしたんですけど、今の非常事態宣言の中で、なかなか在庫がないと思うので、今のところ、まだ各学校には配布はされていません。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

何台ぐらい予定しているのでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

すいません、数を忘れました。一応、30台を予定しております。

○総務課長（向井久貴君）

交代したいと思います。非体温計ですが、これは、4月の当初にいろいろ対応をして、取り寄せをしていますけど、いまだに入らない状況というのがあります。うちのほうは、健康増進課のほうで4つほどお願いをしているところですけど、まだいまだに体温計が入らないというところがあります。

また、4つで足りない、例えばきのう避難所の件がありましたので、増やしていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

4月ですかね、総務課長に、コロナ対策の予算を、補正を組むべきじゃないかという話もしましたよね。300万の予備費があるから、それを使うとかいう話がありました。予算書を見たら、300万そのまま予備費で残っていますよね。

今、学校教育のほうから、注文してあるという話もありました。役場は、予算によって仕事ができるわけですから、その時点で専決でもして、今後、予算執行に対して、法律にのっとった予算執行をしてもらいたいと思います。要望です。これで終わります。

先ほど、ある議員からも言われました。役場職員を余り元OBがいじめるなというお話でしたけど、これは、いじめじゃないんです。叱咤激励、もっと頑張らなければ、町民がどういうことを言っているか、自分たちも肌身で感じて、一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

また、我々議員も、町民のために一生懸命頑張ります。お互い切磋琢磨して、これからも徳之島町のために頑張っていきたいと思いますので、これで終わります。

○議長（池山富良君）

勇元議員、お疲れさまでした。

しばらく休憩します。昼は、1時45分から再開します。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時45分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福教育長のほうから、昨日の答弁の中で訂正の部分があるそうでございますので、福教育長、よろしく申し上げます。

○教育長（福 宏人君）

昨日6月10日、幸議員の新型コロナウイルスのことにつきまして、学校休業中の家庭学習の対応についてということで、タブレットの持ち帰りの件のところですか。亀徳小学校の5年生というふうに答えましたが、6年生ということに訂正をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（池山富良君）

次に、松田太志議員の質問を許可します。

○3番（松田太志君）

皆様、こんにちは、久しぶりの登壇でございます。一般質問、令和2年6月定例会において、3番の松田太志が、通告の2項目の質問をいたします。

新型コロナウイルスの影響が、大変な猛威を振るっております。毎日、感染者数や亡くなられた方々の人数、日々、地域経済の低迷等をラジオで耳にしますと、胸が締めつけられるような思いがします。

2020年夏に予定をされていました東京オリンピック・パラリンピックの延期、同じく2020年の5月頃には、世界自然遺産の鍵を握るとされているユネスコの勧告が延期されるなどの影響が出ました。

周りのできることからこつこつと、町商工会青年部が、休業や営業自粛で影響を受けている事業者を支援するための取組、我が徳之島町の女性連や役場職員の皆様が、手作りマスクの製作、その手作りマスクに手書きのメッセージを添えて、島出身の学生へふるさと応援便をみのり館で梱包する職員の姿をネット等で拝見しますと、人々の温かさを感じる次第であります。

それでは、質問に入ります。

まずは、畜産振興についてです。先ほども伝えました様々な影響の中で、子牛和牛相場も価格低迷が見られております。そんな中だからこそ、農家や行政が一丸となって、この時期を乗り越えるために質問をいたします。

徳之島町が進める受精卵センター、新規畜産農家の参入や短期間での血統更新が期待される

中で、国の法改正がありました。現在の農家との契約状況等についてお伺いをいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、国の法改正等についてでありますけれど、関係法令の名称は、家畜改良増進法の一部を改正する法律、それに、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律といい、令和2年4月24日に公布されましたので、公布から起算して6か月を超えない範囲内で施行することとなっております。

農家との契約状況ということでありまして、これまでは家畜改良増殖法に基づいて契約でありましたけれども、私的財産としての価値の保護の社会的要請が高まったことを受け、今年4月に国会で家畜改良増殖法の一部を改正する法律、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が可決されたことから、この2つの法令に基づき、家畜遺伝資源の適正な生産流通・利用の確保及び私的財産としての価値の保護を図るため、本町においても契約内容等の追加変更を行い、改正点に沿ったもので農家との契約をただいま行っているところであります。

○3番（松田太志君）

5月、6月と徳之島のほう、子牛競りがあったんですが、コロナウイルスの影響で牛肉がはけていないということで、当初、2月には中国のほうに輸出が解禁される予定だったんですが、こういった状況でまだ始まっていないようで、肥育農家のほうも大変な状況の中で牛を買っていかなければ、次の経営につなげていけないというふうなこともあるようです。

そして、生産農家のほうも、子牛を、生まれて、育て、約8か月か9か月で競りに出荷をするんですが、経済連と農協等は競りの中で、購買者さんは競りの中で購買をするんですが、農家さんは外のほうで競りを見守るような状況で、どうにか厳戒体制で徳之島の競りも維持をされているんですが、こういった中で、どうにかこれを継続して、そして、徳之島町が進めている受精卵センターをもっと住民サービスを向上させていくような取組というようなことで、今回、質問を上げさせていただきました。

先ほど、担当課長が言われました法改正の中で、今まではこうだったんだけど、新しく農家さんと結び直さないといけないというふうな契約内容というか、そういったものがありますか。

○農林水産課長（高城博也君）

これまでは、申込み等によって対応しておりましたけれども、去年から、国、県との指示もありまして、担当職員を研修のほうに行かせまして、遺伝子等の保護について内容を厳しく、流出等について制限するような形で、契約内容を進めているところであります。

○3番（松田太志君）

課長、ありがとうございます。日本の和牛は、全世界的に見ても、味がすごいおいしいとい

うことで、先日、ラグビーの世界カップがあった際に、東京では和牛の消費が物すごい伸びたということなんです。そういったことで、和牛を守っていかなければいけないということの中での、中国への和牛の種であったり受精卵の持ち出しがあったんですが、こういったことがないように、我々徳之島町も気をつけていかなければならないと感じているところです。

少し早いんですが、受精卵センターができて、今現在で、採卵を行った頭数が分かれば教えていただけますか。

○農林水産課長（高城博也君）

現在、採卵を行った頭数は、平成30年度、平成30年6月から平成31年3月までが、40頭において採卵を行っております。平成31年度、令和元年度になりますけれども、平成31年4月から令和2年3月までが46頭の採卵を行っております。

○3番（松田太志君）

平成30年度は40頭と平成31年は46頭、本来、暑い中だと、和牛は受精卵が採りにくいような環境になるんですが、年間を通して40頭、46頭の採卵を行っている状況下の中で、牛の中で受精卵ができるんですね。受精卵ができて、獣医師がランク分けをするんですね。Aランク、Bランク、Cランクで、未受精であったり、変形というふうな受精卵になるんですが、そういったランクづけで分けた個数が分かりましたら教えていただけませんか。

○農林水産課長（高城博也君）

ランクづけにおいて、何個受精卵が採れたのかということでありましてけれども、平成30年6月1日から12月31日まで、Aランクが314個、Bランクは45個、Cランクが29個、計388個が30年に採れております。

令和元年度の1月1日から12月31日までが、Aランクは541個、Bランクが57個、Cランクのほうは54個で、計652個が採卵されております。

以上です。

○3番（松田太志君）

先ほど、課長からお伺いをしましたが、Aランクが結構な数で採れていますね。牛の能力もあるんですが、こういったしっかりとしたランクの高い能力の受精卵が採れるというのは、そうそうないことで、獣医の先生であったり、採卵を行う牛を持っている農家さんの栄養状態、管理がしっかりされているというふうに分えられますが、令和2年については、今把握している中で、何回ぐらいの採卵ができたというのが分かりますか。コロナウイルスの影響で、先生が徳之島のほうにいられていないというふうなことは、ちょっとお伺いをしましたが、いつ頃からいられていないのか、年が明けてから何か月間は来れたというのがもし分かれば。

○農林水産課長（高城博也君）

申し訳ありません、数字のほうはあれなんですけど、3月あたりから、既にもう先生が来ら

れていないということで、採卵は一時的に停止しております。

今後の予定でありますけれども、7月からは採卵が可能だと聞いております。その旨の連絡があったことの報告を受けております。

○3番（松田太志君）

先ほど、私が伝えましたが、コロナウイルスの影響というのは、これは本当に致し方ないことだと思いますが、7月といいますと夏場ですので、本当に暑い中の採卵というのは、牛にとってもストレスになるんです。そういった中での採卵作業となりますと、採れる卵が少なくなるのか、先生方で農家さんのほうの栄養状態をしっかりといただいて、採卵をしていただければ、またそれがAランク、Bランクのいい受精卵の数字につながってきますので。

ただ、課長、卵が採れました、その卵の、農家さんが採った後、町での買取りと、あと農家さんの分がありますね。その農家さんの受精卵の消費状況は、どれぐらい農家さんが。例えば、1頭の牛に対して10個卵が採れました。しかしながら、その牛を持っている農家さんは5頭しか牛がいません。ほかの牛が、例えば妊娠中であれば、そのものを受精卵入れられないんですね。お産が終わった後に、タイミング見て受精卵を入れるんですが、その中で、やはり農家さんが受精卵を採った後の消費をしていくというふうなことも大事だと思うんですが、そういった状況等は、課長の中でどのように理解をされているか、分かりますか。

○農林水産課長（高城博也君）

数字を持ってきておりませんので、また後で御報告したいと思っておりますけれども、農家、役場が町としての受精卵センターで確保した分に関しては、要望があれば販売しております。

農家さんに関しては、やはりかなり議会にも承認いただいたように、液体窒素の成立のあれを、ボンベを、ボンベというか、保管を承認いただいたように、やはり農家の部分が、非常に保管のやつが、個数が多くなってきているというふうな現状もあります。

ですから、何らかのやはり、せつかくのこのような受精卵センターの施設を持っている市町村というのはなかなかございませんので、町としてもその方面を検討して、広くまた畜産農家の方に、広く渡っていくように、今後、中のほうの仕組みをさらに検討する必要があると思います。

また、それは、保有している農家さんの話も聞きながら、やはり一つの試算としては考えられますけれども、試算をいつまでもこうやってやっても、なかなか期間を重ねれば、着床状態が悪くなるようなこともありますので、早急にそこら辺は検討をしていきたいと考えております。

○3番（松田太志君）

課長、ありがとうございます。少ない頭数を持っている農家さんですが、高い能力の牛を保有されている現状もあるわけですね、町長。その農家さんが採卵を行ったときに、卵がいっぱい

い、受精卵がいっぱい採れました。ただ、その農家さんとしては、自分のところで消費をした
いんだが、ほかの牛は妊娠中であつたりというふうな状況等もあります。

卵が採れた状態で、その卵の血統等あるんですが、競りに出すときの、何ていうんですか、
その時期のはやりみたいのがありまして、なるべくであれば早く消費をして、早く競りに出る
ような仕組みづくりが必要だと思ふんです。

ちょっと早いんですが、受胎状況であつたりというふうなことは、その卵を、授精師さんが
農家さんのところに移植をして、受胎状況等が今、課長のほうでどれぐらい牛についていると
いうのが分かりますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

正確な状況は、なかなか把握しておりませんが、一般的に人工授精の受精率が約70%
というふうな話を聞いております。また、受精卵に関しては、着床のほうはさらに低くなって、
50%となって、その程度だろうというふうには聞いております。

松田議員の申されるように、やはりはやりがありますので、やはりその時期に合わせた血統
の牛を早めにこうやってやって、次の世代の牛につなげていくことが、非常に大切なことじゃ
ないかと考えております。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。受精卵は、牛のお腹の中で卵が出来上がったのをほかの牛に移植を
しますので、7日、1週間としてカウントをして受精をするんです。妊娠鑑定が、早いもので
35日ぐらいでエコーを入れて鑑定できるものであつたり、55日から60日で、牛のお腹の中を見
て、妊娠鑑定が確定するんですが、牛を飼っていると、今の時期、5月から6月に種をつけて、
大体8月ごろに鑑定をしますね、2か月後ですので。そうすると、もう来年生まれる牛と、プ
ラス来年に競りに出る頭数というのは確定するわけです。徳之島は、3町で1つの競り市場で
すので、毎月競りがあります。今、6月に卵を入れたり種を入れた牛が、年明けの2月頃に生
まれるとして、それから8か月飼つたとして、10月か11月ぐらいには、今の時期につけた牛が
競りに出荷するんですね。なので、8月頃にはもう来年、例えば、受精卵牛というのは、大体
見込みが出てくるわけなんです。そういったものを勘案しながら、農家さんも卵を入れたりし
ていくんですが、やはり小規模の農家さんは、なかなか卵を入れるタイミングが難しかったり
しますので、そういった仕組みづくりを課長や担当の職員と、畜産農家さんの意見を交えなが
ら進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして、販売している受精卵が、先ほど言いましたAランク、Bランク、Cランクとありま
して、例えば、AランクとBランクは活発的な卵なので、着床しやすいというのがあるんです
が、Cランクはなかなか卵が止まりづらいような環境になるわけなんです。

ですが、Cランク、課長のほうで、受精卵センターの卵1個あたり幾らぐらいで販売している、例えば、このランクづけで分けているのか、一律幾らにしているとかっていうのがありますか。

○農林水産課長（高城博也君）

ただいまの販売しているランクについては、全てがAランクということですので、2万5,000円で販売されております。

○3番（松田太志君）

Aランクのみの販売、Bランク、Cランクはどういった扱いになるのでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

まだその方面の、その形で販売するような形がまだ出ておりませんので、町の買い取ったものに関しては、全てAランクを買い付けしているというふうな形になりますので、Bランク、Cランクの部分を農家さんが保有しているということであれば、そこら辺も何とか検討材料の一つとして、今後はやはり協議して、検討していかなきゃいけないと、十分考えております。

○3番（松田太志君）

受精卵センターでは、Aランクのみの買取りで、農家さんに販売は、Aランクのみの販売をしているというふうな形でしょうか。

であれば、先日、農家さんのほうから、受精卵を購入したんだが、卵が止まらないというふうな訴えがあったんです。これは、一概に受精卵だけのことではなくて、例えば、牛の栄養状態であったり、農家さんの管理の問題であったり、いろんな要因があると思うんですが、一つずつこういったのが問題ではないかというのを消して行って、そして、受胎率を上げるような仕組みをしていかないといけないと思うんです。例えば、いろんな添加剤がある中で、こういった添加剤がいいんじゃないか、今、受精卵を入れている牛が、もうちょっと年を取り過ぎて受精卵に向かないんじゃないか、そういったことを一つずつ解決して行って、農家さんの所得向上につなげていければと思いますので、課長、この点について一言お願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

なかなか着床しにくいというふうな話は聞こえております。そういったことも含めて、授精師、人工授精師の場合、やはり授精の移植の場合、授精師、また免許が特別に必要になっておりますので、当然その方たちが中心になってやると思いますので、そこら辺の人工授精師さんたちから、また話を聞いて、いい情報があれば非常に、もらおうと思いますし、また、それプラス獣医師の話も聞きながら、なおかつ鹿大と一緒に、せっかく鹿大の先生方にこうやってお世話になっているわけでもありますので、そういったものの先端技術も十分取り入れて、受精卵センターの利用につなげていきたいと思っております。

○3番（松田太志君）

ぜひ、農家さんの所得向上につながるようお願いを申し上げます。

次に行きたいと思います。現在、受精卵センターでは、育種価を一つと、目安として採卵を行っている現状があります。この育種価のみならず、血統や登録点数の優れた牛も採卵対象にできないかというふうなことで質問を上げさせていただきますが、例えば、宮崎県や鳥取県などに行きますと、その県に行かないと買えない牛がいるわけです。そして、能力が高い牛がいるわけです。しかしながら、県をまたぎますので、育種価がのっていないなかったりとか、そういった現状があるわけなんです。

しかしながら、そういった牛が徳之島のほうに来ますと、いろんな農家さんの話の中で、どこどこ産の宮崎からいい牛が来たよ、ああ、すごくいい牛だね、採卵したいんだが育種価がなくてみたいなものも、一つの話題として上がるわけなんです。

こういった牛を採卵対象牛として、受精卵センターで採卵をしていけるのかどうかというのを伺いたい。

○農林水産課長（高城博也君）

採卵牛については、現在、推定育種価等の脂肪交雑等によって、採卵条件としておりますけれども、今後は、それにプラス血統更新、先ほど言われたようにはやりの状況もありますが、血統更新が早過ぎて、育種価の判別がつかないものについても採卵を進めているところであります。

登録点数が高い牛などの採卵要望については、農家からの意見並びにその必要性を今後検討していきますけれども、受精卵センターにおきましても、管理運営委員会というのを本来設置すべきものだと考えておりますので、その中で、そういったものも、農家の意見も聴取しながら、そういったものができるような形で、方向づけを持って、今後検討していきたいと思っております。

何分にも、本町の素牛の優良化を進める施設でありますので、そこに重点を置いて進めていきたいと思っております。

○3番（松田太志君）

課長、ありがとうございます。例えば、宮崎県と鹿児島県のハーフであったり、そういった可能性も広がるわけですね。鹿大から先生が来ていただいておりますので、その先生方であったり、地元の授精師さんであったり、そういった方々から意見交換を交えて、ぜひ、島の畜産振興が前に進むような取組をお願いしたいと思います。

高岡町長からも、この点に関しまして、何か一言ありますか。

○町長（高岡秀規君）

今、高城課長のほうから答弁があったわけですが、補足といたしまして、高育種の牛のみならず、血統を優れたものを採卵すべきだと私も思っております、奄美ならではの肉質という

こともできないかということから、今回の肥育の事業を始めたところでもあります。今、鹿大の教授の先生と、今、着床率が50%以下ということですので、全国的に見ても50%、60%までは可能な技術かなというふうに思っておりますので、今、鹿大の教授も今の徳之島町での問題は、着床率が50%以下ということに、非常に危機感を感じ、課題を感じているところでもありますので、今後も鹿大と連携を取りながら、着床率のアップと、あと肉質についても、A5の消費を鑑みますと、将来、それだけでいいのかってなりますと、そうではなくて、赤肉の需要も高まっていく可能性もございますので、徳之島ならではの、また、奄美ならではの肥育ということも研究をしながら、さらに子牛等についても、品質の向上に努めてまいりたいと思います。

○3番（松田太志君）

町長からも、肥育事業のほうもありました。可能性を秘めた分野だと思うんです。一つ問題があるとすれば、屠畜を島ではなく、鹿児島に送らないといけないというふうなことがあるんですが、そういったときに、鹿児島の方に送るタイミングであったり、屠畜をする場所等、そういったつながりも早めにつくっていければというふうに感じているところですので、また、タイミングを見ながら、こういった問題等も取り上げていきたいと思います。

次の質問に行きたいと思います。保育環境について質問を上げたいと思います。

徳之島町の第2期子育て計画について、令和2年度から令和6年度までの第2期徳之島町子ども・子育て支援事業計画が策定をされました。この点について、担当課長及び教育長、町長はどのように捉え、どのように島の子育てを進めていきたいというふうに考えているのか、学校教育尚課長からお願いできますか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えいたします。

学校教育課といたしましては、幼児教育は、将来にわたる人生形成の基礎を培う重要な役割を担ってしまして、幼児一人一人の発達の特性に応じた教育を進めていけるような、幼児教育の質の向上及び環境の改善・整備を努める必要があります。小学校との滑らかな接続など、小学校以降の生活や改善の基盤を育成するため、幼稚園教育の要領に基づいた教育目標の作成や教育課程の編成等、教育効果を検証し、改善して、教育の質の向上を図っていきたいと考えております。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

第2期徳之島町子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度までの徳之島町における保育園、幼稚園、各種児童福祉関係施設の定員計画、子育て全般における環境整備の在り方などを方針化した計画となっております。

○町長（高岡秀規君）

幼児教育につきましては、重要課題として捉えておりました、ICT教育だけが全てではありませんので、ICTもさることながら、アナログ的な肌身で感じる心の豊かさでありますとか、そしてまた、前向きな捉え方をする精神的に強いお子さんを育てることによって、私は、地域の活性化は可能な限りできるだろうというふうに考えております。

子供たちには大きな夢があり、そしてまた、子供たちには大きな才能があるということで、我々大人が子供たちの才能を決めるものではありませんので、我々ができることは、子供たちの才能がどこにあるのかということ幅広い分野に教育環境をつくることで、子供たちが気づいてもらえるような教育環境に努めてまいりたいというふうに思います。

さらには、親御さんたちの働く環境が、大きく変わっておりますので、待機児童を含めた保護者が子育てしやすい環境づくりも、教育の一環として捉えて、第2次子育ての、子供の計画は立てられておりますので、今後はしっかりと夢を抱くような計画と、そしてまた、現実的にしっかりと捉えられるような計画に沿った形で、当たっていきたいというふうに思います。

○教育長（福 宏人君）

今回、第2期の徳之島町の子ども・子育て支援事業の計画が立てられるということで、これにつきまして、私も2回ほど会議に出まして、その会議の様子、それから、この内容についても読ませていただきました。

幼稚園教育、それから保育園教育も、ほぼ全般的なことについて、少しだけ今後のことも含めて、ちょっと私の考え方を少しだけ述べさせていただきます。

今回、子ども・子育て支援の新しい制度は、平成27年度から導入されたということで、先ほど、町長のほうからもございましたとおり、やはり今回のこの改訂によりまして、やっぱり子供の最善の利益の実現ということで、今のこの事業計画も含めて、2030年以降の社会の情勢はどうなっているのか、そこの分析、子供の数とか、保護者の就業の率とか、保護者のニーズとか、その時代の社会状況とか、そういったものを総合的に加味してつくられているものだというように感じています。

もう一つは、例えば、人生100年時代と言われますけど、2008年生まれ、今の中学校1年生は、例えば、今のイギリスの研究所によりますと、公的に出ていますけど、107歳まで、その50%が生きるというふうにされていますので、今の幼稚園生とか保育園の子供たちは、ほとんどがもう100歳超えて長い人生を生きていくような世代というふうに言われています。

ですので、今の子供たちが大人になったときには、長い人生と、いろんな働き方と、いろんな社会・教育情勢の中で生きていきますので、幼児期の、これも高岡町長がいつも言っていますけど、幼児期の子供の教育の成否によって、今後の大人に成長するときのいろんな基本的なものが大きく違ってくるだろうということで、今、幼児期のこともありますので、ぜひ、教育委員会も、このほど学校再編の中で、例えば、北部の幼稚園そして保育所を、新たにこども園

とか幼保の連携型、そういったものをできないかというふうに考えておりますので、総合的にこの事業計画に基づいて推進する必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○3番（松田太志君）

第2期徳之島町子ども・子育て支援事業計画がある中で、計画の位置づけがあるんです。本文です。「本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、徳之島町総合計画の分野別計画として、関連計画との総合性を図り策定するものです」とあります。

ここでいえば、以前から私は、町長のほうに質問をしています。東天城地区の保育環境はどうするんだというふうなことで、一般質問を上げている中で、東天城中学校との建て替え時期であったり、東天城地区の保育環境の改善というようなものが、整合性、タイミング、何ていうんですか、後もってまた出てくるんですが、予算であったり、人であったり、場所であったりというふうな問題も出てくるわけです。

例えば、何度か尚課長のほうにもお伝えをしましたが、亀津幼稚園であったり、亀徳幼稚園の建物の老朽化も出てきています。そういった中で、町の予算の中で、どこをどういうふうに建直しをしていくんだ、人はどうするんだというふうな問題等も出てきている中で、一つずつ保育環境をしっかりと組み立てていかなければならないと感じております。

少し話がずれてまして、次のICT教育に行きますが、先日、高岡町長が、6月頃にはICTの会社と連携を図って、こういった取組をしていきたいというふうな中で、例えば、ICT教育が保育園であったり、幼稚園の子どもさんたちの教育の中であったり、そこで働く保育士や幼稚園教諭の仕事の簡素化に取り入れていけるのかどうか、徳之島町として、この計画の中に位置づけられて、ICTをどういったふうに盛り込んでいこうというふうなビジョンがありますか。

○町長（高岡秀規君）

当初は、ICT教育は、子供たち向けのICT教育というものを想定しておりましたが、昨今、今、鹿児島等のその最先端に行くところの保育所を見学した中で、保育士の労働環境の改善にICTが使われているということがありましたので、私を感じましたのは、両方をすることによって、結果的に子供たちにもICT教育が可能なのかなというふうに考えております。

そこで、民間のほうが、ICTを導入したいという話も聞いておりますので、積極的に進めるべき課題かなというふうに思っております。

それとは別に、ICTの子供・幼児教育については、別途しっかりと教育委員会と連携を取りながら施行していくと、実行していくということになると思います。

○3番（松田太志君）

先日、子ども・子育て会議の中で、鹿児島の方に視察に行ったときに、保育園であったり認定こども園に行ったんですが、子供さんの午睡、お昼寝をしますね。そのときに、うつ伏せになったときにアラームが鳴るICTがあったり、ある保育園に行けば、タブレットで保護者が保育園側に、昨日の様子はどうしたというのをタブレットで全部送るんです。そういうことで、週報があるんですが、手書きのぬくもりも大事なんです、そういった簡素化というふうなことも、先日の研修の中ではあったんです。

町長も御覧になった中で、いろいろ感じたものもあると思うんですが、いろんなICTがどんどん進んでいく中で、そこで働く職員であったり、もちろん子供さんにそういったタブレット端末を身近に感じて、早い段階でそういったICTを学んでいくような環境というのは、物すごい大事なことだと感じております。

教育長は、ICT分野について、いろいろ取り組まれています、幼児教育であったり、今後の徳之島町、北部でいろいろ進めてもいますが、もうちょっと年齢を下げたときに、こういったビジョンを持たれていますか。

○教育長（福 宏人君）

子供たちのICTの導入につきまして、既に議員なんかが見られた、例えば、鹿屋の保育園ですか、いろんなところで今使われています。

今、先ほど町長のほうも、話がありましたが、2つの使い方ですね、まず、子供たちの教育に対するもの、それから、小中学校もそうなんですけど、働き方改革の中で、例えば小学校であれば、教諭の負担の軽減ということで、様々な分野の今ICT活用がなされています。

本町におきましても、今後、この事業計画による今後の子供たちの数の増減とか、そういうものを見れば、少しずつ下がってきて、親たちも、いわゆるいろんな保育ニーズが今後高まっていくだろうと、就労もそうなんですけど、そしてもう一つには、幼児教育をさらに質的な高まり、質的に向上させなければいけないというふうに考えたとき、職員のこと、職員の働き方改革も含めていろんな今タイプがありますね。例えば、私の知っているところによると、子供たちが朝登校する、そして、そこにタッチで押す、それが瞬時に保護者のLINEに行って、ああ、今学校に着きました、学校を帰りますときには学校を出ました。それから、今、先ほど発熱があります、そういったものが全て職員間のパソコンとつながっていて、常に子供たちの健康状態とか安全状態とか、そういったようなシステムも既に開発されていますので、そういったことで負担軽減の一つ。

それから、子供たちの、つるみね保育園でしたか、子供たちのプレゼンテーションとか、交流とか、音楽とか、英語とか、そういった技術の下について、ある程度ICTを使ったのもできますので、本町としても今後、例えば北部において、保育園と幼稚園とが、ある程度そうい

うふうに施設になりますと、そこにそういったような機器を入れて、ある程度実証しながら、また今後、南部のそういったところにも取り入れることができるんじゃないかというように考えているところです。

以上です。

○3番（松田太志君）

教育長、ありがとうございます。少し早いですが、簡潔に答えていただいて、次につなげられるようにしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

もう（3）です。北部地区の保育環境は、いつ、どのような環境整備を考えているのかをお伺いをしたいと思います。タイムスケジュール的なもの、子育て会議の中でいろいろ出るんです。例えば、今、徳之島町では民間の保育園であったり、幼稚園であったりがありますが、その施設等の現状の定員数の見直しをするときに、今、ちょうど6月ですが、6月頃までには県の方に伺いを出さなければならないんです。なので、今年は間に合わないとして、来年以降、例えば、北部の住民の皆様にも説明をするような時期も必要だと思うんですが、何せこのコロナの状況ですので、なかなか難しいとは思いますが、こういった中で、今後、北部についてどのように、どういうタイミングで保育環境を進めていくのか、町長の中で、何ていうんですか、イメージというか、そういったものがお持ちですか、町長。

○町長（高岡秀規君）

今現在、北部地区につきましては、認定こども園、公設の認定こども園が一番持続可能かなというように考えておまして、そのためにどうしたらいいかということなんですが、まず場所の選定と、それとまた定員管理、定員を何名にするのか。それで一番は、ゼロ歳児から2歳児の需用が非常に高くなっているということから、早急な認定こども園の設置が必要になってきているなというように感じております。

今後は、なるべく早い段階で、事業化へ向けて具体的な数字を出して進めていきたいというふうに考えておりますが、今現在、教育委員会とともに、具体的な人材の確保でありますとか、そして、定員管理の問題でありますとか、そしてまた、場所の選定でありますとかを、話し合いを協議していきたいなというふうに考えています。

○3番（松田太志君）

町長の中で、少しイメージとしてあるので、よかったと思うんですが、町長、その中に予算の問題、そして、そこで働く人の問題、があると私は感じているんです。例えば、今、現場で働いている保育士の先生方や幼稚園教諭の先生方、2年短大を卒業されると、保育士と幼稚園教諭を同時取得する場合がありますが、現場でも、各先生方が同じように取得していると思うんです。

しかしながら、ぎりぎりの人数で働いているがゆえに、年次有給を取得できていなかったり、

そういった問題も子育て会議の中で、一つ現場の声として上がっていた。多分、先生方言いにくいんです。

ただ、やはり現場で働きながら、ベテランの先生がいないと現場が回らないであったり、そういった現状もありますので、なるべく代替の幼稚園教諭であったり、保育士であったり、そういった、なかなかいないんですね、探しても。そういった方々も、ぜひ確保しながら。

そして、北部地区が住宅もできました。これから東天城中学校も建設をしていくというふうなことも計画として上がっています。そうなるがゆえに、認定こども園の必要性、母間保育所であったり、花徳幼稚園の老朽化もありますので、進めていただければと思います。

もう一度、町長から北部の保育環境の在り方をお聞かせ願えますか。

○町長（高岡秀規君）

北部地区につきましては、早急な認定こども園等の事業が必要になってきているなというふう感じております。今後は、場所の問題、面積の問題、そしてまた、人材確保の問題等を含めて協議していきたいというふうに思いますし、子育て会議でよく出ていますのが、保育士等々の毎日の日報、あれが非常に労働環境によって、時間を取られてしまう等々もありますので、ICT化を含めて労働環境をよくし、そして、人材確保をしっかりと行い、そして、定数を何名にするのかという具体的な数字を早く出すことが、結果的にこの事業を進められると思いますので、今後はしっかりと具体的に協議を進めていきたいなというふうに考えております。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。

（4）の保育士と幼稚園教諭の年次有給消化状況までお尋ねをしますが、尚課長が幼稚園教諭のほうですね。保久課長が保育士の、例えば産休であったり、そういったのをしっかりと、女性が多い職場ですので、しっかりと取れているのか、そういったことをちょっとお伺いできますか。尚課長から。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今の産休の件につきましてですけど、学校教育課としましても、昨年度まで育児休暇の方がいらっしゃいまして、その方の結局補充として免許を持っている方を募集をかけたんですけど、やっぱりなかなか集まらなくて、ちょっとあれだったんですけど、途中で来ていただいて、やっぱり、もし育休とか産休があった場合は、人員の確保というのは難しいというのが去年ありましたが、今年はいらっしゃらないので、とりあえずは今いる職員で回せています。

以上です。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

公務職場でも働き方改革が導入され、年休年間5日以上の取得が義務づけられましたが、保育所においては土曜保育などもある関係上、代休取得で対応しております。

現状では、職員の産休等の関係上、年次有給を取得できておりません。

介護福祉課においては、今後も保育ニーズの確保を図るため、退職補充としての同数採用ではなく、子供の数に応じた保育定数の安定的な確保を目的として、正規保育員の採用が絶対不可欠と考えております。

○3番（松田太志君）

保育士の有休は、そう余り取れていないというふうに捉えていいんですか、産休であったり。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

この件につきましては、令和2年度に入って4月以降の現状ということで報告させていただきました。

○学校教育課長（尚 康典君）

すいません、先ほどちょっと有休の取得の状況を言うのを忘れましたんで、昨年度の幼稚園教諭の臨時休暇の取得は平均11.5日で、平均取得率は34.67%でしたけど、教育委員会としましては、一応15日の有休取得を目標として上げています。

以上です。

○3番（松田太志君）

町長、現場は、やはりなかなか人が足りないような状況、そして、北部の在り方を考えたときに、人が福祉は大切なんです。こういった現状も、しっかりと受け止めていただいて、町のほうでしっかりと必要な人材、必要な人数を確保していただければと思います。一言、町長、お願いできますか。

○町長（高岡秀規君）

一番このような問題で、問題になるのが人材確保でありまして、民間と公立は、実際には働く環境、働くレベルというものは同じでなければいけません、実はそこが弱いところで、なかなか時間外でありますとか、休日に出勤するとかっていうのには、どうしても公務員の場合は、何ていいますか、取りづらいことで、人員確保ができない状況であります。

しかしながら、民間というのはそれが当たり前になっていて、有休を取る取らないについては、公務員に比べたらさほど話題にならないのが現状ではないかなというふうに思っております。

そこをしっかりと、民間レベルと公務員のレベルの働く環境のレベルを同じにするということが、まず大事だろうというふうに考えておりますので、今回のを期に、保育士の確保、そして、人材確保については、同じレベルで人員確保については捉えるべきだと考えております。

○3番（松田太志君）

現場の声も、しっかりと届けていく形になるように、担当課長並びに町長、よろしくお願いいたします。

北部地区の保育環境が、イメージとして上がってきました。また今後、北部地区の人口が増えていくように、私も微力ながらお手伝いできることがあれば、北部地区の議員の方もいますが、力を一緒に注いでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月12日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時40分

令和2年第2回徳之島町議会定例会

第4日

令和2年6月12日

令和2年第2回徳之島町議会定例会会議録
令和2年6月12日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

- 日程第 1 議案第32号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）
- 日程第 2 議案第33号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）
- 日程第 3 議案第34号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）
- 日程第 4 議案第35号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）
- 日程第 5 議案第36号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）
- 日程第 6 議案第37号 徳之島町税条例の一部を改正する条例について
……………（町長提出）
- 日程第 7 議案第38号 徳之島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
について ……………（町長提出）
- 日程第 8 議案第39号 徳之島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改
正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 9 議案第40号 徳之島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の
一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第10 議案第41号 徳之島町介護保険条例の一部を改正する条例につ
いて ……………（町長提出）
- 日程第11 議案第42号 総合整備計画の一部変更について ……………（町長提出）
- 日程第12 議案第43号 工事請負変更契約（徳之島町浄化センター前処理
施設機械設備工事）について ……………（町長提出）
- 日程第13 議案第44号 工事請負変更契約（徳之島町浄化センター前処理
施設電気設備工事）について ……………（町長提出）
- 日程第14 議案第45号 監査委員の選任について ……………（町長提出）
- 日程第15 議案第46号 令和2年度一般会計補正予算（第2号）について
……………（町長提出）
- 日程第16 議案第47号 令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第
1号）について ……………（町長提出）
- 日程第17 議案第48号 令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1
号）について ……………（町長提出）
- 日程第18 議案第49号 令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）について ……………（町長提出）

- 日程第19 議案第50号 令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）について ……………（町長提出）
- 日程第20 報告第1号 繰越明許費について ……………（町長提出）
- 日程第21 報告第2号 事故繰越費について ……………（町長提出）
- 日程第22 報告第3号 町営住宅未払賃料請求に関する調停の申立について ……………（町長提出）
- 日程第23 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第24 陳情第4号 徳之島地区の県港湾工事発注における特定JVの結成について ……………（経済建設常任委員長）
- 日程第25 陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について ……………（総務文教厚生委員長）
- 日程第26 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について ……………（行沢 弘栄 外1名）
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について ……………（議会運営委員長）
- 閉会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長	向井久貴君
企画課長	政田正武君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	芝幸喜君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	保久幸仁君
健康増進課長	安田敦君	収納対策課長	太稔君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	新田良二君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	幸田智子君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第32号 専決処分について承認を求める件

○議長（池山富良君）

日程第1、議案第32号、専決処分について承認を求める件についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第32号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、議会の承認を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億961万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料168万6,000円の増額であります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金168万6,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

何とぞ御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号、専決処分について承認を求める件についてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は承認することに決定しました。

△ 日程第2 議案第33号 専決処分について承認を求める件

○議長（池山富良君）

日程第2、議案第33号、専決処分について承認を求める件についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第33号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度一般会計補正予算（第6号）について、議会の承認を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ618万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,046万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金562万円、繰入金56万5,000円の増額であります。

歳出の内容は、民生費562万1,000円、教育費25万7,000円、総務費24万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止事業の実施により緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

何とぞ御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○8番（行沢弘栄君）

もう専決されていますんで、ちょっと今後の対応についてお伺いしますけれども、歳出の5ページ、款の3の民生費目の1節の18備品購入費。尾母へき地保育所次亜塩素酸水の噴霧器と、その下の、井之川へき地保育所の次亜塩素酸水噴霧器と、その下の、母間保育所の備品購入費です。同じく4台の件について。

今後の取扱について伺いますけれども、6月になってから、厚生労働省、文科省ともに、この「学校での次亜塩素酸水の噴霧をしないでください」ということで、注意喚起がありますけれども、そのことについて、実際、担当課ではどういった対応をされているのかお伺いします。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

3、2、1の18の備品購入の件なんですけど、尾母へき地保育所、井之川へき地保育所におきまして、次亜塩素酸水噴霧器、尾母へき地保育所が2台、井之川へき地保育所が3台となって

おります。

ただいま行沢議員の御指摘のとおり、次亜塩素酸水噴霧器については、国のほうより、その使用の用途についての注意喚起がありました。この噴霧器については、各保育所のほうで予算化をつけて購入予定になっております。ですので、使用の際は、この次亜塩素酸水を使用しないような方向で、噴霧器のほうを使用したいと考えております。

続いて、母間保育所のほうも、尾母へき地保育所、井之川へき地保育所と同様に、指導のほうを行いたいと思っております。

○6番（勇元勝雄君）

5ページの、3、2、1の19新型コロナ対策補助金事業。これはどのような事業でしょうか。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

この19の補助金につきましては、町内の3つの保育所のほうにコロナ対策といたしまして、マスクの購入、消毒液、備品等の購入ということで、1施設50万、合計150万を補助金として支出しております。

○6番（勇元勝雄君）

これは、私立の幼稚園ということよろしいですか。

それと、あとはもう一応、要望なんですけど。2、1の4の8。44万、弁護士報酬費。これは一般質問のほうでも言いましたけど、その弁護士、前、支出した分も恐らく七、八十万なるわけですね。そういうのを回収するような手だてを、頑張ってもらいたいと思います。これは要望です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

6ページですが、真ん中の8、土木費。節の17と22に係ると思いますが、土地購入費、亀津19号線の土地の購入費が約252万減額になって、補償金として252万になっていますが、この内訳です。専決ですので、もうこれは実施されたのか。内容としては、土地なので何筆だとか、その内訳をお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

3月補正にて、28万1,000円の組替えを行っております。しかしながら、これ、281万ではなく、入力ミスで。28万1,000円だったんですけど、入力ミスで280万1,000円を28万1,000円に打ち間違えていて、今回、専決でこのように組替えをいたしました。

これに関しましては、土地購入費、3月のときに説明いたしましたが、公有財産購入費と補

償費、土地と建物については、支払う項目が違うということで組替えをいたしました。単なるこれは入力ミスでございます。申し訳ございません。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号、専決処分について承認を求める件についてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は承認することに決定しました。

△ 日程第3 議案第34号 専決処分について承認を求める件

○議長（池山富良君）

日程第3、議案第34号、専決処分について承認を求める件についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第34号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町税条例等の一部を改正する条例について、議会の承認を求める件であります。

内容は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、法及び政令等の改正に合わせて所要の規定の整備を定めるものであります。

何とぞ御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号、専決処分について承認を求める件についてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は承認することに決定しました。

△ 日程第4 議案第35号 専決処分について承認を求める件

○議長（池山富良君）

日程第4、議案第35号、専決処分について承認を求める件についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第35号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求める件であります。

内容は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に引き上げ、国民健康保険税の軽減額の基準額について、5割軽減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を51万円から52万円に引き上げるものであります。

また、土地基本法等の一部を改正する法令の施行に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設を行うものであります。

何とぞ御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号、専決処分について承認を求める件についてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は承認することに決定しました。

△ 日程第5 議案第36号 専決処分について承認を求める件

○議長（池山富良君）

日程第5、議案第36号、専決処分について承認を求める件についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第36号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和2年度一般会計補正予算（第1号）について、議会の承認を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億3,685万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億6,615万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金10億8,431万3,000円、繰入金5,094万2,000円、寄附金160万1,000円の増額であります。

歳出の内容は、総務費10億6,900万1,000円、商工費5,006万円、民生費1,731万3,000円、衛生費36万6,000円、教育費11万6,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

特別定額給付金給付事務の早期実施のため緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

何とぞ御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

改めまして、6ページが一番上の、民生費です。子育て世帯への臨時特別給付金の関係ですけど、今、世帯への給付状況は100%を割っているのか、その内容、世帯数等をお尋ねします。

それから7番目の、商工費。これは町独自で行われたものだと思いますけれども、先ほど、ここに資料があるのを気がつきましたけれども、これを少し説明をしていただきたいと思いま

す。企業数が488となっておりますが、町内のほぼ全事業所、対象となる場所に当たっているのか、内訳等お尋ねしたいと思います。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金事業なのですが、この給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給するものであります。

総事業費が1,731万3,000円となっておりますが、その内訳といたしまして、給付金が1,669万円、その他事務費として62万3,000円となっております。

それと、現在の給付状況なのですが、対象児童数が約1,600人のうち既に給付金を終えた方が700人となっております。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

歳出6ページの、7の1の13、新型コロナウイルス支援事業費ですが、4,990万。町内の事業所に関しましては、経済センサスという調査物がありまして、それによりますと、事業所のほうは754件ありまして、今回、一番影響があっただろうということで488件、製造業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、生活関連のリストアップして、この件数を上げております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

子育て世帯への給付金の状況ですが、700人ということで、半分に達していない状況ですが、今後、どういう形で、きちんと全世帯に行き渡るようにできる取組をされているのかお尋ねすると、あと、商工費の関係では、ここに書かれている企業、これ以外には、今回、対象とならなかった企業にはどういうものがあるのか、少し教えてください。

○介護福祉課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

児童数が1,600人のうち、現在700人支給を終えております。残り900人なのですが、この1,600人という児童数の数につきましては、現在、公務員の方がほとんど支給をしていない状況になっております。理由といたしましては、公務員の方々は各所属長のほうから児童手当を支給しているということで、現在、公務員の方には役場のほうに申請のほうをお願いしている状況であります。

残りの900人の数につきましても、役場のほうでその対象児童のほう把握できないものから、国のほうから、現状の数字より少し割増しということで、児童数を把握している状況ですので、実際はその900人に満たない場合もありますけど、ちょっと多めということで、現

在のような数値になっております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

今回、経済センサスのほうからピックアップ、488の以外は、例えば、農林漁業、建設業、運輸業、それと不動産とか物品の賃借業とか、あとは教育学習支援業とかが、またあります。は除いての、先ほど言いました事業所をピックアップしております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

子育て世帯の給付金の関係ですけど、ちょっと多めに来ているという状況のようですねけれども、詳細をきちんと把握していただいて、対象となる人が漏れることがないような形を取っていただきたいということで、数字的にきちんと押さえてほしいと思います。

それと、商工費のところですが、今回は、これは町独自のやつですが、これに入っていない、今、言われた農林とか、建設とか、運輸とか、そういうところでもコロナの影響を受けているところが結構ありますが、町以外の、国とか県の関係で対応してもらっているのがあるのかどうか、お尋ねします。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

この前、議会のほうでもお答えしましたように、持続化給付金等、県と国の事業がありまして、そちらのほうで申請を直接していただく事業が何件かあります。すみません、ちょっと手持ちの資料を置いてきていましたんで。すみません。よろしくお願ひします。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

7、1、13の18。この中身を、あとで紙で。どのような業種が対象になるか、いろいろ一般の方から聞かれるもんですから、その対象業種の一覧表を、それをもらいたいと。

それと、この補正予算書を見ても、学校のほうの非接触型の体温計、予算は取ってあるんでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

学校のその非接触型の体温計は、予算はまだ組まれていません。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

おかしいんじゃないんですか。注文をしてあると言いながら、予算はまだ考えていない（発言する者あり）総務課長、その予算を取ってあるべきじゃないですか。

○総務課長（向井久貴君）

お答えします。

昨日、申し上げましたけれども、災害等の備品等で足りないものにつきまして、今、第2次補正予算が国会で審議中でございます。その予算等を使いまして、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

緊急なんですよ。前も総務課長、お願いしましたよ。令和元年の予備費が300万あるから、それを使って対策できないかということですね。品物を注文してある。今、国会で、今日でその予算は通ると思います。それから補正して、予算があつて初めて品物は買えるんですよ。注文してあるっていうことは、もう契約をしてあるわけですから。そういう予算の執行を、もうちょっと総務のほうでしっかりやってもらいたい。これは要望でいいです。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号、専決処分について承認を求める件についてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は承認することに決定しました。

△ 日程第6 議案第37号 徳之島町税条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第6、議案第37号、徳之島町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第37号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町税条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、固定資産税、軽自動車税に係る特例措置を講ずる必要があるための改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、徳之島町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第38号 徳之島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第7、議案第38号、徳之島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第38号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、新型コロナウイルス感染拡大をできる限り防止するための措置として、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給の算定方法等に関する規定を設ける条例の改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号、徳之島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第39号 徳之島町後期高齢者医療に関する条例 の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第8、議案第39号、徳之島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第39号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、町が行う事務に当該傷病手当金の支給に関する規定を追加するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号、徳之島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第40号 徳之島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第9、議案第40号、徳之島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第40号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、県準則の改正に伴い、文言の改正を行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号、徳之島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第41号 徳之島町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第10、議案第41号、徳之島町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第41号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町介護保険条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令に伴い、保険料額を改正するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号、徳之島町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第42号 総合整備計画の一部変更について

○議長（池山富良君）

日程第11、議案第42号、総合整備計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第42号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、総合整備計画の一部変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、辺地総合整備計画の中で、教職員住宅建設事業の事業量を変更するためのものです。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号、総合整備計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は可決されました。

△ 日程第12 議案第43号 工事請負変更契約（徳之島町浄化センター前処理施設機械設備工事）について

○議長（池山富良君）

日程第12、議案第43号、工事請負変更契約（徳之島町浄化センター前処理施設機械設備工事）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第43号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、去る令和2年1月17日に指名競争入札し、令和2年1月22日に契約を締結した令和元年度徳之島町浄化センター前処理施設機械設備工事に係る工事請負変更契約について、議会の議決を求める件であります。

内容は、機器設計及び承認、制作、据付け、運転調整等に長期間を要するため、工期を332日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○12番（木原良治君）

議案第43号、工事請負契約の変更のことについてお伺いします。

当初、先ほど町長のほうからもありましたけど、今年の3月の31日までの工期を締結するというので、これが来年の3月26日まで延びたと。これ、1年間延びたってことですね。これは、この数字を見れば、3月の31日に工事が一旦ストップして、今日までストップしていると解釈できるんですよ。これが来年の2月の26日までに、また工期が始まると。

これは単純に考えて、建設課長、工事請負契約の5,000万以上の契約は、議会に報告する義務がありますよね。それに対して、この報告が遅れたっていう具合に解釈していいんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

まず、繰越明許費事業の契約について御説明いたします。

繰越明許事業費の契約は、次年次に工事が決まっていますが、もちろん、3月に工事は発注して、もう次年次に決まっている。それが繰越工事となります。

年度内に契約を結びます。そのため、年度内に契約を結びます。年度内に結んでいる。繰越しは分かっていますけど、年度内に工事を繰り越します。そのときに、まだ繰越予算が決まっていなくて、3月31日でみんな切るわけです。ほかの工事もみんなそうなんですけど、これによりますと、2年の1月22日から2年の3月31日、もうこの時点で、来年の3月、令和3年の2月の26日までと工期は決まっています。そしてまた、私どものほうも3月議会のほうで、そのように報告しております。

これは、事務的、建設課の作業によりまして、工事契約については、一旦そこで締めて、3月議会で繰越予算が議決、議員さんたちがされた時点で、4月1日時点で、契約工期を改めて行います。そのときに、このうちの条例の、議会に付すべき事項、5,000万を超えるものには必要ですよということで、5,000万の契約の時点で、これは1月の22日に、一応、報告はしてあるんですけど。これは形式的に工期が延びますよということで、本来であれば、3月議会の繰越予算が決まったときに報告すればよかったものを、私どものミスで、金額についてはシビアに思っていたんですけど、工期については、今、もう説明も行っているし、要らないものだど勘違いして。この条例をよく見たら、工期も必要ですよということで、今回、このように報告しているところでございます。申し訳ございませんでした。

○12番（木原良治君）

単純なる報告のミスと受け止めます。

この工事に関して、1月の21日に計画ありました。そして22日に、議会に契約の議案を提出して可決されました。そのときに、この23号と次、また24号もあるんですけど、落札業者が違いながら、違いながらですよ、入札業者を報告ミスがありました。それを後日、訂正ということで、町長のほうから報告がありました。これは間違いありません。

○建設課長（亀澤 貢君）

間違いございません。

○12番（木原良治君）

大事な公共工事、そして、やむを得ず工期の延長と、いろいろあろうかと思えます。そういった中においても、今後、庁舎建設等いろいろ重大な工事も控えていますので、これは指名委員長の幸野委員長に、しっかりと。最初の入札の指名業者のミスっていうのは、ペーパーレスの報告がしっかりとされていない件があったと思います。そういう確認のほうは、やはり指名委員長のほうでしっかりと役割を果たして、今後ミスのないように。これは叱咤激励じゃないです。注意ですよ。一言お願いします。

○副町長（幸野善治君）

これから、大きな工事がずっと続きますので、慎重に、担当課と連携を深めながら、ミスがないようにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

最後に、事故繰越案というのがありますよね。そこに、「地盤改良工事を通じて施工方法の変更があったほか、工法変更による作業効率低下により、不測の時間を要した」。これはどういふことでしょうか。（発言する者あり）

○議長（池山富良君）

報告で出てきますから、後で。

○6番（勇元勝雄君）

先ほど、予算のほうでも間違えということが報告がありました。これも、実際は3月で分かっているわけですから。そういうのをないように、緊張感を持って仕事をしてもらいたい。また、町長も緊張感を持ってやってもらいたいと思います。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号、工事請負変更契約（徳之島町浄化センター前処理施設機械設備工事）についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は可決されました。

△ 日程第13 議案第44号 工事請負変更契約（徳之島町浄化センター前処理施設電気設備工事）について

○議長（池山富良君）

日程第13、議案第44号、工事請負変更契約（徳之島町浄化センター前処理施設電気設備工

事) についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第44号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、去る令和2年1月17日に指名競争入札し、令和2年1月22日に契約を締結した令和元年度徳之島町浄化センター前処理施設電気設備工事に係る工事請負変更契約について、議会の議決を求める件であります。

内容は、機器設計及び承認、制作、据付け、運転調整等に長期間を要するため、工期を332日間延長するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、工事請負変更契約（徳之島町浄化センター前処理施設電気設備工事）についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は可決されました。

△ 日程第14 議案第45号 監査委員の選任について

○議長（池山富良君）

日程第14、議案第45号、総監査委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第45号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、監査委員の選任について、議会の同意

を求める件であります。

内容は、監査委員の任期満了に伴い、見識を有する監査委員に、徳之島町尾母554番地、琉好実氏を選任するものであります。

何とぞ御審議の上、同意していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号、監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は同意することに決定しました。

△ 日程第15 議案第46号 令和2年度一般会計補正予算（第2号）について

○議長（池山富良君）

日程第15、議案第46号、令和2年度一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第46号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和2年度一般会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,279万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億2,894万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金9,366万7,000円、町債3,270万円、県支出金2,690万7,000円、諸収入899万6,000円、繰入金67万3,000円の増額、財産収入15万円の減額であります。

歳出の主な内容は、総務費7,556万1,000円、商工費4,629万3,000円、農林水産業費1,759万

4,000円、衛生費716万7,000円、教育費706万6,000円の増額などがあります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

5ページ、歳入ですが、款16財産収入の土地15万が減額になっている内訳、お尋ねします。

それから、その一番下の、町債のところ。花徳集落交流人口拡大施設整備事業債として、2,290万。この内訳をお尋ねいたします。

次、歳出の7ページ。目34の節12委託料250万。システム構築委託料として減額になっていますが、これ、先ほどの専決の分で、歳入に上がっていた分だと思いましたが、この内訳をお尋ねします。

次、11ページ、一番下です。農業委員会委員報酬が235万2,000円上がっていますが、途中で増えているので、内容をお尋ねいたします。

12ページ。農林水産業の目5畜産振興費。委託料として肥育事業委託料が931万7,000円減額になって、その下の項で増えているのですが、この説明をお願いいたします。

次、14ページ。款6の目2漁港管理費です。補助金の内訳をお尋ねいたします。

15ページ。一番上の、目5観光地整備事業費ですが、節14の、これ、先ほどの関係と思いますが、歳入の。金額的なものもあって、この内容をお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○総務課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ページ、5ページ。款16項1財産貸付収入の、土地代の土地貸付料の15万円のマイナスでございまして、これは、徳之島物産株式会社のコロナ等の影響によります売上げ減によりまして、相談ございまして、今年の6月から来年の3月まで、月1万5,000円、10か月分の減額措置をいたしたところでございます。

以上です。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

歳入5ページ、21の1の過疎で、花徳集落交流人口拡大施設整備事業、町の持ち出しになりまして、歳出のほうの15ページ、こちらの観光整備事業、花徳集落交流人口拡大施設整備事業は、現在、花徳のほう闘牛場があるんですが、それがちょっと今、昔から50年ぐらいたっている闘牛場がありまして、花徳地区をちょっと活性化させるということで、闘牛場の整備、それ

と駐車場の整備、照明案内板、トイレの整備ということで、事業を上げております。

以上です。

○企画課長（政田正武君）

歳出の7ページ、款2項1目の34の特別定額給付金の、12の委託料のシステム構築委託料でございしますが、1号補正で250万というふうにして、給付に関するシステムの構築を概算で上げておりましたけれども、町村会より負担金として144万1,000円の確定した額が来ましたので、負担金として支出するというので、委託料から負担金のほうに組替えしております。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

歳出の12ページ、目5の畜産振興費。肥育事業委託料から肥育事業補助金へ替えた理由でありますけれども、委託料でやった場合、肥育牛の事業になりますけれども、肉用牛は委託料でやった場合、町の備品になるというふうな事業の関係の指摘がありまして、補助金として協議会のほうで肥育していただいて、2年後に、やはり処理するということは、備品として購入して管理して、2年後に、いろいろな点で非常に支障が出るということで、今回、補助金でやって、事業を実施するというふうになっています。それで、協議会のほうは立ち上げておりますけれども、事業は執行しておりません。非常に今、事業の執行を農協さん、共済さん、そこら辺に待っていただいている状況であります。

続きまして、14ページ、6の3の目2の漁港管理費、漁協組合施設修繕補償費。これについては、現在、漁協の競り市場の歩道側のほうのあれが落下したということで、非常に危険な状態になって、緊急を迫る状態になっております。町のほうも漁協のほうから要望を受けた結果、もう緊急にしなきゃいけない、また、漁協さんのほうは非常に財政が苦しいということで、何とか町のほうでも加勢してもらえないかということで、補助事業という形で、こういうふうな形で支援をするというふうな形になりました。

以上です。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

戻りまして、11ページ、款項目、6の1の1、節1、一番下の欄です。農業委員会報酬の農地利用最適化交付金の補正額235万2,000円です。

当初、129万6,000円計上してありましたが、成果実績分が年度末の実績となることから、令和元年度の補正で計上するのが遅れてしまい、令和2年度の支出となりました。これは全額、国庫補助金となります。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号、令和2年度一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第47号 令和2年度国民健康保険事業特別会計 補正予算（第1号）について

○議長（池山富良君）

日程第16、議案第47号、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第47号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ499万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,241万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金499万2,000円の減額であります。

歳出の内容は、保健事業費549万2,000円の減額、保険給付費50万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○14番（大沢章宏君）

議案38号で、国保の条例改正ありましたけれども、コロナの発生したときに予算は組むという事でよろしいですかね。議案38号で、コロナでかかった人には支給しますよということで条例を改正したと思うんですけど。その予算措置というのは。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

傷病手当の件だと思いますけど、その予算については、4ページ、歳出の一番裏です。の真ん中。

○14番（大沢章宏君）

これ、傷病手当金ですか。

○健康増進課長（安田 敦君）

はい、傷病手当50万ほど補正させていただいています。

以上です。

○14番（大沢章宏君）

それでちょっと先ほど、その38号のときにすべきだったんですけど、大事な話なんで、ちょっとお許しいただきたいと思います。

これ、「給与等」ってなっているんですけども、農林漁業に携わっている方は所得申告をされるわけですよね。それを給与とみなすのかどうか。ある程度、国保に加入されている方は、給与っていう形じゃなくて所得申告っていう形で、毎年2月から3月にかけてするわけです。結構、農家、漁家とか多いと思うんで、その辺。

ちょっとここですべきだったんですけど、それをちょっとお許しいただいて。これと関連してきますんで。お願いいたします。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えいたします。

Q&Aによりますと、「労務に服することができなくなった日」ということですので、農林漁業の方も申告して、ちゃんと労務、日当とかもらってれば、支給できるものと考えています。

以上です。

○14番（大沢章宏君）

それは、ちょっと申し訳ないです。ここだけもう一回。すみませんね。その「日当」という形じゃないっていうことですよ。所得で毎年1回申告するわけ。それを割る12という考え方で。その辺、それから給与とか賞与とかあるんで。普通、農家の方は賞与とかそういうのは発生しないので、その辺の考え方。申し訳ないです。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

1日当たりの支給額で、直近3か月前の1日当たりの支給額を日当と。5,000円なら5,000円の日当と計算しまして、それで支給することになっていますので。年収とかじゃなくて、直近3か月間の日当。要するに、月給でも例えば20日出た場合には、それを割った、日で1日幾らということを出して、それで計算されます。

○議長（池山富良君）

休憩する。（「休憩、休憩」「休憩して」と呼ぶ者あり）

○14番（大沢章宏君）

4回目、許してもらえますか。

○議長（池山富良君）

どうぞ、大沢議員。

○14番（大沢章宏君）

結局、これで給与って言っていましたよね。だから、農家は給与じゃないと。ちゅうことですよ。給与じゃないんで、その辺を。そしたら、農家とか漁家が多いわけですね。そうしたときに、それが当てはまるかどうかです。結局、農家とか漁家の方がコロナにかかった場合の補償。要するに、そういう方に対しても補償してほしいということです。要するに、国保はやっぱ農家と漁家、多いんでっていうことなんですよ。

だから今、答弁で聞くと、「直近3か月ので」っていうことで、農家は結局、所得申告なんで、その辺をっていうことで。一応、もうこれは、条例はこれで出ているので、あとまたこれを出すことができなければ、またいい対策を町長、考えていただいてっていうことです。町長の答弁をもらえたら。

○健康増進課長（安田 敦君）

お答えします。

ちょっと間違えていましたけど、個人事業主の家族で、青色事業専業従事者及び白色事業専従者なども対象となるので、申告すれば対象になると思います。

○14番（大沢章宏君）

じゃあ、その計算の仕方は。

○健康増進課長（安田 敦君）

直近の3か月で、多分、計算されると思われます。（「日当幾らで計算」と呼ぶ者あり）日当幾らで。3か月で計算して。

1日の限度額が、標準報酬月額もらっている人の計算で、日額3万887円が最高なので、それを超えることがなく計算されて、支給されます。

以上です。

○議長（池山富良君）

大沢議員、また後で課長と、ちょっと相談してみてください。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第48号 令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（池山富良君）

日程第17、議案第48号、令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第48号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,733万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金110万円の増額であります。

歳出の内容は、総務費77万円、公債費27万6,000円、事業費5万4,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号、令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第18 議案第49号 令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（池山富良君）

日程第18、議案第49号、令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第49号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,074万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,711万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料1,074万円の増額であります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金1,074万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号、令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第50号 令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（池山富良君）

日程第19、議案第50号、令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第50号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益658万1,000円の増額であります。収益的支出におきましては、営業費用658万1,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

2ページの、1、1、3の委託料1,187万。この委託の内容。

○水道課長（清瀬博之君）

お答えします。

委託料ですけど、水道ビジョン策定業務委託料が911万9,000円。内訳として、水道ビジョンが448万8,000円、それと、経営戦略個別施設計画が467万1,000円です。

それと、水道事業会計制度定着指導業務委託が206万8,000円となっております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

これは要望ですけど。この間、町長、水道課長にも話してありますけど、亀津の水源の件はよろしくお願い致します。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号、令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 報告第1号 繰越明許費について

○議長（池山富良君）

日程第20、報告第1号、繰越明許費について報告を求めます。

○総務課長（向井久貴君）

では、報告いたします。

報告第1号、繰越明許費について御報告いたします。

繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり議会に御報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付してございますが、令和元年度徳之島町繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

まず一般会計、総務費、総務管理費、徳之島町庁舎基本設計事業費、翌年度繰越額1,316万3,400円、新庁舎建設基本設計業務委託料でございます。

次に、農林水産業費、農業費、産地基盤パワーアップ事業費、翌年度繰越額1億1,460万円、産地の収益力向上に必要な施設整備等に経費を補助する、産地基盤パワーアップ事業補助金でございます。

次に、商工費、商工費、井之川集落観光拠点施設整備事業費、翌年度繰越額2,747万9,000円、井之川集落に建設する観光拠点施設整備事業に係る委託料、工事請負費でございます。

次に、商工費、商工費、なごみの岬公園休憩施設整備事業費、翌年度繰越額2,240万3,000円、なごみの岬公園休憩施設建設に係る委託料、工事請負費でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、社会資本整備道路事業費、翌年度繰越額1億7,792万3,320円、亀津19号線、亀津共木屋線など、社会資本整備道路事業に係る委託料、工事請負費でございます。

次に、土木費、河川費、県単急傾斜地崩壊対策事業費、翌年度繰越額900万円、井之川地区の県単急傾斜地崩壊対策事業に係る工事請負費でございます。

次に、土木費、都市計画費、総合運動公園改修事業費、翌年度繰越額1,931万円、総合運動公園野球場スコアボード改修に係る工事請負費でございます。

次に、土木費、住宅費、尾母団地建設事業費、翌年度繰越額5,519万9,000円、尾母団地建設に係る委託料、工事請負費でございます。

次に、教育費、教育総務費、学校施設空調整備事業費、翌年度繰越額1億8,045万7,000円、幼稚園、小学校、中学校への空調機設置事業に係る委託料、工事請負費でございます。

次に、教育費、教育総務費、公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業費、翌年度繰越額8,654万8,000円、小中学校へのネットワーク環境整備に係る委託料でございます。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業費、翌年度繰越額746万円、令和元年8月豪雨災害復旧事業に係る工事請負費でございます。

最後に、公共下水道事業特別会計事業費、公共下水道事業、公共下水道事業費、翌年度繰越

額 3 億 4,060 万 3,000 円、町浄化センター前処理施設に係る工事請負費及び管路築造工事請負費等でございます。

以上、一般会計 11 件、特別会計 1 件、計 12 件でございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第 1 号については終わります。

△ 日程第 21 報告第 2 号 事故繰越費について

○議長（池山富良君）

日程第 21、報告第 2 号、事故繰越費について報告を求めます。

○総務課長（向井久貴君）

では、報告いたします。

報告第 2 号、事故繰越費について御報告いたします。

地方自治法施行令第 220 条第 3 項の規定に基づき、翌年度へ繰り越した事故繰越について、同法施行令第 150 条第 3 項の規定により、繰越計算書を調整いたしましたので、別紙のとおり議会に御報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和元年度徳之島町事故繰越計算書のとおりでございます。

公共下水道事業特別会計事業費、公共下水道事業、公共下水道事業費、翌年度繰越額 1,881 万 4,000 円、町浄化センター前処理施設に係る工事請負費でございます。

以上、特別会計 1 件でございます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6 番（勇元勝雄君）

説明のほうに、「地盤改良工事について施工方法の変更があったほか、工法変更による作業効率低下による不測の期間を要した」。これは、どのようなことでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

地盤改良は、設計の段階で地質データを基に、高さ 3.2 メートルの地盤改良を計画し、地盤

改良工法は、中層混合処理のパワーブレンダー工法で行う計画でございました。工程としては、1工区、掘削、2工区、地下構造物、3工区、埋め戻し配管を計画してございました。地盤改良に当たり、地盤改良機材が島内になく、島外からの搬入調整を行っていたが、改良工事に必要な機材の確保ができない状況であることが判明し、引き続き、機材確保の調整を行いながら、軟弱地盤改良に必要な添付量を算出するため、地質調査を行いました。

12月になっても機材確保の見通しが立たなかったため、地質調査の結果を踏まえながら、ほかの工法による地盤改良ができないか検討を新たに行いました。再検討の結果、バックホーによる安定処理工法を行うことで、当初の地盤改良性能を満足することが判明し、バックホーによる安定処理工法は、改良する土砂を一旦採掘し、陸上で攪拌した後に埋め戻しを行うことと、まだらが発生しないように攪拌作業も慎重に行わなければいけないことから、作業効率も低く、工期も長くなるということで、こういった感じで工期に延長を決しました。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

ここは、現在工事している建物の地盤ということによろしいでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在、前処理施設で行っている、県道からも見えます、あの建物の地盤でございます。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号については終わります。

△ 日程第22 報告第3号 町営住宅未払賃料請求に関する調停の申立について

○議長（池山富良君）

日程第22、報告第3号、町営住宅未払賃料請求に関する調停の申立についてを報告求めます。

○建設課長（亀澤 貢君）

報告第3号、町営住宅未払賃料請求に関する調停の申立について、令和2年度町営住宅未払い賃料請求に関する調停の申立て及びこれに関する手続を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分したもので、同条第2項の規定により、これを議会に報告いたします。報告内容については、別紙のとおりでございます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号については終わります。

△ 日程第23 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（池山富良君）

日程第23、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には白山作宝さん、成岡ひとみさん、里見光さん、武勝志さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました白山作宝さん、成岡ひとみさん、里見光さん、武勝志さん。以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員に福岡千勢さん、盛田博二さん、元田浩三さん、有川一さん。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました福岡千勢さん、盛田博二さん、元田浩三さん、有川一さん。以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

△ 日程第24 陳情第4号 徳之島地区の県港湾工事発注における
特定JVの結成について

○議長（池山富良君）

日程第24、陳情第4号、陳情について議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（徳田 進君）

ただいま議題となりました、陳情第4号、徳之島地区の県港湾工事発注における特定JVの結成についての要望書の陳情について、経済建設常任委員会における審査の結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月11日の本会議散会后、委員会を開催いたしました。陳情の趣旨は、現在の状況として、徳之島地区全ての港湾工事においては、徳之島地区の予算でありながら島外業者が受注しているため、島内における経済効果がない。地域振興の観点からも、徳之島地区業者育成の必要において、特定JV（共同企業体）の結成における条件を緩和し、徳之島地区AないしBランクの業者が参加できるよう要望したいとの趣旨であります。

当委員会としては、徳之島における港湾工事に対して、徳之島のAないしBの土木業者が参入し、JVを組めるようにすることで、地元への経済効果は大きいという意見が多く、採決を行った結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから陳情第4号について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第25 陳情第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（池山富良君）

日程第25、陳情第6号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（行沢弘栄君）

ただいま議題となりました陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る陳情書採択の陳情について、総務文教厚生常任委員会における審査結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月11日の本会議散会后、委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨は、学校現場では新学習指導要領への対応だけではなく、貧困、いじめ、不登校などの課題が多く、子供の豊かな学びを実現するための教材研修や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。そのため、加配措置ではなく、抜本的な教職員定数改善が不可欠である。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、その結果、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置などを行っている自治体もあり、それにより自治体間の教育格差が生じることが大きな課題となる。

こうした観点から、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受け

られるよう、政府の予算編成においては、計画的な教職員定数改善を推進すること、また、教育の機会均等と水準の推移向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することの要望を、国の関係機関へ提出していただきたいというものであります。

当委員会としては、昨年も同趣旨の内容の陳情があり、当町議会として意見書の提出をしていることから、全会一致でこの陳情を採択すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから陳情第6号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時42分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第26 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○議長（池山富良君）

日程第26、発議第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書に

ついてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（行沢弘栄君）

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

新型コロナウイルス感染症対策として、3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策などの、教職員が不断の努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積みしており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく、抜本的な定数改善計画に基づく、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下、三位一体改革の中で、国庫負担率2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが、憲法上の要請です。豊かな子供たちの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書につ

いて採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（池山富良君）

日程第27、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（池山富良君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回徳之島町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

閉 会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 池山富良

徳之島町議会議員 勇元勝雄

徳之島町議会議員 徳田進